

芦屋市地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

第1部 災害応急対策計画

第2部 南海トラフ地震対策推進計画



令和3年度修正

芦屋市防災会議

[地域防災計画(地震・津波災害対策編)]

—— 第1部 災害応急対策計画 ——

第1章 災害応急活動の確立	12
第1節 応急対策の実施体制	12
第1 初動体制	13
第2 本部体制一覧	14
第3 職員の動員配備指令	15
第2節 災害対策本部等の設置	16
第1 連絡員待機	16
第2 災害対応室の設置	16
第3 災害警戒本部の設置	16
第4 災害対策本部の設置	18
第3節 防災関係機関との連携計画	42
第1 防災関係機関との連携	43
第2 広域的な応援体制	43
第3 自衛隊の派遣要請	46
第4 ヘリコプター支援要請計画	49
第5 災害放送の要請	51
第6 災害救助法の適用	52
第7 他の地方公共団体への職員派遣	53
第8 全庁的な被災地支援体制	55
第4節 災害情報の収集・連絡計画	57
第1 情報入手体系の確立	58
第5節 地震・津波の情報収集・連絡	59
第1 情報の収集・連絡	59
第2 津波からの防護のための施設の整備等	65
第3 津波に関する情報の伝達等	66
第6節 被害規模早期把握のための活動	69
第1 被害規模早期把握のための活動	69
第2 第1次情報等の収集・連絡	72
第3 一般被害情報等の収集・連絡	74
第4 住家被害認定調査	76
第7節 市民への広報	77
第1 広報方法【統括部広報班, 消防部】	77
第2 広報する情報【統括部広報班, 消防部】	78
第8節 通信手段の確保計画	79
第2章 消火, 救助・救急及び医療活動	83

第1節 消火活動計画	83
第1 初動体制の確立	84
第2 消防活動の基本方針	85
第3 動員計画	86
第4 出動体制	86
第5 初動活動	86
第6 情報の収集・伝達（地震発生直後）	87
第7 火災防ぎょ活動の基本方針	88
第8 避難誘導要領	88
第9 応援協力計画	89
第2節 救助・救急活動計画	91
第1 救助・救急活動の実施	92
第3節 医療活動計画	94
第1 災害時救急医療の全体システム	95
第2 災害救助法の実施基準	97
第3 初期救急医療体制	97
第4 救急搬送システム	99
第5 医療ボランティアの受入れ	99
第6 救急医療対策	100
第3章 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	102
第1節 交通の確保活動計画	102
第1 被災情報及び交通情報の収集	103
第2 陸上交通の確保	104
第3 緊急輸送道路の指定調整	108
第4 道路の応急復旧等	108
第5 海上交通規制及び海上交通の確保対策 【海上保安庁 神戸海上保安部、西宮海上保安署】	109
第6 鉄道施設 【JR西日本（西日本旅客鉄道株式会社）芦屋駅、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社】	109
第7 芦有施設 【芦有ドライブウェイ株式会社】	114
第2節 緊急輸送活動計画	117
第1 緊急輸送システム	118
第2 災害救助法による輸送費支出の基準	118
第3 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	119
第4 緊急輸送の実施	119
第5 緊急輸送の要請	120
第6 ヘリコプターの利用	121
第4章 被災者への的確な情報伝達活動	122
第1節 被災者への情報伝達活動計画	122
第1 広報の体制	123
第2 広報の方法	124

第3	一時市外避難者への広報	126
第4	要配慮者への広報【統括部広報班】	126
第5	災害情報の収集・整理【統括部情報記録班】	126
第2節	市民等からの照会に対する対応計画	128
第1	緊急問い合わせ対応の体制	129
第2	緊急問い合わせ対応の方法	129
第3	相談所における要望等の処理の方法	130
第4	市民等からの安否確認への対応	130
第5章	避難収容活動	131
第1節	避難誘導計画	131
第1	避難のための立ち退きの指示	132
第2	警戒区域の設定	137
第3	避難システム	138
第4	広域避難場所	140
第5	指定緊急避難場所	141
第6	他自治体からの広域一時滞在の受入れ	141
第2節	避難所計画	142
第1	災害救助法の実施基準	143
第2	避難所の開設	143
第3	避難所の運営管理	144
第4	避難所の環境保護の方針	145
第5	要配慮者等への支援	147
第6	大災害時における特別措置	148
第7	避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮	146
第8	愛玩動物の収容対策	149
第3節	応急住宅対策計画	150
第1	住宅対策の種類と順序	150
第2	応急仮設住宅の供与	151
第3	空家住宅の確保	153
第4	住宅の応急修理及び障害物の除去	153
第4節	避難行動要支援者への配慮計画	155
第1	避難行動要支援者への配慮の基本方針	155
第2	発災直後の避難行動要支援者への配慮	156
第3	その後の避難行動要支援者への配慮	156
第5節	外国人支援対策	157
第6節	通勤・通学・帰宅困難者対策	158
第1	学校・事業所等における対応	158
第2	駅周辺の混乱防止	158
第3	徒歩帰宅者への支援	158

第4 通勤・通学・帰宅困難者等の臨時輸送.....	159
第6章 食料，飲料水及び生活必需品の調達，供給活動.....	160
第1節 応急物資等の調達・搬送活動.....	160
第1 応急物資等の調達.....	161
第2 救援物資の要請.....	161
第3 物資集配センターの運営.....	162
第2節 食料の供給計画.....	164
第1 災害救助法の実施基準.....	165
第2 食料供給の方針.....	165
第3 備蓄食料の供給.....	166
第4 食料の調達・搬送.....	166
第5 食料の配給.....	167
第6 炊き出しの実施.....	167
第3節 飲料水の供給計画.....	168
第1 災害救助法の実施基準.....	169
第2 発災直後の応急給水の実施.....	169
第4節 生活必需品の供給計画.....	172
第1 災害救助法の実施基準.....	173
第2 生活必需品供給の方針.....	173
第3 備蓄物資の供給.....	174
第4 物資の配給.....	174
第7章 自発的支援の受入れ.....	175
第1節 災害ボランティア受入れ計画.....	175
第1 災害ボランティアセンター.....	176
第2 ボランティア受入れ.....	177
第3 ボランティア活動への支援.....	177
第8章 遺体対応，感染症対策，保健衛生等に関する活動.....	178
第1節 遺体対応計画.....	178
第1 災害救助法による実施基準.....	179
第2 遺体の収容.....	179
第3 遺体の処理.....	180
第4 遺体の埋葬.....	181
第2節 感染症対策活動計画.....	182
第1 感染症対策活動.....	183
第2 食品衛生監視.....	184
第3節 清掃計画.....	185
第1 被災家屋の処理.....	185
第2 解体現場における指導.....	186

第3 仮置場の配置.....	186
第4 仮置場の運営計画.....	186
第5 排出ルール（ごみの分別等）.....	187
第6 ごみ発生量の推計.....	187
第7 処理計画.....	188
第8 応援の要請.....	189
第9 仮設トイレの配置計画・管理計画.....	190
第10 市民への広報.....	190
第11 海洋不法投棄の防止.....	190
第12 一般廃棄物処理施設の復旧.....	190
第4節 保健衛生計画.....	191
第1 健康相談等.....	192
第2 精神保健医療対策.....	192
第3 こころのケア対策の実施.....	193
第9章 社会秩序の維持・物資の安定供給.....	194
第1節 社会秩序の維持計画.....	194
第2節 物価の安定・物資の安定供給計画.....	196
第10章 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動.....	197
第1節 施設、設備の応急復旧活動計画.....	197
第1 市の施設、設備の応急復旧.....	197
第2 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧.....	198
第2節 ライフライン応急復旧活動計画.....	199
第1 ライフライン応急復旧の調整.....	199
第2 水道施設の復旧計画.....	200
第3 下水道施設の復旧計画.....	201
第4 ガス施設の復旧計画 【大阪ガス株式会社】.....	203
第5 電力施設の復旧計画 【関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社】.....	205
第6 電気通信施設の復旧計画 【西日本電信電話株式会社】.....	208
第11章 二次災害の防止活動.....	212
第1節 土砂災害等対策計画.....	212
第1 土砂災害等対策の基本方針.....	212
第2 二次災害防止のための応急復旧対策の実施.....	213
第3 警戒体制.....	213
第2節 建築物等の二次災害防止計画.....	215
第1 被災建築物応急危険度判定の実施.....	215
第2 建築物等の倒壊対策.....	216
第3節 被災宅地の二次災害防止計画.....	217
第1 被災宅地危険度判定の実施.....	217

第2 被災住宅の応急措置	218
第12章 応急教育対策活動.....	219
第1節 応急教育対策活動計画.....	219
第1 教育委員会防災計画	220
第2 学校関係防災計画	221
第13章 非常時優先業務.....	224
第1節 通常業務からの非常時優先業務の選定.....	224
第2節 非常時優先業務の活動資源の確保.....	228
第1 庁内の活動資源	228
第2 外部調達による活動資源.....	233
第3 活動資金（会計処理）	233

—— 第2部 南海トラフ地震防災対策推進計画 ——

第1章 総則.....	236
第1節 計画の趣旨	236
第1 推進計画の目的	236
第2 推進地域	236
第2節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	237
第1 指定地方行政機関	237
第2 自衛隊	237
第3 県及び市	237
第4 指定公共機関	238
第5 指定地方公共機関	238
第3節 南海トラフ地震(M9クラス)の被害の特性.....	239
第1 兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（平成26年6月）.....	241
第2 広域的な被害	243
第3 地震による被害	243
第4 津波による被害	243
第2章 災害対策本部の設置等.....	244
第1節 災害対策本部等の設置.....	244
第1 災害対策本部等の設置.....	244
第2 災害対策本部等の組織及び運営.....	244
第2節 災害応急対策要員の動員.....	247
第1 職員の参集・配備計画.....	247
第3章 地震発生時の応急対策等.....	248

第1節 地震発生時の応急対策	248
第1 情報の収集・伝達	248
第2 施設の緊急点検・巡視	249
第3 救助・救急活動・医療活動・消火活動	249
第4 物資調達	249
第5 輸送活動	249
第6 保健衛生活動・防疫活動	249
第7 通勤・通学・帰宅困難者対策	249
第8 二次災害防止等	250
第2節 資機材、人員等の配備手配	251
第1 物資等の調達手配	251
第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	251
第3節 他機関に対する応援要請	252
第1 応援協定の運用	252
第2 自衛隊の災害派遣要請の求め等	252
第3 受援体制の整備	252
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	253
第1節 地震・津波に対する体制整備	253
第1 津波避難計画の作成	253
第2 地震・津波に対する体制整備	253
第3 情報伝達体制の整備	253
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	254
第1 施設整備の方針	254
第2 実施内容	254
第3節 建築物等の耐震化の推進	255
第1 長周期地震動への対応	255
第4節 津波に関する情報の伝達等	256
第1 防災関係機関相互の情報の伝達	256
第2 津波の発生等に関する情報	256
第3 居住者・観光客等への情報の伝達	259
第4 船舶に対する伝達	259
第5 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握	259
第5節 避難対策等	260
第1 津波に強いまちづくりの推進	260
第2 市の避難対策	260
第3 避難対象地域の明示	260
第4 迅速な避難のための備え	260
第5 避難勧告等の発令	261
第6 避難誘導等	262

第7 避難所等の維持・運営	262
第8 要配慮者の避難支援	262
第6節 消防機関等の活動	263
第1 消防機関等による津波警報等の的確な収集及び伝達	263
第2 消防機関等による津波からの避難誘導	263
第3 消防機関等の土嚢等による応急浸水対策	263
第4 消防機関等による救助・救急活動等	263
第5 津波災害対応時における消防機関等の安全管理	263
第7節 水道，ガス，電気，通信，放送関係	264
第1 水道事業者が行う措置	264
第2 ガス事業者が行う措置	264
第3 電気事業者が行う措置	264
第4 電気通信事業者が行う措置	264
第5 放送事業者が行う措置	264
第8節 交通対策	265
第1 交通対策	265
第2 乗客等の避難誘導等	265
第9節 市が管理又は運営する施設等に関する対策	266
第1 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置	266
第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	267
第3 工事中の建築物等に対する措置	267
第5章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	268
第1節 地域防災力の向上 【都市建設部，各部，各機関】	268
第1 市民による自主防災組織 【都市建設部，消防本部】	268
第2 企業等の地域防災活動への参画促進等 【都市建設部，消防本部】	269
第2節 防災訓練計画	272
第1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施 【都市建設部，各部，各機関】	272
第2 学校における津波防災訓練の実施	273
第3 住民などへの普及啓発活動 【都市建設部，各部，各機関】	273
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 【都市建設部，各部，各機関】	275
第1 住民等に対する教育及び広報	275
第2 学校園防災教育の推進	275
第3 防災上重要な施設の職員等に対する教育	276
第4 職員に対する教育	276
第5 相談窓口の設置	276
第6章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	277
第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	277
第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	277
第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等	277

1 災害応急対策計画

第1章 災害応急活動の確立	12
第2章 消火, 救助・救急及び医療活動	83
第3章 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動	102
第4章 被災者への的確な情報伝達活動	122
第5章 避難収容活動	131
第6章 食料, 飲料水及び生活必需品の調達, 供給活動	160
第7章 自発的支援の受入れ	175
第8章 遺体対応, 感染症対策, 保健衛生等に関する活動	178
第9章 社会秩序の維持・物資の安定供給	194
第10章 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動	197
第11章 二次災害の防止活動	212
第12章 応急教育対策活動	219
第13章 非常時優先業務	224

災害対応チェックリスト

<対策項目一覧>

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック	
1	職員の動員配備	1	1	3	応急対策の 実施体制	15	災害対策本部長	<input type="checkbox"/>	
2	災害対策本部の 設置	1	2	-	連絡員待機	16	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
					災害対応室の 設置	16	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
					災害警戒本部の 設置	16	災害警戒本部長	<input type="checkbox"/>	
					災害対策本部の 設置	18	災害対策本部長	<input type="checkbox"/>	
					情報の伝達・処理	32	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
					災害対策要員の 動員	40	統括部庶務班	<input type="checkbox"/>	
3	通信手段の確保	1	8	2	通信手段の確保	80	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
							消防部指揮本部班		
		1	8	3	通信手段確保の要請	81	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
							消防部指揮本部班		
4	災害情報の 収集・連絡	1	4	1	情報入手体系の確立	58	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
							統括部情報記録班		
							消防部指揮本部班		
		1	5	1	情報の収集・連絡	59	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
							統括部情報記録班		
							消防部指揮本部班		
		1	5	3	津波に関する 情報の伝 達等	居住者等への 情報伝達	66	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
						船舶に対する 情報伝達	67	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
						管轄区域内の被 害状況の迅速・確 実な把握	68	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
								統括部情報記録班	<input type="checkbox"/>

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック	
4	災害情報の 収集・連絡	1	6	1	被害規模早期 把握のための 活動	情報収集・連絡	71	各災害対策班	<input type="checkbox"/>
						情報の整理	71	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
								統括部情報記録班	<input type="checkbox"/>
		得られた情報に 基づく判断	72	災害対策本部長	<input type="checkbox"/>				
				第1次情報等 の収集・連絡	74	各災害対策班	<input type="checkbox"/>		
		得られた情報に よる判断	74			災害対策本部長	<input type="checkbox"/>		
				1	6	3	一般被害情報 等の収集・連絡	情報の収集・連絡	76
		1	6						
						被害確定報告	76	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
5	災害対策本部 の運営	1	2	1	災害対策本部 等の設置	災害対策本部 会議の開催	34	災害対策本部長	<input type="checkbox"/>
								災害対策副本部長	
								各災害対策部長	
				災害対策本部 事務局の活動	37	統括部本部班	<input type="checkbox"/>		
6	応援等の要請	1	3	1	防災関係機関と の連携	連絡調整会議の 設置	43	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
						1		3	2
		他自治体への 応援要求(要請)	44	統括部本部班	<input type="checkbox"/>				
		職員の派遣要請	45	統括部庶務班	<input type="checkbox"/>				
		指定公共機関,防 災関係民間団体 等への応援要請	45	統括部本部班	<input type="checkbox"/>				
		1	3	5	災害放送の 要請	災害時における 放送要請	51	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
						統括部広報班		<input type="checkbox"/>	
						緊急放送の要請	51	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
								統括部広報班	<input type="checkbox"/>
		6	応援等の要請	1	3	3	自衛隊の 派遣要請	災害派遣要請	46
自衛隊の受入れ	49							統括部本部班	<input type="checkbox"/>
撤収要請	49							統括部本部班	<input type="checkbox"/>
1	3			4	ヘリコプター支援 要請計画	支援要請手続	50	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
1	3			6	災害救助法の 適用	災害救助法の 適用手続	52	統括部本部班	<input type="checkbox"/>

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック	
7	市民への広報	1	7	2	広報する 情報	災害情報等の周知	78	統括部広報班 消防部指揮本部班	<input type="checkbox"/>
						被害規模早期把握 のための情報収集	78	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
						第1次情報等の 収集	78	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
						一般被害情報等	78	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
		4	1	2	広報の方法	緊急広報の方法	124	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
						一般広報の実施	125	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
						報道機関への対応	126	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
		4	1	3	一時市外避難者への広報		126	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
4	1	4	要配慮者への広報		126	統括部広報班	<input type="checkbox"/>		
4	1	5	災害情報の収集・整理		126	統括部情報記録班	<input type="checkbox"/>		
8	市民からの 照会対応	4	2	2	体 制	緊急問い合わせの 対応	129	統括部本部班 統括部広報班 統括部電話対応班	<input type="checkbox"/>
							130	支援対策部生活相談班	<input type="checkbox"/>
							130	統括部広報班 支援対策部生活相談班	<input type="checkbox"/>
9	消防活動	2	1	1	初動体制の確立			84	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班
					2	1	3	消防吏員・団員の動員	
		2	1	4				出動体制の確立	
					2	1	5	初動活動	消防本部・署所の 初動措置
		消防団の初動措置	87	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班					<input type="checkbox"/>
		2	1	6	情報の収集・伝達(地震発生直後)		87	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
		2	1	8	避難誘導 要領	避難誘導の実施	88	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
		2	1	9	応援協力 計画	広域消防応援要請	89	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
海上災害に対する 応援	90					統括部本部班	<input type="checkbox"/>		

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック	
10	救助・救急・ 医療活動	2	2	1	救助・救急 活動の実施	部隊運用	92	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
						広域消防要請	93	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
		2	3	3	初期救急 医療体制	救護班の出動	97	避難対策部医療班	<input type="checkbox"/>
						救護班の応援要請	98	避難対策部医療班	<input type="checkbox"/>
		2	3	4	救急搬送 システム	事故等の現場から の傷病者の搬送	99	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
						救護所からの 傷病者の搬送	99	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
						二次搬送及び被災 地外医療機関への 搬送	99	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
		2	3	5	医療ボランティア の受入れ	医療ボランティアの要請	99	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
						医療ボランティアの 活動調整	99	避難対策部医療班	<input type="checkbox"/>
		2	3	6	救急医療対策	100	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>	
11	避難行動要支 援者への支援	5	4	1	避難行動要 支援者への 配慮の基本 方針	福祉行政と 地域組織との連携	155	統括部本部班 避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>
							156	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>
		5	4	2	地震直後の 避難行動要 支援者への 配慮	在宅避難行動要支 援者の安否確認	156	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>
						在宅避難行動要支 援者の避難所等へ の収容	156	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>
						視聴覚障がい者 に対する情報提供	156	統括部広報班 避難対策部援護班	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		5	4	3	その後の避 難行動要支 援者への配 慮	在宅者への配慮	156	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>
		5	5	1	外国人のための相談窓口の開設・ 広報紙の配布	157	統括部広報班	<input type="checkbox"/>	
						外国人への情報伝達	157	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
12	避難収容活動	5	1	1	避難のため の立ち退き の勧告・指 示	避難準備・高齢者 等避難開始の実施	132	災害対策本部長	<input type="checkbox"/>
						避難勧告等の実施	135	災害対策本部長	<input type="checkbox"/>
						避難勧告等の連絡	136	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
		5	1	2	警戒区域の 設定	警戒区域設定の実施	138	災害対策本部長	<input type="checkbox"/>
						警戒区域設定の連絡	138	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
		5	1	3	避難システム	避難誘導	138	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>
				避難順位及び 携行品の制限	139	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>		

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック	
13	避難所等の 開設・運営	5	2	2	避難所の開設	140	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>	
		5	2	3	避難所の 運営管理	145	避難所の運営に おける役割	学校避難所管理部 学校管理班	<input type="checkbox"/>
						145	避難所の機能	避難所管理部	<input type="checkbox"/>
						145	避難所の マニュアル	避難所管理班	<input type="checkbox"/>
		5	2	4	避難所の運 営管理・環 境保護	146	避難者情報の管理	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>
						146	医療・保健体制	避難対策部医療班	<input type="checkbox"/>
						146	避難生活の長期化 への対応とプライバシ ー保護	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>
		5	2	5	要配慮者へ の支援	高齢者、障がい者等 への対応	147	避難対策部援護班 学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>
		5	2	6	大災害時に おける特別 措置	他自治体への避難	148	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
		5	2	7	避難所以外の場所に滞在する 被災者についての配慮		148	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>
		5	2	8	愛玩動物の収容対策		149	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>
5	1	4	広域避難場所	広域避難場所の 運営	140	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>		
14	通勤・通学・帰 宅困難者への 支援	5	6	1	学校・事業所等における対応	158	学校避難所管理部 学校管理班 避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>	
		5	6	2	駅周辺の混乱防止	158	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>	
		5	6	3	徒歩帰宅者への支援	158	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>	
		5	6	4	通勤・通学・帰宅困難者等の臨時 輸送	159	避難対策部援護班	<input type="checkbox"/>	

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック	
15	物資等の集配 送, 供給対策	6	1	1	応急物資の調達	161	支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/>	
		6	1	2	救援物資の要請	161	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
							統括部広報班		
		6	1	3	物資集配センターの運営	物品の出庫・搬送	162	支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/>
							163	支援対策部物資調達班	
		6	2	2	食料供給の方針	食料調達・供給の業務	165	支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/>
		6	2	3	備蓄食料の供給		166	支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/>
		6	2	4	食料の調達・搬送		166	支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/>
		6	2	5	食料の配給		167	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>
		6	2	6	炊き出しの実施		167	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>
		6	3	2	発災直後の 応急給水の 実施	発災直後の情報の収集	169	上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>
						飲料水兼用耐震性 貯水槽の利用によ る応急給水	169	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>
						広報(発災直後の 応急給水拠点)	169	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
						応援要請	169	上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>
						給水拠点の確保	170	上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>
応急給水用資機材 の備蓄・調達	170					上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>		
6	4	3	備蓄物資の供給		174	支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/>		
6	4	4	物資の配給		174	学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>		
16	交通確保活動	3	1	1	被災情報及び交通情報の収集	103	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>	
		3	1	2	陸上交通の確保	104	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>	
		3	1	3	災害対策本部 による調整	緊急輸送道路指定 のための調整	108	建設部建設総務班	<input type="checkbox"/>
						緊急輸送道路指定 情報の広報	108	統括部広報班	<input type="checkbox"/>
		3	1	4	道路の応急復旧等		108	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
		3	1	5	海上交通規制及び海上交通の確保対策		109	総務部本部班	<input type="checkbox"/>
17	緊急輸送活動	3	2	5	緊急輸送の要請	120	建設部建設総務班	<input type="checkbox"/>	
		3	2	4	緊急輸送の実施	119	建設部建設総務班	<input type="checkbox"/>	
		3	2	6	ヘリコプターの 利用	臨時離着陸場の 設置	121	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
						ヘリコプターの 支援要請	121	統括部本部班	<input type="checkbox"/>

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック	
18	生活再建	9	1	1	社会秩序の 維持	災害警備	194	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>
		9	1	2		社会秩序維持の ための対策	194	統括部広報班 支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		9	1	3		自主防犯組織の 活動	195	総務部本部班	<input type="checkbox"/>
		9	2	-	物価・物資の安定供給計画	196	支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/>	
19	ボランティア 活動	7	1	1	災害ボランティア センター開設 の要請	市ボランティア窓口の 開設	176	支援対策部 ボランティア班	<input type="checkbox"/>
		7	1	2	災害ボランティアセンターとの連携による ボランティア受入れ			177	支援対策部 ボランティア班
		7	1	3	災害ボランティアセンターとの連携による ボランティア活動への支援	177	支援対策部 ボランティア班	<input type="checkbox"/>	
20	遺体対応	8	1	2	遺体の収容	179	支援対策部遺体安置班	<input type="checkbox"/>	
		8	1	3	遺体の処理	180	支援対策部遺体安置班	<input type="checkbox"/>	
		8	1	4	遺体の埋葬	181	支援対策部遺体安置班	<input type="checkbox"/>	
21	保健衛生対策	8	2	1	感染症対策活動		183	支援対策部衛生班	<input type="checkbox"/>
					家庭用水の供給等		183	上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>
		8	2	2	食品衛生 監視	食中毒の防止	184	支援対策部物資調達班	<input type="checkbox"/>
								学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>
		8	4	1	健康相談等		192	避難対策部医療班	<input type="checkbox"/>
8	4	2	精神保健医療対策		192	避難対策部医療班	<input type="checkbox"/>		
						学校避難所管理部 学校管理班 避難所管理部 避難所管理班	<input type="checkbox"/>		
22	廃棄物処理 対策	8	3	1	被災家屋の処理		185	建設部倒壊家屋 解体撤去班	<input type="checkbox"/>
		8	3	2	解体現場における指導		186	建設部倒壊家屋 解体撤去班	<input type="checkbox"/>
		8	3	3	仮置場の配置		186	支援対策部 災害廃棄物処理班	<input type="checkbox"/>
		8	3	4	仮置場の運営計画		186	支援対策部 災害廃棄物処理班	<input type="checkbox"/>
		8	3	5	排出ルール (ごみの分別等)	排出ルール	187	支援対策部 災害廃棄物処理班	<input type="checkbox"/>
		8	3	6	ごみ発生量の推計		187	支援対策部 災害廃棄物処理班	<input type="checkbox"/>
		8	3	7	廃棄物処理計画		188	支援対策部 災害廃棄物処理班	<input type="checkbox"/>
		8	3	8	応援の要請		189	支援対策部 災害廃棄物処理班	<input type="checkbox"/>
		8	3	9	仮設トイレの配置計画・管理計画		190	支援対策部衛生班	<input type="checkbox"/>
		8	3	10	市民への広報(廃棄物の処理等)		190	統括部広報班	<input type="checkbox"/>

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック			
23	公共施設等の 応急復旧活動	1	5	2	津波からの防護のための施設の 整備等	65	建設部施設管理班	<input type="checkbox"/>			
		10	1	1	市の施設, 設備の応急復旧	197	総括部・ 各災害対策部	<input type="checkbox"/>			
		10	2	1	ライフライン応急 復旧の調整	ライフライン情報の 収集・提供	199	統括部情報記録班 統括部広報班	<input type="checkbox"/>		
						ライフライン復旧の調 整	200	建設部建設総務班 建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>		
						ライフライン復旧拠点 の 選定	200	統括部本部班	<input type="checkbox"/>		
		10	2	2	水道施設の 復旧計画	発災直後の情報の 収集	200	上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>		
						水道施設復旧状況 の広報	200	統括部広報班	<input type="checkbox"/>		
						応援要請	200	上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>		
						応急復旧の基本方針	201	上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>		
						応急復旧用資機材 の備蓄・調達	201	上下水道部水道班	<input type="checkbox"/>		
		10	2	3	下水道施設 の復旧計画	初動体制の整備	201	上下水道部下水道班 上下水道部 下水処理場班	<input type="checkbox"/>		
						応急対策	203	上下水道部下水道班 上下水道部 下水処理場班	<input type="checkbox"/>		
						関連機関への応援 要請	203	上下水道部下水道班 上下水道部 下水処理場班	<input type="checkbox"/>		
		23	公共施設等の 応急復旧活動	10	2	4	ガス施設の 復旧計画	応急対策	203	指定公共機関	<input type="checkbox"/>
							復旧対策	204	指定公共機関	<input type="checkbox"/>	
10	2			5	電力施設の 復旧計画	災害対策	205	指定公共機関	<input type="checkbox"/>		
						災害復旧	207	指定公共機関	<input type="checkbox"/>		
10	2			6	電気通信施 設の復旧計 画	災害対策本部の設置	208	指定公共機関	<input type="checkbox"/>		
						電気通信サービスの 確保	209	指定公共機関	<input type="checkbox"/>		
応急復旧	209	指定公共機関	<input type="checkbox"/>								
24	二次災害 防災対策	11	1	2	二次災害防 止のための 応急復旧対 策の実施	点検調査及び応急 工事等の実施	213	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>		
					市民への広報	213	統括部広報班	<input type="checkbox"/>			
		11	1	3	警戒体制	海面等の監視	213	消防部指揮本部班, 警防班,救助班,救急班	<input type="checkbox"/>		

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック	
25	建物、宅地の 応急危険度 判定	11	2	1	被災建築物 応急危険度 判定の実施	市内の状況把握及 び被災建築物応急 危険度判定実施の 必要性の判断	215	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
						被災建築物応急危 険度判定士の要請	215	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
						被災建築物応急危険 度判定作業の準備	215	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
						被災建築物応急危険 度判定作業の広報	216	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
						被災建築物応急危 険度判定の実施	216	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
		11	2	2	建築物等の倒壊対策	216	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>	
		11	3	1	被災宅地危 険度判定の 実施	市内の状況把握及 び被災宅地危険度 判定実施の必要性 の判断	217	統括部本部班	<input type="checkbox"/>
						被災宅地危険度判 定士の要請	217	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
						被災宅地危険度判 定作業の準備	217	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
						被災宅地危険度判 定作業の広報	218	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
						被災宅地危険度判 定の実施	218	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>
11	3	2	被災住宅の応急措置	218	建設部現地情報班	<input type="checkbox"/>			
26	文教対策の 実施	12	1	1	教育委員会 防災活動	施設、園児・児童等 の被害状況の調査	220	学校避難所管理部 学校管理班	<input type="checkbox"/>
						教育施設の 応急復旧対策	220		<input type="checkbox"/>
						応急教育の実施	220		<input type="checkbox"/>
						就学奨励費の給 付、その他必要な 補助	221		<input type="checkbox"/>
						給食の措置	221		<input type="checkbox"/>
						教育実施者の確保	221		<input type="checkbox"/>
						12	1		2
		被災園児・児童生 徒の応急教育指導 に関する対応	222	<input type="checkbox"/>					
		緊急時に地域住民 に対応できる体制 づくり	223	<input type="checkbox"/>					
						避難所の開設と運 営に関する基本事 項	223		<input type="checkbox"/>

No	対策区分	章	節	項	業務名	頁	担当班	実施 チェック		
27	応援活動	1	3	7	他の地方公共 団体への職員 派遣	派遣体制の整備	54	統括部本部班	<input type="checkbox"/>	
					1	3	8	全庁的な被災 地支援体制	被災地支援対策 本部の設置	55
		56	支援対策本部 会議の開催	56					災害対策本部長	<input type="checkbox"/>
			災害対策副本部長							
		支援対策調整 会議の開催	56	支援対策部 支援・救助班	<input type="checkbox"/>					
28	応急住宅対策	5	3	2	応急仮設住宅の供与	151	建設部 応急仮設住宅班	<input type="checkbox"/>		
							建設部建築班			
		5	3	3	空家住宅の確保	153	建設部 応急仮設住宅班	<input type="checkbox"/>		
							住宅の応急修理	153	建設部施設管理班	<input type="checkbox"/>
5	3	4	障害物の除去	153	建設部倒壊家屋 解体撤去班	<input type="checkbox"/>				

第1章 災害応急活動の確立

第1節 応急対策の実施体制

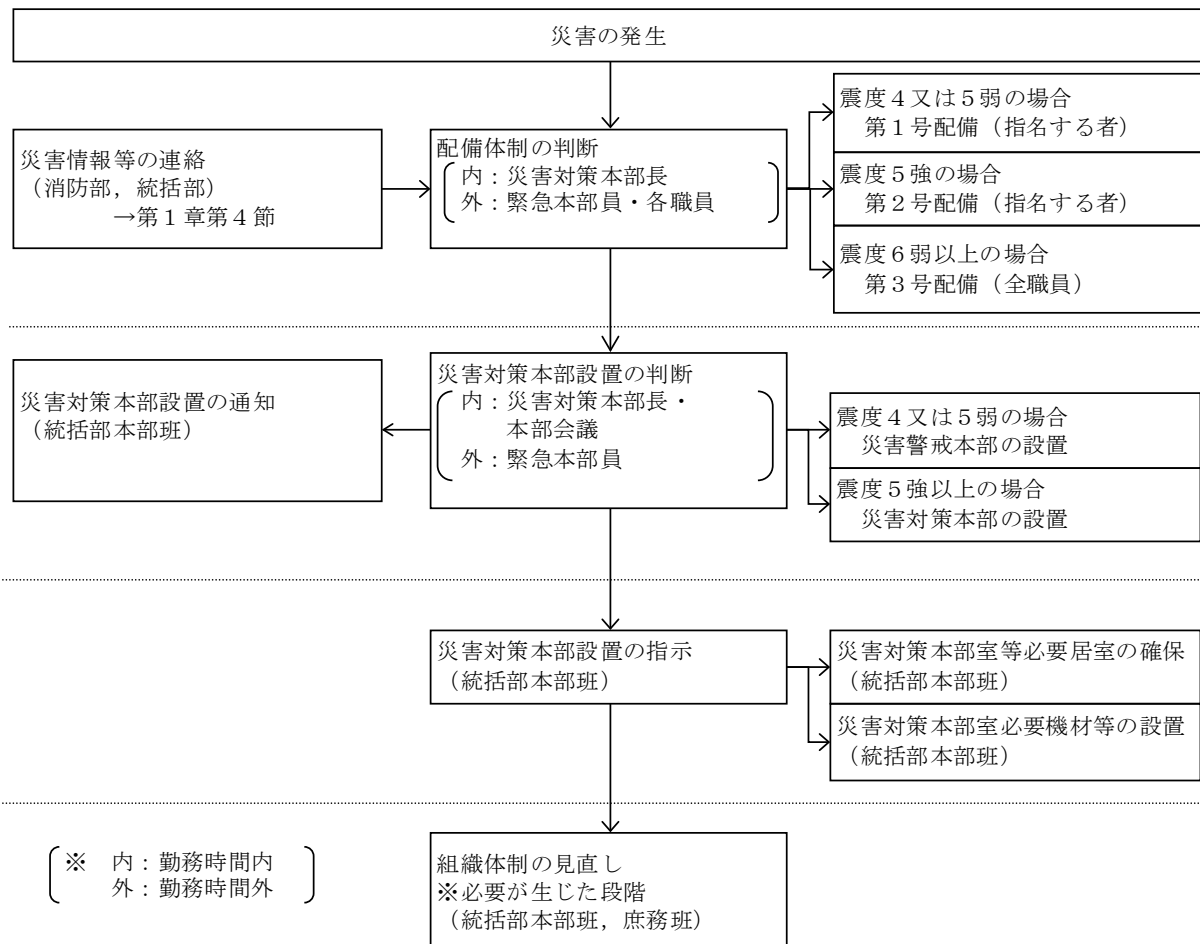
【目的】

収集・連絡された災害情報に基づく判断により、自ら、又は他機関との連携をとった応急対策の実施体制をとる。

【方針】

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

応急対策の流れ（地震）



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	(1) 配備体制の決定 (2) 災害対策本部設置の決定 (3) 災害対策本部閉鎖の決定
	対策本部長 事務局	(1) 非常参集指令の各災害対策部への連絡 (2) 災害対策本部又は災害警戒本部設置に関すること (3) 災害対策本部の設置又は閉鎖の通知に関すること (4) 災害対策本部会議に関すること (5) 災害対策本部室等必要居室の確保に関すること (6) 臨時電話設置等の災害対策本部室必要機材の設置に関すること (7) 応急対策に従事する職員等の福利厚生に関すること
	各災害対策部	発災時に担当者が不在の場合においても、各災害対策部内において所掌事務を的確に実施できるよう、各班行動マニュアルを作成する。

第1 初動体制

勤務時間外に災害が発生し、災害対策本部長及び副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間、緊急本部員の指揮の下に初動体制を確立する。

1 初動要員

初動体制の確立に当たっては、要員の早期確保が重要な課題であるため、次の基準により初動要員として指名する。

<初動要員>

初動要員	該当する居住地域
第1 初動要員 (30分体制)	30分以内出勤可能地域 芦屋市(全域)、神戸市東灘区(山麓部及び六甲アイランドを除く)、西宮市(南西部)
第2 初動要員 (1時間体制)	60分以内出勤可能地域 神戸市東灘区(山麓部及び六甲アイランド)、神戸市灘区(全域)、神戸市中央区(全域)、西宮市(南東部)、宝塚市(南部)、伊丹市(西部)、尼崎市(西部)

※初動要員及び上表の地域の範囲は、「芦屋市災害対策本部業務分掌」の一部に定める。

資料編参照

応急-3

芦屋市災害対策本部業務分掌(初動体制を含む)

第2 本部体制一覧

災害の規模による防災指令，配備体制及び本部体制の設置基準の概要は，以下のとおりとする。

<本部体制設置基準（地震・津波）>

	連絡員待機	災害対応室	災害警戒本部	災害対策本部
本部 長	—	—	副市長	市長
副本部 長	—	—	—	副市長，教育長，病院事務管理者，技監
防災 指令	—	—	防災指令第1号	防災指令第2号 防災指令第3号
配備 体制	—	—	第1号配備体制	第2号配備体制 第3号配備体制
配備対象職員	防災安全課長が必要と認められた少数の職員	統括部長，建設部長，上下水道部長及び消防部長並びに当該各部長が必要と認められた職員	課長級以上の職員，第1号初動要員の全職員及び消防部の全職員	第2号初動要員以内の全職員及び消防部の全職員
震 度	3	—	4又は5弱 (芦屋市，神戸市東灘区，西宮市)	6弱以上 (芦屋市，神戸市東灘区，西宮市)
津波注意報 警報	—	—	津波注意報	津波警報 大津波警報
その他の	協定市において，地震による甚大な災害が発生し，情報収集の必要のあるとき	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され，市域に相応な影響が予想されるとき

第3 職員の動員配備指令

1 防災指令

災害対策（警戒） 本 部 長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各災害対策（警戒）部長に防災指令を発令する。
統 括 部 長	次の基準に従って災害対策（警戒）本部長に防災指令の発令について進言する。

<防災指令の種類と基準>

防災指令の種類	防災指令の発令基準
	地 震
防災指令 第 1 号	気象庁が発表する「芦屋市」「神戸市東灘区」又は「西宮市」のいずれかにおける震度が4又は5弱のとき 津波予報区兵庫県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表され、芦屋市に被害の発生が見込まれるとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
防災指令 第 2 号	気象庁が発表する「芦屋市」「神戸市東灘区」又は「西宮市」のいずれかにおける震度が5強のとき 津波予報区兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、市域に相当な影響が予想される時
防災指令 第 3 号	気象庁が発表する「芦屋市」「神戸市東灘区」又は「西宮市」のいずれかにおける震度が6弱以上のとき

※大規模な災害：40世帯以上の家屋が、全壊、全焼のおそれがあるとき。

2 配備体制

勤務時間内に災害が発生した場合	各部は通常の業務を一時停止、又は縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第1号又は第2号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各災害対策（警戒）部長は各災害対策（警戒）部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに災害対策（警戒）本部長に報告する。
災害対策（警戒）本部長が、各災害対策（警戒）部長から配備体制強化の報告を受けた場合	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。

第2節 災害対策本部等の設置

本節では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、財産の安全を確保するために実施する災害応急対策を行う組織及び活動内容を定める。

第1 連絡員待機

1 連絡員待機の基準

芦屋市に震度3の地震が発生したときにおいては、連絡員は庁内に待機する。
「連絡員待機の基準」は、「本章 第1節 第2 本部体制一覧」に準じる。

2 連絡員の構成

連絡員は、防災安全課をもって構成する。

3 事務分掌

1	各種警報・注意報等の把握に関すること。
2	他自治体との連絡調整に関すること。
3	県及び関係機関との連絡調整に関すること。

第2 災害対応室の設置

設 置 基 準	地震により災害の発生のおそれがあるとき、災害対応室を設置する。
構 成	統括部長、建設部長、上下水道部長及び消防部長並びに当該各部長が必要と認めた職員をもって構成する。
事 務 分 掌	防災指令の発令の進言に関すること。 災害等により、芦屋市への被害が予想された場合の対応の検討に関すること。 災害警戒パトロールの実施に関すること。 自主避難所の設置に関すること。

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置基準

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生したとき又は小災害の発生が予想されるときは、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

なお、地震発生時の基準以下(震度4未満等)の場合においては、防災安全課員は、消防本部と連携をとり被害発生等があれば災害警戒本部を設置することとする。

「連絡員待機の基準」は、「本章 第1節 第2 本部体制一覧」に準じる。

2 災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	副市長とする。
災害警戒副本部長	都市建設部長をもって充てる。 (都市建設部長が不在の場合は、都市計画・開発事業担当部長，上下水道部長，消防部長を充てる)

<災害警戒本部組織編制>



3 災害警戒本部設置の手続

1	災害警戒本部の設置については、災害警戒本部長（副市長）は災害警戒本部を招集し、その議を経てこれを決する。
2	勤務時間外等の事情により、1の手続を経るいとまがないと認められる場合は、災害警戒本部長又は緊急本部員が専決し、その結果を災害警戒本部に報告する。

4 災害警戒本部設置の通知

災害警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

5 災害警戒本部の設置場所

東館3階中会議室とする。

6 災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、災害警戒本部の活動に関する基本方針や、災害発生時の対応方法に関する協議を行うため、災害警戒本部長が必要の都度招集する。ただし、災害警戒本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、災害警戒副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

災害警戒本部会議員	災害対策（警戒）本部長，災害対策（警戒）副本部長，各災害警戒部長
協議・決定事項	①災害の被害予測に関すること ②災害発生時の基本方針に関すること ③災害発生時の対処方法に関すること ④動員配備体制に関すること

	⑤各災害警戒部間調整事項に関すること ⑥その他
--	----------------------------

7 災害対策本部への移行

災害の被害が拡大、又は災害への対策又は防災の推進を図る必要が認められた場合、災害警戒本部長は市長に災害対策本部への移行を進言する。

8 災害警戒本部の縮小・閉鎖

災害警戒本部の縮小・閉鎖	①災害警戒本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害警戒本部を縮小、若しくは閉鎖する。 ②防災活動の収束に伴い、災害警戒本部長は平常業務との関連から逐次、各災害警戒部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、災害警戒本部を閉鎖するまでの間は、必要な各災害警戒部の要員を指定し、災害警戒本部員として残務整理をさせる。
災害警戒本部の閉鎖の通知	災害警戒本部長は、災害警戒本部を閉鎖したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

市長は、災害対策基本法第23条の2に基づき次の場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

「災害対策本部の設置基準」は、「第1節 第2 本部体制一覧」に準じる。

2 災害対策本部の役割

1	災害の被害予測を検討する。
2	災害発生時における基本方針を決定する。
3	災害発生時における対処方法を決定する。
4	動員配備体制を決定する。
5	各災害対策部間の調整を行う。

3 災害対策本部の構成

(1) 災害対策本部長

市長を災害対策本部長とする。なお、災害対策本部長の主な権限事項は、以下のとおりである。

1	配備体制の決定に関すること
2	災害（警戒）対策本部設置の決定に関すること
3	災害対策本部閉鎖の決定に関すること
4	広域応援要請の指示に関すること

5	自衛隊派遣要請に関する事
6	災害救助法適用要請の指示に関する事
7	芦屋警察署への消防活動協力要請に関する事
8	県及び芦屋市医師会等に対する救護班・歯科救護班出動要請に関する事
9	避難指示等の発令に関する事
10	警戒区域の設定に関する事
11	避難所開設の決定に関する事
12	義援金・救援物資受入れの判断、指示に関する事
13	ボランティア受入れの指示

(2) 災害対策副本部長

副市長，教育長，技監，病院事業管理者をもって充てる。

(3) 組織編制

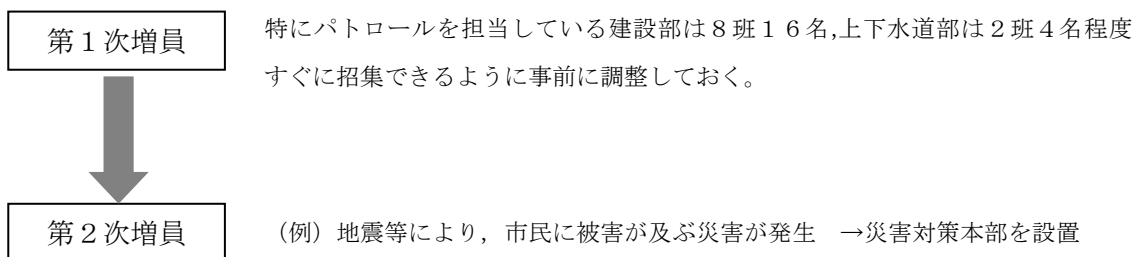
災害対策本部の組織，事務分掌	「芦屋市災害対策本部条例」，「芦屋市災害対策本部の組織に関する規則」に定める。
教育委員会災害対策部及び市立芦屋病院災害対策部の組織，事務分掌	それぞれ「芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱」「市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程」に定める。

資料編参照

応急-A1-9	芦屋市災害対策本部条例
応急-A1-10	芦屋市災害対策本部の組織に関する規則
応急-1	芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱
応急-2	市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程

4 参集人員と主たる任務（所轄業務は除く）

「第2 災害対応室の設置」の参集人員と主たる任務を基本とするが，各担当で状況に応じて増員できるような体制を整えておくものとする。



第2号配備体制

第3号配備体制（全職員）

＜芦屋市災害対策本部組織表＞



資料編参照

応急-A1-9	芦屋市災害対策本部条例
応急-A1-10	芦屋市災害対策本部の組織に関する規則
応急-A8-1	災害対策本部要員人員表
応急-1	芦屋市教育委員会災害対策部の組織に関する要綱
応急-2	市立芦屋病院災害対策部の組織に関する規程
応急-3	芦屋市災害対策本部事務分掌（初動体制を含む）

(1) 緊急本部員

ア 勤務時間外に発災した場合

勤務時間外に災害が発生し、災害対策本部長及び災害対策副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間、緊急本部員が必要な指揮及び判断を行う。

イ 緊急本部員の指名

緊急本部員は、次の者の内、第1初動要員又は第2初動要員に属する者とする。

1	統括部長
2	支援対策部長
3	避難対策部長
4	学校避難所管理部長
5	避難所管理部長
6	建設部長
7	上下水道部長
8	消防部長

ウ 緊急本部員の業務

1	動員配備指令の確認
2	気象及び被害状況の情報等の収集の指揮に関する事
3	初動活動方針の決定
4	救護班の派遣に関する事
5	避難所の開設に関する事
6	避難指示等に関する事
7	災害対策本部の設置に関する事
8	広域応援の要請に関する事
9	自衛隊派遣の要請に関する事
10	その他災害に関し緊急を要すること

(2) 動員方法

ア 勤務時間内の動員方法

防災安全課長が、庁内放送、電話、メール等により、各部長に伝達する。

各部長は、電話、FAX等により、防災指令とこれに基づく動員指示を伝達する。各部内の伝達方法は、各部内において定める。

イ 勤務時間外の動員方法

(ア) 地震発生時

勤務時間外に地震が発生した場合は、通信の混乱が予想されるため、職員は、自らテレビ・ラジオ・あしや防災ネット・緊急速報メール等によって地震情報等を収集し、

震度に応じて自主的に参集する。電話連絡が可能な場合は、各部長から部内連絡網により連絡することもある。

(イ) 参集時の留意事項

各班行動マニュアルによる。

(ウ) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

1	職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重症である場合
2	親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
3	自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
4	自宅又は親族の居住する住宅が半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合
5	同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
6	自宅付近において、救出救助要請があった場合

5 災害対策本部事務分掌・実施目標

(1) 災害対策本部事務分掌

各災害対策部が実施すべき事項は以下のとおり（「各災害対策部共通」は、最終項に記載）であり、発災状況に応じて実施内容を検討する。また、発災状況を勘案し、優先度の高い項目から実施する。

担当		担当	事務分掌／実施内容
		部長等	
統括部	本部班	都市建設部長 [副] 総務部長	(1) 災害対策本部の設置及び解散に関すること。
			連絡員待機
			災害対応室の設置
			災害警戒本部の設置
			災害対策本部の設置
			(2) 防災指令の発令及び解除に関すること。
			情報等の収集・連絡
			気象予警報等の収集・連絡
			職員の動員配備指令
			(3) 災害対策本部会議の招集及び記録に関すること。
			災害対策本部会議
			災害対策本部事務局
			(4) 災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。
			災害対策本部事務局
			(5) 各災害対策部に対する事務の緊急割当てに関すること。
			情報の伝達・処理
			災害対策本部事務局
			(6) 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること。
			県への応援の要求(要請)
			指定公共機関, 防災関係民間団体等への応援要請
			ヘリコプター支援要請手続
海上災害に対する応援			
医療ボランティアの要請			
ヘリコプターの支援要請			
避難指示等の連絡			
他市町等への避難			
救援物資の要請			
被災建築物応急危険度判定士の要請			
被災宅地危険度判定士の要請			
(7) 自衛隊への連絡及び応援要請に関すること。			
災害派遣要請			
自衛隊の受入れ			
撤収要請			
ヘリコプターの支援要請			

担当		担当	事務分掌／実施内容
		部長等	
統括部 (続き)	本部班 (続き)		(8) 災害放送の要請に関すること。
			災害時における放送要請
			緊急警報放送の要請
	情報分析班		(9) 災害対策本部長及び副本部長命令の連絡その他各災害対策部活動の調整に関すること。
			災害の進捗状況及び被災地のニーズ等の予測及び分析に関すること。
			中長期的な需給予測
			復旧目標の設定
	情報記録班		業務の優先順位の設定
			(1) 気象及び被害状況の情報収集に関すること。
			情報等の収集・連絡
			気象予警報等の収集・連絡
			(2) 各災害対策部の対策実施状況の把握に関すること。
			(3) 被害状況及び対策実施状況の記録並びに参考資料の収集に関すること。
			災害情報の収集・整理
			ライフライン情報の収集・提供
	広報班		(1) 災害情報及び避難指示等の広報宣伝に関すること。
市民に対する広報方法			
広報する情報			
緊急輸送道路指定情報の広報			
一般広報の実施			
一時市外避難者への広報			
要配慮者への広報			
総合的な相談窓口情報の提供			
視聴覚障がい者に対する情報提供			
救援物資の要請			
広報（発災直後の応急給水）			
市民への広報（飲料水の供給）			
市民への広報（廃棄物の処理等）			
社会秩序維持のための対策			
ライフライン情報の収集・提供			
広報（水道施設の応急復旧計画）			
市民への広報（二次災害に関する情報）			
	(2) 各種報道機関その他対外発表に関すること。		
	報道機関への対応		
	(3) 各種報道機関との連絡に関すること。		
	災害時における放送要請		
	緊急警報放送要請		
	(4) 災害情報の提供に関すること。		

担当		担当	事務分掌／実施内容
		部長等	
統括部 (続き)	広報班 (続き)		(5) 各災害対策部の対策実施状況，復旧実施状況の市民への情報提供に関すること。(外国人支援対策)
			要配慮者への介助
			相談窓口の開設・広報紙の配布 情報伝達
	財政班		(1) 災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。
			予算の確保
			調達手続
			支払手続
			(2) 災害対策の財源措置に関すること。
			清算手続
	渉外班		(3) 資金計画に関すること。
			(4) 防災に関する資金前渡金並びに義援金，見舞金の保管に関すること。
			(1) 災害対策本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。
			(2) 見舞者等の応接並びに義援金，見舞金品の受付に関すること。
			災害義援金の募集
			(3) 災害地視察に関すること。
			(4) 議会との連絡その他渉外連絡に関すること。
			(5) 合同慰霊祭等の実施及び案内に関すること。
			(6) 業務支援，義援金，見舞金品の受領に伴う礼状の送付に関すること。
			電話の応対及び交換に関すること。
	応電対話班		緊急問い合わせへの対応
庶務班		(1) 災害対策部に係る情報の収集及び報告に関すること。	
		(2) 職員の給食，医療等厚生に関すること。	
		(3) 職員の出勤状況の把握及び各災害対策部間の職員の応援体制に関すること。	
		災害対策要員動員計画	
		(4) 国及び地方公共団体からの応援の受付及び配置に関すること。	
		(5) 国及び地方公共団体の職員の派遣要請に関すること。	
		他市町への応援要求(要請) 職員の派遣要請	
支援・救助班		(6) 応援及び派遣職員の執務環境及び健康管理に関すること。	
		(7) その他，他の部の所管に属さないこと。	
		(1) 部内各班への応援に関すること。	
		(2) 他の災害対策部への応援に関すること。	
		(3) 被災者の救出及び搬送に関すること。	
受援班		(4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。	
		(5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。	
		(1) 人員や物資のニーズ等の状況把握及びとりまとめに関すること。	
		(2) 他自治体や民間企業及び団体等に対する人的支援，物的支援の要請に関すること。	
	(3) 他自治体や民間企業及び団体等から支援の申出に係る当初の応答に関すること。		

担当		担当	事務分掌／実施内容	
		部長等		
統括部 (続き)	受援班 (続き)		(4) 支援受入れに係る各災害対策部，物資集配センター及び各避難所との連絡調整に関すること。	
			(5) ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。	
			(7) 各災害対策部又は各班，物資集配センター，各避難所及びボランティアセンターにおける応援の受け入れ状況やニーズのとりまとめに関すること。	
			(8) 応援受入れに関する対外的な情報発信に関すること。	
			(9) 応援受入れに活用できる資源の調達及び管理に関すること。	
支援対策部	ボランティア班	市民生活部長 [副] 企画部長	(1) ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 ボランティア受入れ ボランティア活動への支援	
			(2) 災害ボランティアセンターの設置要請，指導及び連絡調整に関すること。 災害ボランティアセンターの開設	
			物資調達班	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。
				(2) 救援に必要な医薬品，生活必需品その他応急物資の調達及び配送に関すること。
	(3) 備蓄品及び調達品の管理に関すること。 応急物資等の調達 救援物資の要請 物資集配センターの運営 食料供給の方針 備蓄食料の供給 食料の調達・搬送 食中毒の防止 社会秩序維持のための対策			
	生活相談班	災害相談に関すること。		
		衛生班		(1) 感染症対策に関すること。 感染症対策活動
				(2) し尿の応急収集及び処理に関すること。
	(3) 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 仮設トイレの配置計画・管理計画			
	(4) 入浴施設の設置の支援に関すること。			
	災害廃棄物処理班	(1) 災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること。 仮置場の配置 仮置場の運営計画 排出ルール（ごみの分別等） ごみ発生量の推計 処理計画 応援の要請		
		(2) じんかい等の応急処理に関すること。		
		(3) 災害廃棄物に関する総合調整業務に関すること。		

担当		担当	事務分掌／実施内容
		部長等	
支援対策部 (続き)	遺体安置班	福祉部長 [副] こども・健康部長	(1) 遺体安置所への収容及び安置に関すること。
			遺体の収容
			遺体の処理
			遺体の埋葬
			(2) 他市町での死亡者の遺体引取りに関すること。
	(3) 火葬に関すること。		
	支援・救助班		(1) 部内各班への応援に関すること。
			(2) 他の災害対策部への応援に関すること。
			(3) 被災者の救出及び搬送に関すること。
			(4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。
(5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。			
避難対策部	援護班	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。	
		(2) 要配慮者の安全確保及び援助に関すること。	
		避難行動要支援者への介助	
		在宅避難行動要支援者の安否確認	
		在宅避難行動要支援者の避難所等への収容	
		視聴覚障がい者に対する情報提供	
		在宅者への配慮	
		要配慮者への支援	
		(3) 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること。	
		(4) 見舞金、弔慰金、災害援助金等の支給及び貸付けに関すること。	
		(5) 義援金品の配分に関すること。	
		災害義援金の配分	
		(6) 罹災証明の発行に関すること。	
		(7) 被災者の生活援護に関すること。	
		(8) 避難誘導に関すること。	
	(9) 高齢者の生活援助に関すること。		
	医療班	(1) 被災者の医療に関すること。	
		医療ボランティアの活動調整	
		医療・保健体制	
		健康相談等	
精神保健医療対策			
(2) 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること。			
(3) 市立芦屋病院等との連携に関すること。			
支援・救助班	(1) 部内各班への応援に関すること。		
	(2) 他の災害対策部への応援に関すること。		
	(3) 被災者の救出及び搬送に関すること。		
	(4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関すること。		
	(5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関すること。		

第1部 災害応急対策計画
 第1章 災害応急活動の確立
 第2節 災害対策本部等の設置

担当		担当	事務分掌／実施内容
		部長等	
学校避難所管理部	学校管理班	管理部長 [副] 学校教育部長	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関する事。
	支援・救助班		
広域避難場所の運営			
避難所の開設			
(3) 収容避難者への対応及び調査に関する事。			
避難者情報の管理			
避難生活の長期化への対応とプライバシー保護			
高齢者、障がい者等への対応			
愛玩動物の収容対策			
食料の配給			
飲料水兼用耐震性貯水槽の利用による応急給水			
物資の配給			
食中毒の防止			
精神保健医療対策			
避難所管理部	避難所管理班	社会教育部長 [副] 会計管理者	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関する事。
	支援・救助班		
広域避難場所の運営			
避難所の開設			
(3) 収容避難者への対応及び調査に関する事。			
避難者情報の管理			
避難生活の長期化への対応とプライバシー保護			
高齢者、障がい者等への対応			
愛玩動物の収容対策			
食料の配給			
飲料水兼用耐震性貯水槽の利用による応急給水			
物資の配給			
食中毒の防止			
精神保健医療対策			
			(1) 部内各班への応援に関する事。
			(2) 他の災害対策部への応援に関する事。
			(3) 被災者の救出及び搬送に関する事。
			(4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関する事。
			(5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関する事。

担当		担当	事務分掌／実施内容		
		部長等			
建設部	建設総務班	道路・公園担当部長 [副] 財務担当部長	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関すること。		
			(2) 部内各班活動の連絡調整に関すること。		
			(3) 緊急車両及び緊急輸送路の指定に関すること。		
	応急仮設住宅班		(1) 応急仮設住宅の建設計画（用地交渉を含む）及び維持管理に関すること。 応急仮設住宅の供与		
			(2) 応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。 応急仮設住宅の供与 空家住宅の確保		
			(3) 応急仮設住宅入居者の相談等に関すること。		
			(4) 応急仮設住宅入居者に係る他部署との連絡調整に関すること。		
			倒壊家屋解体撤去班		(1) 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請受付及び相談に関すること。 障害物の除去 被災家屋の処理 解体現場における指導
					(2) 申請内容の審査及び調査に関すること。
					(3) 家屋解体撤去業務に係る連絡調整に関すること。
	施設管理班		(4) 家屋解体撤去に係る支払に関すること。		
			(1) 応急仮設住宅の工事施工に関すること。 応急仮設住宅の供与		
			(2) 市公共建物等の損壊の応急措置に関すること。		
			(3) 市公共建物の被害状況の調査に関すること。		
			(4) 災害対策本部警備及び公有財産の管理の統括に関すること。		
	現地情報班		(5) 災害対策用車両等の調達及び配備に関すること。		
			(1) 被害状況の現地調査に関すること。		
			(2) 罹災証明に係る調査に関すること。		
			(3) 道路・公園の被害調査に関すること。 被災情報及び交通情報の収集 点検調査及び応急工事等の実施		
			(4) 道路・公園の応急措置に関すること。 道路の応急復旧等 ライフライン復旧の調整		
(5) 家屋損壊に伴う建築物の応急危険度判定に関すること。 被災建築物応急危険度判定の実施 建築物等の倒壊対策					
(6) 被災建築物応急危険度判定士の受入れに関すること。					
(7) 被災を受けた擁壁・法面等を含む建築物の敷地等の危険度判定に関すること。 被災宅地危険度判定の実施 被災住宅の応急措置					

第1部 災害応急対策計画
 第1章 災害応急活動の確立
 第2節 災害対策本部等の設置

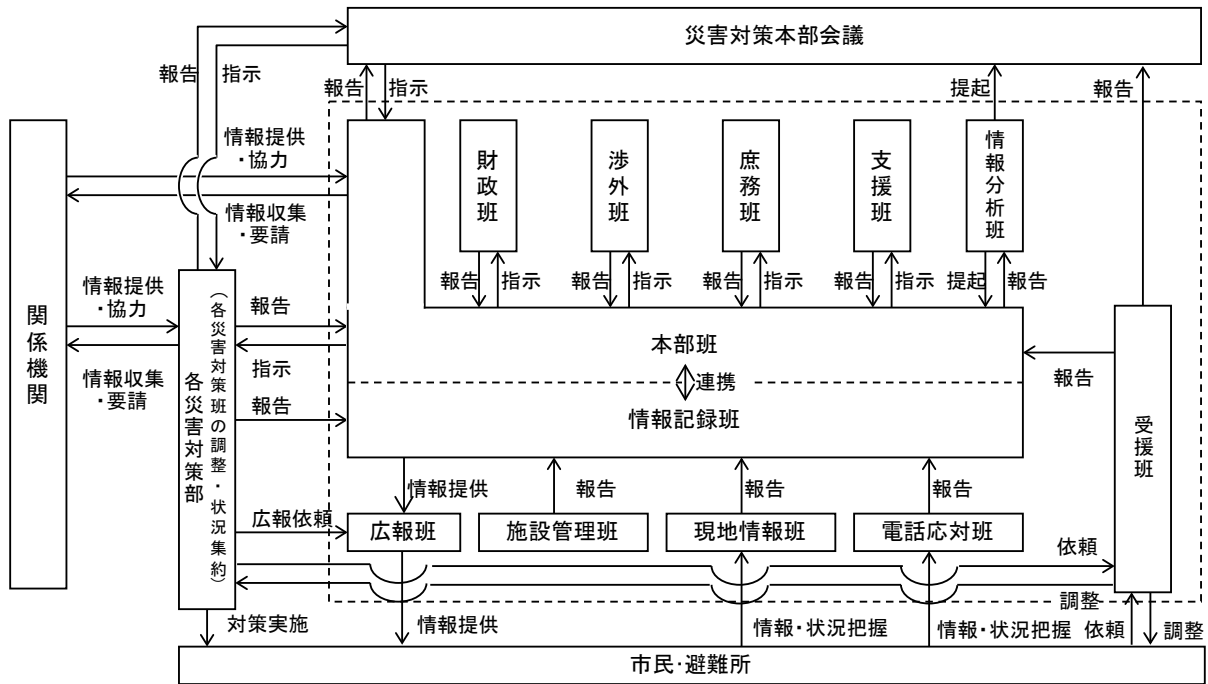
担当		担当	事務分掌／実施内容		
		部長等			
建設部 (続き)	現地情報班 (続き)		(8) 被災宅地危険度判定士の受入れに関する事		
			(9) 被災家屋の被害程度判定に関する事		
			(10) 家屋被害認定士の受入れに関する事		
			(11) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の調査に関する事		
	支援・救助班		(1) 部内各班への応援に関する事		
			(2) 他の災害対策部への応援に関する事		
			(3) 被災者の救出及び搬送に関する事		
			(4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関する事		
			(5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関する事		
上下水道部	水道班	上下水道部長 [副] 水道管理課長	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関する事 発災直後の情報の収集		
			(2) 応急措置用資機材の調達及び配備に関する事 応急復旧用資機材の備蓄・調達		
			(3) 他機関の応援要請に関する事 給水応援計画 応援要請		
			(4) 水道施設の防護及び応急復旧に関する事 家庭用水の供給等 応急復旧の基本方針		
			(5) 応急給水に関する事 発災直後の情報の収集 給水拠点の確保 応急給水用資機材の備蓄・調達		
			(6) 応急作業の業者委託に関する事 応援要請		
			下水道班	(1) 下水道の被害調査に関する事 初動体制	
				(2) 下水道の応急措置に関する事 応急対策 関連機関への応援要請	
				下水処理場班	(1) 下水処理場の管理運営及び修理工事に関する事 応急対策
					(2) ポンプ場の管理運営及び修理工事に関する事 応急対策
	支援・救助班	(1) 部内各班への応援に関する事			
		(2) 他の災害対策部への応援に関する事			
		(3) 被災者の救出及び搬送に関する事			
		(4) 被災者の捜索及び収容活動の支援に関する事			
		(5) 市公共建物等に係る防護活動の支援に関する事			

担当		担当	事務分掌／実施内容
		部長等	
消防部	指揮本部班・ 警防班・ 救急班・ 救助班	消防長 [副] 消防署長	(1) 部に係る情報の収集及び報告に関する事
			(2) 震災、水害、火災等の警備、防御及び被害調査に関する事
			情報の収集・伝達
			通信の運用
			災害警備
			量水標等の監視
			(3) 警報に関する事
			(4) 災害用資機材の整備及び管理に関する事
			臨時離着陸場の設置
			(5) 救急救助活動に関する事
			部隊運用
			県への応援の要求（要請）
			(6) 災害対策本部設置に伴う統括部本部班の支援に関する事
			初動体制の確立
			消防部・署所の初動措置
消防団の初動措置			
広域消防応援要請			
(7) 被災者の救出及び搬送に関する事			
避難誘導要領			
(8) 被災者の捜索及び収容活動に関する事			
事故等の現場からの傷病者の搬送			
救護所からの傷病者の搬送			
二次搬送及び被災地外医療機関への搬送			
各災害対策部共通			(1) 部内の災害応急対策計画の策定に関する事
			(2) 部内各班間の職員の応援体制に関する事
			(3) 部所管に係る施設等の被害調査に関する事

6 情報の伝達・処理方法

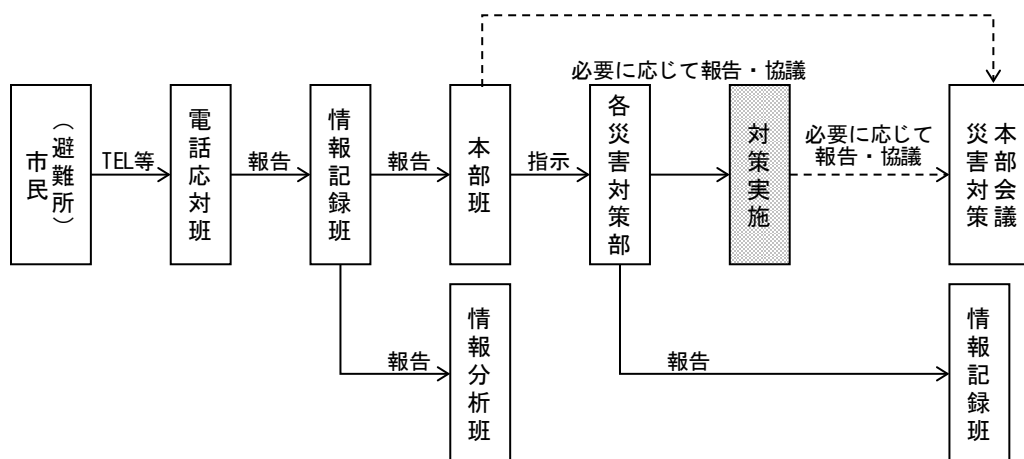
市民からの問い合わせや現地において収集した情報及び災害情報については、各災害対策部内で集計・分析し部内に指示をするとともに、全庁的及び他の災害対策部との協力が必要な事項については、情報の共有を図る。

(1) 各災害対策部局間の情報伝達方法

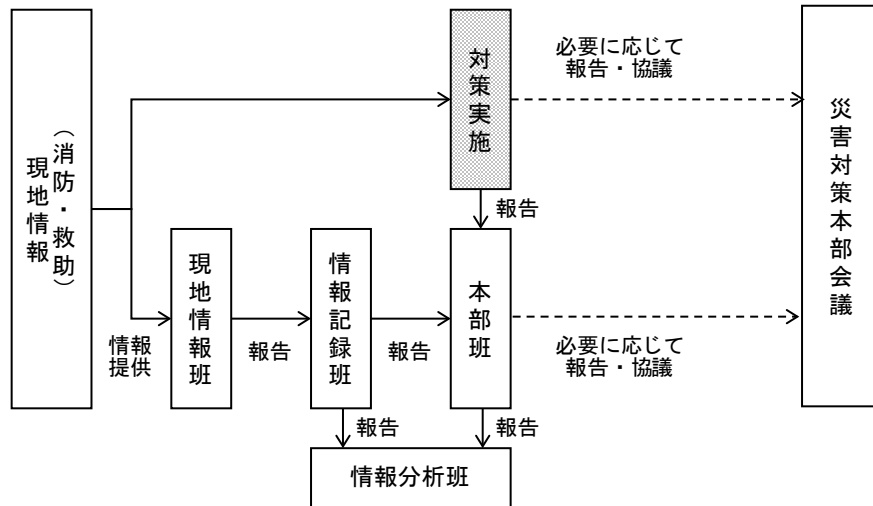


なお、前述の情報伝達方法のうち、災害において頻繁に情報伝達が発生すると想定される市民（避難所）情報、現地情報、関係機関からの情報を特筆すると以下のとおりである。

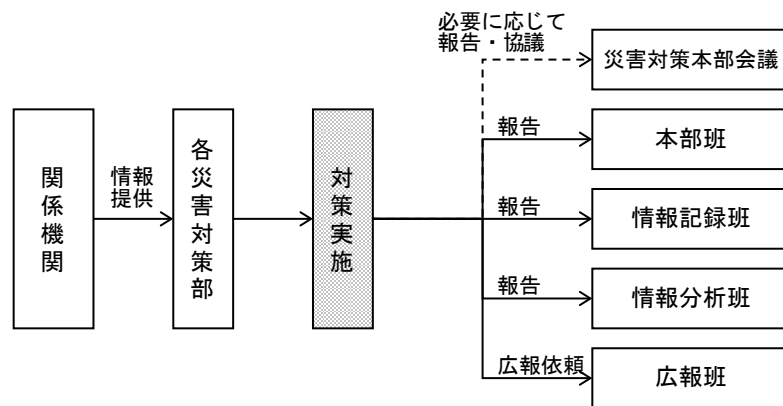
ア 避難所情報の伝達方法



イ 現地情報の伝達方法

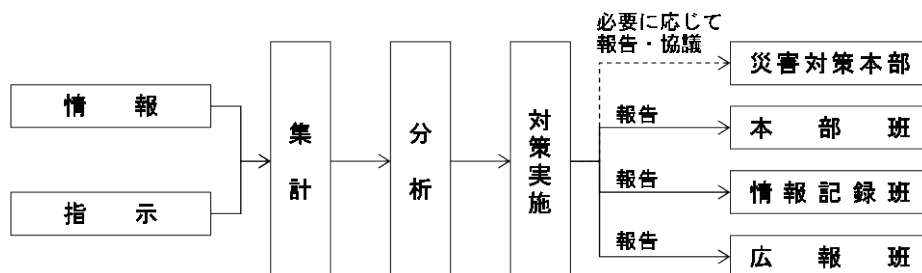


ウ 関係機関からの情報の伝達方法



(2) 各災害対策部内の情報処理方法

情報を受信した各災害対策部は、情報を集計・分析し対策を実施する。対策の実施結果については本部班に報告し、全庁的な対応や調整が必要な事項については災害対策本部会議に報告する。また、市民へ周知が必要な事項については、広報班へ周知を依頼する。



7 災害対策本部設置の手続

1	災害対策本部の設置については、災害対策本部長は災害対策本部会議を招集する。
2	勤務時間外等の事情により、「ア 避難所情報の伝達方法」の手続を経ないと認められる場合は、災害対策本部長又は緊急本部員が専決し、対策を実施することができる。なお、その結果を災害対策本部会議に報告する。

8 災害対策本部設置の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、県、報道機関等にこれを通知する。

(1) 通知の方法

通知，公表先	通知，公表の手段	担 当 班
各 災 害 対 策 部	庁内掲示板，災害対策本部会議，本部連絡員	統括部本部班
県 知 事	県フェニックス防災システム，電話	統括部本部班
阪 神 南 地 方 本 部 (阪神南県民センター)	県フェニックス防災システム，電話	統括部本部班
報 道 機 関	FAX，口頭又は文書（記者クラブを通じて）	統括部広報班

9 災害対策本部の設置場所

災 害 対 策 本 部 配 置 計 画	次表「災害対策本部配置計画」参照
室 の 確 保	統括部施設管理班は、直ちに各室の安全を点検し、必要な機器等を配置

<災害対策本部配置計画>

庁舎	室 名	収容 員数	利用用途	配置機器等 その他の機器等
東 館	中 会 議 室	24	災害対策本部室(記者発表室)	電話機，市内地図 ホワイトボード
	大 会 議 室	108	本部班	
	小 会 議 室 1	8	阪神南県民センター	
	小 会 議 室 2	8	医療コーディネーター	
	小 会 議 室 3	8	予備室	
	小 会 議 室 4	12	広報班	
小 会 議 室 5	18	電話対応班		
南 館	庁 議 室	20	記者発表室	
消 防 庁 舎	多目的ホール	108	自衛隊，警察	

10 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、災害対策本部長が必要の都度招集する。ただし、災害対策本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、災害対策副本部長又は関係災害対策部長との協議をもってこれに代えることができる。

災害対策本部会議員	災害対策本部長，災害対策副本部長，各災害対策部長
協 議 ・ 決 定 事 項	①被害状況の把握に関すること ②災害応急対策の基本方針に関すること ③動員配備体制に関すること ④各災害対策部間調整事項に関すること

	<ul style="list-style-type: none">⑤避難指示等及び警戒区域の設定に関する事⑥自衛隊災害派遣要請に関する事⑦他市町への応援要請に関する事⑧県及び関係機関との連絡調整に関する事⑨災害救助法適用要請に関する事⑩激甚災害の指定の要請に関する事⑪その他災害応急対策の実施及び調整に関する事
--	--

なお、第1回災害対策本部会議では、次項の項目を参考に本市における緊急の防災措置を決定する。

協議・決定項目	
ア	被害状況の把握に関すること
	<input type="checkbox"/> 災害（地震等）の概要確認
	<input type="checkbox"/> 被害状況の確認
	<input type="checkbox"/> 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認
イ	災害応急対策の基本方針に関すること
	<input type="checkbox"/> 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）
	<input type="checkbox"/> 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼等）
	<input type="checkbox"/> 負傷者応急救護対策 （医療スタッフ及び救護班の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）
	<input type="checkbox"/> 被災者支援対策（非常食，弁当，飲料水，毛布等の必要推計／給食・救援物資等の調整手配等）
	<input type="checkbox"/> 死者対策（棺及びドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）
	<input type="checkbox"/> 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険個所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）
	<input type="checkbox"/> 輸送対策 （道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルートの確保／関係機関への協力要請等）
	<input type="checkbox"/> ライフライン対策（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）
ウ	動員配備体制に関すること
	<input type="checkbox"/> 職員参集状況の確認
エ	各災害対策部間調整事項に関すること
	<input type="checkbox"/> 各災害対策部・班による協議・決定についての指示
オ	避難指示等及び警戒区域の設定に関すること
	<input type="checkbox"/> 記者会見及び市民向けの原稿作成及び緊急放送の実施（防災行政無線等の活用）
カ	自衛隊災害派遣要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 自衛隊への派遣（準備）要請
キ	他市町への応援要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 県，近隣市町，関係機関等からの要請内容の確認
ク	県及び関係機関との連絡調整に関すること
	<input type="checkbox"/> 関係機関への連絡についての指示
	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部及び阪神南地方本部の設置状況の確認
	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部，阪神南地方本部への地震発生及び災害対策本部設置の報告についての指示
	<input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の派遣要請
ケ	災害救助法適用要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用について
コ	激甚災害の指定の要請に関すること
	<input type="checkbox"/> 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること
サ	その他災害応急対策の実施及び調整に関すること
	<input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議までの対応についての指示
	<input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議の開催予定

1.1 災害対策本部事務局

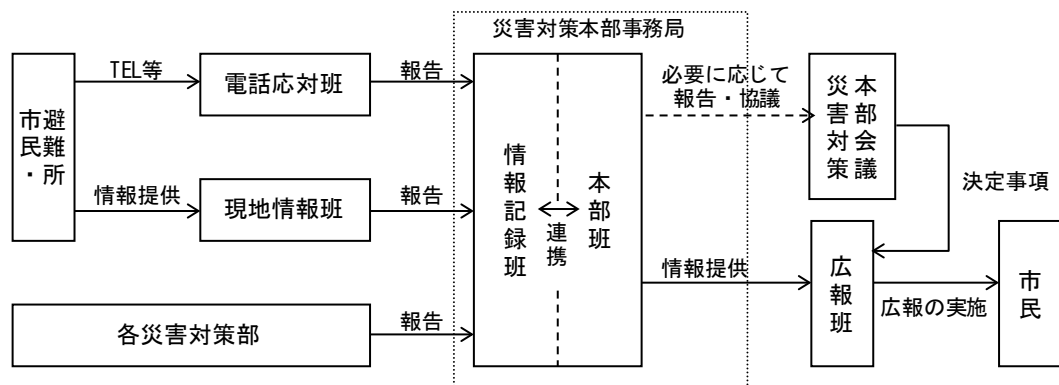
(1) 災害対策本部の運営事務

統括部本部班と情報記録班，広報班が連携し一体的に活動する。なお，統括部以外の者を必要とする場合は，本部連絡員を充てる。

(2) 事務局の活動内容

本 部 班	①災害対策本部会議の運営に関すること ②収集した情報に基づく各災害対策部への指示に関すること
情 報 記 録 班	①災害対策本部会議等で収集した情報の整理に関すること ②写真や映像等の記録に関すること ③各災害対策部の対応結果の取りまとめに関すること
広 報 班	①緊急広報の実施に関すること ②プレス対応に関すること

(3) 事務局内の情報処理方法



1.2 災害対策本部連絡員

災害対策本部会議又は災害対策本部事務局と各災害対策部の連絡役として，災害対策本部連絡員を置く。

構 成	災害対策本部連絡員は，各災害対策部において予め指名しておくものとする。
事 務 分 掌	①災害対策本部会議等での決定事項を各災害対策部へ伝達する。 ②各災害対策部の活動状況等を本部班及び災害対策本部会議に出席中の災害対策部長へ報告する。 ③必要に応じて災害対策本部事務局の構成員として本部事務を担当する。

1.3 情報分析班の設置・役割

発災時においては，災害の全体像，災害が本市に及ぼす危険度，災害の進捗状況予測及び被災地のニーズの予測・分析が非常に重要である。しかし，過去の災害においては，初動期における情報が多く，適切に対処できない課題も散見された。また，実効性の高い情報分析

が行えていない状況でもある。

そこで、必要とする各災害対策部（支援対策部、避難所管理部等）から数名ずつ選抜し、各災害対策部（班）から独立した情報分析班を設置する。

情報分析班は、被害予測・被災地のニーズにより全体方針や、中長期的な需給予測及び復旧目標を設定し、業務の優先順位を検討する等の役割を担うものとする。

(1) 構成

災害の規模により、防災安全課を中心として統括部の中に位置づけるものとし、その要員にあっては、災害の種類により各災害対策部から専任要員を派遣するものとする。

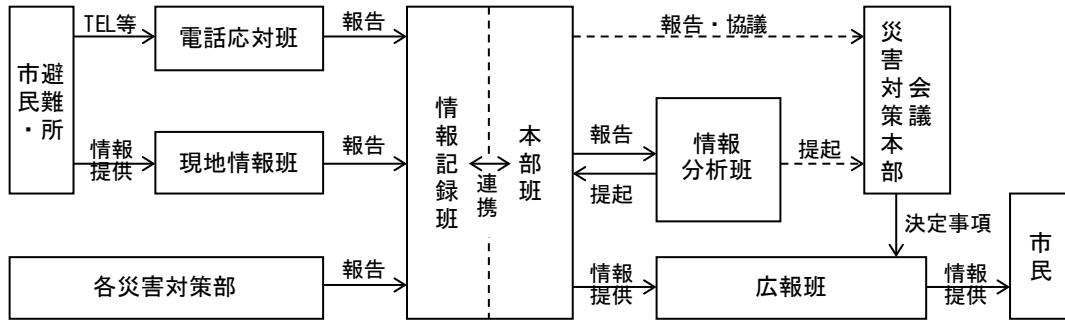
(2) 情報の入手

各災害対策部からの情報若しくは統括部情報記録班に集約された情報については、本部班に報告すると同時に、情報分析班についても報告するものとする。また、分析の過程において必要と思われる情報については、各災害対策部に提出を求めるものとする。

(3) 業務の内容

被害予測の把握	発災時における気象庁発表等の地震被害の状況から、事前に各防災関係機関が事前予測した被害想定値を基に、本市の被害の想定を進言を行い、市全体の対応についての助言を行う。また、直後から入手した市の被害状況から予測値の修正を重ね、最新の被害状況の把握に努める。
中長期的な需給予測の把握	人的及び建物被害等の状況から、想定される避難者数等を勘案し、必要とされる物資等の需給予測値を算定し、災害対策本部に提言を行う。
復旧目標の進捗管理	市全体としての災害目標と各災害対策部が行う災害対応との調整を図る。
業務の優先順位 の 検 討	各災害対策部（班）は、事前に定めた「応急対策の実施時期」に基づき応急対策の実施を行うものとするが、災害の規模等によりその目標時期が異なってくることから、災害対策本部会議で定めた市の方針と目標完了時期を勘案し、全体の調整機能を担うものとする。
重要情報への対応	災害対策本部若しくは統括部情報記録班に集約された情報に対して、本部班は具体的対応を担うものであるが、情報分析班においては、そのうち重要度と緊急度を検討し、優先すべき情報のトリアージを行い、重要情報への対応の漏れを防ぐ。以下に優先すべき情報の例を記す。 ①人命に関わること ②入手した内容の変化が早いと思われる情報 ③時間的制約に迫られた重要な内容 ④被害規模や範囲が大きな情報 等
事業継続体制への移行の準備	大規模災害における初動時においては、一時的には通常業務を中断せざるを得ない状況下に陥るが、災害対応の全体像から稼働率を落としてでも再開すべき業務等についての検討を行う。

<情報の流れ>



1 4 災害対策本部の財務

予 算 の 確 保	①財政班 統括部長と協議し、速やかに予算措置に関する基本方針を災害対策本部に付議し関係災害対策部長に必要な指示をする。 ②各災害対策部長 分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき、又は予算措置が講じられていないときは、直ちに財政班の指示を受ける。
調 達 手 続	①緊急を要する災害用物資・資機材・要員等の調達は、随意契約によることができる。 ②契約の手続をとるとまがない場合は、統括部長が災害対策本部に付議して臨機適切な措置をし、関係災害対策部長に指示する。
支 払 手 続	①財政班 統括部長と協議し、速やかに支払い方法に関する基本方針を災害対策本部に付議し、関係災害対策部長に必要な指示をしなければならない。 ②物資の調達に関する支払いは、原則として一般の支払手続により処理する。ただし、即時支払いを必要とするものについては、資金前渡を受け支払い事務を処理する。
清 算 手 続	①財政班 芦屋市が繰替支弁した災害救助費を、「災害救助費の国庫負担について」（昭和40年5月厚生省社第163号厚生省事務次官通達）に準じて、災害救助費繰替支弁金の概算又は清算交付を当該繰替支弁を求めた県知事に請求する。

1 5 職員等の活動環境

安 全 の 確 保	①庁内の安全確保 ◇災害対策本部長は、地震発生時に職員等が負傷することがないように、書棚やOA機器等の固定や、ガラスの飛散防止等に努める。 ◇災害対策本部長は、職員等が応急活動に従事するに当たって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。（ヘルメットの着用等） ②自宅の安全確保 ◇職員は、自宅において負傷することがないように、自宅の耐震化、家具等の固定等により、災害に対する安全性の向上に努める。 ③安否及び被害の確認 ◇職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方
-----------	--

	<p>法（遠隔地の連絡中継場所の設定等）を事前に確保し、応急活動に全力を傾注する。</p> <p>◇各災害対策部の庶務を担当する班は、必要に応じて、各職員に代わり家族の安否確認等を行う。</p>
24 時間体制への対応	<p>【大地震の発生直後】</p> <p>24 時間体制での対応をとらざるを得ないため、各災害対策部長は 12 時間を目途としたローテーションが可能な適切な班の編成の他、仮眠場所の確保、食料及び飲料水の確保等に努める。</p>
健康管理対策	<p>【大地震が発生した場合】</p> <p>交通機関の途絶等による通勤困難、ライフライン被害等による衛生状態の悪化、過重な執務体制等、様々な健康阻害要因が重なるため、統括部庶務班は、職員等の健康管理に万全を期する。</p>
勤務管理等	<p>災害対策班長は、災害対策班員の出退庁時間等の確認を徹底する。</p>

1 6 災害対策要員動員計画

災害応急対策実施のため、必要な人員、労力等の確保は本計画の定めるところによるものとする。

(1) 作業員動員計画

ア 実施機関

災害応急対策実施のため、必要な要員の確保については、事業継続計画における業務の優先順位や、各災害対策部の要請により統括部本部班が定期的に見直しを行う。

ただし、災害の程度、規模等により、災害対策本部長において要員の確保ができないときは、要請に基づき県知事において、要員の確保、調整を行う。

イ 従事する作業の種類

作業員の作業内容は、土木作業、清掃作業、物資の整理配分等とする。

ウ 供給方法

公共職業安定所に依頼	<p>①西宮ハローワークに対し電話連絡又は求人票により作業員の供給を依頼する。連絡事項は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇求人事業所名 ◇就労場所 ◇作業内容 ◇賃金 ◇就労時間 ◇所要人員 等 <p>②賃金の基準は、平常時の民間雇用賃金に災害時の事情を考慮して決定する。</p> <p>③作業員は、市輸送車両によって輸送する。</p> <p>④賃金は、作業現場の近い所で、当日作業員に対し、直接支払うものとする。</p>
------------	---

	<p>⑤その他必要とする事項</p> <p>◇上に掲げる作業員でなお不足するときは、厚生労働省兵庫労働局を通じて隣接職業安定所より労務の供給を依頼する。</p> <p>◇出面表兼賃金台帳を備えなければならない。</p>
--	---

エ 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法による「賃金職員雇上費」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

法令-第 1-2 災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 技術者その他の動員計画

災害応急対策を実施するための技術者等が不足又は緊急の必要がある場合は、災害対策本部長は市民に対し公用負担を命じ、又は県知事の委任を受け、医療、土木建築又は運輸関係者に対し従事命令を執行し、災害対策要員の確保を図る。

技術者その他の動員実施計画は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-5 災害対策要員の動員実施計画表

17 災害対策本部の縮小・閉鎖等

<p>災害対策本部の縮小・閉鎖，災害警戒本部への移行</p>	<p>①災害対策本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害対策本部を縮小，災害警戒本部へ移行，閉鎖する。</p> <p>②防災活動の収束に伴い，災害対策本部長は平常業務との関連から逐次，各災害対策部の配備解除を命ずることがある。ただし，この場合においても，災害対策本部を閉鎖するまでの間は，必要な災害対策部の要員を指定し，本部員として残務整理をさせる。</p>
<p>災害対策本部の閉鎖の通知</p>	<p>災害対策本部長は，災害対策本部を閉鎖したときは，県，報道機関等にこれを通知する。</p>

第3節 防災関係機関との連携計画

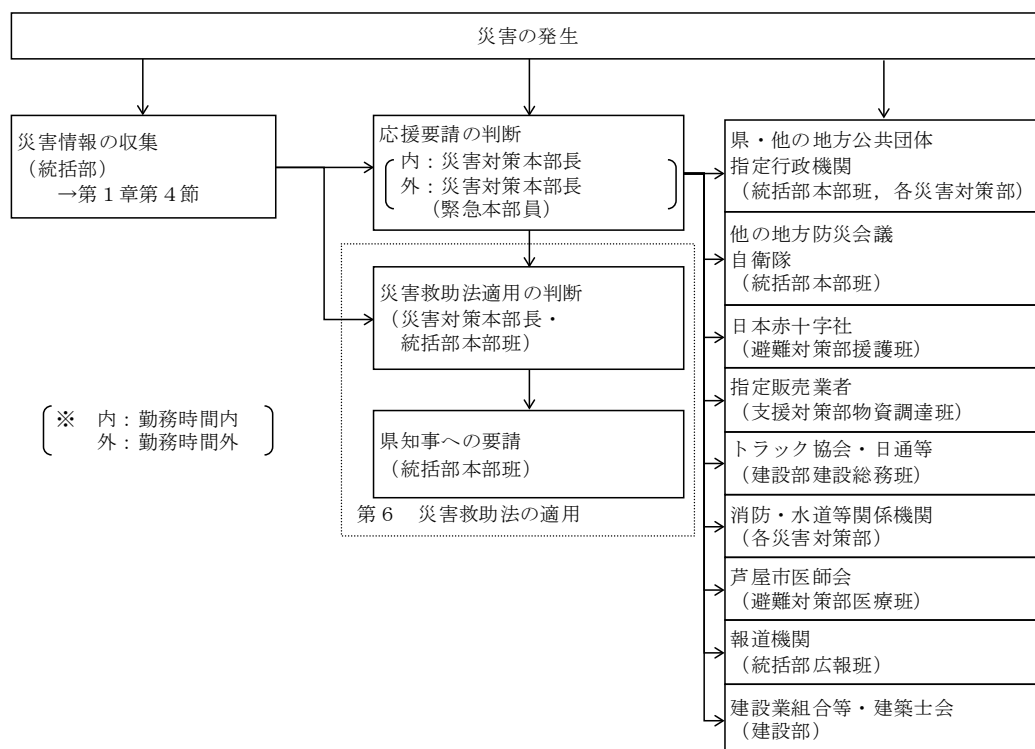
【目的】

他の地方公共団体及び防災関係機関等と連携・調整を図り対応を行う。

【方針】

他の地方公共団体及び防災関係機関等と緊密な連絡をとり、相互に協力して災害応急対策を行う。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	(1) 広域応援要請の指示 (2) 自衛隊派遣要請 (3) 災害救助法適用要請の指示
	統括部	(1) 応援要請に関すること (2) 他機関との連絡調整に関すること (3) 災害救助法適用要請 (4) 派遣要請に関すること
	各災害対策部	応援協定を締結している場合の応援要請
防災関係機関	災害対策本部と緊密な連絡調整をとる。	
防災関係民間団体等	災害対策本部の要請に基づき、又は自らの判断により、災害対策本部の応急対策活動の応援及び被災市民の救援に当たる。	

第1 防災関係機関との連携

1 連絡調整会議の設置

災害対策本部長は、各機関間で活動の調整を行う必要があると認められる場合は、以下の連絡調整会議を招集する。

<連絡調整会議の構成（部会種別）>

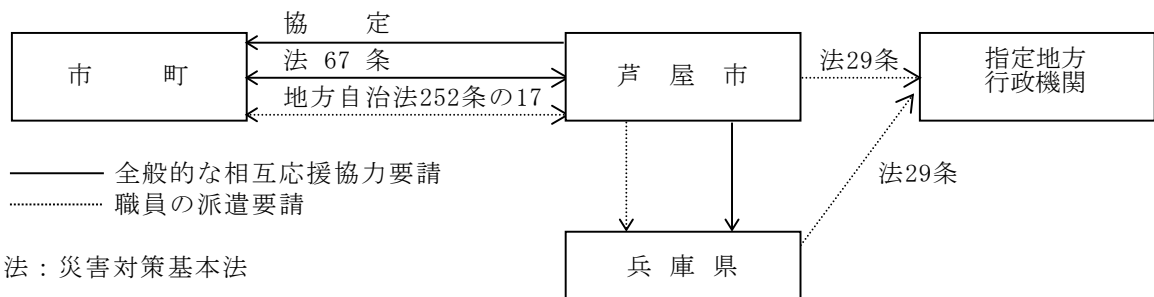
連絡調整部会	防災関係機関	災害対策本部の担当班
救助・捜索	◎ 芦屋警察署 自衛隊（派遣要請した場合）	消防部
応急医療	◎ 芦屋市医師会 ◎ 芦屋市歯科医師会 ◎ 芦屋市薬剤師会	避難対策部医療班 市立芦屋病院災害対策部
緊急輸送 （交通確保）	◎ 芦屋警察署 県西宮土木事務所 （県道東灘芦屋線，県道芦屋鳴尾浜線） 兵庫国道事務所 ・神戸維持出張所（国道2号） ・西宮維持出張所（国道43号） 阪神高速道路株式会社（神戸線，湾岸線）	建設部建設総務班 統括部本部班
ライフライン	西日本電信電話株式会社 大阪ガス株式会社 関西電力送配電株式会社	上下水道部水道班 上下水道部下水道班 ◎ 建設部現地情報班
海上保安（※1）	◎ 西宮海上保安署又は神戸海上保安部 芦屋警察署	消防部

※1 海難救助等，流出油の防除等，警報等の伝達，緊急輸送警戒区域設定，海上治安維持等，海洋汚染の防止等

※2 ◎：調整担当機関

第2 広域的な応援体制

<応援協力要請系統図>



1 県への応援の要求（要請）

災害時に県又は他市町への応援若しくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

応援の要求（要請）	①災害対策本部長は、概括的被害状況等により応援の要求（要請）の必
-----------	----------------------------------

	<p>要性を判断し，県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）を通じて，県知事に応援の要求（要請），又は他市町等への応援を要請する。</p> <p>②連絡担当は統括部受援班とする。まず下表の電話等によって要請し，必要に応じ後日文書によりあらためて処理する。</p> <p>③緊急を要する場合は，各災害対策部において県の各担当部署に直接要請することができる。その場合は，事後において統括部本部班に報告する。</p>
要請時に明らかにすべき事項	<p>①災害の原因及び被害の状況</p> <p>②必要とする応援の内容，理由</p> <p>③必要とする応援の人員，資機材，期間，場所</p> <p>④その他必要な事項</p>

<要請連絡先>

区 分		電 話 番 号
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局対策局統括班	TEL (078)341-7711（代） (078)341-9900（直）（時間内外とも） TEL 87-151-5579（衛星）
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課 防災・危機管理班	FAX (078)362-9911～9912 FAX 87-151-6380～1（衛星）
	県災害対策阪神南地方本部 （阪神南県民センター 県民交流室総務防災課）	TEL (06)6481-4519, 8072（時間内外とも） TEL 89-171-511～2（衛星） FAX (06)6481-3664 FAX 89-171-611（衛星）

2 他自治体への応援要求（要請）

災害時に他の自治体に応援を要請するときは，関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。相互応援協定を締結している近隣の自治体が被災している場合は，県に要請するほか，他の自治体に応援を要請する。

応 援 の 要 請	<p>①災害対策本部長又は各災害対策部長は，概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断する。</p> <p>②相互応援協定等により応援を要請する場合は，各協定等に定められた所管の各災害対策部長が災害対策本部長に上申し，各協定等に定められた者が要請する。（統括部本部班，消防部，上下水道部，支援対策部，市立芦屋病院）</p> <p>③相互応援協定等によらない場合は，災害対策本部長が要請する。災害対策本部長が要請できないときは，災害対策副本部長（副市長）が要請する。</p> <p>④まず電話等により要請し，後日文書によりあらためて処理する。</p>
相 互 応 援 協 定 等	<p>①本市が災害対策に関連して締結している他自治体との相互応援協定等は，「相互応援協定等の概要と連絡担当」とおりである。このほか，個別の活動に限定したものについては，各計画中に示す。</p> <p>②協定における応援の範囲，応援の方法，費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は，それぞれ各協定書のとおりである。</p>

	③協定自治体は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について、相互に応援を行う。
連絡先	「近隣自治体の連絡先」に示すとおり。

資料編参照	応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
	応急-A1-14	近隣市町の連絡先

3 他自治体への応援

他自治体の災害時に、災害対策基本法及び応援協定による応援を県及び被災自治体から要請された場合は、要請を拒む正当な理由がない限り、県とともに応援計画を作成し、必要な応援又は災害応急対策を行うこととする。

資料編参照	応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
-------	---------	-----------------

4 職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

1	前記の応援協力要請系統図に基づき行う。
2	職員の派遣を希望する部長は、派遣希望職員等を、統括部受援班に申し出る。受援班は取りまとめの上、必要に応じて統括部庶務班に報告する。
3	職員の派遣、又は派遣の調整を要請する場合は県知事に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
4	ただし、緊急を要する場合は、電話で要請し、後日文書であらためて処理する。

(2) 職員の派遣を要請する際に明らかにすべき事項

1	派遣を要請する理由
2	派遣を求める職員の職種別人員数
3	派遣を必要とする期間
4	派遣される職員の給与その他の勤務条件
5	前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

資料編参照	応急-6	災害派遣手当の支給に関する条例
-------	------	-----------------

5 指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。

<防災関係公共機関・民間団体等への連絡担当部局>

団体等名・協定名	連絡担当
大阪ガス株式会社，関西電力送配電株式会社	消防部
鉄道関係機関	統括部電話応対班
西日本電信電話株式会社，芦有ドライブウェイ株式会社，日本通運株式会社ほかトラック業者等	統括部本部班，建設部建設総務班
日本放送協会神戸放送局ほか報道関係機関	統括部広報班
芦屋市医師会等	避難対策部医療班
日本赤十字社兵庫県支部	避難対策部援護班
建設業組合等・造園業組合	建設部

6 応援の受入れ体制

(1) 受入れの担当

受入れ対象	受入れ担当
ア 食料及び生活必需品	支援対策部物資調達班
イ 人的応援（消防部，上下水道部，支援対策部，市立芦屋病院）	応援要請した各災害対策部
ウ 人的支援（イを除く）	統括部庶務班

第3 自衛隊の派遣要請

1 災害派遣要請基準

1	災害対策本部長は，災害に際し，市職員の動員だけでは人命又は財産を保護するための応急対策の実施が不可能又は困難であると認められる場合に派遣要請の要求を行う。この際，災害派遣の基準となる三要件（緊急性，公共性，非代替性）の適合に留意する。
2	各災害対策部長は，災害に際し，各災害対策部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に，自衛隊派遣要請の要求を災害対策本部長に上申する。
3	特に大規模の災害が発生した場合は，概括的情報に基づき判断する。

2 災害派遣時に支援を受ける救援活動内容

(1) 派遣部隊の活動

被害状況の把握	車両，航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難者の援助	避難者の誘導，輸送等
捜索救助	行方不明者，負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防，護岸等の決壊に対し，土のう作成，運搬，積み込み等
消防活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は，通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し，又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療，救護及び感染症対策	被災者に対する応急医療，救護及び感染症対策（薬剤等は，通常派遣要請者が提供）

通 信 支 援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
炊 飯 及 び 給 水	炊飯及び給水の支援
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」 に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲 与
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除 去
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて は、所要の処置をとることとする。

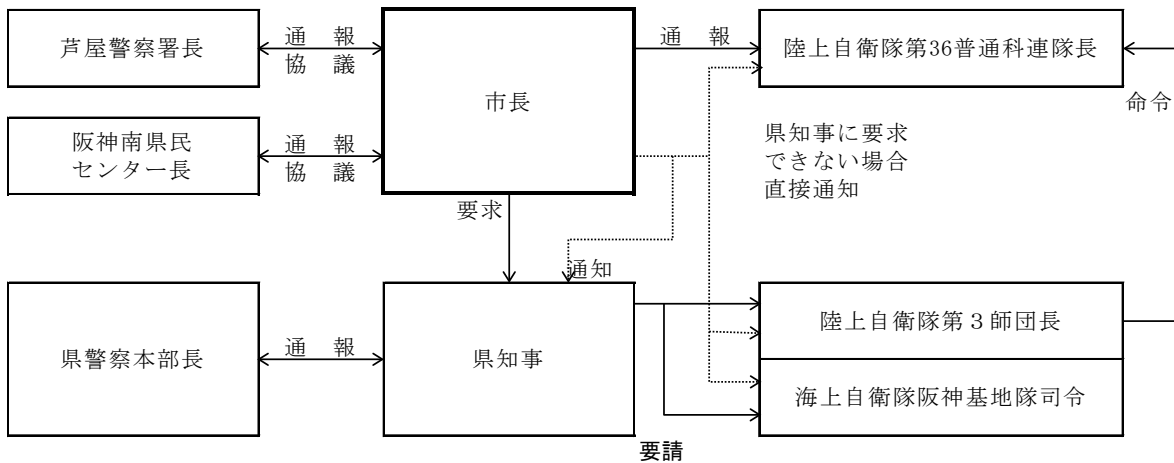
(2) 支援ニーズの具体化

大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

3 災害派遣要請要領

1	<p>災害対策本部長又は副本部長（副市長）は、自衛隊の支援が必要と判断したときは、次の事項を明らかにして芦屋警察署長及び県災害対策阪神南地方本部長と連絡調整し、県知事に要求するとともに自衛隊に通報する。</p> <p>要請の要求は原則として文書が必要であるが、先に電話で連絡し、後日文書であらためて処理する。</p> <p>①災害の状況及び派遣を必要とする理由 ②派遣を希望する期間 ③希望する派遣区域及び活動内容 ④要請責任者の職氏名 ⑤災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類 ⑥派遣地への最適経路 ⑦連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示</p>
2	<p>災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）は、通信等の途絶により、県知事に対して災害派遣の要求ができない場合、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合は、その旨を速やかに所定の手続により県知事に通知しなければならない。</p>
3	<p>災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく以下の判断基準により、自衛隊が派遣される場合がある。</p> <p>① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ② 災害に際し、府・県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ④ その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、府・県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合</p>

<派遣及び撤収要請手続経路図>



災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速かつ、的確に把握するとともに、相互に連絡し情報を共有する。

<要請時の連絡先>

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局 (対策局統括班)	TEL (078)341-7711 (代) (078)362-9861 (直) (時間内外とも) TEL 87-151-5579 (衛星) FAX (078)362-9911~2 FAX 87-151-6380~1 (衛星)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災・危機管理班)		
	県災害対策阪神南地方本部 (阪神南県民センター 県民交流室総務防災課)	TEL (06)6481-8072, 4519 (時間内外とも) TEL 89-171-511~2 (衛星) FAX (06)6483-3664 FAX 89-171-611 (衛星)	
	芦屋警察署	TEL 23-0110 FAX 22-8660	
自衛隊※	陸上自衛隊 第3師団 (第3部防衛班) (伊丹市広畑1-1)	内線 3735, 3737 FAX 3724 TEL 7-985-32 (衛星) FAX 7-985-61 (衛星)	内線 3301 (司令部当直) FAX 3724 TEL 7-985-32 (衛星) FAX 7-985-61 (衛星)
	陸上自衛隊 第36普通科連隊 (第3科) (伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1)	TEL (072)782-0001 (時間内外とも) 内線 4037・4038 FAX 4034	内線 4004 (部隊当直) FAX 4034
	海上自衛隊 阪神基地隊 (警備科) (神戸市東灘区魚崎浜町37)	TEL (078)441-1001 (時間内外とも) 内線 230 FAX 239	内線 220 (当直士官) FAX 389

※FAX する場合は、事前に連絡すること。

資料編参照

様式 A1-12	自衛隊の災害派遣要請について（陸上自衛隊）
様式 A1-13	自衛隊の災害派遣要請について（兵庫県知事）

4 自衛隊の受入れ

自衛隊派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

自衛隊の受入れ担当	自衛隊の受入れ、災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、統括部本部班が当たる。
災害対策本部への自衛隊連絡班の参加	自衛隊連絡所を、消防庁舎3階多目的ホールに設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議に参加を要請する。
ヘリポートの確保	ヘリコプター臨時離着陸場から最適地を決定する。 「応急-A1-16 ヘリコプター臨時離着陸場」参照
派遣部隊の誘導処置	市内への進入経路及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。
作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。
派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備	自衛隊の野営適地として、芦屋市総合公園を充てる。

5 経費負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

1	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
2	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
4	派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
5	派遣部隊の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

6 撤収要請

災害対策本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、又は作業が復旧の段階に入った場合、災害対策本部長は速やかに芦屋警察署及び阪神南県民センターと連絡調整し、県知事あてに自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第4 ヘリコプター支援要請計画

災害に際し必要な応急対策を実施するため、県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊による支援を要請するほか、状況により海上保安庁の機関やドクターヘリ基地病院に対し、ヘリコプター等による支援を要請する。

1 県消防防災航空隊ヘリコプター支援の原則

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、災害対策本部長が要請する。

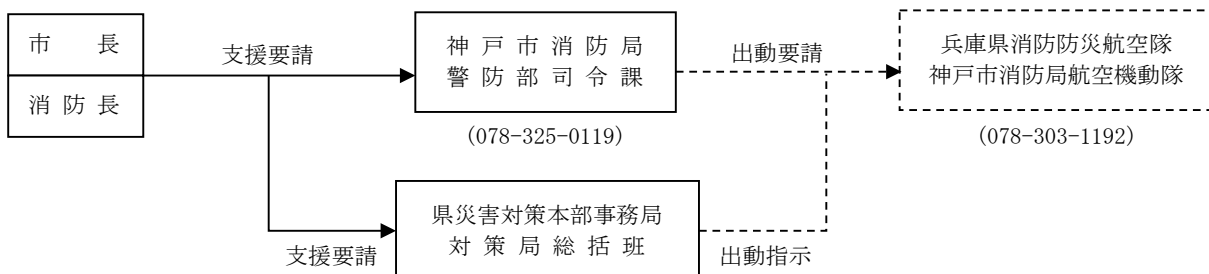
1	救急活動
2	救助活動
3	火災防御活動
4	情報収集活動
5	災害応急対策活動

2 支援要請方法

1	各災害対策本部長は、県にヘリコプターの支援要請をする必要がある場合は、統括部本部班に「4 要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、災害対策本部長に上申する。
2	県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき要請する。 支援要請は、市長又は消防長名をもって神戸市消防局警防部司令課に対し電話等で手続を行い、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県(消防課)に提出する。 ただし、県災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部事務局と調整する。
3	他機関(他府県消防本部等)に対するヘリコプター等の支援要請についても、県に対する場合と同様とする。

3 連絡系統

○神戸市消防局警防部司令課	(昼間) TEL (078) 330-0119	FAX (078) 325-8529
	(夜間・休日) TEL (078) 362-9900	FAX (078) 362-9911
○兵庫県消防防災航空隊	TEL (078) 303-1192	
神戸市消防局航空機動隊航空係	FAX (078) 302-8119	
○県災害対策局消防課消防班	TEL (078) 362-9821	
	FAX (078) 362-9915	
○県災害対策本部事務局対策局総括班	TEL (078) 362-9861	
	FAX (078) 362-9911	



4 要請に際し連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

1	支援を求める理由及び目的地
---	---------------

2	現地責任者氏名
3	人命救助，医薬品の緊急輸送等の内容
4	人命救助の場合，救助されるものの性別年齢等
5	着陸場との連絡方法

5 措置する事項

災害対策本部長は，消防部に次の措置をとるよう指示する。

1	着離発着場の選定
2	離発着場における措置（散水，ヘリポート表示，風向表示，ヘリコプターの誘導）

第5 災害放送の要請

1 災害時における放送要請

放送要請方法	<p>①災害対策本部長は，災害対策基本法第56条に基づき，災害に関する通知，要請，連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは，やむを得ない場合を除き，県知事を通じて放送を要請する。</p> <p>②放送機関に対する要請及び連絡は，統括部広報班が担当する。</p>
要請時に明らかにすべき事項	<p>要請は原則として文書によるが，緊急やむを得ない場合は，電話又は口頭により要請し，事後において速やかに文書を提出する。</p> <p>①放送要請の理由 ②放送事項 ③放送希望日時 ④その他必要な事項</p>

2 緊急警報放送要請

放送要請方法	<p>①災害対策本部長は，災害対策基本法第56条に基づき，災害に関する通知，要請，連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは，やむを得ない場合を除き，県知事を通じて放送を要請する。</p> <p>②放送機関に対する要請及び連絡は，統括部広報班が担当する。</p>
緊急警報放送により放送要請できる事項	<p>①災害対策本部長は，災害対策基本法第57条に基づき，災害が発生し，又は発生するおそれのある場合で，多くの人命，財産を保護するため，避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合に，電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を，やむを得ない場合を除き，県知事に要請する。</p> <p>②県知事及び放送機関（NHK神戸放送局）に対する要請及び連絡は，統括部広報班が担当する。</p> <p>◇市民への警報，通知等 ◇災害時における混乱を防止するための指示等</p>

◇前各号のほか、県知事が特に必要と認めるもの

第6 災害救助法の適用

本市域において一定の規模以上の災害が発生した場合に、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、県その他関係機関及び市民と一体となって被災者の救助を実施するものとする。

1 災害救助実施責任機関

1	<p>県知事の行う救助</p> <p>①災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が県知事の権限の一部を委任され、又は県知事を補助して行うものである。</p> <p>②ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において、自ら救助に着手する。</p>
2	<p>市長の行う救助</p> <p>上記1により、県知事の権限の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施されるものである。</p>
3	<p>費用の負担区分</p> <p>①災害救助法に基づく救助の費用……県負担</p> <p>②その他の費用……市負担</p>
4	<p>災害救助法が適用された後の庶務は、避難対策部援護班が行う。</p>

2 災害救助法の適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、本市は下記に示す基準に該当するときに、県知事が災害救助法を適用する。

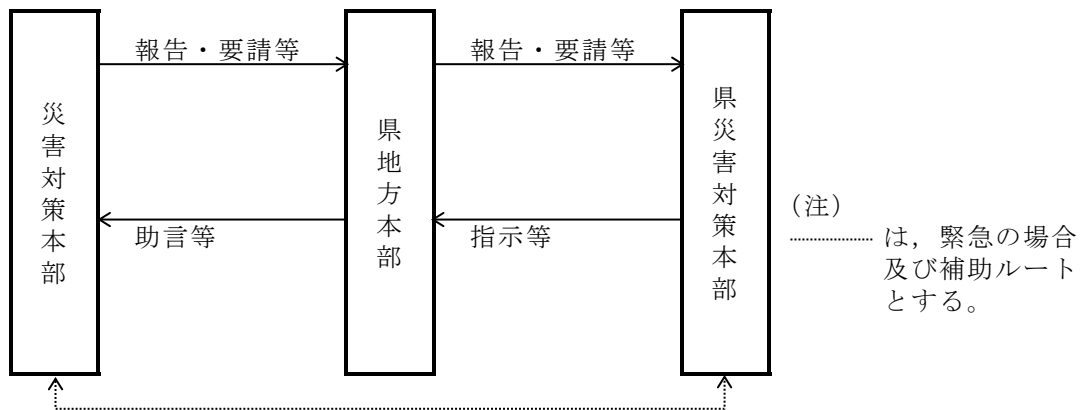
資料編参照

法令-第1-1 災害救助法 適用範囲

3 災害救助法の適用手続

市長は、本市における災害の規模が「2 災害救助法の適用基準」に該当し又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を県知事に報告しなければならない。

<報告等系統図>



4 救助の実施

次に掲げる救助の実施に関する県知事の職権は、災害救助法第30条の規定に基づき、市長に委任されている。

1	避難所の供与
2	応急仮設住宅の供与
3	炊き出しその他による食品の給付及び飲料水の供給
4	被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与
5	医療及び助産
6	被災者の救出
7	被災した住宅の応急修理
8	生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (※災害弔慰金等の充実のため、現在は運用されていない項目(令和3年度時点))
9	学用品の給付
10	埋葬
11	遺体の捜索及び処理
12	障害物の除去
13	救助のための輸送及び貸金職員等の雇用

5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲は、下記に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

資料編参照 ▶ 法令-第1-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第7 他の地方公共団体への職員派遣

本市域以外の地域で災害が発生し、他の地方公共団体へ本市の職員を派遣する場合は、次の計画による。

1 派遣の範囲

派遣の範囲は、本市が阪神・淡路大震災で各地からの支援を受けたことから、原則として、近畿地方に隣接する地域（中国，四国，東海，北陸），若しくは要請のあった協定自治体とする。

ただし、大規模な災害が発生し、全庁的な体制による被災地支援が必要と認めた場合の対応については次項「第8 全庁的な被災地支援体制」によるものとするほか、本市の今後の防災活動において特に重要であると思われる災害については、調査を目的として派遣することがある。

2 派遣体制等

派遣の決定	激甚災害の指定が適用される災害の発生，又は社会通念上必要と認めたとき。
派遣人員	1班6人体制とする。構成は、課長級を1人，係長級を1人，一般職員4人とする。ただし，一般職員については係長級のものをもって充てることがある。
派遣期間	原則として3泊4日のローテーション方式とする。
派遣に伴う人事措置	公務出張扱いとする。
派遣決定の調整	派遣決定に関する事務は，人事課と協議し，防災安全課が当たる。

3 派遣方法

先遣隊の派遣	<p>職員の派遣を決定した場合は，必要に応じ先遣隊として2名の職員を現地に派遣する。先遣職員は，現地情報を収集分析し，速やかに防災安全課に報告する。報告内容は，概ね下記のとおりとする。</p> <p>①災害の程度（死傷者数等）と現地の状況（家屋倒壊率等） ②災害対策に必要とする職種・物資・現金 ③今後の連絡通信体制（派遣隊到着までの通信等を含む今後の連絡通信体制） ④現地に至る交通機関 ⑤拠点の設置場所</p>
派遣職員の人選	<p>職員の派遣は，先に派遣した職員の報告を待って，次に派遣する職員の人選を決定するが，派遣職員については，被災自治体の状況及び要請により，全市的な協力体制のもと決定するものとする。</p>
輸送手段	<p>①用地管財課は，派遣職員及び救援物資の輸送手段として，運搬車両2台，乗用車2台を確保しておく。派遣職員の交替は乗用車で行い，車両の輸送手段が確保されない場合は，公共交通機関を利用し，現地でレンタカーを調達する。</p> <p>②陸上交通が困難な場合は，海上交通等も考慮する。この場合は，物資の搬入が困難なので，当面人的派遣に止める。緊急を要する救援物資が必要な場合は，派遣職員が被災自治体周辺において調達する。この場合，防災安全課において，あらかじめ調達ルート，輸送ルート等の手配を行う。</p>

派遣に伴う携行品	<p>基本的には、現地自治体に迷惑をかけないことを前提とし、現地での生活に必要な物資は携行する。派遣に伴う携行品は以下のとおりとし、防災安全課が準備する。</p> <p>①防災服（ヘルメット，防災服，雨具，長靴等） ②関連物資（懐中電灯，携帯電話，作業用具等） ③生活用品（応急医薬品，寝袋，食料，日常用具等） ④救援物資等（現地情報により選択）</p>
救援物資の調達	<p>派遣職員の報告を待って、現地への救援物資を必要に応じて調達する。調達は防災安全課がその任に当たる。</p>

4 その他留意事項

1	<p>【派遣先での対応】</p> <p>派遣先では、被災自治体の意向に沿った活動を行うため、被災自治体の災害対策本部と連絡を密にし、独断専行は控える。なお、現地での活動内容は防災安全課へ毎日定時に連絡する。</p>
2	<p>先発派遣職員は、「災害発生に伴う職員の派遣について」の文書を持参する。</p>

資料編参照

応急-7

災害発生に伴う職員の派遣について

第8 全庁的な被災地支援体制

本市域以外の地域で大規模な災害が発生し、全庁的な体制による被災地支援が必要と認められる場合は、次のとおりとする。

1 被災地支援対策本部の設置

市長は、発生した災害の規模等から、支援の長期化・多様化が見込まれるなど全庁的な体制による被災地支援が必要と認めた場合に、被災地支援対策本部を設置し、支援策を検討・実施する。

資料編参照

応急-12

芦屋市被災地支援対策本部設置要綱

2 被災地支援対策本部の構成

本 部 長	市長とする。
副 本 部 長	副市長とする。
本 部 員	<p>以下に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>①技監 ②企画部長 ③総務部長 ④総務部参事（財務担当部長） ⑤市民生活部長 ⑥福祉部長</p>

	⑦こども・健康部長 ⑧都市建設部長 ⑨都市計画・開発事業担当部長 ⑩上下水道部長 ⑪消防長 ⑫管理部長
--	--

3 支援対策本部会議

支援対策本部会議は、災害により被災した自治体及びその市民に対する支援についての情報収集及び具体的支援策の検討並びに実施等に関する基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

なお、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させることができるものとする。

4 支援対策本部会議事務局

支援対策本部の事務局は、政策推進課に置く。

5 支援対策調整会議

支援対策本部が決定した基本方針に基づく具体的支援策の実施について、各部課における対策の検討、調整等の必要があるときは、関係部課による支援対策調整会議を開催するものとする。

支援対策調整会議は、政策推進課長、防災安全課長、人事課長、財政課長及び関係部課長で構成し、事務局が必要に応じて招集するものとする。

第4節 災害情報の収集・連絡計画

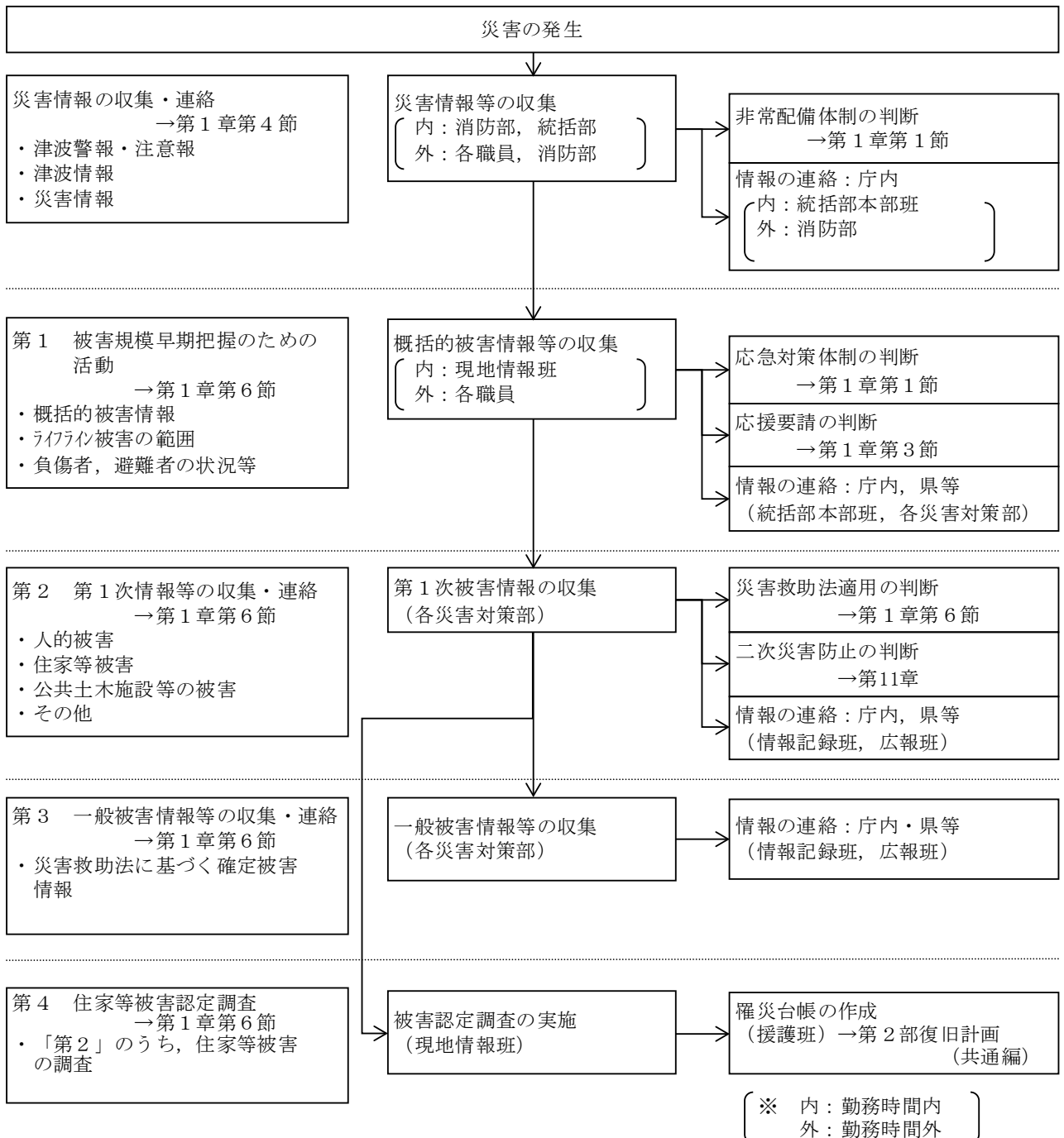
【目的】

災害の規模や被害の程度に応じ情報の収集・連絡を迅速に行う。

【方針】

概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて連絡し、被害規模の早期把握を行う。

応急対策の流れ

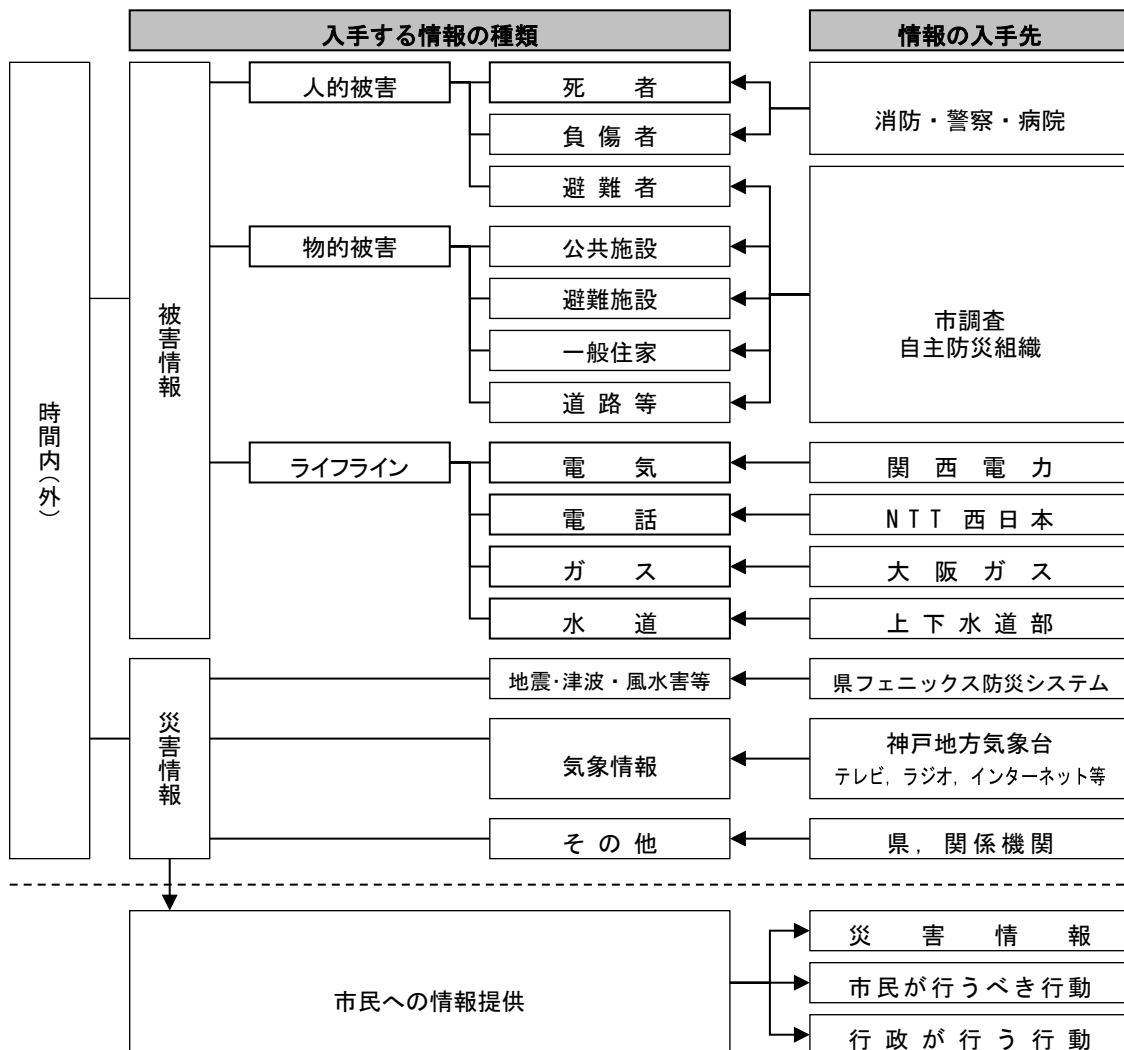


役割分担（地震）

実施担当		実施内容
災害対策本部	本 部 長	指揮命令系統の最高責任者
	緊 急 本 部 員	時間外に災害が発生し、災害対策本部長及び災害対策副本部長が直ちに出勤できない場合、災害対策本部長に代わって業務を行う。
	統 括 部	災害情報及び被害情報等の収集・連絡
	消 防 部	情報の取りまとめ及び情報文書等の管理
	各災害対策部	災害情報等の収集・連絡
市 民 ， 事 業 所	(1) 災害発生直後のテレビ，ラジオ等による正確な地震情報等の収集 (2) 被害情報等の収集に関する協力	
防 災 関 係 機 関	各機関の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集及び連絡	
ボ ラ ン テ ィ ア	被害情報等の収集に関する協力	

第 1 情報入手体系の確立

発災後において、市が入手する情報とその入手先は次のとおりである。なお、入手した情報については、迅速に市民に提供するように努める。



第5節 地震・津波の情報収集・連絡

【目的】

地震の規模や被害の情報収集・連絡を迅速に行う。

【方針】

概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて連絡し、災害発生直後の情報を早期把握する。

第1 情報の収集・連絡

1 情報の収集・連絡系統

地震並びに津波に関する情報の収集・連絡系統は、次のとおりである。

なお、気象庁本庁は、地震（小規模なものを除く）が発生した場合、近畿・中国及び四国地方の大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表している。

神戸地方気象台は、気象庁本庁から発表される津波警報等及び地震並びに津波に関する情報等中継して関係機関へ伝達する。

上記の情報収集した内容については、災害対策本部から各災害対策部への的確な情報伝達を行う。

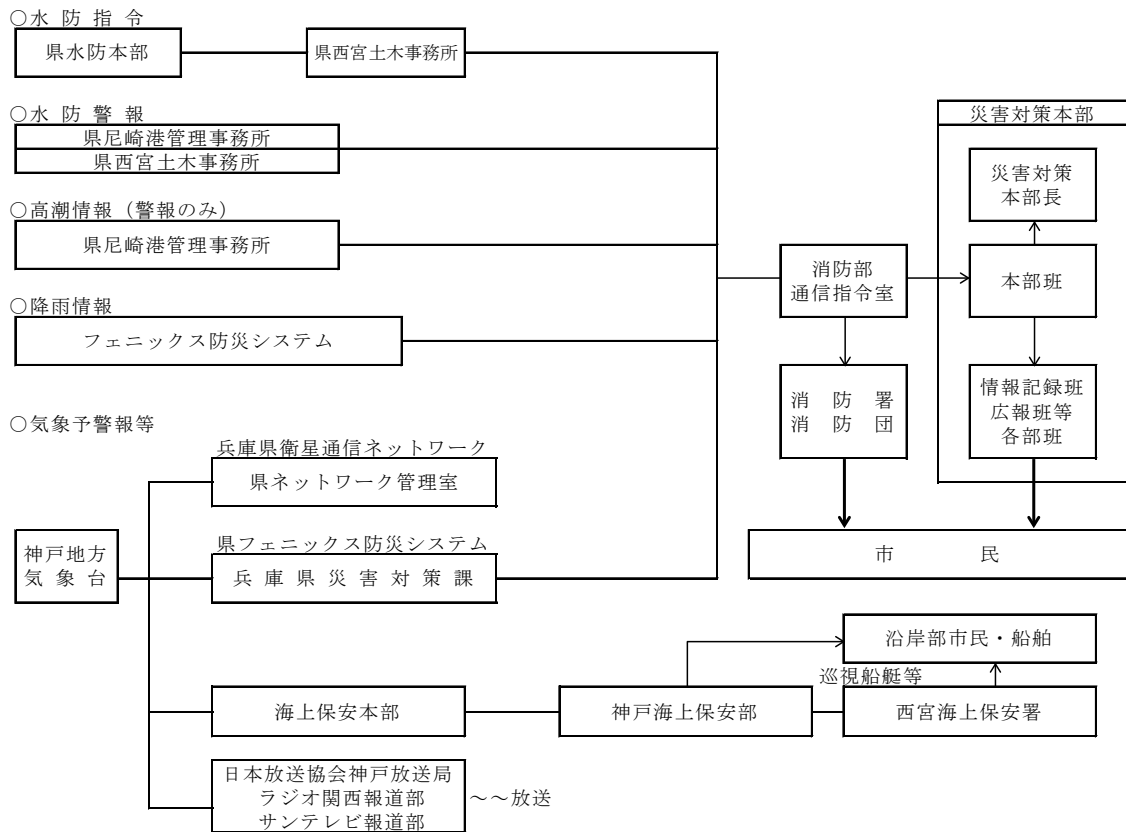
【緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等】

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町名
兵庫県南東部	神戸市，尼崎市，明石市，西宮市，芦屋市，伊丹市，加古川市，西脇市，宝塚市，三木市，高砂市，川西市，小野市，三田市，加西市，丹波篠山市，丹波市，加東市，猪名川町，多可町，稲美町，播磨町

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。

<津波警報等の連絡系統図>



2 収集する情報の種類

(1) 津波警報等と津波予報の発表

ア 津波警報等の内容

気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し、津波による災害の発生が予報される場合に、大津波警報・津波警報又は津波注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

また、本市域の津波予報区は、兵庫県瀬戸内海沿岸に属する。

<津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ>

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合にとるべき行動	発表 官署
			数値 での 発表	巨大 地震 場合 の 発表		
大津波 警 報	予想される津波の 高さが高いところ で 3mを超える場 合	10m<予想高 さ	10m 超	巨大	陸域に津波が浸水する おそれがあるため、沿 岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避 難ビルなど安全な場所 へ避難する。	気象庁
		5m<予想高 さ≤10m	10m			
		3m<予想高 さ≤5m	5m			
津 波 警 報	予想される津波の 高さが高いところ で 1mを超え、3m 以下である場合	1m<予想高 さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで 安全な場所から離れ ない。	
津 波 注 意 報	予想される津波の 高さが高いところ で 0.2m以上、1m 以下の場合であっ て、津波による災 害のおそれがある 場合	0.2m≤予想 高さ≤1m	1m	—	陸域では避難の必要は ない。海の中にいる人 はただちに海から上 がって、海岸から離れ る。海水浴や磯釣りは 危険なので行わない。 注意報が解除される まで海に入ったり海岸 に近付いたりしない。	

※津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波予報の内容

<津波予報と内容>

発表基準		発表内容	発表官署
津 波 予 報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表	気 象 庁
	0.2m 未満の海面変動が予 想されたとき (津波に関 するその他の情報に含め て発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため 被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が ない旨を発表	
	津波警報等の解除後も海 面変動が継続するとき (津波に関するその他の 情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後 も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表	

ウ 地震及び津波に関する情報の発表

神戸地方気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上りや報道機関の協力による住民への周知など、一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表する。

<地震情報・種類と発表基準及び内容>

地震情報	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報）
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表※1。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な維新の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、いずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本やが国外への津波の影響に関しても記述して発表。

※1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」→「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」→「震度4以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度4又は3」→「震度3以上」を観測した市町村名を発表

（出所：気象庁地震津波業務規則）

※その他、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表される。

<津波情報の種類と内容>

情報の種類	情報の内容	発表官署
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表[発表]
		気象庁

報		される津波の高さの値は, 60 ページ(津波警報・注意報の種類, 解説及び発表される津波の高さ)参照]	
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については, 観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため, 当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり, 観測された津波の高さが低い間は, 数値ではなく「観測中」の言葉で発表して, 津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き, その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに, 及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻, 最大波の推定到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については, 観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため, 当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり, 沿岸で推定される津波の高さが低い間は, 数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して, 津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし, 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では, 予報区との対応付けが困難となるため, 沿岸での推定値は発表しない。また, 観測値についても, より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

3 勤務時間外における情報の収集・連絡

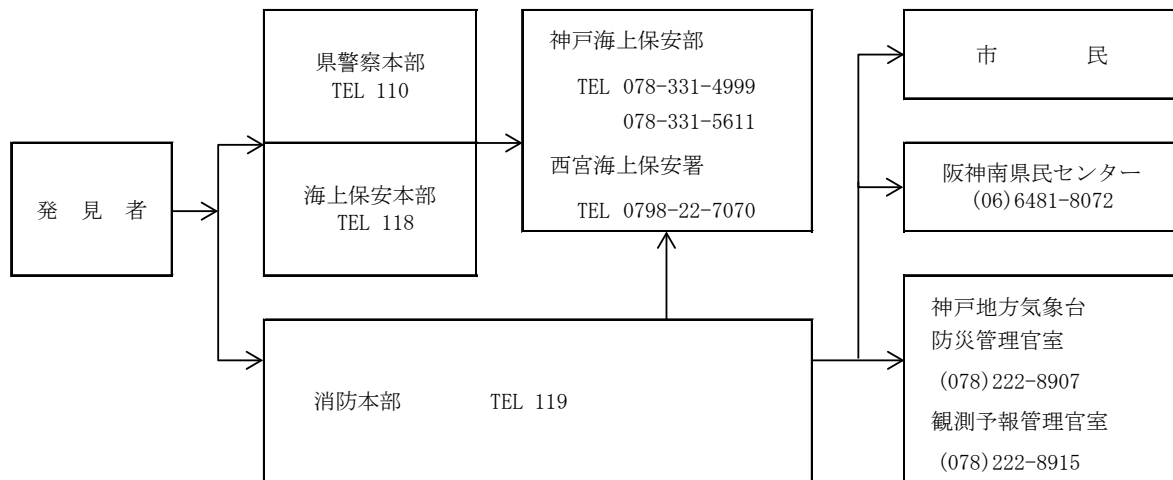
【本部班，消防部】

(1) 情報の収集

勤務時間外に発災した場合は，参集後速やかに以下の情報を収集する。

津波注意報・警報の連絡と津波監視	①消防部は，震度4以上の地震を感じたとき，又は津波注意報・警報を入手したときは，海面状態を監視する。 ②消防部及び本部班は，所定連絡系統による連絡を待つほか，速やかに当地方のNHK放送等のテレビ，ラジオを聴取し，地震・津波に関する情報を入手する。
地震・津波情報の収集	①消防部及び本部班は，電話，無線等を通じて気象台の発する地震・津波情報等を速やかに収集する。 ②電話が不通の場合は，テレビ，ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。
異常現象発見者の通報	①災害が発生するおそれのある異常現象（津波・異常潮位・地形の変動等）を発見した者は，電話等をもって消防本部，警察署及び海上保安部に通報する。 ②上記の通報を受けた警察署及び海上保安部は，直ちに消防本部へ通知する。 ③消防本部は，異常現象の通報を受けたときは，直ちに関係機関に連絡し，早急にそれに対する応急対策を行う。

<異常現象発見時の連絡系統図>



(2) 職員への情報連絡

地震発生時は通信の混乱が予想されるため，職員は，自らテレビ・ラジオ・防災行政無線・あしや防災ネット・緊急速報メール等によって地震情報等を収集し，震度階級に応じて自主的に出勤する。電話連絡が可能な場合は，各部長から部内連絡網により連絡することもある。

「勤務時間外における配備基準」は，「第1章 第1節 第2 本部体制一覧」に準じる。

4 勤務時間内における情報の収集・連絡

【本部班，消防部】

(1) 情報の収集

勤務時間内に発災した場合は，災害対策本部長の指示により速やかに以下の情報を収集する。

津波注意報・警報の連絡と津波監視	①消防部は，震度4以上の地震を感じたとき，又は津波注意報・警報を入手したときは，海面状態を監視する。 ②消防部及び本部班は，所定連絡系統による連絡を待つほか，速やかに当地方のNHK放送等のテレビ，ラジオを聴取し，地震・津波に関する情報を入手する。
地震・津波情報の収集	①消防部及び本部班は，電話，無線等を通じて気象台の発する地震・津波情報等を速やかに収集する。 ②電話が不通の場合は，テレビ，ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。
異常現象発見者の通報	①災害が発生するおそれのある異常現象（津波・異常潮位・地形の変動等）を発見した者は，電話等をもって消防本部，警察署及び海上保安部に通報する。 ②上記の通報を受けた警察署及び海上保安部は，直ちに消防本部へ通知する。 ③消防本部は，異常現象の通報を受けたときは，直ちに関係機関に連絡し，早急にそれに対する応急対策を行う。

<異常現象発見時の連絡系統図>

「3 勤務時間外における情報の収集・連絡（1）情報の収集」に準ずる。

(2) 庁内の情報連絡

連絡する情報	①大津波警報 ②津波警報 ③「芦屋市」「神戸市東灘区」「西宮市」において震度4以上の地震が観測された場合の地震情報 ④その他重要なもの
勤務時間内における連絡方法	①各災害対策部への連絡は，本部班が，庁内放送，庁内掲示板，電話等で行う。 ②電話又は伝令の場合は各災害対策部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合はこれに代わる者に対して行う。 ③各災害対策部内における連絡方法は，各災害対策部内において定める。

資料編参照

広報文 A1-1

庁内放送文例（地震時）

第2 津波からの防護のための施設の整備等

1	市域における河川・海岸の管理者，県尼崎港管理事務所は，地震が発生した場合は直ちに水門及び閘門の閉鎖，工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。 市においては，地震が発生した場合平田町にある角落し1箇所の閉鎖の措置を講じるものとする。
---	--

	また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
2	市域における河川・海岸の管理者、県尼崎港管理事務所は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。
3	市においては、津波発生時における一時避難施設を整備するものとする。

資料編参照

応急 C1-5

避難所一覧表

第3 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は以下のとおりとする。

1 居住者等への情報伝達

県及び市は、津波に関する情報を、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者（以下「居住者等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

(1) 災害情報の伝達

県及び市は関係機関と協議の上、地震発生後速やかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。

1	地震、津波に関する情報
2	余震等、今後の地震・津波に関する情報
3	避難指示等に関する情報
4	避難所に関する情報
5	その他、市民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 伝達の手段

県及び市は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う伝達活動を最優先の手段とし、併せて広報車両等により、迅速に伝達活動を行うこととする。

ア 報道機関の協力による広報活動

1	県は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく無線局運用規則第 138 条の 2 に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）を NHK 神戸放送局に要請することとする。
2	緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。 ①市民への警報、通知で緊急を要するもの ②災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの ③前 2 号のほか、県知事が特に必要と認めるもの
3	市は、上記の放送要請を行う必要が生じた場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じ

	て実施することとする。
4	市は、(株) ジェイコムウエスト等地域情報機関に対し緊急放送等を要請する。

イ 防災行政無線等による伝達

市は、防災行政無線等による緊急広報を実施する。

ウ 広報車両等による伝達

市は、より綿密な情報伝達を実施するため、必要な地域に対して広報車両等による広報活動を実施することとする。広報車両は原則として市所有の広報車両を使用することとするが、時間的にも、また道路の通行障害等のため、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他防災関係機関の広報車の協力を要請することとする。

エ その他の情報伝達手段の確保

1	市は、ホームページ・あしや防災ネット・緊急速報メール等市が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、より広範な手段の確保に努めることとする。
2	市は、広報を徹底するために、特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。

オ 自主防災組織との連携による市民への情報伝達

市は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。

カ 要配慮者に対する情報伝達

障がい者、高齢者に対する情報伝達	市は、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得ながら、地域における障がい者、高齢者に対する情報伝達を実施することとする。
外国人に対する情報伝達	市は、翻訳ボランティア、外国人団体の協力を得ながら、地域における外国人に対する情報伝達を実施することとする。

2 船舶に対する情報伝達

船舶所有者・団体への情報伝達	①船舶所有者・団体等は、自ら行う災害情報の収集、連絡のための体制、船舶の避難に関する事項を定めたマニュアルを作成し、これに基づき、主体的に情報伝達を行うこととする。 ②阪神南県民センター及び市は、関係船舶団体に対してマニュアル策定のための支援を行うとともに、関係団体との連絡体制について整備することとする。
航行中の船舶への情報伝達	上記については、「本章 第5節 地震・津波の情報収集・連絡」を準用する。

3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

県、市その他港湾施設、漁港施設の管理者は、津波が到達するまでの時間を考慮して、船

舶、漁船等の固定、港外退避などの措置について次の事項を参考にマニュアルを定めておくこととする。

なお、港則法（昭和23年法律第174号）の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の勧告、規制、指示に従い沖合い退避等の安全対策を講じることになり、港則法の適用を受けない港湾、漁港については、港湾、漁港管理者が船舶所有者及び漁業協同組合と津波警報が発表された場合等において、船舶の安全対策について適切な措置を講じられるよう、事前に協議しておくこととする。

<地震に対する船舶の心得>

1	強い地震（震度4程度以上）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の到達時間を確認し、余裕があれば港外退避
2	地震を感じなくても、津波注意報・警報が発表されたら、津波の到達時間を確認し、余裕があれば港外退避
3	正しい情報をテレビ・ラジオ・無線などを通じて入手
4	港外退避できない小型船舶等は、平時から船をしっかりと固縛
5	津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない

4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

災害情報の報告基準、報告系統、伝達手段、報告内容、各災害対策部における調査事項及び調査（報告）系統、緊急対策支援要請、通信手段の確保等、災害情報のその他の収集・報告等に関する事項については、「第1章 災害応急活動の確立」に基づくものとする。

第6節 被害規模早期把握のための活動

【目的】

災害の被害規模情報の収集把握を迅速に行う。

【方針】

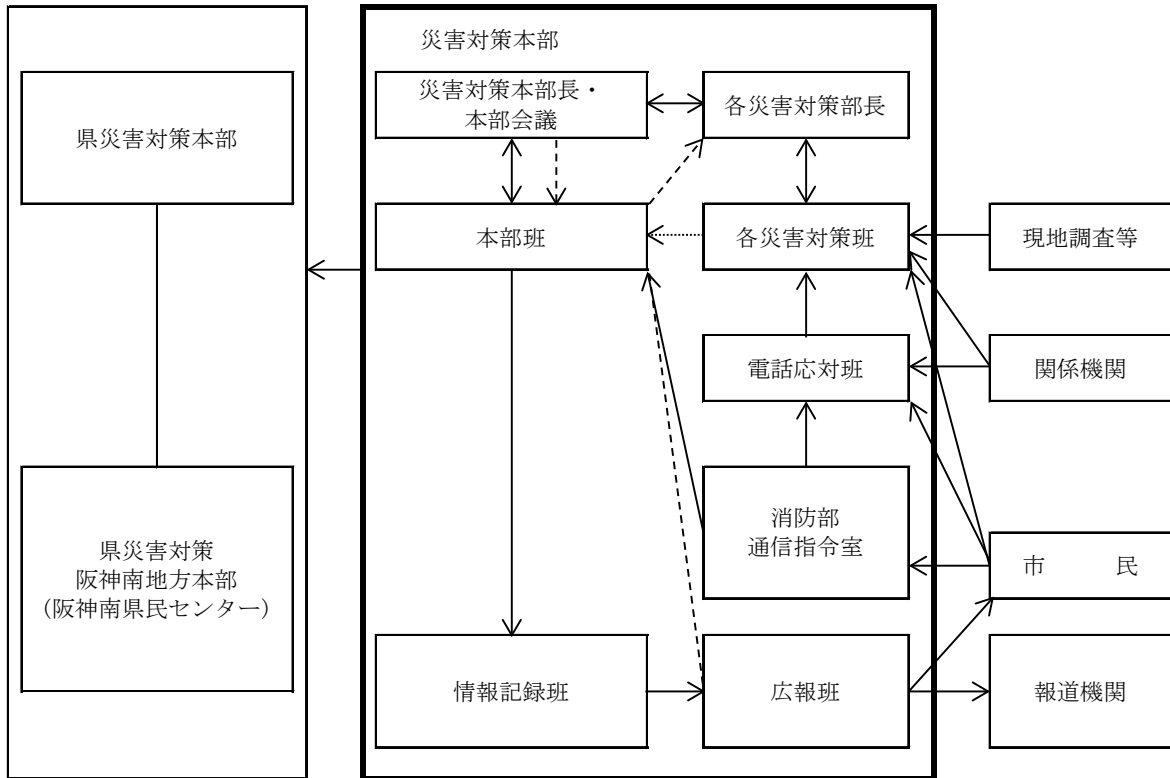
応急対策の体制確立、各機関の応援体制の判断のために、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を早期把握する。

第1 被害規模早期把握のための活動

1 連絡系統

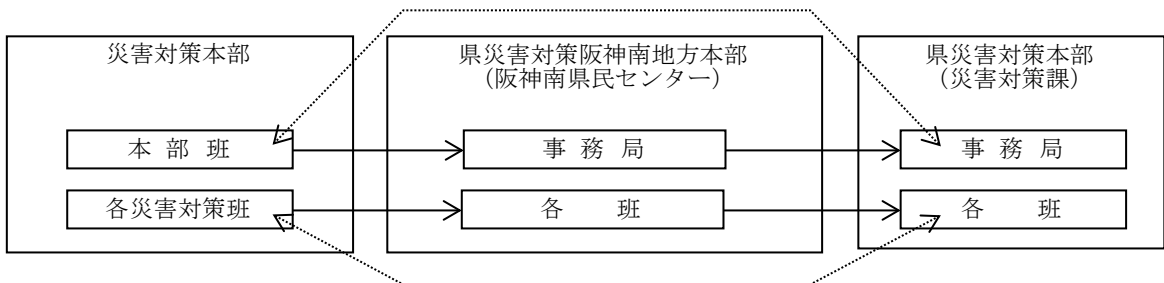
1	情報・指示の連絡系統は次図のとおりである。
2	<p>県に災害情報を報告するのは、以下の災害が発生したときとする。</p> <p>①災害対策本部を設置した災害</p> <p>②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（市内で震度4以上を記録した地震、又は市内に被害を生じた地震を指す。）</p> <p>③上記2つになるおそれのある災害</p>
3	通信の不通等により県に報告できない場合、消防部が内閣総理大臣（窓口総務省消防庁）に対して直接被害状況等を報告することとする。通信回復後、県に報告する。
4	多くの死傷者が発生し、消防部への通報が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく、直接報告することとする。その旨、後で県に報告する。
5	「直接即報基準」に該当する火災・災害等（地震の場合は震度5強以上）を覚知したときには、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告すること。

<被害規模早期把握のための情報系統図>



※緊急を要する場合等にあつては、破線の連絡経路によることがある。

<県への連絡系統>



- ※1 緊急を要する場合等にあつては、破線の連絡経路によることがある。
- ※2 県地方機関の所管に属さない事項については、県本部各班において定める連絡経路による。
- ※3 本部が設置されない場合も上図に準じる。

2 収集する情報の種類

担当各災害対策部・班は、災害発生後概ね1～2時間以内に、次表に示す情報を収集・連絡するよう努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全容を大まかにつかむことに留意する。

資料編参照

応急-A1-5

被害規模早期把握のために収集する情報

3 勤務時間内における情報の収集・連絡

【各災害対策班】

情報収集・連絡方法	<p>①災害発生後、各災害対策班は直ちに前記2に示す情報収集を開始する。</p> <p>②収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を活用して速やかな情報収集に努める。</p> <p>③各災害対策班は、収集した情報を各災害対策部長に報告する。また、必要に応じて県の所管部署に報告する。</p> <p>④各災害対策部長は、各災害対策班が収集した情報をとりまとめた上で、災害対策本部会議又は関係部長に速やかに報告する。</p> <p>⑤災害対策本部会議において決定した対策等は、各災害対策部長が、所属部各災害対策班に連絡する。</p> <p>⑥災害対策本部会議を行わないで、災害対策本部長若しくは副本部長が決定した対策等は、本部班が各災害対策部長に連絡し、各災害対策部長は所属部各班に連絡する。</p> <p>⑦各災害対策部内における収集・連絡方法は、各災害対策部内において定める。</p>
ヘリコプターの支援要請	各災害対策部において、ヘリコプター等による被災状況の調査が必要であると認められる場合は、「第1章 第3節 第4 ヘリコプター支援要請計画」に基づき、災害対策本部長が要請する。
緊急を要する災害情報の隣接市への通報	河川の破堤等緊急を要する災害情報は、本部班又は消防部が直ちに、隣接する神戸市又は西宮市に対し通報する。

4 勤務時間外における情報の収集・連絡

【各災害対策班】

情報収集・連絡方法	<p>①勤務時間内における収集・連絡方法に準じる。</p> <p>②各職員は出勤途上の被害状況を確認のうえ、各災害対策班及び各避難所において速やかにとりまとめる。その際、各災害対策班の担当以外の情報についても報告する。</p>
ヘリコプターの支援要請	勤務時間内における支援方法に準じる。
緊急を要する災害情報の隣接市への通報	勤務時間内における通報方法に準じる。

5 情報の整理

【本部班、情報記録班】

情報の整理・分析	<p>①本部班及び情報記録班は、各災害対策部班からの情報に基づき、本市域を網羅する住居表示図の上に被害状況等を取りまとめる。また、必要に応じて分析を行い、その結果を災害対策本部会議に報告する。</p> <p>②収集した情報及び決定した対策等は、本部班が速やかに県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）に速報として報告する。報告内容については、下記に示すとおりである。</p>
情報記録班による整理	情報記録班は、本部班がとりまとめた情報等を常に整理し、広報班等の各災害対策部班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

6 得られた情報に基づく判断

災害対策本部体制の判断	<p>①災害対策本部長は、得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。内容は、「第1章 第1節 応急対策の実施体制」による。</p> <p>②勤務時間外等のため災害対策本部会議を開催することが困難な場合は、災害対策本部長が決定する。</p>
応援体制の判断	<p>災害対策本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、他の市町、自衛隊等への応援要請を、「第1章 第3節 防災関係機関との連携計画」に基づき行う。</p>
各災害対策部の判断	<p>上記「災害対策本部体制の判断」「応援体制の判断」について緊急を要すると認められる場合は、各災害対策部において実施し、事後速やかに災害対策本部長に報告する。</p>
緊急本部員の判断	<p>勤務時間外に災害が発生し、災害対策本部長及び副本部長（副市長）が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、災害対策本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、「本部体制の判断」「応援体制の判断」について緊急を要すると認められる場合は、「第1章 第2節 第4 災害対策本部の設置」に示す緊急本部員が実施し、事後速やかに災害対策本部長に報告する。</p>

第2 第1次情報等の収集・連絡

二次災害の防止と、災害救助法の適用の可否を判断する観点から、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市域（海上を含む）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などの対象外者は外務省）又は県に連絡する。

1 連絡系統

第1次情報等の入手・連絡系統は、「第1 被害規模早期把握のための活動」に定める系統に準じる。

2 収集する情報の種類

担当各災害対策部・班は、災害発生後速やかに、次表に示す情報を収集するよう努める。この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意する。特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害・住家被害数の把握に重点を置く。

<第1次情報等>

項 目	収 集 内 容	担 当
人的被害	死者，行方不明者の状況	消防部 統括部・警察
	負傷者の状況	避難対策部 市立芦屋病院 消防部
住家被害	全壊，半壊の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2～3日後)	建設部
	全焼，半焼の状況	消防部
	津波による浸水の状況	消防部
公共土木施設等の被害	道路，橋梁，河川，港湾等の状況	建設部
	急傾斜地，宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2～3日後)	建設部
	交通施設，交通の状況 ・公共交通機関 ・道路交通（警察）	統括部
	ライフライン施設の状況 ・上水道 ・下水道 ・電話，都市ガス，電気	上下水道部 建設部 統括部
その他	救急救助活動の状況	消防部
	医療活動の状況	避難対策部 市立芦屋病院
	応急給水の状況	上下水道部
	出火の状況	消防部
	津波の発生，浸水の状況	消防部
	社会的混乱の発生状況	統括部・警察
	避難所の状況	避難所管理部 学校避難所管理部
	避難指示等，警戒区域設定の状況	統括部
	非住家（公共建物等）の状況	建設部 教育委員会災害対策部
	応急対策活動の状況等その他	各災害対策班

3 情報の収集・連絡

【各災害対策班】

<p>情報の収集・連絡方法</p>	<p>①被害規模の早期把握のための調査後、又は並行して、各災害対策班は直ちに前項に示す情報収集を開始する。収集の手段は、電話、FAX、無線等の通信手段を用いるほか、原動機付自転車等を活用して速やかな情報収集に努める。被害の認定基準は、「被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準」のとおりである。</p> <p>②各災害対策班は、収集した情報を「被害状況等報告」、避難所の開設状況については「避難所一覧表」により、各災害対策部長に報告する。</p> <p>③報告を受けた各災害対策部長は、各災害対策班から報告された情報をとりまとめ、災害対策本部会議へ報告する。</p> <p>④情報記録班は、災害対策本部会議に報告された情報を常に整理し、広報班等の各災害対策班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）へ「被害状況等報告」により報告する。</p> <p>⑤各災害対策部内における連絡方法は、各災害対策部内において定める。</p>
<p>建築物等の応急危険度判定調査の実施</p>	<p>余震等による二次災害防止の観点から、建築物、急傾斜地等及び宅地の被災状況を主に外観により調査し、危険度判定を実施する。（「第11章 第2節 建築物等の二次災害防止計画」による。）</p>

資料編参照

<p>応急-A1-2</p>	<p>被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準</p>
<p>様式-A1-15</p>	<p>被害状況等報告</p>
<p>様式-A3-6</p>	<p>指定避難所一覧表</p>

4 得られた情報による判断

<p>二次災害防止対策の判断</p>	<p>①得られた情報に基づき、災害対策本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。（内容は、「第11章 二次災害の防止活動」による。）</p> <p>②勤務時間外等のため災害対策本部会議を開催することが困難な場合は、災害対策本部長が決定する。災害対策本部長及び災害対策副本部長（副市長）が不在の場合は緊急本部員が代行する。</p>
<p>災害救助法適用の判断</p>	<p>上記の方法に準じて、被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあると判断される場合は、「第1章 第3節 第6 災害救助法の適用」に基づき、県知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。</p>

第3 一般被害情報等の収集・連絡

災害がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害情報等の把握に入る。被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努めることとし、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から原則として県フェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等、迅速な方法で県に報告する。

1 連絡系統

一般被害情報等の入手・連絡系統は、「第1 被害規模早期把握のための活動」に定める系統に準じる。

2 収集する情報の種類

担当各災害対策部・班は、下記に示す情報を収集する。

<一般被害情報等>

項目	収集内容	担当
人的被害	死者，行方不明者の状況	統括部・消防部・警察
	負傷者の状況	避難対策部・消防部 市立芦屋病院災害対策部
住家被害	全壊，半壊の状況・被災状況調査	建設部
	全焼，半焼の状況	消防部
	津波による浸水の状況	消防部
非住家被害	公共建物	建設部
	その他	建設部
その他	文教施設	教育委員会災害対策部
	病院	市立芦屋病院災害対策部
	道路	建設部
	公園	建設部
	橋梁	建設部
	河川	上下水道部
	港湾	上下水道部
	砂防	建設部
	上水道施設	上下水道部
	下水道施設	上下水道部
	清掃施設	建設部
	がけ崩れ	建設部
	鉄道不通	建設部
	船舶及び沿岸部の被害等	海上保安部
	電話	統括部 (NTT 西日本へ照会)
	電気	統括部 (関西電力送配電へ照会)
ガス	統括部 (大阪ガスへ照会)	
ブロック塀等	建設部	
罹災者	罹災世帯，罹災者数	避難対策部
火災	火災発生 (建物，危険物，その他)	消防部
被害額	公立文教施設	財政班
	その他の公共施設	財政班
	商工被害	財政班

3 情報の収集・連絡

【各災害対策班】

<p>情報の収集・連絡方法</p>	<p>①災害発生直後の被害の第1次情報の収集後、又は並行して、各災害対策班は前記「2 収集する情報の種類」に示す情報収集を開始する。被害の認定基準は、「被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準」に示すとおりである。</p> <p>②各災害対策班は、収集した情報を「被害状況等報告」により各災害対策部長に報告する。</p> <p>③報告を受けた各災害対策部長は、各災害対策班から報告された情報を取りまとめ、災害対策本部会議へ報告する。</p> <p>④情報記録班は、災害対策本部会議に報告された情報を常に整理し、広報班等の各災害対策班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、本部班は、「被害状況等報告」に基づき必要な事項を県災害対策阪神南地方本部へ報告する。</p> <p>⑤各災害対策部内における連絡方法は、各災害対策部内において定める。</p>
<p>人的被害の把握</p>	<p>①死者、行方不明者は、消防部が芦屋警察署と連携して把握する。</p> <p>②負傷者は、市立芦屋病院においては市立芦屋病院災害対策部が、救護所・歯科救護所においては避難対策部医療班が各救護所の記録を取りまとめ、救急搬送した負傷者は消防部が、それぞれ把握したものを、医療班において集約する。</p>

資料編参照

応急 A1-2	被害及び災害公営住宅の滅失住宅の基準
様式 A1-15	被害状況等報告

第4 住家被害認定調査

1 住家被害の把握（被害認定）

「共通編 第3部 第2章 第1節 住家被害認定調査・罹災証明の発行」による。

2 災害確定報告

本部班は、市の応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部経由）に報告する。

第7節 市民への広報

【目的】

災害情報等の広報を迅速に行う。

【方針】

災害情報等の関連情報を早期に市民へ広報する。

第1 広報方法

【統括部広報班，消防部】

1 市民に対する広報方法

1	広報班は，発災後速やかに市民へ「第2 広報する情報」を周知する。
2	勤務時間外等のため，広報班による市民への広報活動が間に合わないと考えられる場合は，消防部が防災行政無線等の遠隔制御装置により，市民への広報活動を開始する。
3	市民は，テレビ・ラジオ・ホームページ・防災行政無線・あしや防災ネット・緊急速報メール等により情報入手に努める。
4	市民に対する災害情報等の広報活動は，「第4章 第1節 被災者への情報伝達活動計画」に基づいて行う。
5	災害情報等は，報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等により報道することによって，相当詳細かつ広範囲にわたり広報されるが，災害対策本部が必要と認めた災害情報等についても，県知事又は各放送機関に依頼して周知を図る。

2 特殊な情報，特定地域のみに対する連絡方法

次の方法のいずれかにより周知する。

1	防災行政無線
2	あしや防災ネット・緊急速報メール
3	S N S
4	緊急告知ラジオ
5	J:COM 防災情報サービス
6	ホームページ
7	県フェニックス防災システム（公共コモンズ）
8	庁内放送
9	広報車
10	水防計画によるサイレン
11	口頭，電話等による戸別連絡

資料編参照

広報文-A1-3 市民への緊急放送文例

第2 広報する情報

【統括部広報班，消防部】

1 災害情報等の周知

災害対策本部は，必要と認められる災害情報等だけでなく，予想される事態並びにこれに対処する措置も併せて市民に周知するように努める。

2 被害規模早期把握のための情報

統括部広報班は，市民の安全確保及び応急対応を迅速に行うために必要と認められる情報を周知する。

1	避難の準備，避難場所に関すること
2	被害の状況（火災，ライフライン等）
3	行動上の注意事項

3 第1次情報等

「2 被害規模早期把握のための情報」に準じる。

4 一般被害情報等

「2 被害規模早期把握のための情報」に準じる。

第8節 通信手段の確保計画

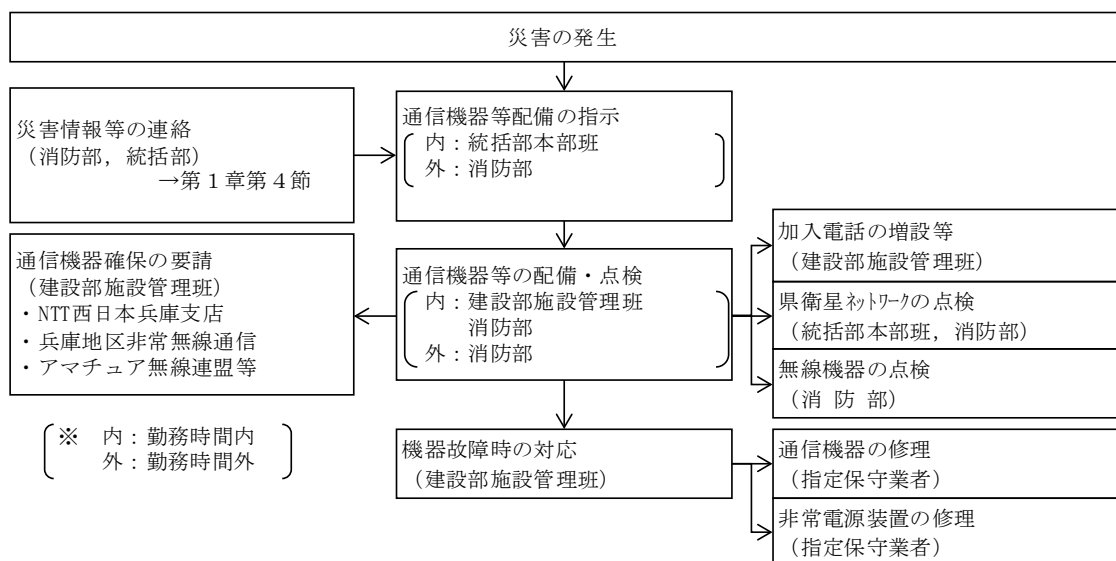
【目的】

災害に伴う気象予警報の連絡，被害状況及び応急対策実施状況の収集，災害情報の連絡等，災害時における通信連絡手段を確保する。

【方針】

災害時における災害通信連絡については，一般加入電話によるほか，各機関は，それぞれ同機関に設置されている有線，無線通信施設により速やかに行う。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 通信機器等配備の指示 (2) 災害対策本部室への通信機器等の配備 (3) 通信機器，非常電源装置等の故障時の修理依頼 (4) 加入電話の増設依頼 (5) 他機関等に対する通信機器等確保のための要請 (6) 優先電話の確保
	消防部	(1) 無線機器等の点検・確保 (2) 県衛星ネットワークの点検・確保
	各災害対策部	非常電話等による通信の確保
市民，事業所	不要不急電話の抑制	
防災関係機関	無線機等による通信確保の協力	
ボランティア	アマチュア無線機による通信確保の協力	

1 市民に対する連絡方法

非常通信の経路の概要は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-A1-3

非常通信の経路

2 通信手段の確保

【統括部本部班，消防部指揮本部班】

(1) 無線等通信の開局責任者

統括部本部班長及び消防部指揮本部班長は、災害発生後直ちに無線等通信手段を開局する。各災害対策班長は、勤務時間外の災害発生時にも初動要員が対応できるよう、各災害対策班員に操作を習熟させる。

(2) 無線通信機器等の配置

統括部本部班は本庁内の、また消防部指揮本部班は消防庁舎内の無線通信機器を次のとおり配置する。

<通信機器等の配置計画>

通信機器	設置場所
県衛星通信ネットワーク（電話・FAX） 芦屋市防災行政無線 県フェニックス防災システム	東館3階 防災安全課 消防庁舎2階 通信指令室

(3) 防災行政無線等の利用

防災中枢拠点（市役所，消防）と地域防災拠点（小学校等）及び地区防災拠点（集会所等）へ災害発生時に電話回線が使用できない場合でも把握した情報の伝達等を迅速に行う。

なお、防災行政無線等の運用については、芦屋市防災行政無線局管理運用要綱に基づき行う。

資料編参照

応急-A1-22

芦屋市防災行政無線局管理運用要綱

(4) 非常時優先電話等の利用

災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合において各関係機関は、災害対策基本法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信施設を優先的に利用し又は使用することにより通信連絡を確保するものとする。

ア 災害時優先電話

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめNTTで指定し被災地及びその途中にある電話設備が全滅しない限り利用できる。

<災害時優先電話を利用できる機関>

1	気象，水防，消防，災害救援機関及びその他，国又は地方公共団体の機関
2	秩序の維持，防衛，輸送の確保，電力の供給，水道の供給，ガスの供給に直接関係のある機関
3	新聞社，通信社，放送事業者の機関

イ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより，一般の通話又は電報に優先して取扱われる。

非常通話（最優先）	地震などにより非常事態が発生した場合（又は発生のおそれがある場合），救援，交通，通信，電力の確保や，秩序維持のために必要な事項を内容とするもの。
緊急通話（優先）	上記の非常事態のほか，緊急事態が発生した場合，救援，復旧などのために必要事項を内容とするもの。
非常電報，緊急電報	それぞれ「非常通話」「緊急通話」同様に扱われ他の一般電報に優先して伝送及び配達される。

3 通信手段確保の要請

【統括部本部班，消防部】

通信機器等に事故が発生した場合は，直ちに，開局責任者は保守業者に連絡し，修理を依頼する。市が保有する通信機器等で十分に機能しない場合は，「兵庫地区非常無線通信経路計画」による協力を要請する。

資料編参照

応急-A1-18

〔参考〕兵庫地区非常無線通信経路計画

4 通信連絡の原則

1	通信機器の利用に当たっては，県本部等市外関係機関への通信を最優先とする。
2	兵庫県衛星通信ネットワークが接続している機関に対しては，原則としてこれを用いる。

5 通信時の留意事項

1	大規模災害発生時には多くの通信連絡が発生するため，簡略かつ明瞭に行うことに留意する。
2	原則として，県フェニックス防災システム又はそれによりがたい場合は衛星通信や FAX 等，迅速な方法で伝達する。
3	通信連絡を受けた者は，「受信用紙〔行政機関〕」の様式により確実に記録し，関係者に報告，伝達する。

6 県による非常通信経路への対応

県は，有線通信が利用できないか，又は利用することが著しく困難な場合，県庁までの通信経路を確保するため，「非常通信経路計画」を策定し，非常時に，電波法第52条及び第74

条，災害対策基本法第57条及び第79条，水防法第27条の規定により，設置者の協力により使用する通信設備を利用して本市から神戸市，神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとなっている。そのため，非常通信経路が確保された場合，神戸市を通じて通信連絡を確保する。

資料編参照

応急-A1-14	近隣市町の連絡先
応急-A1-15	災害対策関係機関一覧表
応急-A1-19	兵庫衛星通信ネットワークの電話番号及び操作説明書
応急-A1-20	消防無線通信施設一覧表（消防本部）
応急-A1-21	消防無線通信施設一覧表（消防団）
応急-A1-22	芦屋市防災行政無線局管理運用要綱
様式-A1-4	受信用紙〔行政機関〕

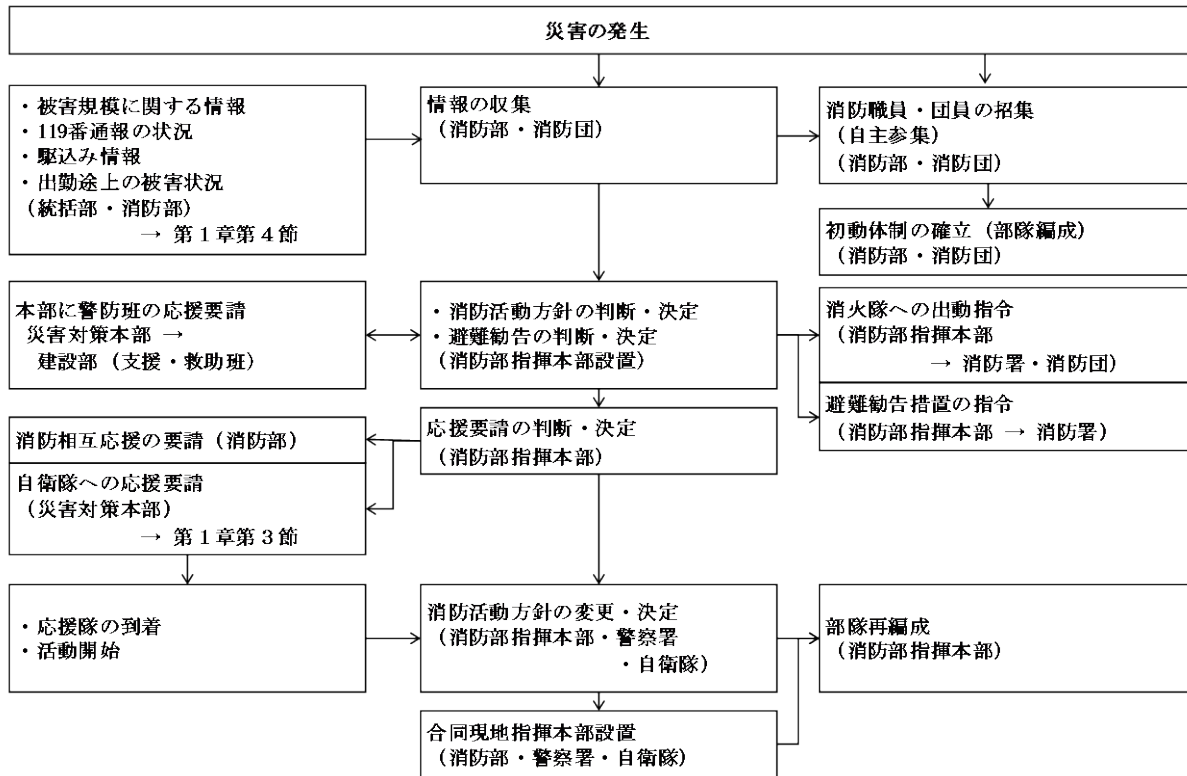
第2章 消火、救助・救急及び医療活動

第1節 消火活動計画

【目的】
 消火を中心とする消防活動を実施するに当たっての消防隊の組織，事務分担，部隊編成，通報連絡，警報の発令，隊員の招集配備警戒及び防ぎよ活動について定め，それによって市民の生命身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減する。

【方針】
 地震によって発生する火災の形態は，地震規模，季節及び時間帯により異なるが，同時多発火災の発生が予想される。災害の拡大を阻止するための消火活動を迅速・的確に行うことは勿論のこと，倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し，救助・救急活動や必要な医療活動を行う。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	(1) 警察署への消防活動協力要請に関する事 (2) 自衛隊への応援派遣要請に関する事
	統括部	(1) 災害対策本部と消防部指揮本部との連絡調整に関する事 (2) 建設部への消防部応援に関する調整に関する事
	建設部	(1) 気象予警報等の収集・連絡 (2) 災害対策部の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集及び連絡、警防班・救助班への応援者の派遣決定に関する事 (3) 消防部への応援に関する事
	消防部	(1) 消防職員の迅速な参集状況の把握と初動体制の確立に関する事 (2) 速やかな被害状況の把握と情報の収集伝達に関する事 (3) 消防部指揮本部の設置と災害対策本部との連絡調整に関する事 (4) 消防活動対策に関する事 (5) 消防現場活動に関する事 (6) 被害の軽減措置に関する事 (7) 避難の指示及び避難者の誘導等に関する事 (8) 消火応援部隊の受入れ体制の確立と消火部隊の再編成に関する事 (9) 自主防災組織の消火活動状況等に関する事 (10) 消火用資機材の確保、調達に関する事
	消防団	本部
分団		(1) 災害危険箇所の早期発見と情報収集に関する事 (2) 災害警戒、巡視に関する事 (3) 災害出動に関する事
市民，事業所，自主防災組織		(1) 出火防止措置等の実施確認に関する事 (2) 自発的な初期消火活動の実施と消防機関の消火活動等への協力に関する事

第1 初動体制の確立

1 非常配備の発令

非常配備 発令者：消防長	本市及び神戸市東灘区並びに西宮市のいずれかの区域内において、震度4以上の地震が発生したとき
	津波予報区兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたとき
	その他、消防長が必要と認めたとき

2 配備体制

配備体制			部隊編成				
			指揮本部班	警防班	救急班	救助班	備考
消防部	第1号 配備体制	当務員と一部招集員による体制	芦消 1	芦消 2・3・4・6・8・ 16	芦消 90・91	芦消 7	本署 2 隊増隊
	第2号 配備体制	職員の半数による体制	芦消 21	芦消 18	芦消 92・93		署所 3 隊増隊
	第3号 配備体制	全職員による体制	芦消 17・19	芦消 23	芦消 9	芦消 22	
消防団	第1号 配備体制	団本部員は消防団本部へ参集 分団員は各分団詰所へ参集	芦消 11	各分団毎に 2 隊編成 計 8 隊		各分団毎 に1隊編成 計 4 隊	受持区域の活動を原則とするが、指揮本部の指示により本署に集結することがある
	第2号 配備体制						
	第3号 配備体制						

※ 災害出動要請が多数発生した場合は、建設部の応援を受けて部隊を編成する。

3 消防部指揮本部の設置

設置場所	消防部内に設置
本部の構成員	消防長、消防団長、副団長、各班の責任者
本部の役割	①災害対策本部との連絡調整に関すること ②災害情報収集活動及び応援体制並びに避難指示に関すること ③現場活動方針及び部隊運用、指令に関すること ④消防団、自主防災組織、防災関係協力機関との連絡調整に関すること

第2 消防活動の基本方針

1 消防活動の原則

1	火災の早期発見，早期鎮圧活動
2	火災の延焼動態の把握，延焼防止活動
3	出火防止活動
4	人命の救助，救急活動
5	安全避難を確保するための活動
6	情報の収集伝達活動

2 消防活動の方針決定

延焼火災が多発した場合	①非番員等の参集等による消防隊の増員等消防力の余力が生じた時点で、消火活動と併行して火災現場及びその周辺における救助、救急活動を行う ②現場の警察官との連携を密にし、付近住民等に協力
-------------	--

	を依頼し、自主救護体制の確保に努める
延焼火災は発生しているが、全消防隊を投入しなくても延焼阻止が十分可能であると判断できる場合	余力消防隊を救助・救急活動に転用する
火災は発生しているが延焼のおそれはなく、主力を救助・救急活動に従事させることが出来る場合	消火活動に移行できる体制で救助・救急活動に当たらせる

第3 動員計画

1 招集計画

(1) 消防吏員

「第1-2 配備体制」による。

(2) 消防団員

消防団本部において実情に応じた招集計画をたて、各副団長を通じて各分団に招集を伝達する。

第4 出動体制

1 通常出動体制

	出動条件	出動区分	台数
通常火災出動 中高層建物火災出動 危険物火災出動	火災覚知で出動時	第1次出動	7台
	火炎上昇時	第2次出動	3台
	大規模火災時	第3次出動	全車
特殊建物火災出動	人命危険の高いホテル、病院、社会福祉施設等については、対象物ごとの「警防計画」に基づき、出動隊を編成した出動基準を定め、効率的な防ぎょ活動の運用を図る。		

2 非常時計画

火災警報発令時及び断滅水時等の異常火災時は、出動順位を繰り上げて出動体制をとる。

第5 初動活動

1 消防本部・署所の初動措置

出火防止措置	庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。
庁舎の安全及び機能確保	庁舎建物等の被害状況の点検及び内部の機器等の機能点検を実施する。
通信施設の確保・無線局の開局	通信施設の機能及び非常電源の点検を実施する。
車両の安全確保	消防車両等を車庫前等安全な場所に移動し、機能点検を実施する。車両

	の故障及び車庫のシャッターの故障等により消防車両等が出場不能となった場合は、手動により開扉後、応急修理を署員が行う。
情報の収集及び報告	別項に定める情報を直ちに収集し、消防部指揮本部に帳票により3部（災害対策本部、出動隊、受付）報告する。
消防部隊運用の検討	収集した被害情報等により、指揮本部は、初動時の部隊編成・運用計画を検討する。
消防隊等の出場準備	①消防隊の出場経路の確認（道路閉鎖の情報、木造家屋密集地の火点） ②消火栓不能時の対応として、ホース等積載資機材の増強を図る。

2 消防団の初動措置

地震発生時に消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、地震火災の様相に応じた有効な活動を実施して、地域住民の生命、身体の安全を確保する。消防団及び消防部との連携を図るため団本部員は、消防部に参集する。

第6 情報の収集・伝達（地震発生直後）

1 地震発生直後の情報収集・伝達

収集・伝達する情報の内容	担 当	連 絡 先
地震情報、津波注意報・警報・特別警報等	消防部通信指令室	消防部指揮本部
非常招集連絡	〃	消防職員・消防団員
火災の発生状況	〃	消防部指揮本部→災害対策本部
人的被害の状況 （救助・救急要請, 119 番通報）	〃	消防部指揮本部→災害対策本部
周辺道路の通行障害等の状況	出動隊及び参集職員	消防部指揮本部
参集途上の被害情報	参集職員	消防部指揮本部

2 被害情報の収集・伝達（初期・中期段階別）

	情報収集項目	報 告 要 領
初期	火災発生場所	発見順にその町名番地又は目標と目標からの方向及び距離を報告する。
	火災の程度	延焼火災は、延焼方向・棟数・消防隊の着手の有無等を報告する。
	その他の災害	火災以外の災害は、視認した範囲で報告する。

	情報収集項目	報 告 要 領
中期	人的被害	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
	倒壊危険家屋	倒壊家屋による市民の動向及び被害者の状況
	二次災害危険	余震に伴う傾斜危険家屋、地盤の緩み、道路、宅地等における災害発生状況
	避難指示	避難対策の必要の有無及び避難の状況

3 自主防災組織を活用した情報収集手段

災害発生時における情報及び伝達等を自主的に地域の被害状況を報告させる。

4 通信の運用

「第1章 第8節 通信手段の確保計画」によるが、消防部は通信運用の基本として次の点に特に留意する。

1	災害対策本部と消防部間の通信は、有線通信を原則とする。
2	消防部と出場隊との通信は、無線通信とする。
3	有線途絶時の通信は、無線通信とする。
4	119番通報が故障し受信不能になった場合は、119番通報分散受信体制に移行し、分署で受信する。

第7 火災防ぎょ活動の基本方針

1 地震発生直後の情報収集・伝達

(1) 火災防ぎょ活動の原則

同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
高層建築物又は地下階等の火災	他の延焼拡大危険性の大きい火災を鎮圧した後に部隊を集中する。
工場又は大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、あるいは既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(2) 火災防ぎょ活動の区分

分散防ぎょ活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数小隊で防ぎよする。
重点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集中させる。
拠点防ぎょ活動	広域避難場所の安全確保のみを目的とする。

第8 避難誘導要領

市民の安全避難を確保することは、消防の責務であり、安全避難に必要な火災等の鎮圧と拡大防止に全力を傾注する。特に大規模災害時における避難誘導に対処するためには、消防機能の全力を挙げ、災害対策本部の指示を受けることなく市民の安全確保を図る。

消防部における避難誘導活動は、次の要領に従って行う。

火災の進展が急激で人命危険が切迫し、直ちに避難をさせる必要がある場合	災害対策本部長の指示を受けるいとまがない場合は避難指示等の緊急措置をとる
------------------------------------	--------------------------------------

火災の延焼予測、避難を必要とする地域及び避難の安全方向等必要な情報連絡	消防長→災害対策本部員 消防署長→現地部隊
-------------------------------------	--------------------------

第9 応援協力計画

1 広域消防応援要請

消防活動に関する他機関への応援要請は、「第1章 第2節 災害対策本部等の設置」に定めるほか次のとおりであるが、急を要すると判断される場合は、消防長が要請することができる。

<協定、覚書、申し合わせの種類>

種 類	対 象	締結先	締結年	根拠法令
神戸市・芦屋市消防相互応援協定書	火災・救急	神戸市	H18/09/06	消組法第39条
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書 (消防相互応援に関する覚書)	災 害	7市1町	H13/03/01	消組法第39条
兵庫県道高速神戸西宮線及び高速西宮線上並びに兵庫県道高速大阪湾岸線上の消防相互応援に関する覚書	火災・救急・救助・集団災害	西宮市	H06/03/25	
兵庫県広域消防相互応援協定	災害・大規模	県下30市町組	H19/06/29	消組法第39条
兵庫県広域消防相互応援覚書	災害・大規模	県下30市町組	H22/10/14	消組法第39条
阪神高速道路における消防及び救急等の業務に関する協定書	消防・救急	阪神高速道路(株)	H17/10/01	
ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ	ガス漏れ・爆発事故	大阪ガス阪神支社	S56/08/24	
ガス漏れ事故等による災害防止対策に関する申し合わせ	ガス災害防止	芦屋警察署 大阪ガス阪神支社 関西電力阪神営業	S56/12/21	
災害時における消防用水等の供給支援協力に関する協定書	災 害	大阪広域生コンクリート協同組合	R1/10/7	

※「緊急消防援助隊」の要請と支援については、大規模災害発生時に人命救助活動等の必要を認めた場合にあつては、緊急消防援助隊の要請をすることができる。また、本市からの支援隊の要請が予測される場合にあつては、速やかに準備を行う。

2 広域航空消防応援の手続

「第1章 第3節 第4 ヘリコプター支援要請計画」による。

3 消防応援部隊の受入れ体制

消防部会議室を開放し、応援隊の拠点とする。それで不足する場合は市庁舎において調整する。また、消防応援部隊の集結場所及び宿営場所として、川西運動場を充てる。

4 海上災害に対する応援

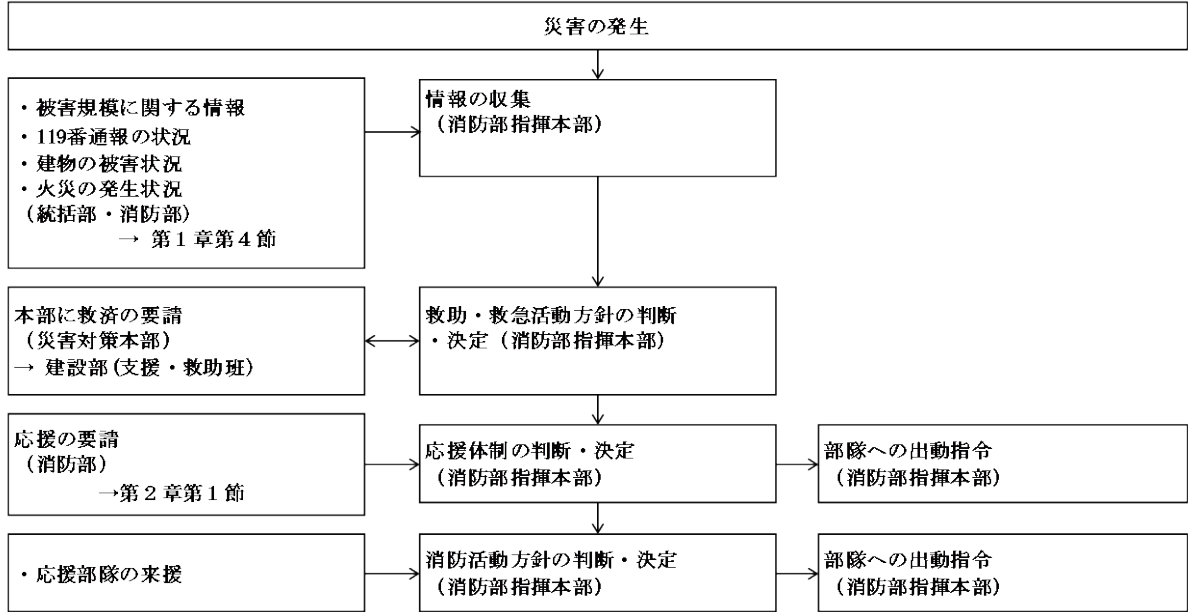
船舶海難及び海上における人身事故並びに流出油等の通報を受けたとき, 又は確認したときは, 海上保安庁の機関に速報するとともに, 海上保安庁等の機関がとる措置について, 援助協力する。

第2節 救助・救急活動計画

【目的】
 災害時には家屋の倒壊、障害物の落下、自動車等車両の衝突、劇毒物の漏洩、崖崩れ、又は地下階におけるパニック等の不測の事態が複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、必要に応じ人員機材を活用し、人命救助、救急活動を実施し、人命の安全確保に努める。

【方針】
 救命、身体の救出、精神的・肉体的苦痛の軽減、財産の保全を図る。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における被災者等の救出は、県知事の委任を受けて、市長が実施する。
2	災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出及び救急活動は、市長が実施する。

2 役割分担

	実施担当	実施内容
災害 対策 本部	消 防 部	(1) 救助・救急活動の実施に関すること (2) 救助・救急活動の応援の要請に関すること
	各 災 害 対 策 部 の 支 援 ・ 救 助 班	(1) 救助活動の実施（消防部に協力して行う） (2) 救助用資機材・重機の調達に関すること (3) 救助・救急活動の実施（消防部に協力して行う）

建設業組合等	資機材・重機等の調達協力
市民，事業所 自主防災組織	(1) 救助・救急活動に関する訓練への参加 (2) 家具等の転倒防止策の実施 (3) 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力する

第1 救助・救急活動の実施

1 部隊運用

消防部は、二次災害から人命を守ることを最優先とした活動を実施しなければならないため、救助・救急活動に対する部隊の投入については、火災の防ぎよ活動を考慮しつつ実施する。救助・救急事故が多発した場合は、消防部は建設部並びに支援対策部とともに救助班を編成する。

(1) 救助班・救急班の編成

「本章 第1節 第1 2 配備体制」による。

(2) 救助・救急活動の基本方針

救命、身体の救出、精神的・肉体的苦痛の軽減、財産の保全を図る。

人命救助とは、自然災害、人的災害を問わず、広く一般の災害事象により要救助者の生命又は身体に現実の危険が及んでいる場合で、要救助者の生存が確認又は予想される状況下において、人力、機械力等を用いてその危険を排除し安全な場所に救出し、その後救急隊により医療機関、その他の場所（救護所等）へ緊急に搬送する一連の活動をいう。

(3) 救助・救急活動の原則

救助・救急事案の内容から判断して市民の生命を守るための効果が大きい事項を選択して実施する必要がある。

1	火災現場における人命救助活動は最優先する。
2	救命処置を必要とする負傷者及び要配慮者を優先し、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関及び芦屋市医師会等との連携のうえ実施する。
3	救助・救急事案が同時に多発している場合は、現場での人命救助活動を優先する。
4	救助、救急活動は救命効率の高い事案を優先する。

(4) 救助・救急活動要領

救助活動要領	①情報収集の実施と分析を行い、救命率が高いと判断したところから救助活動に当たる。 ②救助活動では、二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。 ③救助活動にあつては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。
--------	--

	④消防隊，救急隊，消防団，自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。
救急活動要領	①重傷者から順次搬送を実施する。 ②救護所等の設置に伴い，負傷者の選別（トリアージ）及び負傷者の応急救護及び処置を行ったのち搬送を実施する。 ③傷病者を搬送する救急隊は，負傷者の氏名，発生場所等の必要な事項を記録する。 ④市立芦屋病院及び救護所に職員を派遣し，医療機関との連携に努め負傷者の把握を行うものとする。 ⑤救護所の連絡体制を密にし，収容人員の確認，診療科目の確認等を実施するとともに，転院の要請に対し対応する。

(5) 他機関との合同救助体制

警察，自衛隊，消防と連携をとり，重複をなくす方法で実施する。市域を9ブロック化し，1ブロック単位で担当する。

(6) 消火・救急救助・水防用備蓄資機材

自主防災組織用及び消防施設別の機材一覧表については下記のとおりである。

資料編参照	応急-B2-2	地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表
	応急-G1-1	消防施設別 消火・救急救助・水防用備蓄資機材一覧表

(7) 重機等の調達

救助活動に必要な重機等については，建設部が建設業組合等に要請し，調達する。

(8) ヘリコプターによる搬送体制

救急搬送に当たって，ヘリコプターの利用が必要であると判断される場合は，「第1章 第3節 防災関係機関との連携計画」により県及び自衛隊並びに状況により海上保安庁の機関やドクターヘリ基地病院に要請する。

2 広域消防応援要請

1	応援を必要とする理由
2	応援を必要とする人員，資機材等
3	応援を必要とする場所
4	応援を必要とする期間
5	その他必要な事項

第3節 医療活動計画

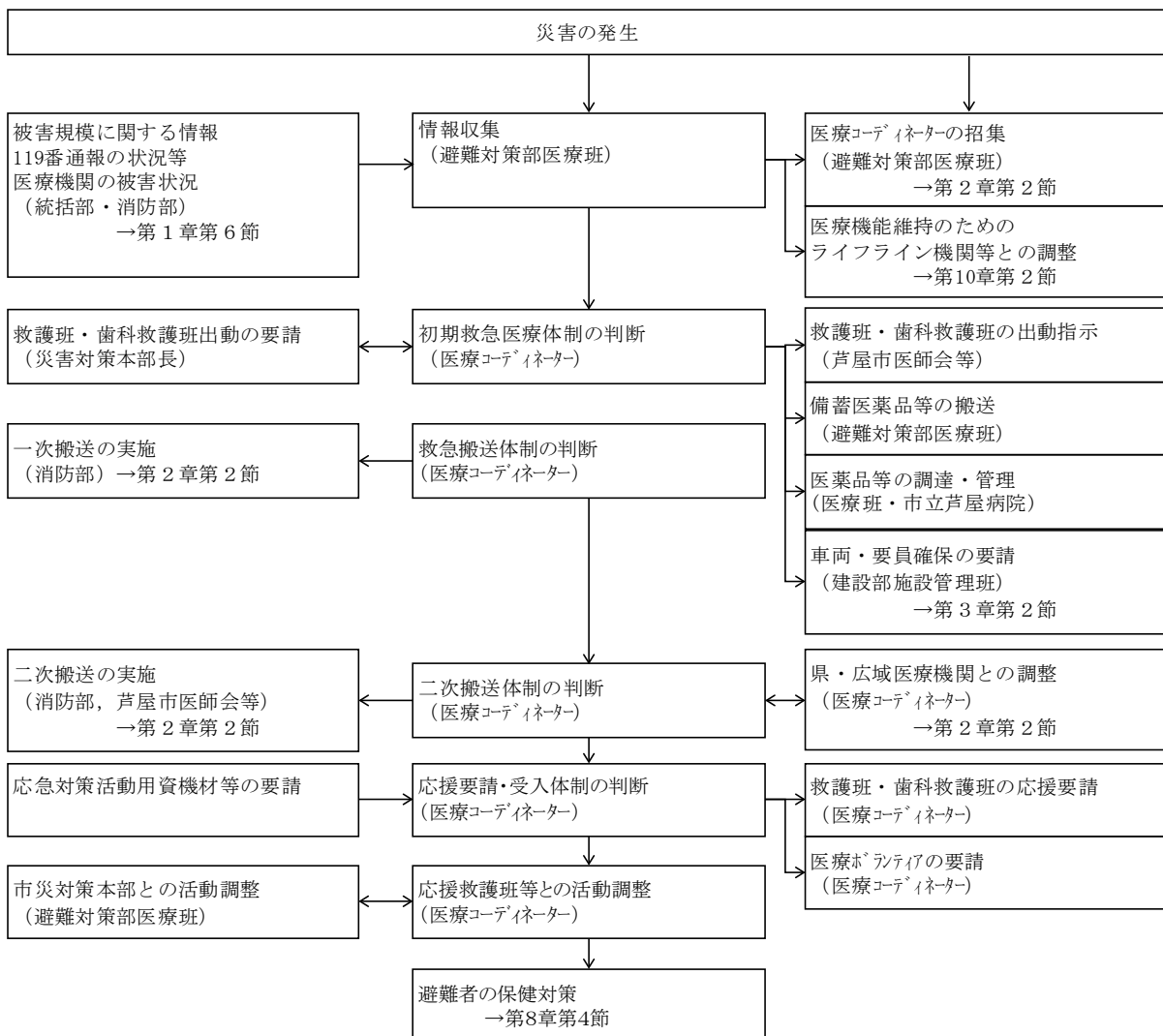
【目的】

災害のため、本市の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合においても医療及び助産を実施する。

【方針】

医療機能が混乱した場合においても医療及び助産の実施体制を迅速に整えて対応を行う。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における医療及び助産（以下「医療」という。）の実施は、 県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本 部 長	県及び医療コーディネーターに対する救護班及び歯科救護班出動要請
	統 括 部	(1) 医療活動に係るライフライン関係機関との調整に関すること (2) 応急活動従事者及び患者の搬送のための交通手段の確保、要請に関すること
	避 難 対 策 部 医 療 班	(1) 救護班・歯科救護班用医薬品及び資機材の備蓄 (2) 備蓄医薬品及び資機材の救護所・歯科救護所までの搬送 (3) 医薬品及び資機材の調達、集積拠点における管理及び救護所・歯科救護所までの搬送 (4) 応援救護班及び医薬品等の要請に関する庶務
	医 療 コ ー デ ィ ネ ー タ ー	県芦屋健康福祉事務所長，市立芦屋病院長，芦屋医師会，芦屋市歯科医師会，芦屋市薬剤師会で構成する (1) 初期救急医療体制に関すること (2) 広域医療体制に関すること (3) 救護班・歯科救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること
	消 防 部	負傷者等の搬送に関すること
	市 立 芦 屋 病 院 災 害 対 策 部	(1) 災害対応病院としての体制確保 (2) 医薬品及び資機材の備蓄
芦 屋 市 医 師 会 芦 屋 市 歯 科 医 師 会 芦 屋 市 薬 剤 師 会	発災直後からの救護活動	
救 急 指 定 病 院	災害対応病院としての体制確保	
市 民 ， 事 業 所	(1) 家庭内，事業所内における応急処置用医薬品の常備 (2) 家具等の転倒防止策の実施 (3) 救護所・歯科救護所開設予定地の把握	
医 療 ボ ラ ン テ ィ ア	医療活動に関する協力	

第1 災害時救急医療の全体システム

1 医療コーディネーター

(1) 医療コーディネーターの構成

組 織 名	構 成 員
芦屋市医師会	会長，副会長（三役）
芦屋市歯科医師会	会長
芦屋市薬剤師会	会長
市立芦屋病院	院長
県芦屋健康福祉事務所	所長

(2) 医療コーディネーターへの要請

災害対策本部を設置した場合	災害対策本部長は直ちにそれぞれの業務で主に所管する医療コーディネーターに対して避難対策部医療班への参加を要請する。
※ただし、緊急を要すると判断される場合	災害対策本部長からの要請を待たず、芦屋市医師会、市立芦屋病院、芦屋市歯科医師会及び芦屋市薬剤師会は自主的に医療班に参加する。また、県芦屋健康福祉事務所は災害医療確保のための連絡調整を行う。

2 災害対応病院の体制

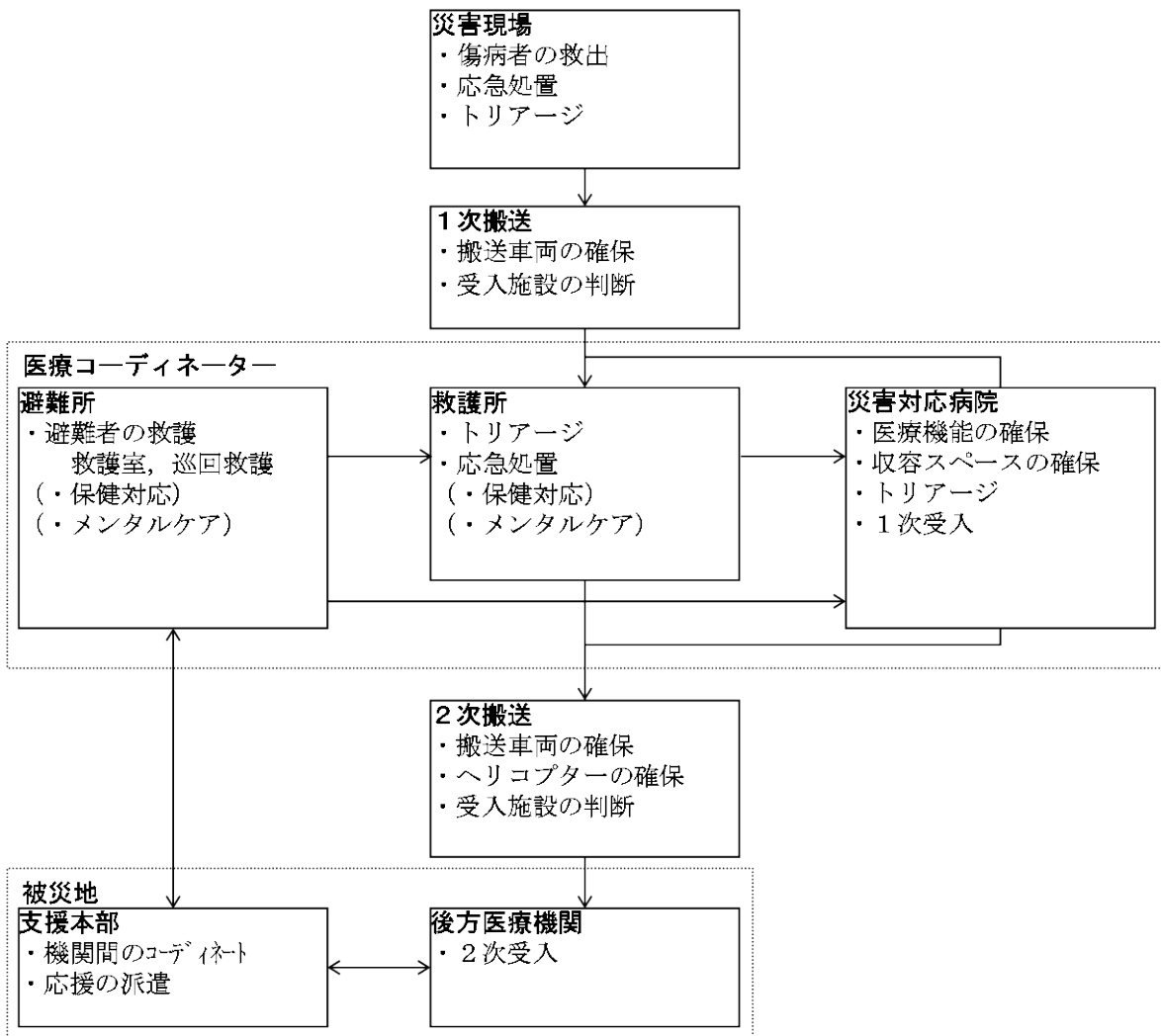
1	災害時にも医療機能を維持する
2	医師、看護師等スタッフの確保
3	トリアージの実施
4	重症者を収容するスペースの確保
5	遺体安置場所の確保

資料編参照

応急-C1-7

災害対応病院

<救急医療全体システム図>



第2 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「医療」及び「助産」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-C2-3

災害救助法による「医療及び助産【医療】」の実施基準

第3 初期救急医療体制

1 救護班及び歯科救護班1班当たりの構成

班名	任 務	救 護 対 策	構 成	人 員
救護班	医療 助産	災害により医療助産の途を失った者	医 師	2
			看 護 師	4
			事 務 員	1
			薬 剤 師	2
歯 科 救護班	歯科医療	歯科傷病を患った者	歯 科 医 師	2
			歯科衛生士	2

■救護所及び歯科救護所の設置

救護所は、休日応急診療所及び5つの小学校等（山手小学校、岩園小学校、精道小学校、浜風小学校、精道中学校）に設置する。

歯科救護所は、歯科センター（保健福祉センター内）及び応急診療所（歯科医師会医療センター1階）に設置する。

資料編参照

応急-C1-8

救護所

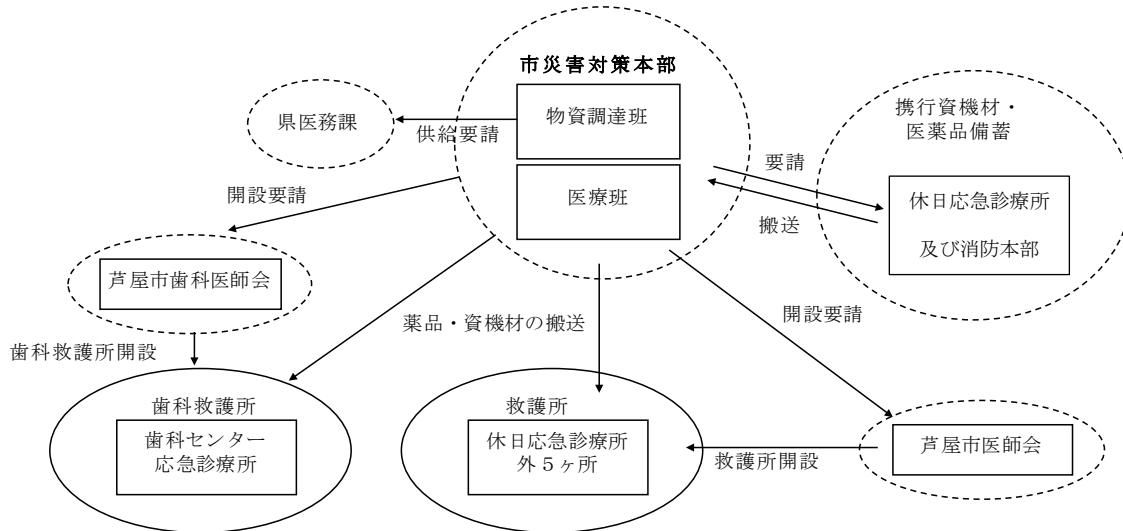
2 救護班の出動

救護班を出動させる必要があると認められる場合	芦屋市医師会長に出動を要請する。
※ただし、緊急を要すると判断される場合	要請を待たずに、芦屋市医師会等に所属する各医師が自主的に出動する。

3 救護所の設置方針

1	現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
2	患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
3	被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と後送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

<災害時の医薬品等供給体制>



<物資調達班>

1	医薬品，資材の調達に関すること
2	衣料品，生活必需品，建築資材，その他日常応急物資の調達及び斡旋に関すること

<医療班>

1	被災者の医療に関すること
2	芦屋市三師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること
3	市立芦屋病院等との連携に関すること

4 救護班の携行資機材

1	救助期の救護班 1 班が携行する救護資機材は外科用とし，内容品及び救護所用災害資機材（消防本部備蓄）については，下記に示すとおりである。
2	【補給方法】 携行資機材は，休日応急診療所及び消防本部に備蓄し，医療班が各救護所に搬送する。
3	【資機材等の調達】 避難対策部医療班は，調達が必要な資機材等の品目，数量等を判断し，県医務課に要請する。

資料編参照

応急-C2-2 救護所用災害応急資機材一覧表

5 救護班の応援要請

1	災害対策本部長は，医療コーディネーターの進言に基づき，市が設置する救護所では対応しきれないと判断される場合は，県に対して兵庫DMAT及び救護班（兵庫JMATを含む），日本赤十字社等の派遣及び救護センターの設置を要請する。
2	医療コーディネーターは，避難対策部医療班と調整しながら，市外から来援した救護班等を適切に受け入れるとともに，統括的に活動調整する。

第4 救急搬送システム

災害の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者と緊密な連絡のもと、迅速、適切な救急搬送活動を実施する。

1 事故等の現場からの傷病者の搬送

1	救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用を図る。
2	事故等発生関係機関及び市所有の車両を応急的に活用する。
3	近隣消防機関へ応援を要請する。

2 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、災害対応病院への搬送を原則とするが、救護所救護班の医師の指示により、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師の同乗により搬送する。

この場合、収容医療機関に対して、診療、収容の可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

資料編参照

応急-B2-5	市内薬事施設一覧表
応急-C2-1	市内医療機関一覧表

3 二次搬送及び被災地外医療機関への搬送

救護所及び災害対応病院での傷病者の収容と処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、災害派遣用車両（DMATカー）、ヘリコプター等を活用して搬送する。

ヘリコプターの利用に当たっては、ヘリコプター臨時離着陸場までの搬送計画を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「第1章 第3節 第4 ヘリコプター支援要請計画」により行う。

資料編参照

応急-C1-9	災害拠点病院一覧表
---------	-----------

第5 医療ボランティアの受入れ

1 医療ボランティアの要請

統括部本部班は、災害対応病院、救護所等において医師、看護師、薬剤師等の医療関係者が不足すると判断される場合は、「第7章 第1節 災害ボランティア受入れ計画」に基づき、医療ボランティアを要請する。

2 医療ボランティアの活動調整

医療コーディネーターは、避難対策部医療班と調整しながら、医療ボランティアを適切に受入れるとともに、統括的に活動調整する。

第6 救急医療対策

災害に伴う交通事故，産業災害等（以下「事故等」という。）により短期間に集団的に発生する傷病者に対する初期救急医療対策については，事故発生責任機関，警察，市，消防機関，県，医療機関，その他関係機関の協力のもとに，本計画の定めるところにより実施する。

1 業務分担

事故等が発生した際において，各関係機関は概ね次表の業務を分担する。（県地域防災計画に基づく。）

業 務	担 当 機 関				
	一般道路上	一般有料道路 高速道路上	鉄 道 上	工 場 等	海 上
発見・通報	事故等発見者	事故等発見者	事故等発見者	事故等発生責任機関	事故等発見者
関係機関 への連絡	第1報受信機関 警 察 消 防	第1報受信機関 西日本高速道 路株式会社等 警察連絡室 消防連絡室	事故等発生責任機関 第1報受信機関 警 察 消 防	事故等発生責任機関 第1報受信機関 労働基準署 警 察 消 防	事故等発生責任機関 第1報受信機関 海上保安庁の 機関 (市)
現場にお ける傷病 者の救出	警 察 消 防	警 察 消 防	事故等発生責任機関 警 察 消 防	事故等発生責任機関 (警 察) (消 防)	海上保安庁の 機関 (市)
現場から 医療施設 への傷病 者の搬送	警 察 消 防	西日本高速道 路株式会社	事故等発生責任機関 消 防	事故等発生責任機関 消 防	海上間:海上 保安庁の機関 (市) 陸上間:消防
医師等医 療関係者 に対する 出動要請	事故等発生責任機関 (市・県)	事故等発生責任機関 (市・県)	事故等発生責任機関 (市・県)	事故等発生責任機関	海上保安庁の 機関 (市・県)
現場及び 搬送中の 救急措置	医 療 関 係 者 及 び 救 急 隊 員				
傷病者の 収容	医療機関 事故等発生責任機関 市	医療機関 事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 市
遺体の収 容	事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関 市	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 市
関係機関 への協力 (出動)要請	警 察 市 ・ 県 事故等発生責任機関	警 察 市 ・ 県 事故等発生責任機関	事故等発生責任機関 市 ・ 県	事故等発生責任機関 (市・県)	海上保安庁の 機関

2 救急医療対策の方法

負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡	負傷者等の発見者又は事故等発生責任機関から第1報を受けた機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関（1に掲げる機関）に直ちに連絡する。
現場における負傷者等の救出	救出を要する負傷者等に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模、内容等を考慮のうえ、直ちに資機材を整え必要な人員を現場に出動させ、救出に当たる。
現場から医療施設への負傷者等の搬送	①負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに救急自動車、舟艇並びに救急隊員を現場に出動させ搬送に当たる。 ②救急自動車等が不足するときは、次の応急措置を講ずる。 ◇救急指定病院の患者搬送車の活用 ◇その他応急的に調達した車両の活用 ◇隣接市の応援要請
医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置	①事故等発生責任機関は、事故等の規模、内容を考慮のうえ、医療機関に対し、医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の傷病者に対する応急措置の万全を期する。 ②市長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生責任機関等から要請があり必要と認めたときは、医療関係者を現場に出動させる。
負傷者等の収容	①負傷者等の収容については、事故等発生責任機関が特に指示する場合を除き、次の施設を活用する。 ◇2次救急医療機関・3次救急医療機関 ◇救急告示病院、診療所 ◇その他の医療施設 ◇学校、休日応急診療所に設置された救護所 ②死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡し、遺体検分その他所要の処理を行わなければならない。
関係機関への協力要請	災害の規模、内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。
事故等の現場における諸活動の調整	①県に災害対策本部が設置された場合 県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。 ②県に災害対策本部が設置されない場合 次の機関の現場指揮者が諸活動の調整に当たる。

区 分	道路、宅地等	鉄道、工場等	海 上
諸活動の調整に当たる者	警察又は消防部の現場指揮者	事故等発生責任機関の現場指揮者	海上保安庁の機関の現場指揮者

3 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理できるものは、同法による。その他のものについては、事故発生責任機関の負担とする。

第3章 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動

第2章に述べた消火・救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも, また, 避難者に緊急物資を供給するためにも, 交通を確保し, 緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保活動計画

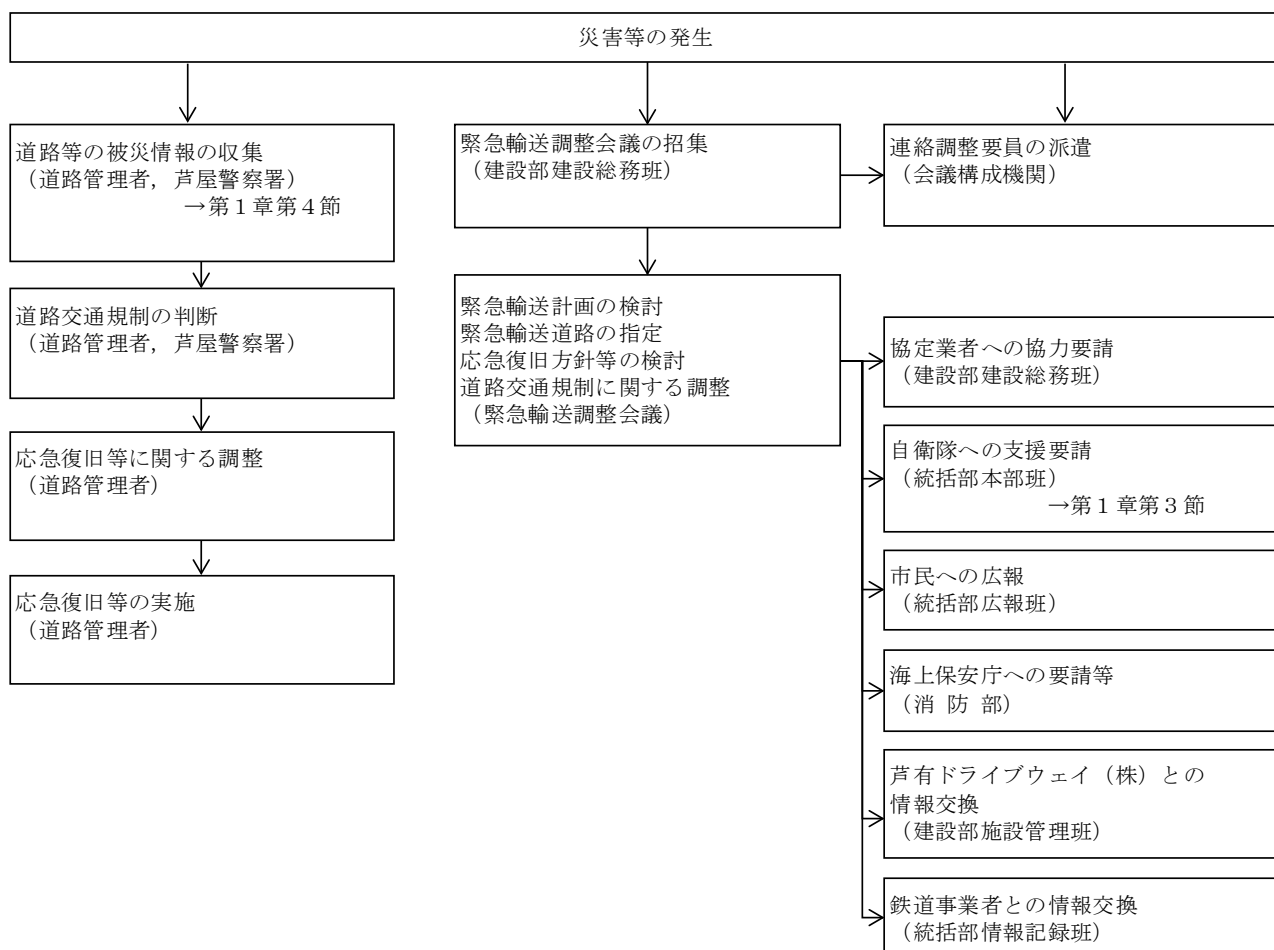
【目的】

災害等発生後, 特に初期には, 使用可能な交通・輸送ルートを経済的に確保する。

【方針】

一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。また, 順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員, 資機材の投入を図る。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 本部班は、災害対策本部の緊急輸送に関する総合調整を行う。 (2) 広報班は、緊急輸送道路の指定、交通規制等に関して市民に広報する。 (3) 情報記録班は、鉄道事業者と情報交換を行う。
	消防部	(1) 消防部は、通行禁止区域等において必要な措置等を実施する。 (2) 消防部は、海上保安庁の機関と連絡調整を行う。
	建設部	(1) 施設管理班は、緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。 (2) 施設管理班は、芦有ドライブウェイ(株)と情報交換を行う。 *道路管理者の内容による。
道路管理者 (兵庫国道事務所) (県西宮土木事務所) (建設部) (阪神高速道路(株))		道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧について検討する。 (1) 応急復旧工事、道路啓開作業を指示する。 (2) 緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を収集及び提供する。 (3) 道路交通規制を実施する。 (4) 緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
芦屋警察署		(1) 緊急輸送道路指定路線の決定に関すること。 (2) 道路交通規制の方針決定及び実施。 (3) 緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
西宮海上保安署		海上交通規制及び海上交通の確保対策に関すること。
芦有ドライブウェイ(株)		(1) 芦有施設の被害状況の把握及び災害対策本部との連絡調整。 (2) 芦有施設の応急復旧措置に関すること。
鉄道事業者 (西日本旅客鉄道) (阪急電鉄) (阪神電気鉄道)		(1) 鉄道施設の被害状況の把握及び災害対策本部との連絡調整。 (2) 鉄道施設の応急復旧措置に関すること。
協定業者		協定に基づき、道路啓開及び応急復旧作業に協力する。
市民, 事業所		(1) 緊急輸送道路指定路線に不要な車両を乗り入れない。 (2) 災害応急活動時以外は、徒歩で行動するよう努める。 (3) 交通ルールを遵守する。

第1 被災情報及び交通情報の収集

1	災害発生後、道路管理者及び交通管理者は緊密に連携して、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
2	道路管理者及び交通管理者は、県、市の防災ネットワークの活用、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集に努める。

第2 陸上交通の確保

道路管理者及び交通管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。芦屋警察署、国道、県道等の道路管理者及び災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとる。

1 陸上交通確保の基本方針

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

(2) 被災区域への流入抑制

交通管理者は、災害が発生した直後において、次により避難路及び緊急輸送道路について優先的にその機能の確保を図ることとする。

1	交通管理者は、混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。
2	交通管理者は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行うこととする。
3	交通管理者は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。
4	現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制がいまだなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制

災害応急対策期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、救援物資等の輸送や、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急輸送道路の確保等が中心となるので、交通管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

(4) 道路交通法に基づく交通規制

復旧・復興期は、感染症対策、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧用の活動が本格化し、これらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、交通管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、交通管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取り扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

(5) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

① 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

② 県公安委員会との連携

指 定 の 通 知	道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所管警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。
県公安委員会からの要請 (災害対策基本法76条の4)	県公安委員会は、法第76条1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。

③ 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

④ 市への指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、国土交通大臣は市の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

(6) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止（道路法第37条第1項）

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止することとする。

(7) 道路法（第17条第8項）に基づく市管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

県は、市から要請があり、かつ、道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、市が管理する市道について、啓開又は災害復旧に関する工事を市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

2 災害発生時の交通規制等

(1) 被害地内の交通規制

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	①道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 ②道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合。	道路法第46条第1項
公安委員会	①道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 ②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。	道路交通法第4条第1項 災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合。	道路交通法第6条第4項

(2) 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置等を実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警察官	①通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 ②措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。	

3 津波予測時の交通規制等

道 路	県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。
-----	--

4 交通規制等情報の伝達手段

1	現場の主要地点に警察官の配置を要請する。
2	標識, 看板, 報道機関等により一般市民に通知する。

第3 緊急輸送道路の指定調整

緊急輸送道路の円滑な指定に向けて、災害対策本部が中心となって関係機関との調整を行う。また、緊急輸送道路の指定後、迅速に情報周知を行う。

1 緊急輸送道路指定のための調整

緊急輸送調整会議	<p>①災害対策本部が設置された場合、芦屋警察署、建設部建設総務班及び施設管理班は、道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するために、調整要員を災害対策本部に派遣する。なお、国土交通省兵庫国道事務所、県西宮土木事務所等の道路管理者にも職員の派遣の要請を行う。</p> <p>②緊急輸送調整会議は、次の事項について調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇「第2節 第3 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に示す基本方針に基づく具体的な緊急輸送計画 ◇市内の緊急輸送道路の指定 ◇緊急輸送道路等の道路啓開の実施に関する調整 ◇被災箇所の調査及び応急復旧に関する調整 ◇道路交通規制等の実施に関する調整
緊急輸送道路指定路線	<p>緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇広域の緊急輸送道路指定路線は、国道2号、国道43号、山手幹線、阪神高速道路神戸線、県道東灘芦屋線及び県道芦屋鳴尾浜線、阪神高速道路湾岸線とする。 ◇上記にあげるものを除く市内の緊急輸送道路指定予定路線は、整備済みの都市計画道路とする。 ◇道路や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行う。
緊急輸送道路の決定	芦屋警察署及び県警察本部が決定する。

2 緊急輸送道路指定情報の広報

市民への広報	<p>①緊急輸送道路が指定された場合は、統括部広報班が市民に対して広報する。</p> <p>②警察による広報は、県警察本部による。</p>
報道機関への情報提供	市民への広報と同様の分担により行う。

第4 道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

1 緊急輸送道路等の道路啓開

緊急輸送調整会議における優先順位の決定に基づき、緊急輸送道路から通行確保を行う道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業等の実施手順

(1) 道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討

建設部現地情報班は、建設業組合等との事前協定に基づき実施する。

(2) 応急復旧工事の指示

建設部現地情報班は、復旧範囲を決定した上で、建設業組合等との事前協定に基づき実施する。

(3) 啓開作業の指示

建設部現地情報班は、作業範囲を決定した上で、建設業組合等との事前協定に基づき実施する。

(4) 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集と広報

緊急輸送調整会議において相互に情報収集し、広報班を通じて市民に広報する。

(5) 道路啓開作業用資機材の調達

前記協定業者の保有資機材を予め把握した上で、必要な機材を保有業者に要請する。

第5 海上交通規制及び海上交通の確保対策

【海上保安庁 神戸海上保安部、西宮海上保安署】

災害により海上交通に危険が生じ、又は生じるおそれのある場合は海上保安庁の機関に次の規制及び対策を要請するものとする。

海上交通規制	①状況により、港内の区域を指定して航行の制限、禁止等の措置を講ずる。 ②港内に係留若しくは停泊している船舶に対し、移動を命令し、又は制限する。 ③交通規制について、五管区地域航行警報として海上保安本部運用司令センター（神戸保安）からVHF及びナブテックスにより周知する。 ④必要に応じ、巡視船艇及び航空機により周知する。
海上交通の確保対策	船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

第6 鉄道施設

【JR西日本（西日本旅客鉄道株式会社）芦屋駅、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社】

1 西日本旅客鉄道の対策

鉄道施設の災害防止については、諸設備の実態を把握し、異常時に於いても機能を保持できるように関係箇所と調整のうえ、整備を行う。

(1) 処理方の適用

災害により鉄道輸送に影響を及ぼす事態の発生、又は、そのおそれのある場合の処理については、別に定めるものを除いて以下の処理方による。

(2) 速報及び応急処置

1	災害発生の場合、又は乗務員等から通告を受けた場合は、関係箇所へ速報する。
2	災害発生の場合は併発事故の防止に努め、被害の拡大を防止する。
3	死傷者があるときは、救護に努め医療機関及び関係官署等の応援を求める。
4	沿線地震計鳴動時の措置は、下記の「運転規則」とおりにする。

(3) 災害発生時の分担

駅長	総括
副駅長	各業務全般
係長（当直）	旅客関係総括及び関係箇所への連絡、報告、非常招集、その他
運輸管理係（運転）	運転関係全般（列車取扱い・その他運転業務）
運輸管理係（営業）	営業関係全般（窓口旅客案内及びホーム旅客案内）

(4) 非常招集

必要により範囲を定め駅長が行う。

A・・・全員

B・・・半数

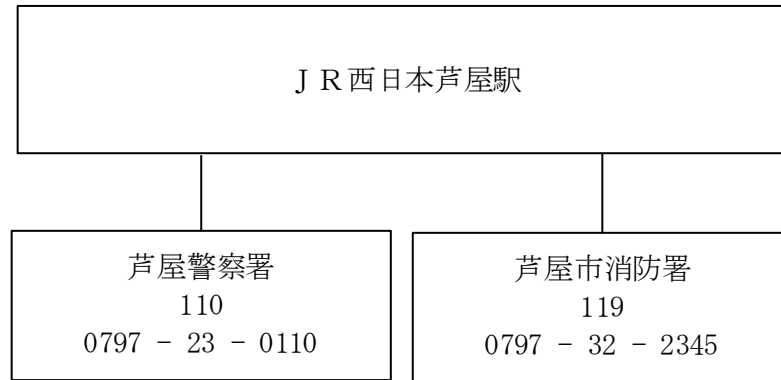
C・・・必要最少限

<運転規則>

地震発生時にはその被害を最小限にとどめるべく、早期に列車を停止させることとしている。当社においては、乗務員が地震を感知した場合、鉄道沿岸に設置した当社の地震計（以下、沿岸地震計）が40ガル以上で動作した場合及び気象庁から提供される緊急地震速報をもとに地震の影響を受けると判断された場合等に、列車の運転を見合わせることにしている。なお、運転再開の取扱いは以下のとおりである。

運 転 規 制 （災害時運転取扱い要領）	
速 度 規 制	運 転 見 合 わ せ
芦屋駅沿線地震計が震度4（40～79ガル）を示したとき （標準） ・初列車は、直ちに止まれる25km/h以下の速度で走行し、異常のないことを確認 ・その後の列車は所定運転（但し、地震被害の注意を要する箇所については、保守区員がスポット巡回で異常の無いことを確認した後、に所定運転）	芦屋駅沿線地震計が震度5（80ガル）以上を示したとき （標準） ・気象庁が発表する震度階情報が震度4以下の場合、直ちに止まれる25km/h以下の速度で最寄り駅まで走行し運転を見合わせる。なお、震度5弱以上の場合はその場で運転を見合わせる。 ・保守員が沿線地震計の受持ち範囲を全線地上巡回 ・全線地上巡回による点検で路線に異常は無く、列車走行が可能であると確認できた場合、初列車は45km/hで走行し、異常の無いことを確認 ・その後の列車は所定運転

<非常時連絡箇所一覧表>



(5) 乗務員の対応

乗務員は、運転中地震を感知したときは直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めるときは、前途見通しの範囲に停止できる速度で次の駅まで注意しながら運転する。

(6) 乗客の避難・救護対策

駅における避難誘導は、災害状況を把握し、避難を必要と判断した場合、お客様に避難を呼びかけ、社員が避難誘導する。

車内の取扱いは、二次災害が発生する危険がある場合、速やかに輸送指定及び最寄りの駅長と打合せの上、お客様を安全な場所に誘導する。

お客様とともに社員も速やかに避難し、避難後もより高所に逃げ、津波警戒が解除されるまで戻らない。

(7) その他の措置

芦屋駅においては、負傷者等がある場合は救護に当たるとともに、消防部・警察署・医療機関等に救護を要請する。

2 阪急電鉄の対策

(1) 運転規制

ア 緊急地震速報により震度が4以上と予測される場合、又は地震警報表示器に震度4以上が表示された場合

列車無線により直ちに全列車に運転停止を指示する。

イ 地震警報表示器に震度4の表示を確認した時

1	地震1号指令を関係部署に発令
2	震動がなくなると認めるときは、全列車に運転速度を毎時25km以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示。徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除する。地震指令の解除は技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ行う。(特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示)

ウ 地震警報表示器に震度5弱以上の表示を確認したとき

1	地震2号指令を関係部署に発令
2	震動がなくなると認めたとときであっても列車の運転再開を指示してはならない。なお、震度5弱の区間においては、駅収容のため、列車の移動を指示する場合がある。
3	技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ、地震2号指令を解除し、運転再開を指示する。(特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示)

(2) 乗務員の対応

ア 列車の停止

運転士は、(列車運転中に強い地震を感じたとき)、又は、(運転指令者より運転停止の指示があったとき)は、次のことに留意して直ちに列車を停止させる。

1	駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トンネル内、橋梁上、又は閉そく信号機を越えた箇所での停止を避ける。
2	やむを得ず停止したときは運転指令者の承認を得た後移動。
3	長時間停止するときは車掌に指示し手歯止等により転動防止の処置をする。
4	地下線内においては、状況の許す限り最寄り駅まで運転の継続に努め、駅到着後停止。

イ 通報連絡

列車の停止位置、線路及び乗客の状況を掌握のうえ、列車無線にて運転指令者に報告する。

(3) 活動体制

災害が発生した場合には被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧に当たるため、必要に応じて対策本部を設置し、輸送の確保に努める。

(4) 情報連絡体制

ア 地震2号指令及び3号指令が発令された場合

次の情報連絡責任者は関係部相互間において、緊密な連絡をとるものとする。

関係部	情報連絡責任者
運輸部	課長(運転担当)
技術部(施設)	課長(施設計画担当)
技術部(電気)	課長(電気計画担当)
技術部(車両)	課長(車両計画担当)
広報部	課長

イ 災害が発生し列車運行に著しい障害が生じた場合

運輸部課長(運転担当)は、列車の運行状況等について広報部課長に連絡する。広報部課長は、必要に応じて報道機関へ連絡する。

ウ 災害が発生し、列車運行に障害が生じた場合又はそのおそれのある場合

運転指令者は、その状況について関係する他社運転指令者と相互に連絡を取る。

(5) 乗客の避難誘導

駅における避難誘導	駅長は、避難が必要な場合は、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導する。なお、この場合、消防部及び警察署へ通報し、救援出動を要請する。
列車乗務員が行う旅客の避難誘導	駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は車掌と打ち合わせ、制動機の緊締、手歯止の使用等により転勤防止の処置後、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向へ誘導。この場合避難場所、乗客の状態等を列車無線で運転指令者に報告する。

(6) 事故発生時の救護活動

緊急事態対策規程に基づいて、死傷者の救護・搬送、医療・家族への連絡、見舞い、慶弔及び収容病院とその電話番号等の調査並びに事故関係者との連絡、対応に関する事項を処理し、救護活動に当たる。

(7) 復旧対策

復旧体制	緊急事態対策規程に基づき、現地対策本部の復旧計画対策部長は、輸送関係対策部長と協議し、速やかに復旧作業の方法、順序、復旧時間等の復旧計画を策定する。
復旧計画	復旧計画対策部長は、復旧計画に従い、人命及び財産に対し最も安全と認められる方法により、復旧作業を迅速に行い、輸送の早期回復に努める。

3 阪神電気鉄道の対策

「非常事態対策規則」及び「鉄道非常事態対策内規」等により、災害が発生した場合には、運転取扱いを規律し、被害を最小限にとどめ、輸送の安全を確保する。

地震警報の発令	地震が発生したときは、運転指令は、震度に応じて地震警報を発令する。 ◇甲号地震警報 震度5弱以上 ◇乙号地震警報 震度4
列車の停止	①運転指令は、地震警報を発令したときは、同時に全列車の停止を指示する。 ②地震を感知し、又は地震警報の発令（列車無線自動放送も含む）を受信した列車の運転士はできるだけ安全な位置に列車を停止させる。
発災時の初動態勢	◇運転指令及び駅長は、列車の在線状態を把握する。 ◇鉄道非常事態対策内規に基づき、対策本部に救護渉外支部及び救護渉外班等を設置する。
旅客の避難誘導	地震警報が発令されたときは、駅長及び乗務員は、旅客の安全確保に努め、避難が必要な場合は、避難の場所及び方向を指示して、旅客を安全な場所へ誘導する。
対策本部の設置	地震警報が発令されたときは、鉄道非常事態対策内規の定めるところにより、対策本部を設置する。
その他の措置	①地震警報が発令されたときは、電気部長、車両部長及び工務部長は、

	<p>各部の定める基準に基づいて施設を点検し、その結果を運輸部長に報告する。</p> <p>②地震警報を発令し、列車を停止させた後、必要な措置を行った上で、試送電及び運転再開を実施する。</p>
--	---

第7 芦有施設

【芦有ドライブウェイ株式会社】

1 災害対策基本方針

「芦有ドライブウェイ維持管理規程」等により、災害のおそれがある場合は、「警戒体制」を構築し、災害が発生した場合には、「災害対策本部」を設置し、通行規制を実施するとともに被害を最小限度にとどめ、速やかに被害の復旧にあたる。

(1) 災害の予防

芦有ドライブウェイ(株)は、毎日全線をパトロールするほか、自動車道ののり面及び石積等構造物については、定期的に総点検を行い、必要な防災処置を講じる。

(2) 防災体制

・緊急体制（災害発生等緊急時）によって、防災体制に入る。

ア パトロールの強化

芦有ドライブウェイ(株)は、災害時において、芦屋－有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス(株)に連絡する。

イ 通行禁止等の措置

芦有ドライブウェイ(株)は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のため必要な注意を行う。

2 「災害対策本部」の設置

災害対策本部長は、異常時管理体制として、本社事務所にパトロールカーを配置し、パトロールを実施し、状況に応じてこの発動の指令を行う。

3 地震発生時の応急対策

1	災害対策本部は、地震発生状況等により、又は、地震災害発生箇所の早急且つ的確な状況把握を行い通行車両の安全及び諸施設の保全を図るため、「芦有ドライブウェイ通行規制実施要領」に基づき、状況に応じ段階的な道路通行規制を実施する。
2	道路の通行規制の実施とともに、所轄警察署及び各関係機関、関係箇所に状況及び規制内容の連絡を行う。
3	道路通行規制に伴い、必要に応じ芦有ドライブウェイ内への通行車両に対し、パトロールカーにより広報活動と安全な場所への誘導を行う。
4	震度3の地震が発生した場合は、通行注意喚起を行い、通行車両の安全を図る。震度4以上の場合は、自動車道を完全封鎖（通行止め）し、施設のパトロールを行い、災害が発生した場合は、緊急体制をとる。

4 災害発生時の救護活動

災害対策本部は、通行車両が災害を被った場合、直ちに消防部・警察署に通報し、被害者の救護活動にあたり、家族への連絡及び関係者との連絡処理を行うとともに、救護活動を実施する。また、二次災害防止のための応急措置を講ずる。

5 災害応急復旧対策

災害対策本部は、管理施設の被害状況を把握し、速やかに復旧計画を策定し、安全な方法で障害物の除去等、応急復旧作業を実施し、早期に道路通行機能を確保できるよう努める。

6 災害に対する資機材の準備

(1) 防災資機材としての常備

1	スコップ
2	ツルハシ
3	掛け矢
4	土のう袋
5	土留め木杭
6	カラーコーン
7	バリケード
8	ロープ
9	安全灯
10	発電機
11	電気溶接機
12	ガス切断用具
13	丸鋼管
14	看板・標識類等

(2) パトロール車、作業車、資材運搬車等

パトロール車、作業車、資材運搬車等は、常時点検をし、出動可能状態を保つ。保有車両は次のとおり。

保有車両	台数
パトロール車（無線搭載）	2台
2t ダンプトラック（排雪板装備有）	2台
軽貨物自動車	1台
自家用車	2台
高所作業車	1台
2.6t 吊り貨物クレーン車	1台
ミニバックホー	1台
ホイロローダ（0.6 m ³ ）	1台

(3) 非常時優先電話

非常時優先電話を1台用意する。

7 大規模な災害復旧対策

災害対策本部は, 一般的な対策方法で処理できないような緊急災害が発生した場合には, 「防災業務要領」に基づき, 緊急体制による災害復旧体制を編成する。

第2節 緊急輸送活動計画

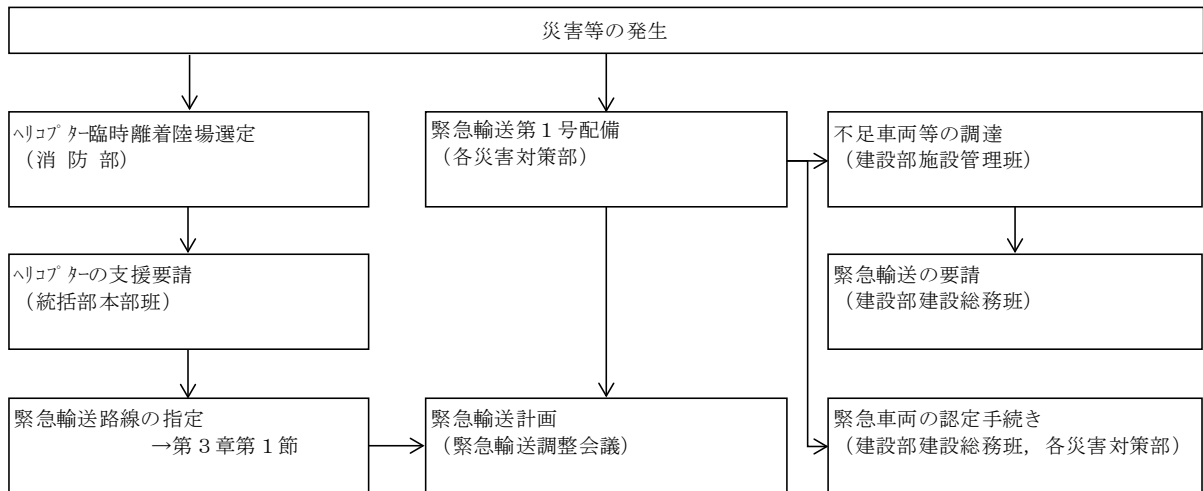
【目的】

被害の状況、緊急度、重要度を考慮しながら交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

【方針】

被災者、災害応急対策要員の移送並びに救助用物資、災害対策用資機材の輸送等は、本計画に基づき実施する。

応急対策の流れ



役割分担

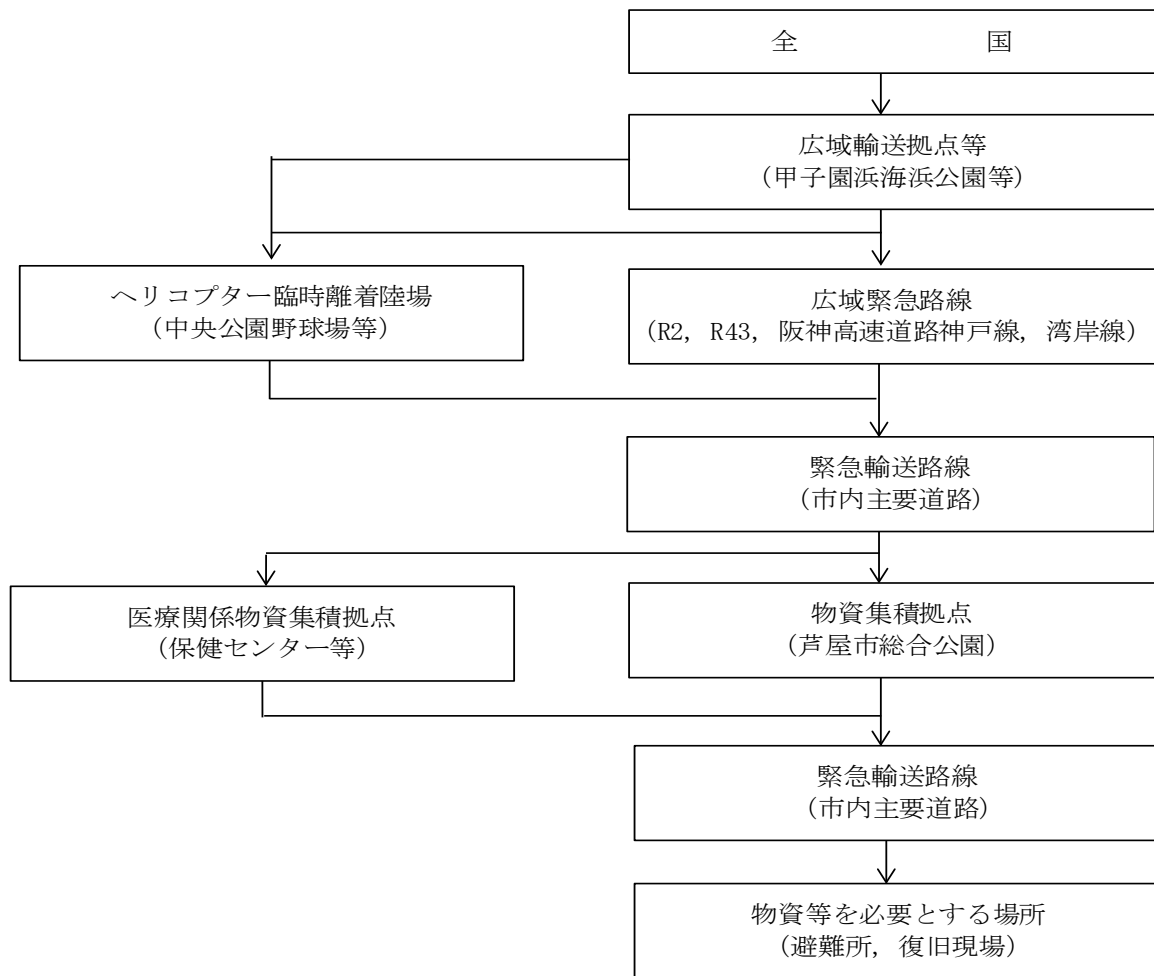
1 実施責任

1	輸送、移送の実施は災害対策本部長がこれに当たる。
2	ただし、本市において処理できないときは、災害対策本部長の要請に基づき、県災害対策本部において車両その他の輸送力の確保、調達を行い、輸送移送の応援を実施する。

2 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	建設部	(1) 運輸業者等との協定に関する事 (2) 不足車両等の調達に関する事 (3) 公用車の緊急車両の認定に関する事 (4) 緊急輸送の要請に関する事
	各災害対策部	資材等搬送車の緊急車両の認定に関する事
	消防部	ヘリコプターの臨時離着陸場の設置に関する事
芦屋警察署	緊急輸送車両の認定に関する事	
自衛隊	緊急輸送の支援に関する事	
協定業者	協定に基づく緊急輸送の協力に関する事	
民間団体等	緊急輸送の協力に関する事	

第1 緊急輸送システム



※道路寸断等により陸送できず、近隣都市の港湾岸壁等使用可能で、当該岸壁から芦屋市域まで陸送が可能な場合、海上保安庁の機関と協議し、救援物資等の緊急海上輸送を要請する。

※「災害時における施設及び救援物資集積所の利用に関する協定」に基づき、芦屋ベイコート倶楽部内の広場及び道路を使用して、耐震強化護岸からの救援物資輸送を実施するとともに救援物資集積所及び救援物資運搬を実施する。

第2 災害救助法による輸送費支出の基準

実施責任	災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。
災害救助法による基準	①救助のため、次に掲げる事項について移送又は輸送を行ったときは、輸送費を支出する。 <ul style="list-style-type: none"> ◇被災者の避難 ◇医療及び助産 ◇被災者の救出 ◇飲料水の供給 ◇遺体の捜索及び処理 ◇救助用物資の整理配分 ②救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。

第3 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

1	人命の安全
2	被害の拡大防止
3	災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

段 階	輸 送 対 象
第1段階	①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ④後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	①第1段階の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	①第2段階の続行 ②災害復旧に必要な人員及び物資 ③生活必需品

第4 緊急輸送の実施

1 市保有車両等による緊急輸送

(1) 市保有車両等の現況

市の保有車両については、下記に示すとおりである。

資料編参照

応急 E4-1 市保有車両一覧表

(2) 市保有車両等の緊急輸送第1配備計画

建設部施設管理班が、予め災害発生直後の第1配備計画を作成する。

1	各災害対策部所管の車両等は、各災害対策部において使用する。
2	用地管財課所管の車両等は、施設管理班長が別に定めておく。

(3) 市保有車両等の緊急輸送時使用手続

各災害対策部が、用地管財課所管の車両が必要な場合は、建設部施設管理班に申し出て、施設管理班長の承認を受ける。

2 不足車両の調達等

車 両 の 借 上 げ 等	①市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、建設部施設管理班が災害時の協力協定に基づき、必要な車両等を借り上げ、また必要に応じて運転手を雇い入れる。 ②車両等の調達先は、「輸送業者一覧表」に示す。
------------------	--

資料編参照

応急-E1-1 輸送業者一覧表

3 緊急車両の認定

事 前 届 出 済 の 車 両	①緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。 ②県災害対策局災害対策課、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所において、届出済証による確認が行われ、票章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。
災 害 発 生 後 の 届 出	災害発生後に、車検証等必要書類を芦屋警察署に持参し、建設部施設管理班が正規の手続をとる。ただし、市の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、建設部が行う。

第5 緊急輸送の要請

1 緊急輸送の要請手続

【建設部建設総務班】

輸 送 関 係 機 関 等	災害時の協力協定に基づき、運輸業者に対して緊急輸送を要請する。緊急輸送の要請は、県が兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」及び兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」と、本市が締結した「災害時等における物資輸送等に関する協定」及び「災害時の輸送業務についての協定書」に基づき、輸送手段の確保を図る。
県	市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災害対策本部に対して緊急輸送の実施を要請する。要請の方法は「第1章 第3節 第2 広域的な応援体制」による。

2 緊急輸送を要請する場合の措置

緊 急 物 資 等 の 受 入 れ	食料、物資等の受入れは「第6章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。確保できない場合は、その人員も併せて要請する。
傷 病 者 等 の 市 域 外 へ の 緊 急 輸 送	傷病者を市域外へ緊急搬送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師・看護師等についても要請する。

第6 ヘリコプターの利用

1 ヘリコプター利用の基本方針

発災直後の利用	①被害情報の収集 ②重症者の搬送
応急活動時の利用	①重症者の搬送 ②遺体の搬送 ③緊急物資の搬送 ④防災対策要員の搬送

2 ヘリコプターの離着陸場

市内には、常設のヘリコプター離着陸場はない。下記に示す場所を、県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊ヘリコプター（以後、「消防防災ヘリコプター」という。）の臨時離着陸場として使用する。

資料編参照

応急-A1-16 ヘリコプター臨時離着陸場

3 臨時離着陸場の設置

1	消防長は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時離着陸場を選定し、統括部本部班に報告する。
2	消防長は、臨時離着陸場に無線通信員を移動無線設備とともに派遣し、必要な連絡調整を行う。

4 ヘリコプターの支援要請

消防防災ヘリコプター及び海上保安庁のヘリコプター等の支援要請は「第1章 第3節 第4 ヘリコプター支援要請計画」による。自衛隊ヘリコプターについては「第1章 第3節 第3 自衛隊の派遣要請」による。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報班は、市民の生命を確保するために必要な緊急広報を実施する。 (2) 広報班は、プレス対応を実施する。 (3) 広報班は、災害発生後定期的に記者発表を行う。 (4) 広報班は、災害広報紙を作成する。 (5) 広報班は、ホームページ等による広報を実施する。 (6) 広報班は、防災行政無線等や広報車による広報を実施する。 (7) 広報班は、関係機関に広報協力を要請する。 (8) 情報記録班は、災害対策本部で収集した情報を整理して、広報班に報告する。 (9) 情報記録班は、写真や映像等を記録する。 (10) 電話対応班は、市民からの問い合わせ内容等を災害対策本部に報告する。
	各災害対策部	各災害対策部は、市民への迅速な情報提供のため、予告記事も含め、積極的に広報班に記事を提供する。
	支援対策部	(1) ボランティア班は、災害ボランティアセンターと共有したボランティア等のNPOの情報を、災害対策本部を通じて広報班に報告する。 (2) 物資調達班は、広報紙を避難所に搬送する。 (3) 生活相談班は、罹災証明・仮設住宅・災害援護資金・災害要因による解雇者・通学・精神的ショックへのケアなどの担当窓口を紹介し、内容を災害対策本部に報告する。
	学校避難所管理部 避難所管理部	避難所担当者は、避難所で広報紙を配布する。
報道機関	市民及び他地域に対してきめ細かな広報に協力する。	
自主防災組織	広報紙の配布に協力する。	
市民・事業所	一時市外へ避難する場合は、統括部広報班に届け出る。	
ボランティア	(1) 広報紙の配布に協力する。 (2) 社会福祉協議会及びあしや市民活動センターのホームページ等によりボランティア等のNPOの情報を発信する。	

第1 広報の体制

1	災害対策本部は、災害発生後の災害情報のうち、市民の安全に係わる緊急広報（大火災発生時の避難指示等）を実施する。
2	統括部広報班は、その他の情報（生活情報、復旧情報、避難所情報、復興情報等）の総合的な広報活動を実施する。
3	各災害対策部・班は、定期的に情報記録班に対して災害情報、生活情報を報告する。また、これらの情報のリスト化を図る。
4	統括部広報班長が指名した連絡員は、災害対策本部に常駐し、報道対応を行う。
5	情報伝達活動を実施するにあたり、必要な要員が不足する場合は、統括部庶務班に依頼する。

第2 広報の方法

1 広報の内容

(1) 緊急情報

統括部広報班は、統括部情報記録班から以下の情報を収集し、災害発生後、緊急に市民に広報する。なお、発災直後は混乱が予想されるため、事前に広報原稿を作成しておく。

1	地震・津波情報（観測情報と今後の見通し）
2	災害の発生状況と応急対策の状況
3	二次災害に関する情報（火災，土砂災害，倒壊建物，浸水等の危険性）
4	避難指示等の情報
5	市民の安否情報
6	救急医療情報（応急救護所，医療機関の開設状況）
7	緊急道路・交通規制情報
8	市民や事業所のとるべき措置（電話，交通機関等の利用制約，ガスの安全使用等）

(2) 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報の内容は、以下のとおりとする。

1	ライフライン情報（電気・水道・ガス・電話・下水道等の被害状況と復旧見込み情報）
2	食料・物資等供給情報
3	生活情報（風呂，店舗等開業状況）
4	鉄道・バス等交通機関の運行，復旧見込み情報
5	道路情報
6	医療機関の活動情報等

(3) 復旧情報

被災者の生活再建のために提供すべき情報の内容は、以下のとおりである。

1	ライフライン（電気・水道・ガス・電話・下水道等）の復旧情報
2	交通機関復旧情報等

(4) 避難所情報，復興情報

1	住宅情報（応急仮設住宅，空家調整等）
2	各種相談窓口の開設情報等
3	罹災証明書の発行情報
4	税・手数料等の減免措置の状況
5	災害援護金等の融資情報等

2 緊急広報の方法

【統括部広報班】

(1) テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ等による広報

災害に関する通知，要請，伝達又は警告等が緊急を要する場合において，その通信のための特別の必要があるときは，県知事を通じて，各放送機関に対して必要事項の放送要請

を行う。ただし、やむを得ない場合は、市長からも行う。

テレビ・ケーブルテレビでは、視覚的な情報が提供できるように、情報を報道機関に提供し、視覚的な放送要請を行う。

緊急放送要請内容	①要請の理由 ②放送事項 ③放送希望日時 ④その他必要事項
対象	災害発生予想地域の市民

(2) インターネットによる広報

インターネットの特徴である、不特定多数の者に対し同じ情報を配信できる「同報性」や迅速・正確に情報を収集して、最新の情報を提供できる「即時性」、携帯電話等からも確認できる「移動性」を活用し、情報の提供を行う。

なお、インターネットの情報を取得できない市民も想定されることから、その他の広報手段と併せて実施することが必要である。

(3) 防災行政無線等による広報

消防部と連携して防災行政無線（緊急告知ラジオ，J：COM 防災情報サービス，自動応答電話と連動）等による緊急広報を実施する。

(4) あしや防災ネットによる広報

あしや防災ネットによる緊急広報を実施する。

(5) 広報車等による広報

消防部，芦屋警察署と協力して広報車による緊急広報を実施する。

3 一般広報の実施

(1) テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ等による広報

統括部広報班は、必要に応じて各放送機関への放送要請を行う。（「第1章 第3節 第5 災害放送の要請」による。）

(2) 報道機関への資料提供による広報

統括部広報班は、災害発生直後に東館3階中会議室又は庁議室に特設する記者発表室において、災害対策本部がとりまとめた(1)の情報を直ちに報道機関に発表するものとする。

また、報道機関から取材があった場合にも、積極的に情報提供をするものとする。

(3) 広報紙等印刷物の発行による広報

各担当部	広報紙に掲載する広報内容を災害対策本部に提出する。
統括部広報班	①広報紙印刷物原稿の作成，印刷の発注，配布の依頼を行う。 ②市内印刷業者の被災状況を考慮して，事前に登録された印刷業者の中から

	業者を選定し、印刷を発注する。 ③災害発生後の初期の段階では、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。
支援対策部 物資調達班	印刷された広報紙を避難所に届ける。
自主防災組織	統括部広報班と協力して、広報紙の避難所等への配布、掲示板への掲示を実施する。
各担当部	被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。

(4) ホームページを利用した広報

統括部広報班は、ホームページへの掲載により、広報紙に掲載する内容について情報提供を行う。

(5) 広報車等の利用による現場広報

各担当部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

(6) 自主防災組織等による広報

自主防災組織は、災害対策本部の実施する広報活動に協力する。

4 報道機関への対応

報道関係の車両の駐車場所は、事前に検討しておく。また、必要に応じて電源等の提供を行う。

第3 一時市外避難者への広報

市の施策等の広報を、市内在住者だけでなく、一時市外に避難した市民にも伝達する。

1	一時市外避難者は、統括部広報班に避難先を届け出ることとする。なお、避難先の届出方法については、検討し、2の方法で周知する。
2	統括部広報班は、市外の施設管理者との連携、報道機関への要請、広報紙を直接郵送する等の方法により、一時市外避難者へ広報する。

第4 要配慮者への広報

【統括部広報班】

障がい者、高齢者等への 広 報	避難対策部援護班及び福祉ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対して広報紙を各戸配布するよう努める。
外国人に対する広報	ボランティア班と連携し、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙等の翻訳を行い、外国語による広報に努める。

第5 災害情報の収集・整理

【統括部情報記録班】

災害時における被災地の状況その他を写真や映像等に収め、復旧対策広報等の資料として

活用する。

第2節 市民等からの照会に対する対応計画

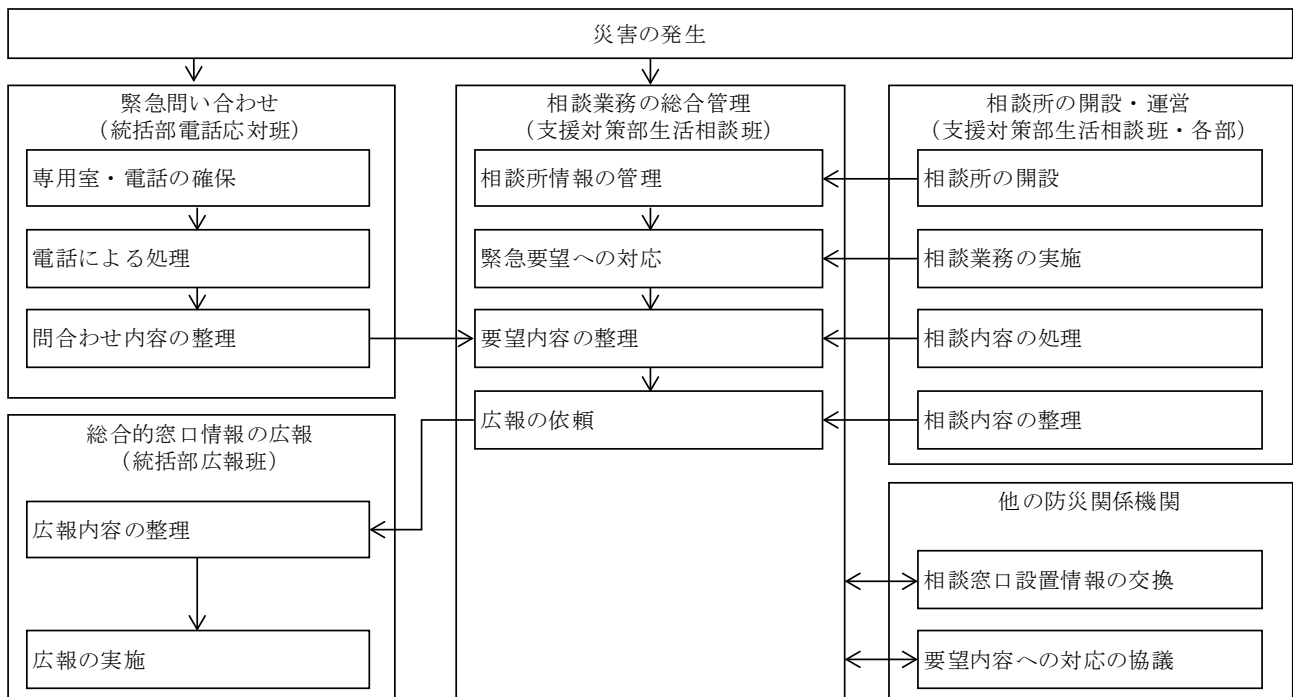
【目的】

甚大な災害が生じた場合、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を行う。

【方針】

応急対策・復旧対策に市民の要望等を反映させるため迅速な対応を行う。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報班は、相談所の設置状況等を広報する。 (2) 電話対応班は、市民からの直接電話による問い合わせに対応する。 (3) 電話対応班は、緊急問い合わせに対応するためのマニュアルを作成する。 (4) 電話対応班は、市民からの問い合わせ内容を災害対策本部会議等に報告する。
	支援対策部	(1) 生活相談班は、関係機関の協力を得て公共施設等に臨時相談所を開設する。 (2) 生活相談班は、他の相談所等を把握し、活動調整を実施する。 (3) 生活相談班は、臨時相談所の設置・運営のためのマニュアルを作成する。
	各災害対策部	(1) 必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応する。 (2) 必要に応じて専門的な内容の相談所を開設する
防災関係機関		(1) 必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応する。 (2) 必要に応じて専門的な内容の相談所を開設する。
市民・事業所		広報紙等の市の広報内容に注意し、電話問い合わせはできるだけ控える。

第1 緊急問い合わせ対応の体制

緊急問い合わせへの対応	統括部電話対応班は、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備え、市民からの電話による問い合わせに対応する。
相談所の開設・運営	①支援対策部生活相談班 平時の公聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて公共施設や避難所に、相談所を設置する。 ②各災害対策部 法律相談や住宅相談、外国人市民向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。
総合的な相談窓口情報の提供	①支援対策部生活相談班 本市が開設する臨時相談所、専門相談所等の設置を調整するとともに、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査し、統括部広報班及び統括部情報記録班へ報告する。 ②統括部広報班 本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を、広報紙・ホームページ等によって広報する。

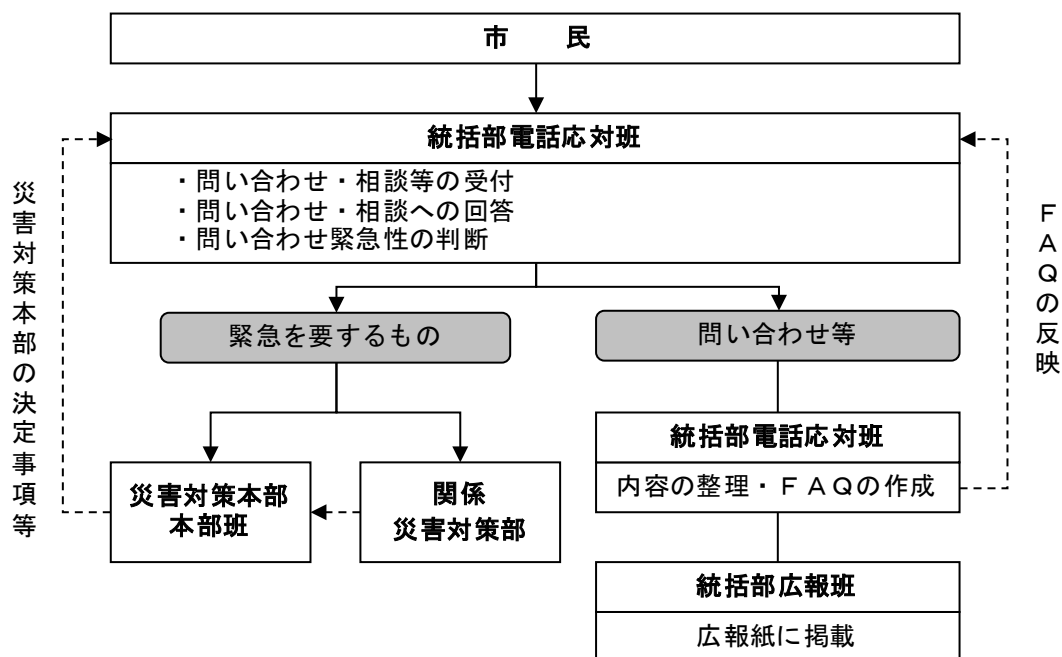
第2 緊急問い合わせ対応の方法

統括部	災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を「対策本部 命令書」の様式で統括部電話対応班に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。
統括部電話対応班	①災害発生直後に多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ、相談に対応する。問い合わせ内容は、「受信用紙〔市民〕」の様式に記入する。 ②市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係災害対策部長又は班長に連絡するとともに、必要に応じ、災害対策本部に報告する。 ③問い合わせに内容を整理し、頻繁に質問される項目についてFAQを作成する。また、必要に応じ、統括部広報班に翌日以降の広報紙・ホームページ等への掲載を依頼する。

資料編参照

様式-A1-2	対策本部 命令書
様式-A7-1	受信用紙〔市民〕

<問い合わせの対応の流れ>



第3 相談所における要望等の処理の方法

1	相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。
2	処理方法の正確性と統一を図るために、あらかじめ定められた対応記録票等を用いて内容を記入する。
3	問い合わせの内容、処理方法を定期的に災害対策本部及び統括部広報班に報告する。

第4 市民等からの安否確認への対応

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

被災者の中に配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、加害者等に居所が知られることのないよう、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

市民は、避難所等に設置された特設公衆電話を利用し、安否確認等を実施できる。また、その際、災害用伝言ダイヤル(171)の利用が可能である。

また、インターネット利用環境にある場合、災害用伝言板 (web171) を利用した安否確認も可能である。

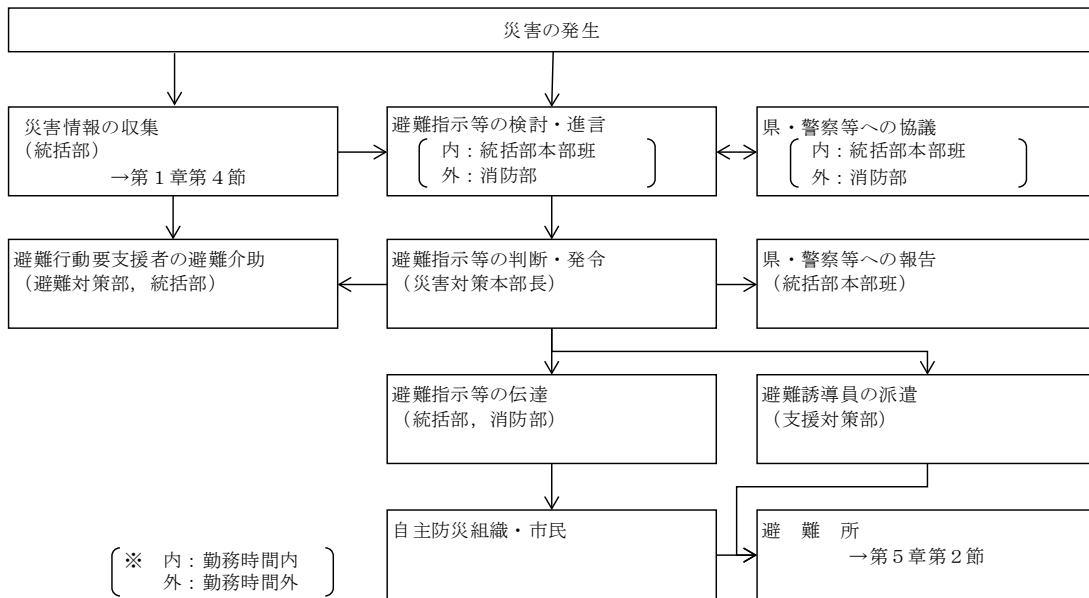
第5章 避難收容活動

第1節 避難誘導計画

【目的】
 災害等の発生後、被災者を速やかに避難誘導する。

【方針】
 災害による避難のための立退きの指示等を、迅速に行う。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本 部 長	(1) 避難指示等の発令 (2) 警戒区域の設定
	統 括 部	(1) 避難指示等の市民及び自主防災組織への伝達に関すること (2) 警戒区域設定後の立入禁止, 制限, 市民の退去の市民への伝達に関すること (3) 避難指示等の県, 警察等他機関への伝達・協議に関すること (4) 要配慮者への避難指示等の伝達に関すること
	消 防 部	(1) 避難指示等の伝達に関すること (2) 火災現場等からの避難誘導に関すること
	支 援 対 策 部	避難誘導に関すること
	避 難 対 策 部	避難行動要支援者の搬送に関すること

芦屋警察署	(1) 避難の指示に関すること (2) 避難誘導の応援に関すること
市民及び自主防災組織	(1) 避難指示等の市民相互の伝達 (2) 避難時における地域の避難行動要支援者の安全確保に関する協力

第1 避難のための立ち退きの指示

1 実施責任者

実施責任者	指示	災害の種類, 内容	根拠法
市長	準備	災害全般	—
	指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般 市長が指示するいとまがないとき, 又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法第61条
県知事又はその命を受けた職員	指示	地すべり	地すべり等防止法第25条
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は,災害の状況により特に急を要する場合で,警察官が現場にいない場合に限り,避難の指示を行うことができる	自衛隊法第94条

2 避難指示等の概要

「高齢者等避難」とは、「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、災害リスクのある区域等の居住者で要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、市長から必要な地域の居住者に対し発令される情報である。一般的に「避難指示」より前段階で発令し、災害が発生する前に避難所等への立ち退き避難の完了を促す。

「避難指示」とは、「人的被害の発生する可能性が明らかに高まった」と判断された時点で発令され、災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階である。市長から必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報である。災害が発生する前に避難所等への立ち退き避難を完了することを促す。

「緊急安全確保」とは、既に災害が発生している又は切迫している状況で居住者等が身の安全を確保するために避難所等への「立ち退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報である。ただし、その状況に置いて、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令される情報ではない。

避難指示等を行う際は、国、県、気象台等からの情報を基に判断するものとし、必要に応

じて国又は県に助言を受けて判断を行うものとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。

	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
条件	気象状況等により過去の災害の発生例, 地形等から判断し, 災害発生のおそれがあり, 事態の推移によっては避難指示等を行うことが予想される場合	当該地域又は土地・建物等に災害が発生するおそれがある場合	既に災害が発生又は切迫している状況 ※災害が実際に発生又は切迫していることを把握した場合に, 可能な範囲で発令
市民に求める行動	①災害リスクのある区域等の居住者で要配慮者又は, 特に避難行動に時間を要する者は, 計画された避難場所への避難行動を開始 ②上記以外の者は, 家族等との連絡, 非常用持出品の用意等, 避難準備を開始	災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者は, 計画された避難場所等への避難行動を開始	安全が確保できる最善の行動をする。
伝達内容	①勧告者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①勧告者 ②避難理由 ③避難順位 ④避難場所 ⑤避難経路 ⑥避難後の当局の指示, 連絡等	同左
伝達方法	①広範囲の場合: 県フェニックス防災システム, テレビ, 緊急告知ラジオ, 防災行政無線, 広報車, あしや防災ネット, J: COM 防災情報サービス, ホームページ, SNS, 庁内放送等 ②小範囲の場合: 防災行政無線, 広報車等 ③必要に応じ上記を併用	①高齢者等避難と同じ ②ただし, 必要に応じて, 戸別に口頭伝達	必要に応じ避難指示の方法を併用

3 避難指示等の発令状況及び屋内退避等が必要な場合

実態的には, 災害発生直後に災害対策本部が避難指示等を出す前に, 市民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると予想される。

避難指示等が必要な事態としては, 津波及び二次災害の発生・拡大が予想されるときであり, 次のような場合が想定される。

1	火災による危険が迫ったとき
2	危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき
3	地すべり, 崖崩れ等の発生の可能性があるとき (降雨が予想される時を含む)
4	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合

5	津波警報が発表されたとき
6	不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断される
7	その他災害の状況により、市長が認めるとき

4 広域一時滞在の協議

市長は、災害の状況や津波及び二次災害の発生・拡大の予想などを踏まえ、市民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難の受入れについて、他の市町村の市町村長と協議を行い、広域一時滞在の確保を行う。

また、他の都道府県への避難の受入れ協議が必要な場合は、県知事に対して県外広域一時滞在について要請し、協議を行う。

他の市町村の市町村長及び県知事と協議を行う場合は、次の事項の協議を行うものとする。

1	避難希望地域
2	避難を要する人員
3	避難期間
4	輸送手段
5	その他必要な事項

5 避難指示等及び緊急安全確保等の実施

避難指示等及び緊急安全確保等の指示は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

避難・退避の指示権の委任を受けた者	①市長の命を受け災害現場に派遣された職員 ②消防長又は都市建設部長（統括部長）の命を受け災害現場に派遣された職員及び消防分団長
緊急の場合の指示	緊急を要する場合の避難指示等については、予め市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。若しくは、屋内での待避その他の屋内における避難を指示することができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。
避難指示等及び緊急安全確保等の指示の方法	①避難指示等及び緊急安全確保等の指示を実施する者は、要避難地域の市民に対し、防災行政無線・あしや防災ネット・緊急速報メール・広報車等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難指示等及び屋内退避等の指示の徹底を図る。 ②テレビ・ラジオ放送により避難指示等及び緊急安全確保等の指示の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。（「第1章 第3節 第5 災害放送の要請」による） ③市民は、近隣に居住する独居老人や日本語を十分に解さない外国人等に対しても指示等及び緊急安全確保等の指示が確実に伝達されるよう協力する。
避難指示等及び緊急安全確保等の指示の市民への伝達事項	「避難指示書」の様式に基づき、以下の内容を伝達する。 ①避難指示等及び緊急安全確保等の指示の発令者 ②避難指示等及び緊急安全確保等の指示の対象地域

	<p>③避難先とその場所</p> <p>④避難経路（危険な経路がある場合等）</p> <p>⑤避難指示及び緊急安全確保等の理由</p> <p>⑥注意事項（火の元の確認，避難後の戸締まり，携行品，服装等，門扉等への避難先明記）</p>
津波避難の対策事項	<p>①市は，以下に掲げる地区について十分周知を図るものとする。 芦屋浜・南芦屋浜地区における堤外地域（チャンネルパーク・潮芦屋・堤外遊歩道等）及び芦屋川河口・宮川河口・堀切川河口付近（高水敷部分含）</p> <p>②堤外地であるため津波による浸水がある。</p> <p>③堤外地より堤内地避難を基本とし，堤内地に入った後できるだけ早く海岸線・河口より離れるものとする。</p> <p>④堤外地より堤内地に至る経路としては，近隣の各昇降階段を利用するものとする。</p> <p>⑤避難指示等の発令基準は，大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときとする。</p> <p>⑥避難指示等の伝達方法としては，防災行政無線等，広報車，消防車，パトカーを使用する。</p> <p>⑦地震発生後，111分で1mを超える津波が来襲すると予想されるため，避難伝達は迅速に実施するものとする。</p> <p>⑧避難指示等の解除は，気象庁本庁による大津波警報・津波警報・津波注意報の解除が発表されるなど津波による被害発生のおそれがないと判断されたとき。</p>

資料編参照

様式-1

避難指示書

6 避難指示等及び屋内退避等の連絡

市長が避難指示等及び緊急安全確保等の指示を行った場合	<p>市長は，避難指示等及び緊急安全確保等の指示を行った場合は，県知事へ通知するとともに，関係機関へ通報する。また，県外広域一時滞在を行う場合は，受入れ先の都道府県知事に報告を行う。解除する場合も，同様とする。連絡の方法は，「第1章 第6節 第3一般被害情報等の収集・連絡」による。</p> <p>①県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター），芦屋警察署</p> <p>②避難先</p> <p>③隣接市（隣接市の施設を避難のために利用する場合）</p>
市長以外が避難指示等及び緊急安全確保等の指示を行った場合	<p>直ちに市長に報告し，市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。</p>

第2 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができるものである。

1 設定権者

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づいて市の職員に委任することができる。

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官*	災害全般	同上の場合においても市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
海上保安官	災害全般	同上	同上
自衛官	災害全般	同上	同上
消防吏員 又は消防団員	災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的とするとき。	消防法第28条

※警察官は、消防法第28条、第36条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察官及び海上保安庁の機関の協力を得て実施する。

2 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」が「避難の指示」(災害対策基本法第60条)と異なる点は、次のとおりである。

1	「避難の指示」が对人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
2	「警戒区域の設定」は、災害がより急迫している場合に行使される。
3	「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される(災害対策基本法第116条第2項)のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

3 警戒区域設定の状況

市長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合等において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、津波危険予想地域、山がけ崩れ危険地域等において警戒区域の設定を行い、立ち入り制限等を実施する。実施は、予想される危険が生ずる蓋然性が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められ

る場合に限られる。

警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるから、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。

4 警戒区域設定の実施

第1に準じる。

5 警戒区域設定の連絡

第1に準じる。

第3 避難システム

1 避難の流れ

市民が自ら避難する場合、又は誘導員等が市民を避難誘導する場合は、避難システム図の流れによる。

一時避難場所	学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等とする。
指定緊急避難場所	「指定緊急避難場所」に示す避難場所とする。
指定避難所	「避難所一覧表」に示す指定避難所とする。
福祉避難所	「福祉避難所」に示す避難所とする。
広域避難場所	芦屋市総合公園、芦屋市霊園一帯（芦屋市霊園、県警察学校、甲南高等学校・中学校、朝日ヶ丘小学校、朝日ヶ丘北公園）を広域避難場所とする。
津波一時避難施設	「避難所一覧表」に示す津波発生時における一時避難施設とする。

資料編参照

応急-C1-2	避難システム図
応急-C1-5	避難所一覧表
応急-C1-6	福祉避難所

2 避難誘導の方法

避難誘導の方法は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-C1-1	避難誘導の方法
---------	---------

3 避難の準備

1	車両による避難は、原則として禁止する。
2	避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
3	会社、工場にあつては、油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。
4	市民は、日頃から次に掲げる非常用持ち出し品を、男性は 15 kg、女性は 10 kg までを目安に用意しておき、避難時は両手がふさがらないようにリュックサックに入れ、避難

	時に探さなくても良いようにしておく。 ①貴重品（保険証、通帳、印鑑、証書等） ① 食料品等（水、缶詰、カップラーメン、高齢者や乳幼児のための食品等） ② 応急医薬品 ③ 衣類（肌着、防寒着等） ⑤その他（ラジオ、懐中電灯等）
--	---

4 避難順位及び携行品の制限

避難順位	①乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び介助者、日本語を解さない外国人 ②一般市民 ③自主防災組織、市職員、消防団
携行品の制限	安全に避難するために、過重な携帯品は除外するよう指導する。

5 要配慮者への介助

要配慮者が、確実に避難できるよう、次の対策を講じる。また、市民は、地域の要配慮者等に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに、避難確保計画を作成し、別に定める。

家族介護等で避難することができないが避難所では生活できる人	避難対策部援護班は、対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、一般の避難所に收容する。
家族介護等で避難することができず避難所で生活できない人	対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、福祉避難所に收容する。
家族介護等で避難はできるが避難所では生活できない人	家族等の搬送により、福祉避難所に收容する。
寝たきり等で施設での生活が必要な人	対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、老人福祉施設での対応を要請する。
日本語を解さない外国人	統括部広報班及び支援対策部ボランティア班は様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。
他人の介護等を要する人	支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。 ①市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、あらかじめ自治会単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。 ②津波の発生のおそれにより、市長より避難指示等が行われたとき、避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自治会が指定する者が担当する。 ③災害が発生した場合、收容者等に対し必要な救護を行うものとする。

個 別 事 項	<p>①市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。</p> <p>②病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置</p> <p>③学校等にあつては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇当該学校等の避難の安全に関する措置 ◇当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置 <p>④社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置</p>
---------	--

第4 広域避難場所

1 広域避難場所への誘導割

市街地大火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市街地大火災の輻射熱から市民の安全を確保するために、市民を広域避難場所に誘導する。

資料編参照

応急-C1-3

広域避難場所への誘導割

2 広域避難場所

広域避難場所には、指定地区の空地进行を充てる。なお、異常な現象の種類ごとに避難の開設を指示する。

資料編参照

応急-C1-4

広域避難場所

3 広域避難場所の運営

1	学校避難所管理部・避難所管理部は、支援対策部の避難誘導員、避難所から避難誘導してきた避難所担当者、自主防災組織等と協議し、協力して広域避難場所の運営を行う。
2	運営方針は、「本章 第2節 避難所計画」に準じる。
3	市街地大火災等により、避難所となるべき施設の多くが被災し、市内で避難者を収容できないときは、直ちに市外の避難所を確保するために、統括部本部班は近隣市町等に避難者の受入れを要請する。（「本章 第2節 第6 大災害時における特別措置」による。）
4	<p>前項の場合、一時的にせよ屋外で避難生活を送る必要が生じるため、学校避難所管理部・避難所管理部は次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者を優先的に利用可能施設に収容する。 ② 自衛隊へ要請し屋外にテントを設営する。 ③ 民間業者からのテントの借上げ等を行う。

第5 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所への誘導

地震等による津波が想定される場合は、津波浸水想定区域において区域外まで避難が困難な市民について、できる限り直近の指定緊急避難場所へ避難誘導する。

資料編参照

応急-C1-5 避難所一覧表

第6 他自治体からの広域一時滞在の受入れ

広域一時滞在の受入れについては、協議の上、受入れを行う。その際の受入れを行う指定避難所は次にあげる施設とし、不足する場合は、災害対策本部において指示を行うものとする。

広域一時滞在の受入れ協議	被災した他自治体より被災住民の受入れの協議要請があった場合は、被災住民を受入れない正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる協議を行う。
広域一時滞在の受入れ	市長は、広域一時滞在の用に供する公共施設を速やかに決定し、直ちに当該公共施設等を管理する者に通知して受入れの準備を行う。
情報共有	受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

資料編参照

応急-C1-5 避難所一覧表

第2節 避難所計画

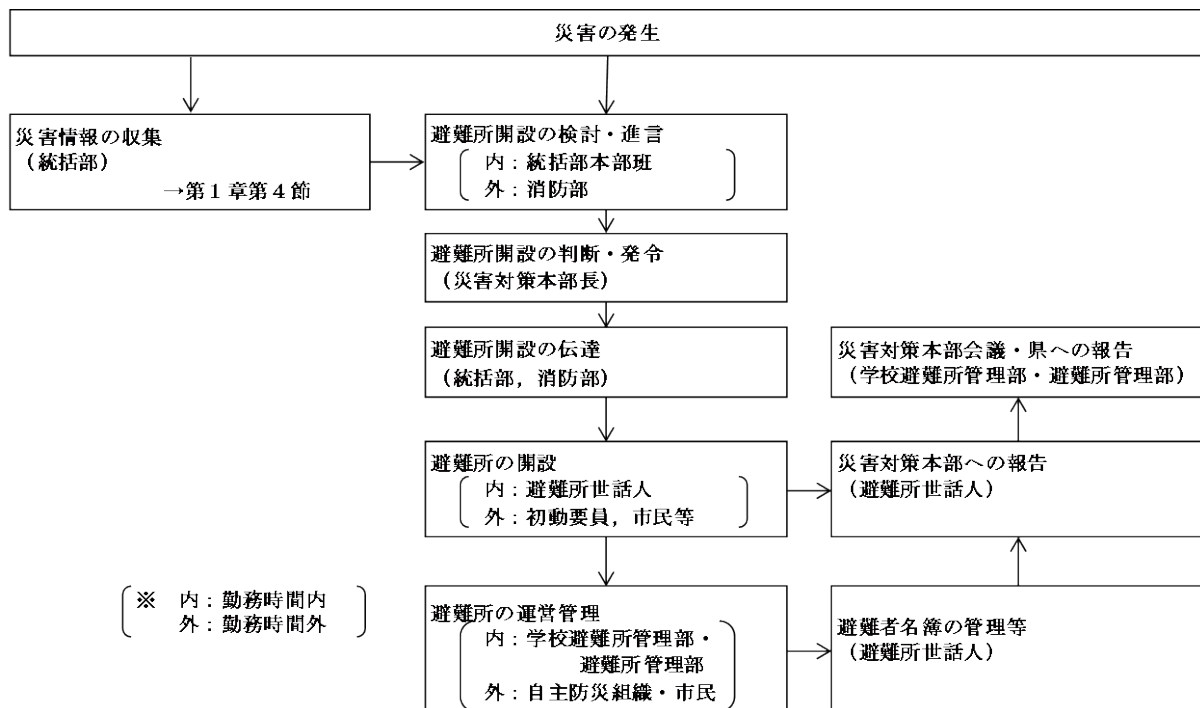
【目的】

災害による避難所の開設並びに避難所への收容保護を実施する。

【方針】

住居が被害を受け、居住の場を失った市民や通常の生活が困難になった市民などに対して早期に住生活の場を提供する。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	避難所開設の決定。
	統括部	市民に避難所の位置を広報する。
	学校避難所管理部・避難所管理部	避難所の開設、管理運営に関すること。
	教育委員会 災害対策部	避難所の開設、管理運営に関して、学校避難所管理部・避難所管理部に協力する。

避難対策部	(1) 福祉避難所の運営に関すること。 (2) 愛玩動物の収容対策に関すること。
各災害対策部	各災害対策部所管の避難者援助対策の実施に関すること。
市民及び自主防災組織	避難所担当者とともに、避難所の管理・運営を行う。
ボランティア	避難所の運営を補助する。

第1 災害救助法の実施基準

災害救助法を適用する場合は同法による。同法によらない部分及び同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。

災害救助法による「避難所の供与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

法令-第1-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 避難所の開設

1 避難所の開設基準

地震等発生時	災害対策本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難所の全て又は一部を開設することとし、避難所管理部長に避難所の開設を指示する。
--------	---

資料編参照

応急-C1-5 避難所一覧表

2 収容対象者

1	住居が被害を受け、居住の場を失った者
2	避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

3 避難所の開設方法

災害対策本部長の命を受けて、避難所管理部長は教育委員会災害対策部、学校避難所管理部と協議の上、開設が必要な避難所を避難所担当者が開設する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

勤務時間内に避難所を開設する場合	①避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。 ②避難者が収容を求めた場合は、災害対策本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、施設管理者が避難所管理部長に避難所担当者の派遣を要請する。
勤務時間外に避難所を開設する場合	①開設する避難所の優先順位 発災直後は混乱が予想され、すべての避難所を同時に開設することは難しい。そこで、一部の避難所を優先的に開設し、避難者数に応じて開設する避難所を増やすこととする。

	<p>◇開設する避難場所の優先順位</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.各小学校，山手中学校 2.集会所 3.1,2 以外のすべての施設 <p>②避難所の開設</p> <p>◇避難所担当者は，地震災害発生後直ちに各担当避難所を開設する。</p> <p>◇施設管理者は，地震災害発生時は直ちに対応できる体制を事前に市民と協議する。</p> <p>◇学校施設に関しては，教職員も開設する。</p> <p>③避難所開設の報告</p> <p>避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう，避難所の開設状況等を県に報告する。</p> <p>④開設した避難所の周知</p> <p>避難所を開設した場合，統括部本部班及び広報班は以下の手段を用いて，開設している避難所を市民に周知する。</p> <p>◇防災行政無線（緊急告知ラジオ，J：COM 防災情報サービス，自動応答電話と連動）</p> <p>◇あしや防災ネット・緊急速報メール</p> <p>◇広報車</p> <p>◇ホームページ</p> <p>◇SNS</p>
--	--

4 臨時の避難所

<p>指定された避難所だけでは不足する場合</p>	<p>事前に指定された避難所だけでは避難者を收容するのに不足する場合は，学校避難所管理部・避難所管理部は，避難所に指定されていない市の施設を充てるほか，他の公共及び民間の施設管理者に対して，臨時の避難所としての施設の提供を要請する。このとき，防災中枢拠点である市役所本庁舎，分庁舎，消防庁舎は極力避ける。</p> <p>なお，避難所での3密（密閉，密集，密接）を回避することにより，指定避難所だけでは，想定收容人員の不足が生じる等の場合には，ホテルや旅館等の避難所としての活用等をあらかじめ検討しておく。</p>
<p>指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合</p>	<p>学校避難所管理部・避難所管理部は，避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし，指定された避難所に收容スペースがない場合は，施設管理者の同意を得た上で，避難者が最寄りの指定された避難所に届け出て，臨時の避難所として認定を受けることができる。</p>
<p>臨時の避難所の開設</p>	<p>①臨時の避難所を開設するときは，学校避難所管理部・避難所管理部の要員が不足するため，他の災害対策部からの応援，派遣職員の要請，又は施設管理者へ要請する等により，避難所担当者を配置する。</p> <p>②開設後は，指定避難所と同等に扱う。</p> <p>③民間の施設等を避難所として借用した場合，避難所の閉鎖後に，市は民間施設等の管理者に対して，必要に応じ費用を支払う。</p>

第3 避難所の運営管理

各避難所において適切な運営管理を行う。この際，避難所への情報の提供，食料，水等の

配達配布等については市が行い、避難所内での情報の共有や、食料、水等の配布、清掃等の避難所運営については、避難所担当者とともに、避難者、自主防災組織等が運営する。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

1 避難所の運営における役割

避難所責任者	避難所責任者には、避難所管理部、学校避難所管理部が指名する避難所担当者が当たる。
施設管理者	施設管理者(学校長等)は、施設の避難所利用について避難所担当者及び避難者に対しアドバイスをするなど、避難所運営について協力する。
学校教職員の協力	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期7日間を目安として、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で教育委員会災害対策部長の要請により協力するものとする。
運営主体	避難所の運営は、避難所責任者の権限を明確にし、女性の参画を推進すると共に避難所担当者、避難者、自主防災組織等と連携して円滑な初動対応を図るものとする。
ボランティア	ボランティアは、避難所責任者及び避難者と協議しながら、避難所運営を補助する。
配給	在宅給食困難者への配給を行う。

2 避難所の機能

避難所は、都市機能が麻痺した地区の市民生活を支援するため、地域防災拠点又は地区防災拠点として次の機能を持たせる。

1	水、食料品、生活必需品等の配給・要請の拠点
2	医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）
3	情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

3 避難所のマニュアル

各避難所の責任者は、各班行動マニュアルに基づき、適宜見直しながら管理運営を行う。また、感染症対策を踏まえた対応の強化に努めるものとする。避難所運営の留意点及びルールについては、下記のとおりである。

資料編参照

応急-D1-3	避難所運営の留意点
応急-D1-4	避難所運営のルール

第4 避難所の環境保護の方針

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

1 避難者情報の管理

1	避難所管理部避難所管理班，学校避難所管理部学校管理班は，各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し，市内の避難者の情報を統括管理する。
2	避難者情報は，災害応急対策活動，又避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として，避難所管理部長，学校避難所管理部長が災害対策本部会議に報告する。
3	各災害対策部長は，各災害対策部における対策実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は，避難所管理部長，学校避難所管理部長に調査の実施協力を要請する。
4	避難者情報の収集及び避難者名簿の管理に当たっては，個人情報に配慮する。

2 医療・保健体制

医療コーディネーター	避難所に収容されている避難者に対する救護活動の体制（常駐・巡回）を計画する。なお，実施においては，自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員との連携・協力を計画する。
医療班	避難所生活が長期になる場合は，避難所に保健師・看護師を巡回させ，避難者の健康管理に当たる。なお，必要に応じて，医師，臨床心理士，理学療法士，ホームヘルパー等の専門家による支援を提供する。
健康課	県芦屋健康福祉事務所とともに，「心のケア」を行うための救護班の避難所巡回派遣について調整を行う。

3 避難生活の長期化への対応とプライバシー保護

避難所管理部は，避難対策部の協力を得て，避難所生活が3日以上長期となる場合は，生活機器，入浴支援，洗濯支援，宿泊施設・社会福祉施設等の活用等を，マニュアルに基づき避難者の生活を支援する。また，プライバシー保護にも配慮する。

入浴支援	避難所管理部避難所管理班，学校避難所管理部学校管理班は，避難生活の長期化に対応して，「入浴施設」に示す施設が利用できるよう検討する。また，避難所管理部が指定した場所において，シャワールーム，仮設浴場等の施設を設置する。施設の設定に当たっては，支援対策部衛生班，県又は自衛隊に支援を要請する。
雑用水の活用	避難所管理部避難所管理班，学校避難所管理部学校管理班は，避難生活の長期化に対応して，井戸水等の雑用水を仮設トイレ等に活用する。
洗濯の支援	必要に応じて，各避難所に洗濯機及び乾燥機の準備に努める。施設の設定に当たっては，建設部施設管理班及び県に支援を要請する。
宿泊施設，社会福祉施設等の活用	①学校避難所管理部学校管理班・避難所管理部避難所管理班は，避難生活が長期化する場合，必要に応じて，希望者に，公的宿泊施設等の二次避難所，ホームステイ等の紹介，調整の実施について県に協力を要請する。 ②避難対策部援護班は，避難行動要支援者のうち，援護の必要性の高い者について，医療機関への入院，社会福祉施設への緊急入所，福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等を調整する。

資料編参照

応急-B4-3	入浴施設
応急-D1-7	生活機器等一覧表

4 プライバシー保護

間仕切りの導入	避難所管理部，学校避難所管理部は，避難生活の長期化に対応して，パネル等で避難者の世帯間を区切る等，避難者相互のプライバシー確保を図る。
被災者の個人情報収集	避難所において，避難者の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報収集の必要があり，避難者は，これに協力するものとする。

5 女性や子ども，性的少数者等に対する対応

(1) 平常時における男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災対策

防災知識の普及・訓練を実施する際は，男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図る。また，女性や子ども，性的少数者等に配慮した環境整備として，防災安全課は必要と考えられる物資の備蓄に努める。また，人権・男女共生課は啓発紙やセミナー等の開催を通じて，男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。

(2) 関係機関との連携

平常時より，人権・男女共生課が中心となり，市内で活動する子育て支援団体や女性団体，全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え，正確な情報の発信や有用な情報の共有，大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握に努める。

第5 要配慮者等への支援

1 高齢者，障がい者等への対応

(1) 寝たきり等で施設での生活が必要な者

避難対策部は，寝たきり等により施設での生活が必要なものを事前に把握し，老人福祉施設に収容する。

(2) 要配慮者利用施設への対応

避難対策部は，土砂災害や津波等の危険性のある区域内の社会福祉施設，学校，医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設について，事前から状況を把握し，当該施設の所有者又は管理者が作成している避難確保計画等に基づき，要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対応を行う。

(3) 福祉避難所の設置

避難所での生活を行うことが困難な高齢者，障がい者等に対して，安心して生活できる環境を提供するため，福祉避難所の指定を行う。避難対策部は，要介護等により自ら避難できない者を福祉避難所に搬送する。

通院及び入所している介護者には，芦屋市訪問看護ステーションの看護師及び社会福祉協議会を通じて手配したホームヘルパーを充てる。なお，福祉避難所の指定要件は，以下のとおりとする。

1	施設自体の安全性が確保されていること。 ①原則として，耐震，耐火構造の建築物であること。 ②原則として，土砂災害危険箇所区域外であること。
---	---

	③近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
2	施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。 ①原則として、バリアフリー化されていること。 ②障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ること。
3	要配慮者の避難スペースが確保されていること。 ①要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

資料編参照

応急-C1-6 福祉避難所

(4) 要配慮者等の把握

避難所担当者	<p>避難所を開設したとき、自主防災組織やボランティア等の協力を得て高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。</p> <p>この結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等を物資調達班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行う。</p> <p>また、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう、避難所管理部、学校避難所管理部と相談する。</p>
--------	--

2 避難所、福祉避難所での情報伝達体制の整備

避難所や福祉避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともに、ニーズを把握するため、情報を確実に伝達し、コミュニケーションの確保を図る。

第6 大災害時における特別措置

他自治体等への避難	<p>大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、市内において避難所を開設することができず、又は適当でない場合においては、市長は近隣自治体の施設使用について、県知事に要請報告をする。</p> <p>なお、事態が急進し、県知事に要請報告をするいとまのないときは、市長は近隣自治体長に対して直接要請し、その応援を得て開設するものとする。</p>
避難の方法	<p>①原則として市長が避難者を搬送する必要があるが、大災害時においてはその能力を失っているおそれがあるため、その場合は避難者の搬送も併せて相手先自治体に要請する。</p> <p>②道路寸断等により陸行で避難することができず、近隣都市の港湾岸壁等が使用可能な場合は海上保安庁等の機関に要請し、巡視艇等による人員輸送等を行う。</p> <p>③要請の方法は、「第1章 第3節 防災関係機関との連携計画」による。</p>
情報共有	<p>広域一時滞在を受入れた自治体の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</p>

第7 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

避難所に滞在しない在宅の被災者の情報を把握し、それらの被災者に対し、食料等、必要

な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保に努める。

第8 愛玩動物の収容対策

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策や，飼い主とともに避難所へ避難してきた愛玩動物についてはマニュアルに基づき対応する。

資料編参照

応急-D1-5	愛玩動物の収容対策
応急-D1-6	愛玩動物飼育ルール

第3節 応急住宅対策計画

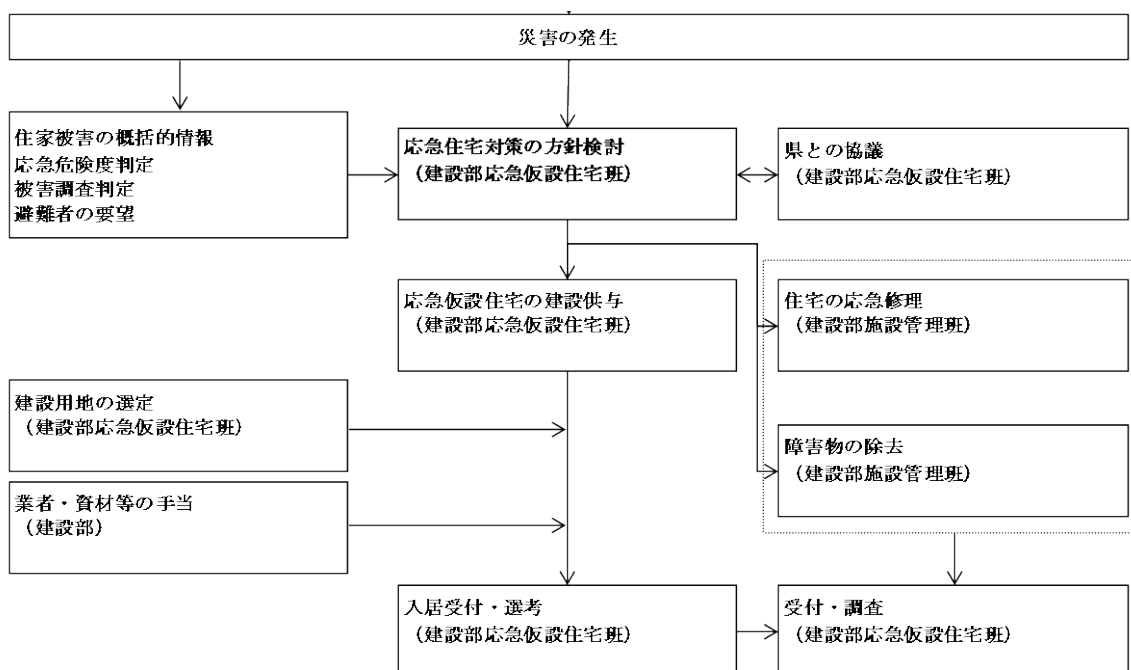
【目的】

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者及びそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対する住宅の対策を行う。

【方針】

応急仮設住宅を早期に供与できるように、住宅対策の準備を迅速に行う。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報班は、応急住宅対策に関する広報を実施 (2) 応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供
	建設部	(1) 対象者の判定のための資料作成 (2) 応急住宅対策の実施に関すること
建設業者等		応急住宅対策の実施協力に関すること

第1 住宅対策の種類と順序

1 災害直後直ちに行う必要のあるもの

1	避難所の設置による被災者の応急収容（「本章 第2節 避難所計画」による）
2	空家の調整
3	緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
4	応急仮設住宅の建設，障害物の除去

5	建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定
6	住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当て，調整

2 1の対策に引き続き，できるだけ早く検討，実施すべきもの

1	住宅金融支援機構による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
2	公営住宅法による災害公営住宅等の建設
3	公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
4	罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
5	都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
6	民間住宅の復興に対する支援

第2 応急仮設住宅の供与

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合は，応急仮設住宅の建設は県で実施する。適用市が1つのみなどの場合は，市による建設を検討することとする。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は，市長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法を適用した場合は同法による。同法によらない部分及び同法を適用しない場合については，同法に準じて行う。

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準は，下記のとおりである。

資料編参照

応急-E2-3 災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準

3 入居基準

入居基準は，下記のとおりである。

資料編参照

基準-E2-1 入居基準

4 応急仮設住宅建設予定地

阪神・淡路大震災時に，設置した応急仮設住宅用地で，現在も建設可能な応急仮設住宅建設予定地は，下記のとおりである。

資料編参照

応急-E2-1 応急仮設住宅 住宅名・建設場所一覧表

5 供与期間

災害救助法及び建築基準法では応急仮設住宅の供与期間は2年間とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。(特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年6月14日法律第85号)」による存続期間の特例が定められている。)

6 入居選考

入居選考は、下記のとおりである。

資料編参照

基準-E2-3

入居選考

7 応急仮設住宅の建設上の留意点

1	住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの福祉仮設住宅等、可能な限り、介護等を利用しやすい構造及び設備となるよう配慮する。
2	設置戸数の決定に当たっては、災害救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。
3	仮設住宅の整備と併せて、集会施設(ふれあいセンター)等を整備するとともに、地域の自主的な組織作りを促進する。
4	地域の状況により、商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、避難対策部と協力して、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

8 応急仮設住宅の管理

県知事が設置した応急仮設住宅は、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。市長が設置した応急仮設住宅は、市長の責任において管理を行う。

9 ケア付き仮設住宅

日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある高齢者等に対し、介護員及び看護師を常駐させ、身体介助サービス等を提供するとともに、保健福祉ニーズの早期発見に努め、適切なサービスが受けられるように援助するために、必要に応じて、ケア付き仮設住宅を設置する。

運 営 形 態	介護員は昼間又は夜間の交代勤務とし、昼夜とも各棟に配置する。看護師についても配置し、サービスを提供する。
対 象 者	入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の高齢者等
サ ー ビ ス 内 容	①身体介助(食事、入浴、排泄、更衣、身体の清拭等の介助) ②家事援助(掃除、洗濯、調理、買物等の介助) ③夜間における臨時的対応 ④生活相談

10 設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により、設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、県知事と協議要請する。

11 大規模災害時の県への供給要請

大規模な災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして、県に要請する。

1	被害戸数
2	設置を必要とする戸数
3	調達を必要とする建設業者数
4	連絡責任者
5	その他参考となる事項

第3 空家住宅の確保

空家住宅の確保は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-E2-2 空家住宅の確保

第4 住宅の応急修理及び障害物の除去

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-E3-2 災害救助法による「障害物の除去」の実施基準

3 災害救助法が適用されない場合の実施基準

災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-E3-3	災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準
応急-E3-4	国の支援制度の選定フロー
応急-E3-5	撤去に向けての実施項目

4 実施方法

住宅の応急処理	建設部現地情報班は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。
障害物の除去	建設部倒壊家屋解体撤去班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。実施の方法は、上記に準じる。

5 県に対する依頼

建築業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して調整、調達を依頼する。

また、対応が困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して応援を求める。

住宅の応急処理	①被害戸数（半焼・半壊） ②修理を必要とする戸数 ③調達を必要とする資機材の品目及び数量 ④派遣を必要とする建築業者数 ⑤連絡責任者 ⑥その他参考となる事項
障害物の除去	①除去を必要とする戸数 ②除去に必要な人員 ③除去に必要な期間 ④除去に必要な機械器具の品目別数量 ⑤除去した障害物の集積場所の有無 ⑥その他参考となる事項

第4節 避難行動要支援者への配慮計画

【目的】

災害時に自力で避難することが難しい人（避難行動要支援者）の人命の安全確保を図る。

【方針】

高齢者、障がい者や乳幼児等の避難行動要支援者に対し、地域住民と連携し、迅速、的確な対応を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	避難対策部	(1) 高齢者、障がい者の地震直後の安否確認 (2) 避難行動要支援者の避難所等への誘導 (3) 視聴覚障がい者に対する情報提供（手話通訳者、要約筆記者等） (4) 介護付き避難所の運営 (5) 在宅の避難行動要支援者の訪問等
	学校避難所管理部・避難所管理部	避難行動要支援者に配慮した避難所の運営
	統括部	避難行動要支援者に対する情報提供
	建設部	高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供給
市民及び自主防災組織		避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難所の運営等において、地域の中で避難行動要支援者に配慮する。
ボランティア		災害対策本部及び市民等の活動に協力する。

第1 避難行動要支援者への配慮の基本方針

1 避難行動要支援者の定義

1	介護が必要な人
2	障がいのある人で、災害時の行動に支援が必要な人
3	高齢者のみの世帯でスムーズな避難ができない世帯に属する人
4	その他、災害時に自力で避難することが困難な人

2 近隣住民の助け合い

自主防災組織、自治会、老人会、婦人会等の地域の住民組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努める。

災害発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安否を確認することを基本とする。

3 福祉行政と地域組織との連携

避難行動要支援者への配慮は、福祉行政と、民生委員、福祉推進委員、自主防災組織、自

治会，市社会福祉協議会，地域の介護・看護事業者等で構成する避難行動要支援者支援チームと連携し，実施する。

第2 発災直後の避難行動要支援者への配慮

1 在宅避難行動要支援者の安否確認

地域福祉課，障害福祉課，高齢介護課は，平素より避難行動要支援者の把握に努める。災害発生時において，避難対策部は，市社会福祉協議会とともに，事前に作成した緊急・災害時要援護者台帳を活用し，在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。

2 在宅避難行動要支援者の避難所等への収容

避難対策部 援護班	高齢者，障がい者等の避難行動要支援者を福祉避難所等の設備の整った施設へ搬送する。
--------------	--

福祉避難所の計画は，「本章 第2節 避難所計画」による。

3 視聴覚障がい者に対する情報提供

避難対策部 援護班	手話通訳者，要約筆記者等のボランティアを要請し，聴覚障がい者に対する支援体制を確立する。
統括部広報班	テレビ・ラジオ放送，広報紙，広報車等の様々な媒体を利用することにより，また障がい者等の支援団体に情報を提供することにより，視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

第3 その後の避難行動要支援者への配慮

避難所における配慮	避難所における避難行動要支援者への配慮は，「本章 第2節 避難所計画」による。
応急仮設住宅における配慮	応急仮設住宅における避難行動要支援者への配慮は，「本章 第3節 応急住宅対策計画」による。
在宅者への配慮	避難対策部援護班は，市社会福祉協議会とともに在宅の避難行動要支援者を訪問し，必要な援護措置を実施する。

第5節 外国人支援対策

【目的】

日本語を解することが困難な人の人命の安全確保を図る。

【方針】

日本語を解することが困難な人に対し、支援団体等と連携し、情報伝達を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
災害 対策本部	統括部	(1) 外国語による相談窓口，電話相談等 (2) 外国語による広報紙の配布 (3) 要配慮者に対する情報提供（外国語，多様な媒体）
ボランティア		災害対策本部及び市民等の活動に協力する。

1 相談窓口の開設・広報紙の配布及び情報伝達

【統括部広報班】

相談窓口の 開設・広報紙の配布	外国語による相談窓口，電話相談等を行うとともに，外国語による広報紙の配布等を行う。
情報伝達	外国人等の（支援）団体等に情報を提供することにより，日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

第6節 通勤・通学・帰宅困難者対策

【目的】

災害により鉄道等の交通機関が停止することにより学校・事業所をはじめ、駅周辺に多数発生することが予想される通勤・通学・帰宅困難者に対して、関係機関と連携し安全を確保する。

【方針】

通勤・通学・帰宅困難者に対して、一時的な退避場所の提供、帰宅に必要な情報の提供を行うことで、安全に帰宅できるよう支援を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 通勤・通学・帰宅困難者の一時的な保護 (2) 通勤・通学・帰宅困難者への情報提供 (3) 徒歩帰宅者への支援
鉄道事業者等		通勤・通学・帰宅困難者等の臨時輸送

第1 学校・事業所等における対応

学校の登校中に災害が発生した場合	所定の対応策に基づき、幼児児童生徒の安全を確保し、情報収集を図りつつ、余震や津波などへの十分な対応を行う。また、幼稚園・小学校は保護者への学校での引き渡しを原則とし、中学校は安全確認後下校させることを原則とし、帰宅への支援を行う。
事業所で就業時間内に災害が発生した場合	事業所の危機管理など対応策に基づき、従業員、施設利用者、来客等の安全を確保し、情報収集を図りつつ、避難所への誘導など安全を確保する。また、交通機関の運行状況等の情報をテレビ、ラジオ等から収集・伝達し、帰宅への支援を行う。

第2 駅周辺の混乱防止

通勤・通学・帰宅困難者の一時的な保護	①統括部本部班は、避難対策部援護班・学校避難所管理部学校管理班や避難所管理部避難所管理班と連携し、通勤・通学・帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するため、必要に応じて駅周辺の公共施設を通勤・通学・帰宅困難者の待避場所として利用するよう開設し誘導する。 ②駅周辺の事業者は、鉄道会社や市等と協力し、通勤・通学・帰宅困難者の避難誘導、交通機関の復旧情報、飲料水等の提供に努める。
通勤・通学・帰宅困難者への情報提供	統括部広報班は、鉄道事業者等と協力し、通勤・通学・帰宅困難者の待避場所等に公共交通機関の復旧状況、臨時輸送状況を掲示し、公共交通機関の情報提供を行う。

第3 徒歩帰宅者への支援

市	開設した待避場所等における、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。
---	----------------------------------

県	県との協定によるコンビニエンスストア，ガソリンスタンド，県立芦屋高等学校及び郵便局において情報，休憩場所等を提供する。
---	---

第4 通勤・通学・帰宅困難者等の臨時輸送

鉄道事業者等は，臨時便や振替運行等を実施し，交通手段の確保に努める。

第6章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1節 応急物資等の調達・搬送活動

【目的】

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達し、避難所のニーズに応じて供給・分配を行えるよう活動する。

【方針】

発災後約3日間は、備蓄物資や協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。

4日目以降については、協定企業からの調達物資に加え、市外からの大量の救援物資の送付が予想されるため、大量の応急物資の処理が必要となる。

そこで、物流事業者等との協力の下、応急物資を一元管理することにより、効率化を図り、円滑な調達・搬送を確保する。

役割分担

部	班	事務分掌	構成
建設部	建設総務班	輸送車両の確保	芦屋市
支援対策部	物資調達班	(1) 救援物資の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整 (3) 班の編成 (4) 班運営の統括、指揮 (5) 仕分け作業人員の確保	芦屋市 物流事業者
		(1) 道路、施設の被害状況や規制状況の把握 (2) 物資ルート確保、選定	芦屋市
		(1) 避難所ごとの必要物資の把握 (2) 必要物資リストの作成 (3) 物資の調達、管理 (4) 品目ごとの在庫物資の数量管理	芦屋市
		(1) 荷捌き作業の統括 (2) 輸送車両からの荷卸、検品 (3) 品目ごとに仕分、数量管理 (4) 避難所ごとに物資を分配 (5) 輸送車両への物資の積み込み (6) 輸送車両の配置等、配送管理 (7) 輸送車両の誘導 (8) 荷捌きの実作業	物流事業者 ボランティア
		トラックによる物資の輸送	物流事業者 トラック協会 自衛隊

第1 応急物資等の調達

応急物資等の調達方法は、主に以下の3つの方法が想定される。

備蓄物資	災害時の救助用として市が備蓄した食料、生活必需品を被災者に供給する。
協定事業者からの購入	災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、「災害救助に必要な生活物資の調達に関する協定書」に示す大規模店舗等に協力を要請する。又必要に応じ、市内の他の大規模店舗等から調達する。
救援物資の募集	他の自治体等からの被災者に対する救援物資を募集する。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
6 協定一覧	締結協定一覧

第2 救援物資の要請

1	支援対策部物資調達班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、災害対策本部会議に提出する。
2	災害対策本部会議は、救援物資の受入れについて決定し、その結果に基づき、統括部広報班に募集の呼び掛けを指示する。
3	統括部広報班は、報道機関等に対し救援物資募集の報道を依頼する。
4	統括部本部班は、県及び他市町村などの関係機関に電話、FAX又は衛星通信を利用して、被災地外から救援物資の要請を行う。
5	<p>【大口物資の申し出】</p> <p>企業等から大口物資の提供の申し出があった場合は、次のことにも配慮し、物資集配センター（芦屋市総合公園、南芦屋浜下水処理場）へ送付するよう依頼する。なお、申し出があった物資と、必要な物資のニーズが一致しない場合は、他の物資若しくは義援金等による支援を依頼する。</p> <p>①救援物資は荷物を開封するまでもなく物資名、数量が判るように表示すること。 ②複数の品目を混載しないこと。 ③食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いする。</p>
6	<p>【小口物資の申し出】</p> <p>発災直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資の送付が予想される。しかし、不特定多数からの小口の救援物資を分類・仕分し被災者に配布することは、きわめて難しいと考えられる。</p> <p>このようなことから、全国からの善意を無駄にしない観点からも、当面は個人等からの小口物資の受入れは断ることとし、義援金による支援を依頼する。</p> <p>なお、義援金の配分計画については、「共通編 第3部 第3章 第1節 災害義援金募集配分計画」を参照のこと。</p>

資料編参照

応急-E4-3	応急物資等の調達方法イメージ
---------	----------------

第3 物資集配センターの運営

1 物資集配センターの設置

設置場所	応急物資の搬送拠点として、物資集配センター（芦屋市総合公園，南芦屋浜下水処理場）を開設する。
設置運営	支援対策部物資調達班は，あらかじめ検討した物資集配センターのレイアウトを基に，協定を結んでいる物流事業者等と協力し，物資集配センターを設営する。
運営時間	原則として午前8時から午後8時とし，物資の搬入・搬出については，午前9時から午後6時までとする。

資料編参照

応急-E4-2 応急物資等の受入れ・搬送手順

2 避難所等のニーズ把握・物資調達

避難所ニーズの把握	学校管理班・避難所管理班は，不足している物資について「避難所収容状況調書」を用いて，物資管理担当に1日1回報告する。
必要物資の調達	報告を受けた物資管理担当は，物資集配センター内の在庫数量を確認し，不足している場合は調達する。
荷捌き担当への指示	①物資管理担当は，在庫や各避難所のニーズを勘案し，各避難所へ分配する物資名と数量を荷捌き担当へ指示する。 ②指示を受けた荷捌き担当は，配送管理スペースに必要物資を避難所ごとに配置する。
物資集配センター内の在庫管理	荷捌き担当は，荷卸・出荷時に物品ごとの数量を記録し，物資集配センター内の在庫数を把握する。把握した在庫数は，毎日夕方に物資管理担当に報告する。

資料編参照

様式-D1-1 避難所収容状況調書

3 運搬ルート決定

施設・搬路担当は，建設部現地情報班からの情報を参考に，各避難所を効率的に巡回する運搬ルートを決める。

4 物資の入庫・検品

荷卸	入庫した車両から，救援物資と調達物資を分けて荷卸をする。企業から救援物資等で品目が明確なものは，直接物資管理スペースに配置する。
検品	救援物資については必ず中身の確認を行い，不要物資は破棄スペースに移動する。不要物資以外は，品名・数量等を記入し，外見から中身が分かるようにし，物資管理スペースの所定の位置へ移動する。

5 物資の仕分

品目別仕分	荷捌き担当は、検品した物品について品目別に配置する。
品目別数量の管理	荷捌き担当は、品目別の在庫数量を仕分・分配ごとに管理し、定期的に物資管理担当に報告する。

6 物資の分配

荷捌き担当は、物資管理担当から指示を受け、必要な物品・数量を配送管理スペースに避難所ごとに配置する。

7 物品の出庫・搬送

輸送車両の確保	建設部建設総務班は、必要な輸送車両を確保する。
物資の積み込み・配送	①荷捌き担当は、配送管理スペースに置かれた避難所別の物資を輸送車両に積み込む。 ②輸送担当は、施設・搬路担当から指示を受けた輸送ルートを使い避難所へ物資を配送する。

第2節 食料の供給計画

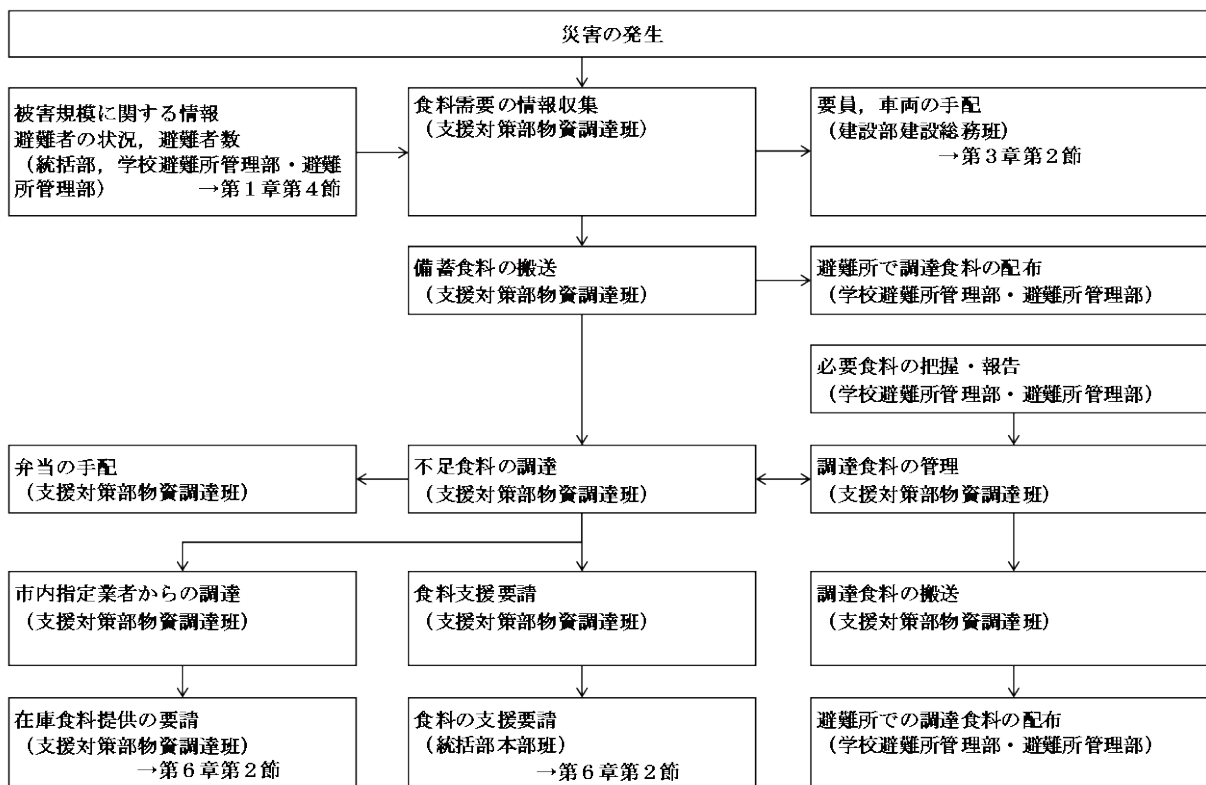
【目的】

被災者に対して、生命維持に必要最低限の食料を供給する。

【方針】

災害時における被災者及び救助作業従事者等に対して、迅速に食料を供給する。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

実施責任機関	対象者	備考
市長	被災者（被災者になるおそれのある者を含む。以下同じ。）	災害救助法が適用された場合は、県知事が市長に委任する。
作業実施機関， 災害発生機関又は市長	災害救助従事者	

2 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 救援食料品の要請 (2) 要員、車両の要請
	支援対策部	(1) 非常用食料の備蓄及び管理 (2) 備蓄食料の避難所までの搬送 (3) 食料の調達、集積拠点における管理及び避難所までの搬送 (4) 救援食料の要請に関する庶務
	避難所管理部	(1) 避難所における食料の配布 (2) 必要食料の把握及び報告
市民，事業者		(1) 非常持ち出し食料の備蓄 (2) 食料の配布
指定販売業者		(1) 在庫食料の提供 (2) 食料の調達に関する協力 (3) 営業の早期再開
運送業者等		食料の搬送に関する協力
ボランティア		食料の搬送、調達、配布に関する協力

第1 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「炊出し、その他による食品の給与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

法令-第1-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 食料供給の方針

1 食料供給の対象者

1	避難所に収容された者
2	病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
3	応急対策活動に従事する者で、食料供給の必要がある者

2 備蓄、調達の方針

災害時における救助用として、食料を次のとおり備蓄し、調達する。なお、被災者2日分相当量（うち1日は現物備蓄）を備蓄目標とする。

1	食料は、弁当又はパンを基本とし、地震発生直後はアルファ化米又は保存パン等を供給する。なお、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズに配慮した食料の供給を行う。
2	地震発生直後に市が当面の食料を確保するために、市内小売業者と協定を締結し、在庫

	食料を調達する。
3	弁当業者との協定に基づき、可能な限り早い段階で、衛生的に安定した食事を供給する。
4	地震発生後、地元弁当業者の体制が整うまでの間は、他の市町等に対して、計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
5	市内の一部に被害が発生した場合又は大災害であっても避難所内の組織体制等が整ってきた段階において、炊き出しの実施を検討する。
6	食中毒の防止等の衛生面に十分に配慮する。
7	避難者の自立を支援する配給方法に配慮する。

資料編参照

応急-A8-2 相互応援協定等の概要と連絡担当

<食料の確保>

確保の方法	食料の内容
備蓄	アルファ化米、保存パン等
調達	パン、おにぎり、お茶、弁当、育児用調製粉乳等

第3 備蓄食料の供給

発災当日は、食料の調達が困難なため1日分の応急食料を現物備蓄する。「応急物資備蓄場所一覧表」「食料調達の業務」は下記のとおりである。

資料編参照

応急-B2-4 応急物資備蓄場所一覧表

応急-B2-6 食料調達の業務

第4 食料の調達・搬送

1 弁当の調達

1	弁当を調達する場合は、物資調達班が事前に協定を締結した業者に要請する。協定締結業者及び要請の方法は、「災害救助に必要な給食の調達に関する協定書」に示すとおりである。
2	<p>弁当業者の選定、委託に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>①衛生的に安定した食事を提供できること。</p> <p>②冷却装置を設置していること。(設置していない業者は、温食の供給に限る。)</p> <p>③自ら配送体制を用意できること。</p> <p>④調理能力に応じて市内業者を優先し、経済復興に資する。</p>

資料編参照

応急 B2-7 食料の調達・搬送

第5 食料の配給

1 避難所での配給

1	各避難所に届けられた応急食料は、避難所担当者が避難者に配給する。
2	避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。

2 在宅給食困難者への配給

在宅の給食困難者は、必要な食料（高齢者用等特別の品目を含む。）の数を最寄りの避難所の避難所管理部避難所管理班、学校避難所管理部学校管理班に連絡し、同避難所で配給を受ける。

3 必要人数・内容の把握

各避難所の避難所管理部避難所管理班、学校避難所管理部学校管理班は、避難所収容者及び届出のあった在宅給食困難者に必要な食料の品目及び数量を把握し、巡回搬送してくる支援対策部物資調達班に報告する。

第6 炊き出しの実施

1 炊き出しの目的

1	阪神・淡路大震災のように市内全域に及ぶ大災害の場合は、対象人数が多いため、必要な設備や器具の準備だけでも時間を要するため、早期の実施は不可能である。
2	災害対策本部からの食料供給としては、弁当を主とし、災害がやや落ち着いた段階から、これを補う温かい副食として、また被災者の自立の応援を目的として炊き出しを実施する。
3	市内の一部において被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て、早い段階から炊き出しによる支援を行うこともある。

第3節 飲料水の供給計画

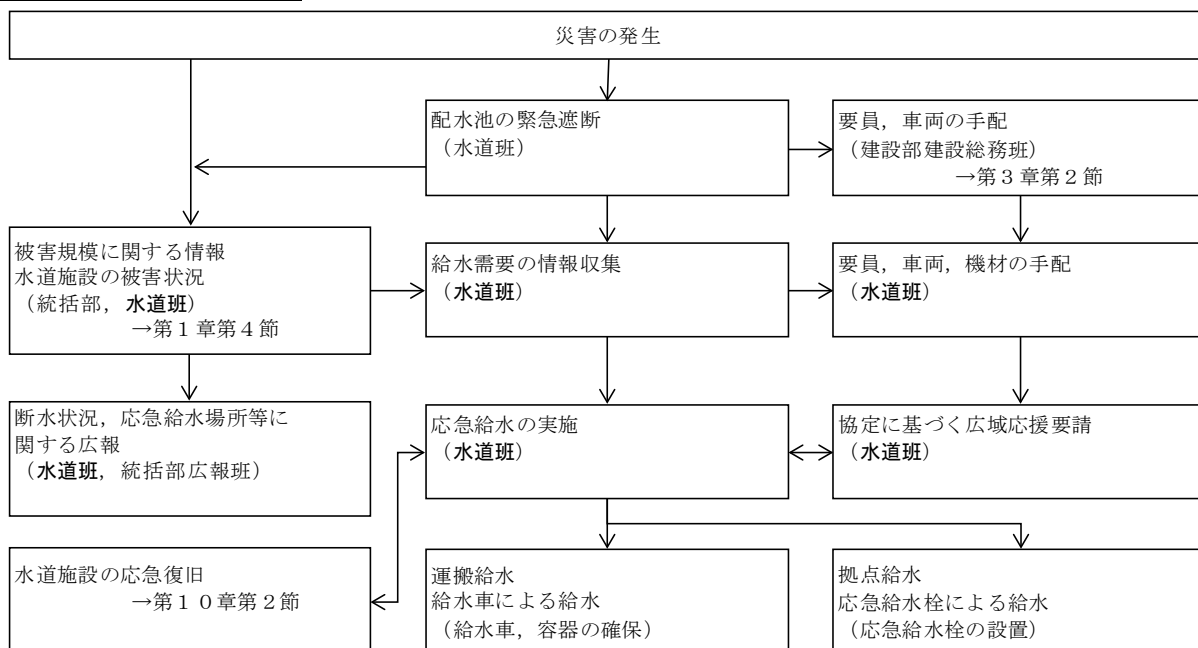
【目的】

被災者に対して、生命維持に必要な飲料水を供給する。

【方針】

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができないものに対して、迅速に飲料水を供給する。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における飲料水供給の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
	水道班	(1) 水道施設の被害状況の把握に関すること (2) 応急給水に係る人員、資機材等の応援要請に関すること (3) 応急給水の実施に関すること (4) 断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
市民、事業所		(1) 発災後3日分（できれば7日分）の非常用飲料水及び容器の備蓄 (2) 風呂の残り水、井戸水等による雑用水の確保

ボランティア 応急給水の協力に関すること

第1 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については、同法に準じて、感染症予防事業その他として実施する。

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-F1-1 災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準

第2 発災直後の応急給水の実施

1 発災直後の情報の収集

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策を立てる。

1	災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
2	用水供給事業者（阪神水道企業団）へ連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
3	各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

2 飲料水兼用耐震性貯水槽の利用による応急給水

1	各小学校等に設置されている飲料水兼用耐震性貯水槽の利用は、学校避難所管理部学校管理班・避難所管理部避難所管理班・上下水道部水道班が応急給水を実施する。
2	緊急停止システムが正常に機能していることを確認したのち、上下水道部水道班から学校避難所管理部学校管理班・避難所管理部避難所管理班へ連絡する。

3 広報

1	応急給水を実施するに当たり、給水車による給水場所、給水時間を防災行政無線等や広報車で行う。
2	災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。

4 応援要請

市内民間給水装置工事業者	上下水道部水道班は、必要に応じて、芦屋市水道災害応援協定に基づき、芦屋市水道工事業協同組合に応援要請を行う。
他の市町村水道事業者	上下水道部水道班は、独自で応急給水が不可能な場合は、兵庫県水道災害相互応援協定に基づき、阪神ブロックの代表者を通じて、兵庫県水道災害対策本部（兵庫県企業庁）又は、日水協兵庫県支部に必要な応援要請を行う。
自衛隊	自衛隊には、「第1章 第3節 第3 自衛隊の派遣要請」により、災害対策本部を通じて要請を行う。

5 目標水量と応急給水の目標

応急給水の目標は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくことにする。段階が進むにつれて応急給水所を増やし、市民が近い場所から給水を得られるようにする。

地震発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離
地震発生～ 3日間	3ℓ/人・日	概ね 1 km以内
～10日間	3ℓ～20ℓ/人・日	概ね 250m 以内
～15日間	20ℓ～100ℓ/人・日	概ね 100m 以内
～21日間	被災前の供給量	各戸給水

(1) 給水の方法

1	飲料水兼用耐震性貯水槽からの拠点給水と、給水タンク車による運搬給水を実施する。 なお、飲料水兼用耐震性貯水槽（100t）の設置場所は、以下のとおり。 ①宮川小学校 ②朝日ヶ丘小学校 ③浜風小学校 ④山手小学校 ⑤潮見小学校 ⑥山手中学校（※60t）【令和3年度設置予定】 ⑦岩園小学校 ⑧芦屋市総合公園 ⑨精道小学校 ⑩西芦屋町ポケットパーク（※60t） ⑪打出浜小学校
2	配水管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水車による運搬給水を実施する。
3	各戸への給水仮管からの給水や、宅内仮設給水栓による給水を実施する。

6 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急を要する施設を最優先に給水車による応急給水を実施し応急給水栓をそれらの近くに設置する。次に、福祉避難所や避難所へ応急給水を実施する。

7 給水拠点の確保

給水拠点	給水拠点は、被災直後は浄水池、拠点配水池で行い、その後、配水管の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増やしていく。
給水拠点が被災した場合	浄水場、配水池が被災した場合は、給水車を給水拠点とする。

8 応急給水用資機材の備蓄・調達

応急給水用	災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材
-------	-----------------------------------

資 機 材	は分散して管理し, 速やかに応急給水ができるようにする。
応 急 給 水 用 資 機 材 の 調 達	被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので, 民間資材メーカーと備蓄協定を結び調達が容易となるようにする。

<応急給水用資機材備蓄状況>

(令和3年4月1日)

種 類	容 量	数 量	保 管 場 所
加圧式給水タンク車	1.7t	1台	東館地下駐車場
給水タンク	1t	1台	潮見町浜倉庫
ポリタンク	20ℓ	60個	潮見町浜倉庫
		170個	第一中区配水池
非常用飲料水袋	6ℓ	960枚	東館書庫
応急給水槽 (車両搭載用)	1t	4袋	潮見町浜倉庫
	0.25t	5袋	潮見町浜倉庫

第4節 生活必需品の供給計画

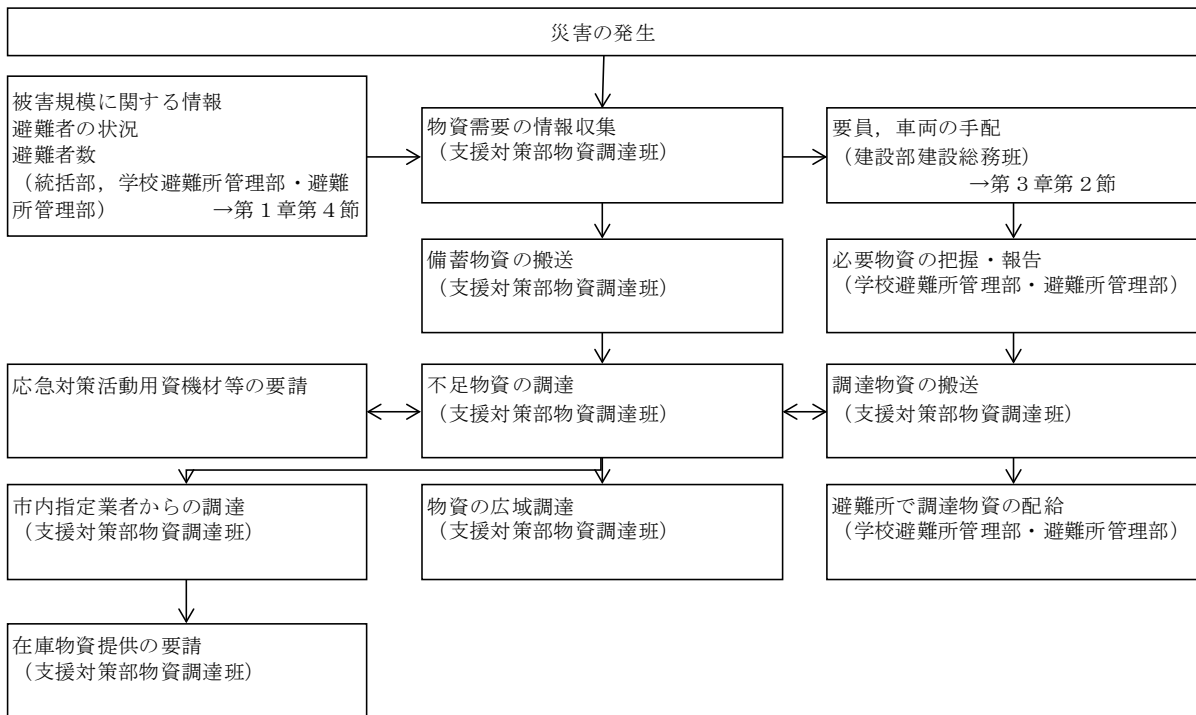
【目的】

被災者に対して、当面の生活に必要な物品を供給する。

【方針】

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品を迅速に供給する。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における、被災者に対する給付の実施は、市長が県知事の委任を受けて行う。
2	災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者に対する物資供給計画の実施は市長が行う。 なお、災害時における災害救助用物資並びに復旧資材等については、県知事は市長の要請に基づき調整及び調達等を行う。

2 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 救援物資の要請 (2) 要員、車両の要請
	支援対策部	(1) 物資の備蓄及び管理 (2) 備蓄物資の避難所までの搬送 (3) 物資の調達、集積拠点における管理及び避難所までの搬送 (4) 救援物資の要請に関する庶務
	学校避難所管理部・避難所管理部	(1) 避難所における物資の配布 (2) 必要物資の把握及び報告
市民，事業者	(1) 発災後3日分程度の非常持ち出し品の備蓄 (2) 物資の配布	
指定販売業者	(1) 在庫物資の提供 (2) 物資の調達に関する協力 (3) 営業の早期再開	
運送業者等	物資の搬送に関する協力	
ボランティア	物資の搬送，調達，配布に関する協力	

第1 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-B2-8 災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準

第2 生活必需品供給の方針

1 応急物資供給の対象者

1	避難所に収容された者
2	災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（自宅等）

2 応急物資の内容

最低限確保すべき生活必需品等は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な調達物資を定めて対応する。

確保の方法	応急物資の内容
備蓄	毛布、ブルーシート
調達	敷物、下着、衣類、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、毛布、ブルーシート 冬季用……カイロ 物資集積拠点用……ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）

第3 備蓄物資の供給

備蓄物資の内容	発災当日は物資の調達が困難なため、応急物資を備蓄するように努める。応急物資の備蓄場所及び内容は下記に示すとおりである。
備蓄物資の搬送	「本章 第2節 食料の供給計画」に準じる。

資料編参照

応急-B2-4 応急物資備蓄場所一覧表

第4 物資の配給

避難所での配給	①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の学校管理班・避難所管理班が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。
在宅生活困難者への配給	①在宅生活困難者は、必要な物資の品目及び数を最寄りの避難所の学校管理班・避難所管理班に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の学校管理班・避難所管理班は、避難所収容者及び届出のあった在宅生活困難者に必要な物資の品目及び数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる支援対策部物資調達班に報告する。

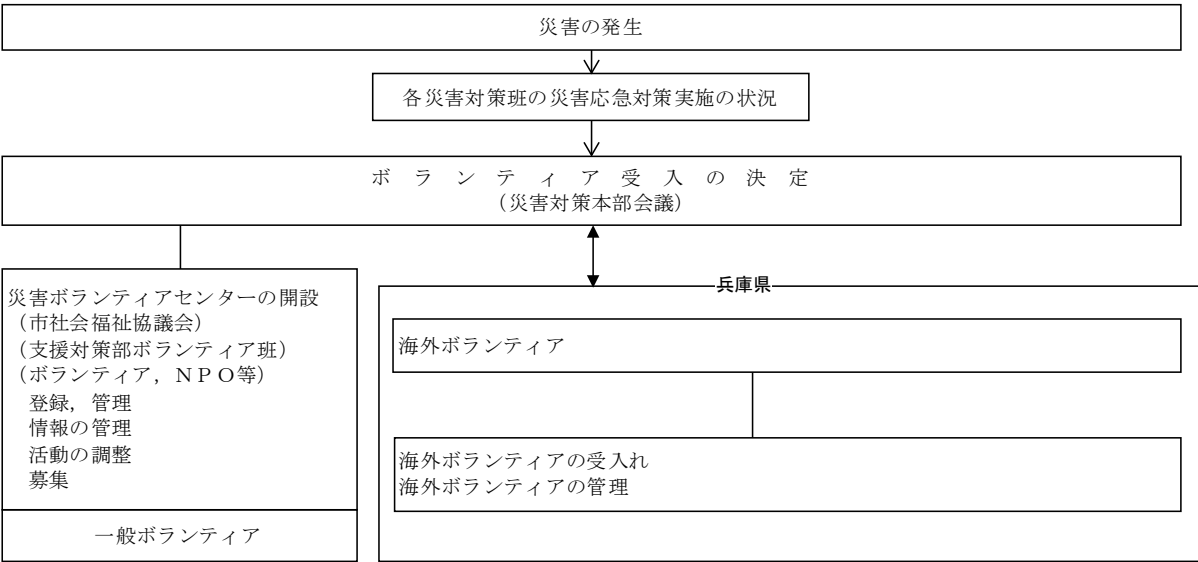
第7章 自発的支援の受入れ

第1節 災害ボランティア受入れ計画

【目的】
 大規模災害時において災害ボランティアの受入れ態勢を整備し、被災者に対する効果的な救援活動を実現する。

【方針】
 発災後に災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティアの支援活動を受入れるため、ボランティア活動の調整に関する事項について定める。

応急対策の流れ



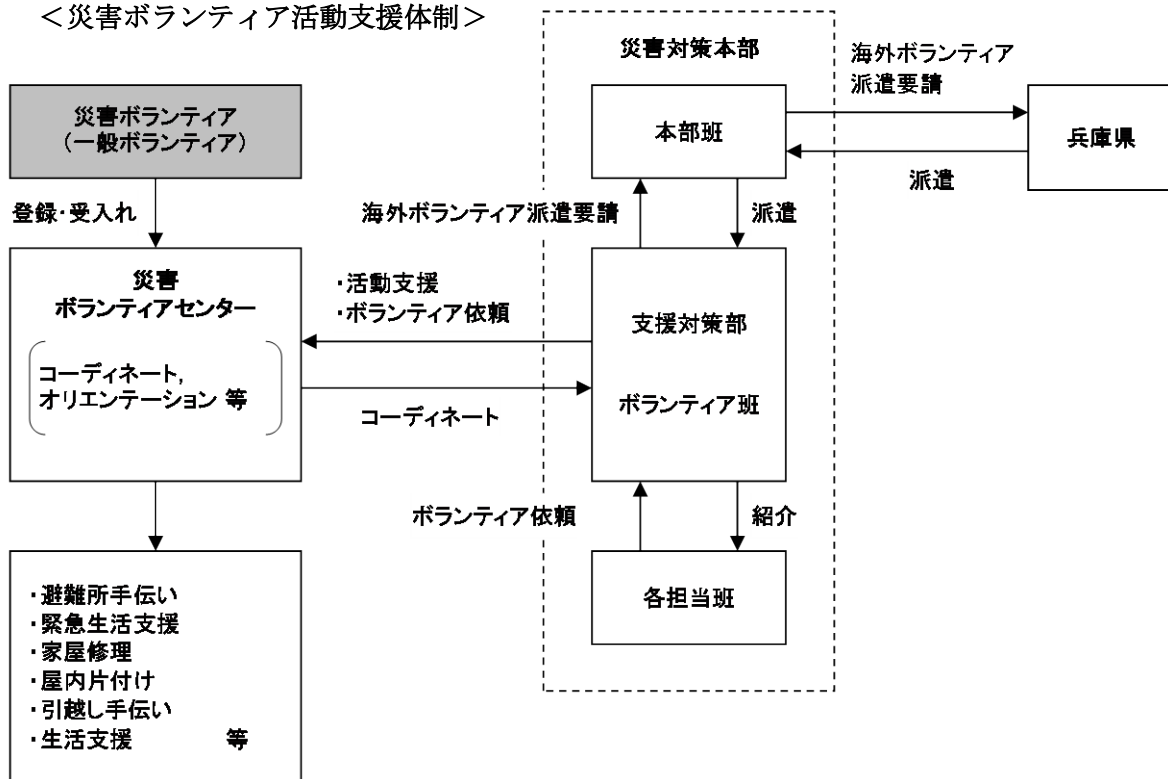
役割分担

	実施担当	実施内容
災害 対策 本部	本 部 長	ボランティア受入れの指示
	支 援 対 策 部	(1) 災害ボランティアセンター運営への支援と協働 (2) 窓口へのボランティア需要や活動状況の報告 (3) 国, 県を通じての海外からのボランティア受入れの調整 (4) ボランティア班は, 市社会福祉協議会に災害ボランティアセンター開設を要請
	統 括 部	広報班は, 災害ボランティアセンター等のボランティア募集について協力
	各災害対策部	各災害対策部におけるボランティア需要や活動状況のボランティア班への報告
市民, 事業所, 自主防災組織		市民等は, 自ら地域の応急対策活動に協力する。

第1 災害ボランティアセンター

開 設	<p>①災害発生後、支援対策部ボランティア班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。</p> <p>②ボランティア団体及びNPO等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。</p> <p>③支援対策部ボランティア班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。</p>
業 務	<p>①ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。</p> <p>②自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティア団体及びNPO等の活動の調整を行う。</p> <p>③ボランティア団体及びNPO等の情報収集及び調整を行う。</p> <p>④ボランティア団体及びNPO等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、定期的な健康管理の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。</p>

<災害ボランティア活動支援体制>



第2 ボランティア受入れ

1 ボランティア

海外からのボランティア	海外からの救援物資の提供や救援隊派遣などの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ）ボランティアの受入れについては、国、県と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。
兵庫県防災エキスパート	地震・風水害などの大規模災害時に、公共土木施設の整備や管理に長年携わった県・市町職員のOBが経験とノウハウを活かし、ボランティア活動を行う。

2 一般ボランティア

ボランティアの協力を当たっては、各災害対策部がボランティア班に要請する。要請を受けたボランティア班は、災害ボランティアセンター等に依頼する。

1	災害情報、生活情報等の収集、伝達
2	避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
3	救援物資、資機材の配分、輸送
4	軽易な応急・復旧作業

第3 ボランティア活動への支援

1	ボランティア活動が効果的に行えるように、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターとつなぐ市の窓口を設置し、情報共有を図ることで連携のとれた支援活動を展開するよう努める。
2	安全にボランティア活動を行えるように災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティアコーディネーター等がボランティアを希望する人の情報を災害ボランティアセンターに伝え、ボランティアを求める人とつなぎ、ボランティア活動を支援する。
3	ボランティア活動は、あらかじめ活動の前日までに居住地等の市社会福祉協議会でボランティア保険災害特例型への加入手続を行うように呼びかける。

第8章 遺体対応, 感染症対策, 保健衛生等に関する活動

第1節 遺体対応計画

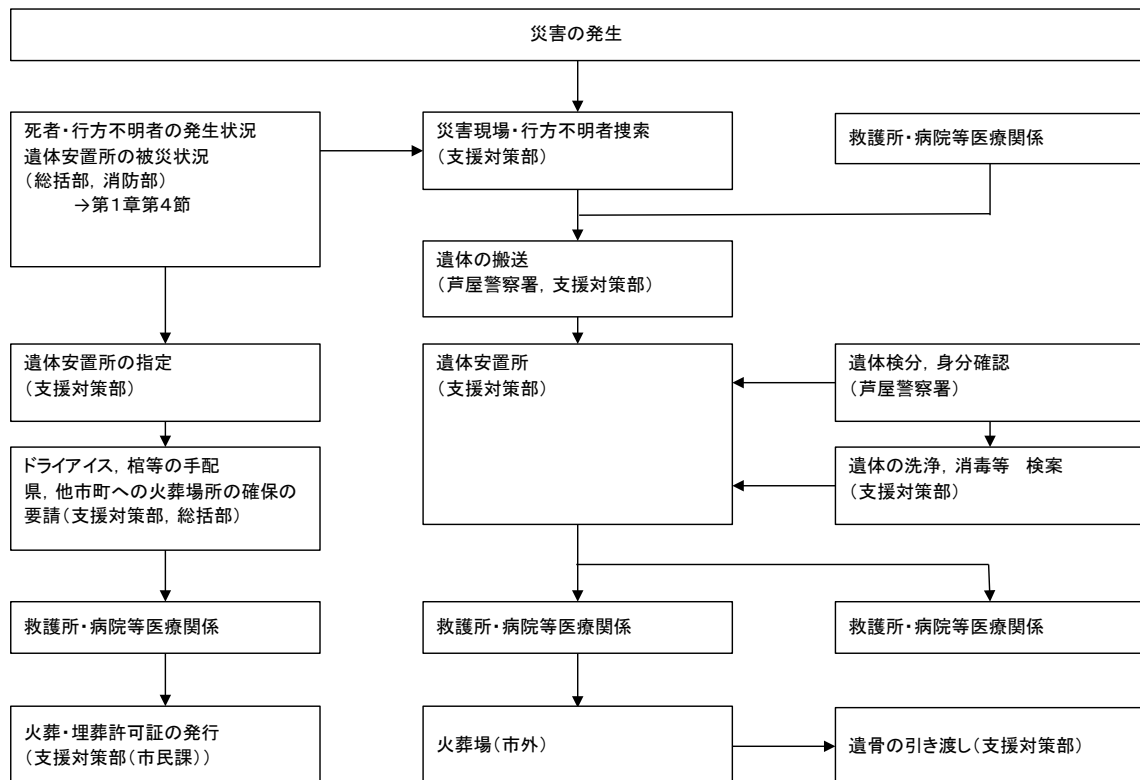
【目的】

大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体対策を遅滞なく進める。

【方針】

地震災害により行方不明者, 死者が発生した場合において, 遅滞なく応急対策を実施し, 人心の安定を図るため, これらの搜索, 遺体の処理及び収容, 火葬等を円滑に推進する。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「遺体の搜索, 処理(洗浄, 縫合, 消毒)及び埋葬」の実施は, 県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は, 市長が実施する。

2 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 遺体の搬送のための車両の調達に関すること
	支援対策部	(1) 関係機関（消防部、警察、病院等）との調整に関すること (2) 火葬・埋葬許可証の発行に関すること（市民課） (3) 遺体安置所の開設と管理に関すること (4) 行方不明者の相談、身元確認に関すること (5) 納棺、遺体の安置、身元不明者に関すること (6) 遺体の火葬場への搬送に関すること (7) 遺骨の遺族への引き渡しに関すること (8) 火葬の実施に関すること（応援要請） (9) 行方不明者の捜索に関すること
芦屋市医師会 (芦屋市歯科医師会含む)		(1) 遺体の検案に関すること (2) 遺体の洗浄、消毒に関すること (3) 遺体安置所への医師の派遣
芦屋警察署		(1) 遺体の捜索に関すること (2) 遺体の検分又は検視に関すること (3) 行方不明者相談、身元確認への協力に関すること (4) 身元引受人への遺体の引渡しに関すること
葬儀業者		(1) 納棺用品等必要器材の提供に関すること (2) 納棺用品等必要器材の広域調達の協力に関すること (3) 遺体安置所から火葬場への搬送の協力に関すること
自主防災組織		遺体及び行方不明者の捜索に関すること

第1 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「遺体の捜索」「遺体の処理」及び「遺体の埋葬」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急-B6-2	災害救助法による「死体の捜索・処理」の実施基準
応急-B6-3	災害救助法による「埋葬」の実施基準

第2 遺体の収容

発見した場合の措置	①遺体を発見した場合は、速やかに芦屋警察署に連絡する。 ②芦屋警察署は、遺体検分その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は支援対策部）に引き渡す。
-----------	---

資料編参照

様式-B6-1	遺体連名簿
---------	-------

第3 遺体の処理

1 遺体処理のための書類

遺体処理に当たって, 書類を整理する。

資料編参照

様式-B6-3	遺体処理台帳
様式-B6-5	遺体・遺骨・遺留品処理票

2 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理

遺体の処理は, 以下に掲げる範囲内において行うものとする。

1	遺体の洗浄, 消毒等の処置
2	遺体の一次保存
3	検案

(2) 資機材等の調達

1	地震発生や事故等発生後, 遺体の処理に係わるドライアイス, 棺等の資機材を事前計画に従って, 速やかに調達する。
2	資機材等の調達が困難な場合は, 県に調整を要請するほか, 下記に示す団体に協力を要請する。

資料編参照

応急-B6-1	遺体処理資機材の調達先
---------	-------------

(3) 遺体の身元確認

1	身元が確定した遺体については, 引取人に引き渡す。
2	遺体の身元が明らかでない遺体又は確認できない遺体については, 警察官から検視調書を受け, その後処理する。

(4) 遺体安置所

遺体安置所は, 災害の状況に応じ, 避難所等に使用されていない南芦屋浜下水処理場等の公共施設を中心に選定する。

資料編参照

様式-B6-2	遺体氏名札
---------	-------

(5) 遺体の処理方法

1	遺体の洗浄, 消毒を行い遺品を整理し納棺のうえ, その性別, 推定年齢, 遺品等を遺体処理台帳及び遺体・遺骨・遺留品処理票に記録し, 遺体安置所に提出するものとする。
2	遺体は一定期間経過後, 身元不明で, かつ引き取り手のないときは行旅死亡人として取扱う。
3	遺体処理に要する車両は, 以下のとおりである。

(令和2年4月1日)

種 別	車 種	保 有 台 数	所 管	備 考
小型四輪	トラック	2	環境課	薬剤散布車

3 遺体処理の期間

1	遺体処理の期間は原則として、地震発生や事故等発生から10日間とする。
2	災害発生や事故等発生から10日間で処理が終了しないときは、期間の延長手続（県知事への申請手続）をとる。

第4 遺体の埋葬

死者の遺族において対応が不可能な場合に、支援対策部が対応する。

埋 葬 ・ 火 葬 に 関 する 書 類	埋葬・火葬を実施するために必要な、「埋葬台帳」の書類を作成する。
埋 葬 方 法	①対象者は、災害によって死亡した者とする。 ②市内の火葬場が稼働していないことが予想されるため、県及び他市町に協力を要請し、火葬場を確保する。 ③遺体の移送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、建設部建設総務班へ確保を依頼する。 ④火葬後の遺骨は、支援対策部遺体安置班が一時保管する。
埋 葬 の 期 間	①遺体の火葬・埋葬の期間は原則として、地震発生から10日間とする。 ②災害発生や事故等発生から10日間で火葬・埋葬が終了しないときは、期間の延長手続（県知事への申請手続）をとる。

資料編参照

様式-B6-4	遺体送付票
様式-B6-6	埋火葬台帳

第2節 感染症対策活動計画

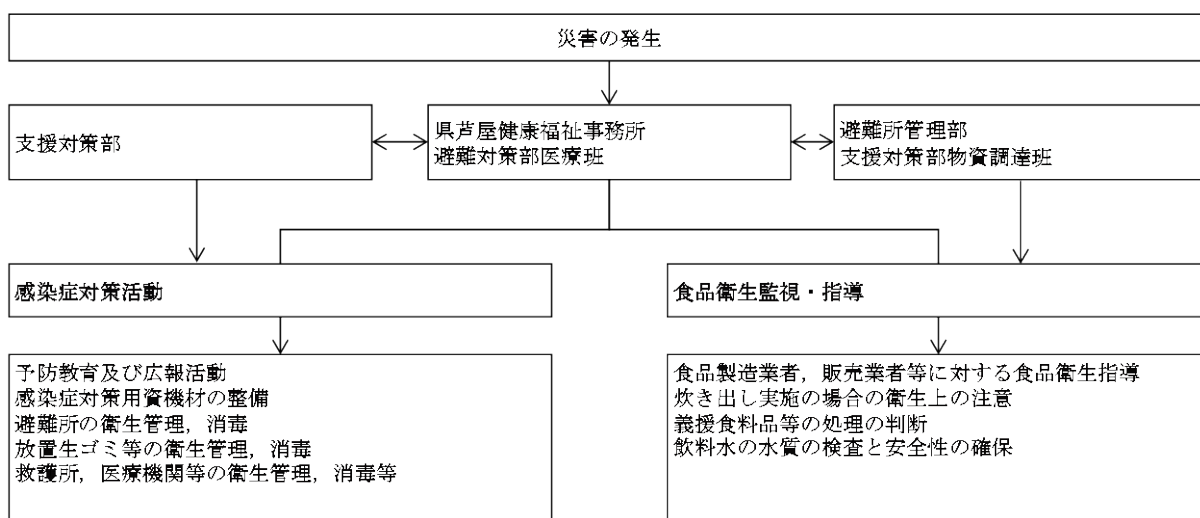
【目的】

災害後の感染症の発生を未然に防止する。

【方針】

災害発生時における感染症対策措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期する。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	広報班は、感染症対策、食品衛生上の注意事項について市民に広報する。
	避難対策部	医療班は、救護所等の衛生管理、消毒に関すること。
	学校避難所管理部・避難所管理部	(1) 避難所の衛生管理に関すること。 (2) 避難所の食品衛生に関すること。
	支援対策部	(1) 物資調達班は、調達食料品の食品衛生に関すること。 (2) 衛生班は、感染症対策の実施に関すること。 (3) 衛生班は、感染症対策用資機材の調達に関すること。
	上下水道部	家庭用水の供給に関すること。
県芦屋健康福祉事務所		(1) 感染症対策活動の指導に関すること。 (2) 食品衛生監視・指導に関すること。

第1 感染症対策活動

1 予防教育及び広報活動の推進

【支援対策部衛生班】

平時からパンフレット等啓発用資材の整備を図るとともに、これらを使用して市民への予防教育を行い衛生管理の指導に努める。

2 清潔方法

【支援対策部衛生班】

塵芥, 汚泥などについて, 積換所及び分別所を経て埋立若しくは焼却するとともに, し尿の処理に万全を期する。

3 消毒方法

【支援対策部衛生班】

被害の状況により, 次の事項について消毒方法を施行することとし, そのために必要な感染症対策用薬剤等の備蓄, 調達を行う。

1	家屋の消毒
2	便所の消毒
3	ゴミ置き場, 溝渠の消毒
4	患者輸送容器などの消毒

資料編参照

応急-B4-1

消毒の薬剤所要量の算出方法

4 ねずみ, 昆虫等の駆除

【支援対策部衛生班】

県の指示に基づき速やかにねずみ, 昆虫等の駆除を実施する。

資料編参照

応急-B4-2

ねずみ等駆除の薬剤所要量の算出方法

5 家庭用水の供給等

【上下水道部水道班】

県の指示に基づき速やかに家庭用水の供給をすることとし, 容器による搬送等現地の実情に応じた方法によって行う。

6 患者等に対する措置

被災地において, 入院の必要な新感染症又は, 1類, 2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又は病原体保有者が発生したときは, 速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとることとし, 感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は, 県と協議する。

7 避難所の感染症対策指導等

【支援対策部衛生班, 医療班】

「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(兵庫県)等を参考に, 避難所, 福祉避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し, 円滑な避難所の開設及び運営体制の構築に努めると

もに、県感染症対策職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、うがい、手洗いの励行等指導の徹底を期する。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

8 報告

【支援対策部衛生班】

県芦屋健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害感染症対策所要見込額を報告する。

9 災害感染症対策完了後の措置

【支援対策部衛生班】

災害感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、県芦屋健康福祉事務所を経て県に提出する。

第2 食品衛生監視

災害時における食品の衛生管理について定める。

1 食中毒の防止

支援対策部物資調達班	県芦屋健康福祉事務所に対して、食品衛生監視員を物資集積拠点（芦屋市総合公園，南芦屋浜下水処理場）に派遣するよう要請し、衛生状態の監視，指導を受け，改善を図る。
避難所管理部， 学校避難所管理部及び 支援対策部物資調達班	県芦屋健康福祉事務所に対して食品衛生監視員を避難所に派遣するよう要請し，食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査，指導を受け，改善を図る。
県芦屋健康福祉事務所	市の要請を受け，食品関係営業施設の実態を調査し，衛生上問題がある場合には，改善を指導する。

2 食中毒発生時の対応方法

県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

第3節 清掃計画

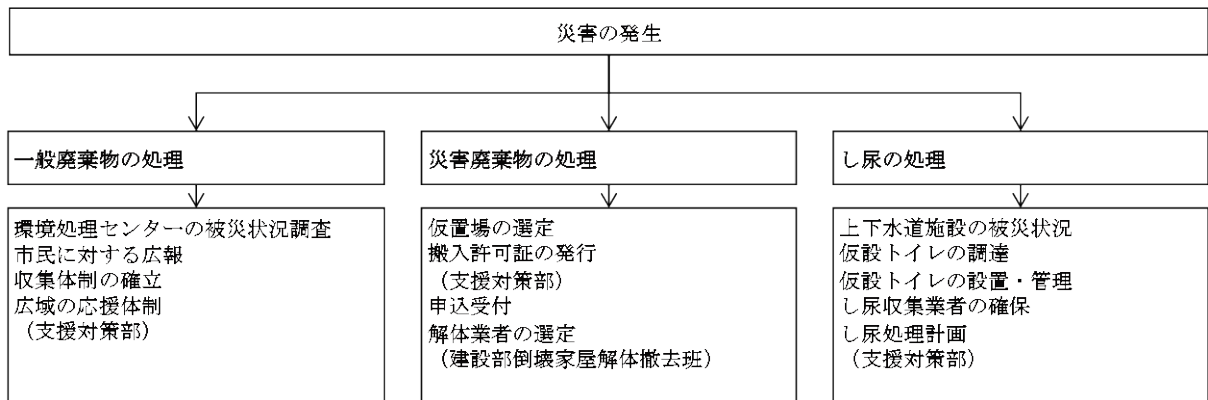
【目的】

市民の生活環境の保持を図る。

【方針】

災害発生時の廃棄物の収集, 運搬, 処分及びし尿応急汲取り処分を迅速に行い, 被災地の環境整備を促進する。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) ごみ・し尿の収集についての市民への広報 (2) 清掃に関する広域応援要請に関すること (3) 必要人員の臨時雇用の調整
	支援対策部	(1) 被災状況の調査と収集, 処分計画の作成 (2) 災害廃棄物(がれき)の発生状況の調査 (3) 災害廃棄物(がれき)集積場所候補地の選定(事前計画)と調整に関すること (4) 備蓄トイレ, レンタル仮設トイレの確保及び設置に関すること (5) 応急汲取りの実施に関すること (6) バキュームカー, 汲取り要員の確保に関すること (7) 生活ごみ収集及び処理に関すること (8) ごみ焼却施設の被災調査及び応急復旧に関すること (9) 家屋の解体撤去に関すること(仮置場への搬入まで)
市民, 事業所, 自主防災組織		(1) 災害発生後, 収集を開始するまでごみを出さない (2) 地域の清掃に関すること

第1 被災家屋の処理

災害の程度により, 市直営だけでなく, 市民による自主解体も考慮に入れる必要があるた

め, 下記のように処理を行う。ただし, 公費による家屋解体が認められた場合であり, 阪神・淡路大震災では, 大企業(中小企業法適用以外の企業)は, 公費解体の対象外になっており, 注意が必要となる。

資料編参照

応急-E3-1 従来の基準

建設部倒壊家屋解体撤去班は, 処理の基準を国に確認し, 早急に市の方針を決定の上, 市民に広報する。また, 自主解体に公費負担を認める場合は, 可能な限り早急に解体経費を算出し, 県と協議の上, 市民に広報する。

第2 解体現場における指導

建設部倒壊家屋解体撤去班は, 解体現場のパトロールを行い, 廃棄物の分別と搬出が適正に行われていることなどを指導確認する。

また, 建築物の解体工事におけるアスベストの飛散・ばく露を防止するため必要に応じ事業者等に対し, 大気汚染防止法に基づき適切に解体等行うよう指導・助言するものとする。

第3 仮置場の配置

支援対策部災害廃棄物処理班は, 災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場を確保する。

災害発生時の状況により, 市内に仮置場を確保することに限界があるため, 兵庫県内に仮置場の確保ができるよう県に協力要請を行う。

第4 仮置場の運営計画

1 人員・誘導等

仮置場の運営は, 下記に基づき行う。

支援対策部災害廃棄物処理班は, 仮置場に必要人員を配置し, 搬入車両を誘導し, ごみの種類ごとに指定の場所に降ろすよう指示をする。

資料編参照

応急-B5-3 仮置場の運営計画

2 搬入許可書の発行

解体現場から仮置場又は最終処分場への搬出に際して, 市内の廃棄物であることを証明する災害廃棄物搬入許可書を発行する。

搬入許可書は, 期間の経過とともに偽造されるおそれがあるため, 許可書を変更するなどの偽造防止を講ずる。

第5 排出ルール（ごみの分別等）

一般廃棄物の排出場所は、通常のごみステーションとし、災害廃棄物は、別途指定する。

1 廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、下記のとおり分類することができる。なお、災害廃棄物（がれき）の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

資料編参照

応急-B5-4

排出ルール

2 廃棄物の収集等

(1) 一般廃棄物の収集、処分

「通常の一般廃棄物」及び「災害により発生する一般廃棄物」については、市の通常の処理及び他市の応援、許可業者など民間収集業者の協力により、支援対策部災害廃棄物処理班が処理処分を行う。

収 集	①人員の確保に努め、可能な限り早急に収集を開始する。 ②被災状況により、交通の支障箇所などを早期に確認し、臨時収集計画により収集する。 ③収集体制が不十分な場合は、周辺自治体、廃棄物処理業者への協力要請を行う。 ④パイプライン収集地域については、被災状況の把握に努め、早期の復旧に努める。 ⑤当初の収集は、許可業者など廃棄物運搬業者に協力を要請する。
処 分	可燃物の処理を参照（第7-6 処理計画）

(2) 災害廃棄物の解体、運搬、処理処分

「災害により発生する災害廃棄物」については、自衛隊、土木建築・解体業者などの協力を求めて解体、運搬を行い、処理処分については、周辺自治体、産業廃棄物処理業者、大阪湾広域臨海環境整備センターなどの協力を求める。

第6 ごみ発生量の推計

災害発生後、支援対策部災害廃棄物処理班は、被害状況の把握に努め、ごみの発生量を推計する。

資料編参照

応急-B5-2

ごみ発生量の推計

第7 処理計画

1 処理方針

一般廃棄物及び災害廃棄物は、分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

特に、災害により発生する災害廃棄物については、仮置場の確保が最小限となるため、仮置場での分別作業スペースの確保が困難と予測されるので、建設部倒壊家屋解体撤去班及び支援対策部災害廃棄物処理班は、解体現場で分別を徹底するよう指導する。

焼却対象ごみ	可燃物
リサイクル対象ごみ	①不燃ごみ（金属くず→選別後、リサイクル） ②粗大ごみ（木材→破碎処理後、合板又は製紙原料） ③畳（茶畑等の肥料） ④コンクリートガラ（→再生砕石、埋立用材） ⑤混合ガラ（木くず混じりのガラ→セメント原料） ⑥テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機（→リサイクル） ⑦パソコン（→メーカーリサイクル）
処理方法が異なるごみ	①フロンガス使用家電製品（→専門業者処理） ②その他ごみ（消火器等→専門業者処理）

2 対象処理量の把握(推計)

災害発生後、対象処理量を推計する。

3 可燃物、不燃物の量の区分

対象処理量は、可燃物、不燃物に区分して推計する。

推計が不可能な場合は、重量比で可燃20%、不燃80%を目安とする（阪神・淡路大震災の事例による）。ただし、水害の場合については、重量比で可燃60%、不燃40%を目安とする。また、家電類は、別途、発生数量（台数等）を把握する。

4 仮置場への搬入

仮置場では、可燃・不燃・家電製品等にできるだけ細分化して分別する。また、搬入される廃棄物のうち、不燃物については、可能な限り現場で区分し、金属類の回収を行う。

効率的に搬出できるよう可燃物（可能な範囲で、木くず、畳、一般ごみに区分）、不燃物に区分する。また、家電製品は、別途区分して仮置きする。

5 分別・破碎の実施

混合ごみ等について、仮置場において、可燃・不燃・家電製品等に分別する。また、粗大ごみ（机、タンス等）については、減容化のため、破碎処理を行う。現地で重機等による粗破碎処理が必要であり、量が多い時は、破碎機を設置する。

6 可燃物の処理

不燃物は、廃棄物処理業者による域外処理委託をする。

1	自己処分を原則として、環境処理センターの稼働を確保する。
2	収集量に焼却量が追いつかないとき及び不燃, 粗大ごみの選別破碎能力を超えたときは、場内に仮置きを考慮すると同時に可燃物は、県下の他市町や近隣府県の市町へ応援を求める。

7 不燃物の処理

金属くず等リサイクル可能なものを極力回収したのち、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分する。

8 家電類の扱い

テレビ, 冷蔵庫, 冷凍庫, 洗濯機, エアコン, 衣類乾燥機については、家電リサイクル法に基づきリサイクルする。

リサイクルが困難な状態のもの及び上記6品目以外のものについては、従来からの廃棄物処理(粗大ごみとしての破碎・分別処理等)を行うとともに、フロン類及び金属類の回収処理を行う。

リサイクル費用は、現在、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象になることから、災害発生時点で対象となるか確認を行う。

9 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

アスベストなどの有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)などの規定に従い、適正な処理を進める。

10 仮置場への搬入ルールの市民・業者への周知

仮置場への搬入については、可燃・不燃・家電製品等に細分化して分別するため、市民や業者に対して、分別の種類等を情報発信し、周知することで、搬入の積込み時に分別を行うなど配慮を促す。

第8 応援の要請

市は、近隣市町等の応援のみでは対応が困難な場合は、協定書に基づき、支援対策部災害廃棄物処理班が速やかに県に対して広域的な応援要請を行う。県内市町や他府縣市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行う。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。加えて、ボランティア, NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、芦屋市社会福祉協議会, NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整, 分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第9 仮設トイレの配置計画・管理計画

避難所を設置し、水道が使用できない場合等は、支援対策部衛生班は仮設トイレを設置する。また、定期的に汲み取りを行う。

仮設トイレ及びその他資機材の備蓄

大規模災害時には、避難所の設置が必要となるが、水道が使用できない場合には、仮設トイレが必要になるため、これに備え、仮設トイレを備蓄する。

その他資機材の備蓄は次のとおりである。

資料編参照

応急-B2-2 地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表

第10 市民への広報

仮置場付近の市民へは、十分に説明を行い、理解を求める。

状況によっては、関連自治会を經由して防塵マスクの配布なども考慮する。

市民に対する広報は、統括部広報班が実施し、車両及び(株)ジェイコムウエスト広報チャンネルにより、収集計画、ごみを出す際の注意事項を広報する。

広報を行う項目は、概ね次の事項とする。

1	収集の曜日
2	収集する品目
3	ごみステーションの位置
4	注意事項（収集日以外は、ごみを出さないこと及び分別の徹底など）

第11 海洋不法投棄の防止

災害により発生した災害廃棄物（がれき）などを海洋への不法投棄を防止するため、海上保安庁等の機関と連携を密にし、監視体制の強化と不法投棄防止対策を講ずる。

第12 一般廃棄物処理施設の復旧

一般廃棄物処理施設が被災した場合、復旧に当たっては、事故防止など安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。

一般廃棄物処理施設は、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

資料編参照

応急-B5-5 震災廃棄物の処理の基準

第4節 保健衛生計画

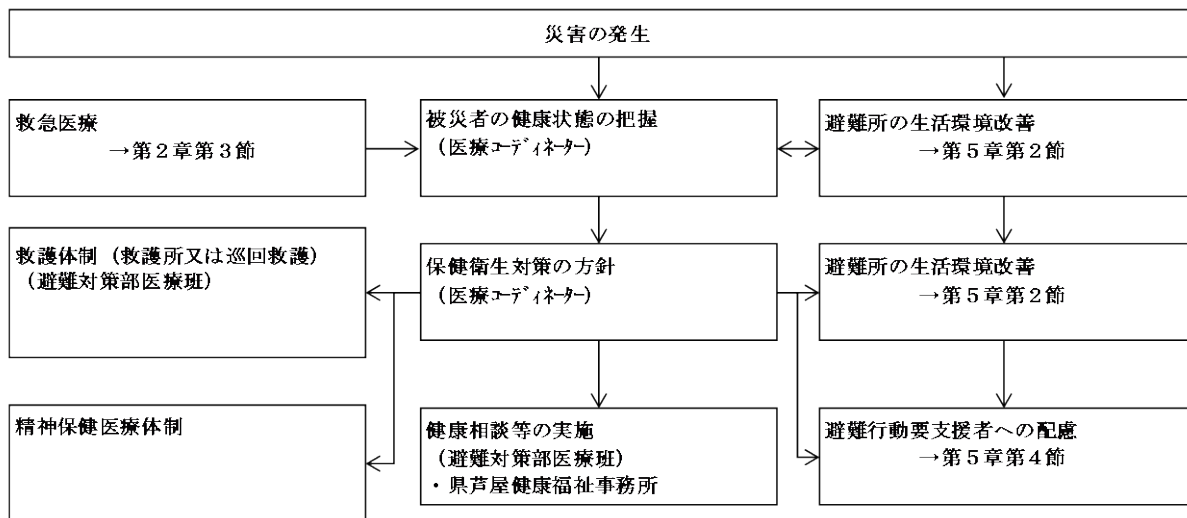
【目的】

被災地, 特に避難場所においては, 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため, 常に良好な衛生状態を保つように努める。

【方針】

健康状態を十分把握し, 必要に応じ救護所等を設ける。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	保健衛生対策の実施についての市民への広報
	避難対策部	(1) 医療班は, 被災者の救護活動の実施に関すること (2) 健康相談の実施に関すること
	学校避難所管理部・避難所管理部	(1) 避難所の環境改善の実施に関すること (2) 要配慮者への配慮に関すること
	医療コーディネーター	(1) 被災者の健康状態の把握に関すること (2) 保健衛生対策の方針決定に関すること
	支援対策部	避難所等の衛生対策の実施に関すること

第1 健康相談等

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、避難対策部医療班及び県芦屋健康福祉事務所が連携をとりながら実施する。

巡回健康相談等の実施	①避難所や被災家庭での二次的な被害を被ることを避けるため、生活環境の整備や被災者のなかで、ケアの必要な人々を確実に把握するよう、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。 ②応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、日常生活への移行が進むよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。 ③県芦屋健康福祉事務所は、サービスの提供に向け保健・医療・福祉等について市に助言を行うとともに、各関係機関及び関係者との連携を図るためのコーディネートを行う。 ④巡回健康相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、医療やケアの必要な人に継続したサービスが提供できるよう、被災者のストレスなど心の問題を含めた相談体制の充実や健康増進支援に努める。そのためにも、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム、保健・医療・福祉等関係機関、ボランティアとの連携・コーディネートを図る。
巡回栄養相談の実施	①県芦屋健康福祉事務所及び避難対策部医療班は相互に協力して、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。 ②県芦屋健康福祉事務所は、避難所生活が長期化する場合には、食事等について市に助言を行う。 ③避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。 ④巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者を始め、被災者の栄養状態の把握に努める。

第2 精神保健医療対策

災害直後の精神科医療の確保と災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確保する。

災害直後に既存の医療機関が対応できない場合は、必要に応じて県に「ひょうごDPAT」活動拠点本部の設置を要請する。県芦屋健康福祉事務所は、その調整を行う。避難対策部医療班及び学校避難所管理部・避難所管理部又は教育委員会災害対策部は、これに協力する。

精神保健医療は、次の対策を実施する。

1	精神科夜間診療体制や精神科、救護班の巡回派遣の確保
2	こころのケア体制の整備
3	こころのケアに対する相談・普及啓発活動
4	児童、生徒のこころのケア

第3 こころのケア対策の実施

1 被災者等のこころのケア対策

1	市は, 必要に応じて, 被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。
2	精神的支援を必要とする人には, ホットラインの設置等による相談窓口の設置, 精神科医師又は保健師による訪問やカウンセリングを行い, 更に必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神科的関与を行うこととする。 また, 必要に応じ, 災害後においても, こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。
3	既存の医療機関だけで対応できない場合, 「ひょうご DPAT」の派遣を芦屋健康福祉事務所を通じて要請する。

第9章 社会秩序の維持・物資の安定供給

第1節 社会秩序の維持計画

【目的】

災害により被災者が精神的に不安定となっている状況のなかで、流言飛語や社会混乱を防ぎ、社会秩序を維持する。

【方針】

被災地及びその周辺（海上を含む。）においては、警察、県・市町等の行政機関、自主防犯組織、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う等総合的な災害対策を推進し、安全確保に努める。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	広報班は、災害に関する正確な情報を市民に伝達する。
	消防部	パトロールを実施する。
	各災害対策部	市民の不安を和らげるよう、迅速な応急対策を実施する。
芦屋警察署		流言飛語等の取締り及び防犯パトロールを実施する。
市民，事業所，まちづくり防犯グループ		(1) 災害に関する正確な情報を入手する。 (2) まちづくり防犯グループは、地域において防犯パトロールを実施する。

1 災害警備

1	消防部は、芦屋警察署と協議し、防火パトロールに併せて防犯パトロールを実施する。
2	海上のパトロールについては、海上保安庁等の機関にパトロールの強化を要請する。
3	自衛隊は、防災関係機関と連携し、必要な支援を行う。

2 社会秩序維持のための対策

災害対策本部による広報内容，手続	統括部広報班は、市民の生活維持，生活再建，復旧復興に関することなどを市民に広報する。
供給物資の迅速・均等な配分の実施	支援対策部物資調達班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。 その他の災害対策部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。
正確な情報の入手	市民及び事業所は、災害対策本部等公的機関又は報道機関の情報を入手し、流言飛語に惑わされないよう留意する。

3 自主防犯組織

まちづくり防犯グループは、自ら防犯パトロールをし、地域の安全を維持する。

第2節 物価の安定・物資の安定供給計画

【目的】

被災地内で物資を安定供給して生活の維持を図る。

【方針】

生活必需品等の物価が高騰，また，買い占め・売り惜しみが生じないように，監視するとともに，必要に応じ指導等を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報班は，物資供給に係わる正確な情報を市民に伝達する。 (2) 電話対応班は，市民からの苦情等の情報を収集する。
	支援対策部	(1) 生活相談班は，市民からの苦情等の情報を収集する。 (2) 物資調達班は，商業施設等の被害状況，営業状況の調査の実施に関する事。 (3) 物資調達班は，商業者に対する営業再開の要請等に関する事。 (4) 物資調達班は，商業者の営業再開を支援するための災害対策本部内の連絡調整に関する事。 (5) 物資調達班は，商業者に対する物価安定に関する要請等に関する事。
商業者等		(1) 店舗等の早期の営業再開 (2) 物価安定のための営業努力
物価調査モニター		価格状況のモニターの実施
市民		(1) 物資供給に関する正確な情報を入手する。 (2) 災害発生後の買い占めなどが無いよう，事前の備蓄を行う。

1 量販店等の営業状況調査等の実施

【支援対策部物資調達班】

県，ボランティア等の協力を受けて，市内の量販店，商店街等の被害状況及び営業状況を調査し，商業施設の営業状況等の広報，営業再開支援のための災害対策本部内の連絡調整等の対策を講じる。

2 営業努力の要請

【支援対策部物資調達班】

市内の量販店，商店街，生活協同組合コープこうべ，芦屋市商工会等に対して，早期の営業再開，適正な物資等の供給等を要請する。

3 物価の監視

【支援対策部物資調達班】

物価監視・苦情窓口	統括部電話対応班，支援対策部生活相談班・ボランティア班に寄せられる電話，物価調査モニター等の協力等による通報により，物価の実態に関する情報収集に努める。
県への要請	県に対して，関係業者に対する適正な物資等の供給，流通や，便乗値上げ等の事実確認，是正指導等の実施を要請する。

第10章 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動

第1節 施設、設備の応急復旧活動計画

【目的】
 応急対策活動を迅速に実施していくため、施設、設備の早期復旧を図る。

【方針】
 災害発生後、応急対策活動を実施する上で必要となる施設、設備の被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。

役割分担

実施担当	実施内容
災害 対策本部	統括部 市及び他の関係機関が所管する市内の施設・設備の被害状況の把握
	建設部 施設管理班は、市庁舎等防災拠点をも優先に応急復旧する。
	各災害対策部 (1) 各災害対策部所管施設、設備の被害状況の把握 (2) 各災害対策部所管施設、設備の応急復旧措置に関すること。
建設業組合等	施設、設備の応急復旧の協力に関すること。
防災関係機関	各機関所管施設、設備の応急復旧に関すること。

第1 市の施設、設備の応急復旧

1 市の施設、設備の応急復旧活動

1	市の管理する施設、設備等の管理者は、公共施設の緊急点検を実施する体制を確保する。
2	災害後、建物の倒壊、土砂崩れ等二次災害の防止対策を実施する。
3	被害の状況に応じて応急復旧にとりかかる体制を確保する。

2 市の施設、設備の応急復旧活動の支援要請

市の施設、設備において災害応急対策の拠点となるものは、早期の応急復旧を図るため、建設業組合等に支援要請を行い、復旧を図る。

3 防災拠点となる施設、設備の早期応急復旧

1	災害対策本部、避難所、病院等の業務・生活が早期に可能となるように、施設、設備の応急復旧を実施する。
2	災害対策本部、病院等の応急対策活動に必要な拠点施設につながる道路、橋梁など市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

4 代替施設、設備の確保

災害応急対策の拠点となる市の施設、設備で被害状況から早期の応急復旧が困難であると判断される場合、代替施設や代替設備の調達を行う。

災害規模が大きく、市だけでは調達できない場合は、県及び関係機関、建設業組合等の協力を得て調達を行う。

第2 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧

1 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧活動

1	防災関係機関の管理する施設、設備の応急復旧状況を確認する。
2	防災関係機関の施設と市の防災拠点につながる道路、橋梁など市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

2 関係機関の管理する施設、設備の応急復旧の確認

防災関係機関の施設、設備において災害応急対策の拠点となるものは、早期の応急復旧を図るため、建設業組合等に支援要請を行う。

第2節 ライフライン応急復旧活動計画

【目的】

市民が健全な生活を維持していくために、ライフラインの早期復旧を図る。

【方針】

地震発生後ライフラインの被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の収集に関すること。 (2) ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の広報に関すること。 (3) ライフライン事業者との復旧方針の調整に関すること。 (4) ライフライン復旧拠点の選定に関すること。
	上下水道部	(1) 上水道施設の応急復旧に関すること。 (2) 公共下水道の応急復旧に関すること。 (3) 下水処理場の応急復旧に関すること。
大阪ガス（株）		ガス施設の応急復旧に関すること。
関西電力（株）及び関西電力送配電（株）		電力施設の応急復旧に関すること。
西日本電信電話（株）		公衆電気通信設備の応急復旧に関すること。

第1 ライフライン応急復旧の調整

1 ライフライン情報の収集・提供

ライフライン被害情報の収集のための体制の確保	各ライフライン関係機関は、「第1章 第4節 災害情報の収集・連絡計画」により、災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を連絡する。 統括部情報記録班は、収集した情報を整理し、広報及び調整会議等の資料とする。
市民へのライフライン情報の提供のための広報の実施	統括部広報班は、情報記録班が整理した資料に基づき、市民に広報紙等によりライフライン情報を提供する。
報道機関へのライフライン情報の提供	統括部広報班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、ライフライン情報を提供し、報道することを要請する。
各ライフライン関係機関への情報提供	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。

2 ライフライン復旧の調整

ライフラインの総合復旧のための調整会議の開催	「第1章 第3節 第1 防災関係機関との連携」に基づき、建設部現地情報班は、必要に応じてライフライン連絡調整会議を招集する。
ライフライン復旧調整会議での協議事項	①被害状況等の報告 ②工事のスケジュール調整 ③資機材置き場、駐車場等復旧拠点確保の調整 ④その他必要な事項

3 ライフライン復旧拠点の選定

1	復旧基地適地の事前調査の実施とオープンスペースの確保
2	地震後の空地利用状況調査の手順の策定
3	ライフライン復旧拠点の選定
4	ライフライン復旧拠点運用のための調整事項の整理

第2 水道施設の復旧計画

1 初動体制

上下水道部における初動体制によるが、地震発生後は応急給水を優先する。

2 発災直後の情報の収集・提供

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てる。

1	災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
2	用水供給事業者（阪神水道企業団）へ連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
3	各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
4	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。

3 広報

1	応急復旧を実施するに当たり、復旧見込みが判明次第、広報を行う。
2	災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力を依頼し、テレビ、ラジオによる情報提供を行う。

4 応援要請

独自で応急給水が不可能な場合は、兵庫県水道災害相互応援協定に基づき、阪神ブロックの代表者を通じて県水道災害対策本部（県企業庁）又は日水協兵庫県支部に必要な応援要請を行う。民間事業の応援が必要な場合は、芦屋市水道災害応援協定に基づき、芦屋市水道工事業協同組合へ応援要請をする。

5 応急復旧の基本方針

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、復旧は最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

復旧計画	<p>復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。</p> <p>なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。</p>
給水装置の復旧活動	<p>公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧と並行して実施する。</p> <p>一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。</p> <p>なお、給水に支障を来すものについては、申し込みの有無に関わらず応急措置を実施する。</p>

本市水道の貯水池、配水池、送配水管の破損、停電その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑を図るため、復旧班の編成連絡等の事項を定める。

6 応急復旧の目標

阪神・淡路大震災においては、応急復旧に6週間を要したが、同規模の災害においても3週間で完了することを目標として対策を講ずる。

7 応急復旧用資機材の備蓄・調達

応急復旧用資機材	<p>災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急復旧ができるようにする。応急復旧用資機材設置場所は、上下水道部芦屋浜資材倉庫とする。</p>
応急復旧用資機材の調達	<p>被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーと備蓄協定に基づき調達する。</p>

第3 下水道施設の復旧計画

1 初動体制

(1) 下水道班及び下水処理場班の設置

災害発生後は、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、上下水道部に下水道班及

び下水処理場班を設置する。

(2) 動員体制

非常配備体制の確立	<p>災害時には、各災害対策班において次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。</p> <p>①市民への対応 ②被害状況の把握 ③その他関連機関との情報交換等</p>
勤務時間外動員体制	<p>勤務時間外に災害が発生した場合、下水道課では、あらかじめ数人の職員を指定しておき、これらの職員を中心として初動体制を確立する。</p> <p>さらに、被害状況に応じ、定められた災害時集合場所に参集し、応急対策に従事する。</p> <p>また、下水処理場では、緊急連絡網により、職員の初動体制を確立し、勤務時間外を業務委託している業者と協同し、下水処理場班が設置されるまでの間、対応する。</p>

(3) 情報収集

マニュアルに基づき、下水道施設及び関連施設からの情報収集を行う。

下水道施設の情報収集	<p>災害発生後、迅速かつ効果的に被害状況の情報を収集するためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。</p> <p>①処理場施設の被害状況 ②管渠施設の被害状況 ③排水設備の被害状況</p>
関連施設からの情報収集	<p>災害の状況において、他のライフライン、構造物の状況、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となることがある。</p> <p>したがって、以下に示す項目を災害の状況に併せて情報収集する。</p> <p>①河川施設の被害状況 ②水道施設の被害状況 ③ガス施設の被害状況 ④道路被害状況及び交通情報 ⑤電気通信障害に関する情報 ⑥関連業者の稼働状況</p>
各ライフライン関係機関への情報提供	<p>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。</p>

(4) 伝達体制

上記被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供する。

2 応急対策

災害復旧資機材の整備・調達	災害発生時必要とされる復旧資機材は分割・保管し、災害発生後直ちに使用可能な状況であるようにしておく。しかし、災害復旧時に資機材等が不足した場合は、他の市町、業者等から調達する。
下水道施設被害調査	処理場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員で対応できないと判断される場合は、他の市町職員及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設調査を行う。
応急復旧の基本方針	下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。 また、復旧に当たっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。
応急復旧方法	<p>①処理場・ポンプ場 運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。</p> <p>②管渠 流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。</p> <p>③排水設備 市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。</p>

3 関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、本市の体制では万全な応急対策が不可能と判断される場合は、兵庫県、他の市町、関連機関、建設業組合等及び芦屋市排水設備指定工事店等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

第4 ガス施設の復旧計画

【大阪ガス株式会社】

名 称	所 在 地
大阪ガス株式会社 (ネットワークカンパニー・兵庫導管部)	神戸市中央区港島中町4丁目5-3

1 応急対策

災害が発生した場合、「災害対策規程」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

兵庫導管部の供給エリア内で震度4以上の地震の発生、又は風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、兵庫導管部内に災害対策本部を設置する。

また、大阪ガスの供給エリア内で震度5弱以上の地震の発生を感知した場合、本社及び地区導管部等に災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策要員の確保

災害時は「災害対策規程」に基づき、緊急呼出し装置等により要員を呼び出す。

また、休日・夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガスの供給エリア内で震度 5 強以上及び兵庫導管部の供給エリア内で震度 5 弱以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出勤するよう定めている。

必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立し、呼出しをする。

(3) 情報の収集伝達

情報の収集	地震時は供給エリア内に設置している地震計が一定以上の加速度を感知した場合には、直ちに本社中央保安指令部へ無線、テレメーターにより震度情報が集約される。本社中央保安指令部で集約した情報は、一斉無線連絡装置により、直ちに製造所、各事業所へ伝達され、必要な措置を講ずるシステムになっている。
関係機関との情報交換	災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を、専用線等により防災関係機関に対して伝達する。 ①被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等 ②支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量 また、必要に応じて大阪ガスより連絡要員を防災関係機関へ派遣する。

(4) 復旧資機材の確保

普段から必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

(5) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてお客様に対し、テレビ・ラジオ等の情報機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及び安全装置に関する各種の情報を広報する。

(6) 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。

このため、被災箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害のおそれがある場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているスーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講ずる。

この場合も、被害のない地域についてはガスの供給を継続する。

2 復旧対策

復旧計画	災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に関わる箇所及び救急救
------	-----------------------------------

	助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況、被害復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の高いものから行う。
復旧要員の確保	社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガス単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を得る。
他機関との協力体制	復旧を促進するため、地域防災機関、防災機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。また、復旧用地（ガス供給設備の復旧活動に資するための前線基地等の用地）については、自社用地を活用しつつ、被害状況を勘案し、必要となった場合は、市災害対策本部に復旧用地の確保について要請を行う。

第5 電力施設の復旧計画

【関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社】

関西電力及び関西電力送配電の各機関は、災害により機能が停止した電力の早期復旧のため、次のとおり応急対策を実施することとする。

名称	所在地
神戸電力本部 阪神配電営業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号

1 災害応急対策に関する事項

(1) 対策組織要員の確保

1	夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
2	対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出勤する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出勤するものとする。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく

(3) 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

① 情報の収集報告

ア 一般情報

1	気象，地象情報
2	一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道，ガス，交通，通信，放送施設，道路，橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
3	社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部，官公署，報道機関，お客さま等への対応状況）
4	その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 関西電力及び関西電力送配電被害情報

1	電力施設等の被害状況および復旧状況
2	停電による主な影響状況
3	復旧用資機材，復旧要員，食糧等に関する事項
4	従業員等の被災状況
5	その他災害に関する情報

② 情報の集約

本店の対策組織の長は，地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国，地方公共団体，警察，消防等の防災関係機関，協力会社等から独自に収集した情報を集約し，総合的被害状況の把握に努める。

③ 通話制限

対策組織の長は，災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは，通話制限その他必要な措置を講ずる。また，対策組織の設置前であっても，保安通信回線を確保するために必要と認めるときは，本店にあつては関西電力の総務室長，地域にあつては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

(4) 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は，災害時における復旧用資機材等の確保を，次のとおり実施する。

調 達	予備品，貯蔵品等の在庫量を確認し，調達を必要とする復旧用資機材は，次のいずれかの方法により，可及的速やかに確保する。 ①現地調達 ②対策組織相互の流用 ③他電力会社等からの融通
輸 送	復旧用資機材の輸送は，原則として，あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両，舟艇，ヘリコプター等により行う。
復旧用資機材置場等の確保	災害時において，復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり，この確保が困難と思われる場合は，市災害対策本部に依頼するなど，迅速な確保に努める。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み，災害時においても，原則として，供給を継続するが，警察，消防機関等から要請があつた場合等には，対策組織の長は，送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

① 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関および、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(8) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

② 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
通信設備	共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

③ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

2 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

① 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

1	復旧応援要員の必要の有無
2	復旧要員の配置状況
3	復旧用資機材の調達
4	復旧作業の日程
5	仮復旧の完了見込
6	宿泊施設、食糧等の手配

7	その他必要な対策
---	----------

② 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第6 電気通信施設の復旧計画

【西日本電信電話株式会社】

災害時における電気通信設備の維持並びに被害を迅速かつ的確に復旧を行い、通信の確保を図るための災害応急対策に関する計画は、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところに従い対処するものとする。

1 担当機関

芦屋市地域における電気通信設備の災害予防、準備警戒、情報伝達、復旧活動等の応急対策については、西日本電信電話株式会社兵庫支店が担当する。

2 電気通信施設の所在地、名称

名 称	所 在 地
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16 階

3 災害時の活動体制

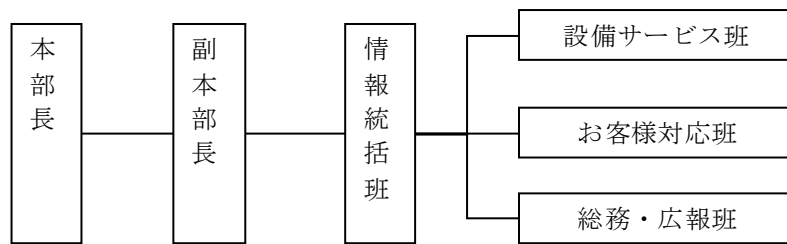
災害時により、電気通信施設が被災発生した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

4 災害対策本部の設置

災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他状況により、災害応急対策及び、災害復旧を実施する。

名 称	所 在 地
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 4 階

5 災害対策本部の組織及び所掌事項



所 掌 事 項	<p>①情報統括班 災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。 また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整</p> <p>②設備サービス班 被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施</p> <p>③お客様対応班 ユーザへの対応</p> <p>④総務・広報班 社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、 兵站活動、報道対応</p>
---------	--

6 電気通信サービスの確保

災害により、電話線等の通信施設に被害が発生した場合、又は被災するおそれのある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

7 応急復旧

(1) 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

1	自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
2	衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
3	電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
4	応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

5	非常用可搬形デジタル交換装置の運用
6	臨時・特設公衆電話の設置
7	停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

1	通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
2	非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取扱う。
3	被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
4	一般利用客に対する広報活動を実施する。
5	NTT 西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
6	「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板 (web171)」を利用した安否確認。

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステムを確立する。

提供の開始	<p>①災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のため通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合開始する。</p> <p>②被災地の方は、本人、家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板 (web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。</p>
伝言の条件等	<p>①災害用伝言ダイヤル (171)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇登録できる電話番号 (被災地電話番号) ……加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯番号の電話番号 ◇伝言録音時間 …… 1 伝言あたり 30 秒間録音 ◇伝言保存期間 …… 提供終了まで ◇伝言蓄積数 …… 1 電話番号あたりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時知らせる。 <p>②災害用伝言板 (web171)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇登録可能な伝言 …… 定型文及びテキスト情報 (伝言 1 件あたり 100 文字) ◇伝言登録数 …… 伝言板 (伝言メッセージボックス) あたり 20 件まで (20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される) ◇伝言板 (伝言メッセージボックス) 数 …… ●利用者情報なしの場合：1 件 ●利用者情報ありの場合：最大 20 件 ※利用者情報は事前に登録が必要 ◇伝言保存期間 …… 提供終了まで (ただし最大で 6 ヶ月) ◇伝言のセキュリティ …… 伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能 ◇伝言通知機能 …… 利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。
提供時の通知方法	<p>①テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。</p> <p>②電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」をご利用して頂きたい旨の案内を流す。</p>

	③避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。 ④防災行政無線等により，利用方法を知らせてもらうよう依頼する。
--	--

(5) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し，回線に故障が生じた場合は，通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに，被害状況に応じて，下記の電気通信サービスの復旧順位を参考として，適切な措置により回線の復旧を図る。

<電気通信サービスの復旧順位>

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第1順位	気象機関，水防機関，消防機関，災害救助機関，警察機関，防衛機関，輸送の確保に直接関係がある機関，通信の確保に直接関係がある機関，電力の供給の確保に直接関係がある機関
第2順位	ガス，水道の供給の確保に直接関係がある機関，選挙管理機関，預貯金業務を行う金融機関，（別表）新聞社，通信社，放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの。

第11章 二次災害の防止活動

第1節 土砂災害等対策計画

【目的】

地震発生後の余震又は降雨等による土砂災害，浸水等に備え，二次災害防止施策を講じる。

【方針】

余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害危険箇所等（土砂災害危険箇所等とは，土砂災害警戒（特別）区域等の法指定区域，山腹崩壊危険区域及び崩壊土砂流出危険区域）の点検は，専門技術者等を活用して行う。その結果，危険性が高いと判断された箇所については，関係機関や市民に周知を図り，不安定土砂の除去，仮設防護柵の設置等の応急工事，適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに，災害の発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本 部 長	避難指示等の発令
	統 括 部	避難指示等の市民及び関係機関への伝達に関する事。
	建 設 部	(1) 土砂災害危険箇所等の巡視・調査に関する事。 (2) 土砂災害危険箇所等の応急復旧に関する事。
	消 防 部	(1) 土砂災害危険箇所等の巡視に関する事。 (2) 避難指示等の市民への伝達に関する事。
国土交通省六甲砂防事務所 県西宮土木事務所 県六甲治山事務所		(1) 土砂災害危険箇所等の調査に関する事。 (2) 土砂災害危険箇所等の応急復旧に関する事。
消防団・自主防災組織		避難指示等の市民への伝達に関する事。
建設業組合等		土砂災害危険箇所等の調査及び応急復旧の協力

第1 土砂災害等対策の基本方針

建設部及び消防部は，災害発生直後に国土交通省六甲砂防事務所，県西宮土木事務所，県六甲治山事務所と連絡をとりながら，余震等による二次的な土砂災害危険箇所等の点検を，専門技術者等を活用して行う。

その結果，危険性が高いと判断された箇所については，関係機関や市民に周知を図り，ブルーシートによる崩壊面の被覆，不安定土砂の除去，仮設防護柵の設置等の応急工事，適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに，災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、地震・津波により、海岸部及び河川の護岸施設が被害を受けた場合、浸水被害が発生するおそれがある。このため、建設部及び消防部は、災害発生直後に県尼崎港管理事務所、県西宮土木事務所と連絡をとりながら、専門技術者等を活用して護岸施設の巡視を行う。

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、水防計画に基づき、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第2 二次災害防止のための応急復旧対策の実施

1 点検調査及び応急工事等の実施

1	土砂災害危険箇所等の点検は、危険が想定される個所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。
2	土砂災害危険箇所等点検要員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、ボランティア募集等を実施し対応する。
3	二次災害のおそれがある場合、「第5章 第1節 避難誘導計画」に基づき、迅速に適切な避難対策を実施する。
4	二次災害が防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。 ①仮排水路の設置 ②不安定土砂の除去 ③ブルーシートによる崩壊面の被覆 ④土のう積み ⑤仮設防護柵の設置

2 市民への広報

二次災害に関する情報は、「第4章 第1節 被災者への情報伝達活動計画」に基づき、次の事項を市民に伝達する。

1	二次災害の発生が予想される箇所
2	避難場所
3	避難時の注意事項、携行品等

第3 警戒体制

1 海面等の監視

監視員の配備	海面等の監視には、消防部が当たる。
量水標等の設置箇所	「注意報・警報の種類、位置及び水位」に示す。

2 土砂災害に関する監視

土石流の予想される箇所への監視	国土交通省六甲砂防事務所は、土石流の予想される7箇所にワイヤーセンサー（土石流発生感知装置）を設置し監視を行う。 この装置は、土石流によりワイヤーセンサーが切断されると、市民に知ら
-----------------	---

第1部 災害応急対策計画
 第11章 二次災害の防止活動
 第1節 土砂災害等対策計画

	<p>せるためのサイレンが鳴り，本市には，消防部（0797-32-2345）に対して，電話により自動的に連絡が入る仕組みになっている。</p> <p>ワイヤーセンサー設置箇所は，「六甲山系等における二次災害防止のための警戒基準・連絡体制」に示す。</p>
降雨に対する監視	市内の雨量計設置箇所を「雨量計設置箇所一覧表」に示す。
土砂災害警戒区域	市内の土砂災害警戒区域を「防災情報マップ」に示す。

資料編参照

応急-10	雨量計設置箇所一覧表
応急-11	六甲山系等における二次災害防止のための警戒基準・連絡体制

第2節 建築物等の二次災害防止計画

【目的】

地震により、被災を受けた建築物等において、余震による倒壊等の二次災害を防止することにより、市民の生命を守る。

【方針】

建築技術者等を活用して、被災建築物に対する応急危険度判定を速やかに行い、被害の状況を的確に把握し、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策及び立入禁止等の措置並びに二次災害防止のための応急措置を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	建設部	(1) 被災建築物応急危険度判定調査の必要性を判断する。 (2) 被災建築物応急危険度判定調査を実施する。 (3) 倒壊が起ころうな建築物等がでた場合は、二次災害が発生しないよう、迅速に対応する。
	統括部	広報班は、被災建築物応急危険度判定調査の実施区域及び趣旨内容等を広報する。
ボランティア(建築士会等)		被災建築物応急危険度判定調査に協力する。

第1 被災建築物応急危険度判定の実施

芦屋市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアルに基づき、建設部が地震発生直後に実施する。調査の実施に当たっては、県に登録された被災建築物応急危険度判定士(応急危険度判定が可能な建築技術者)等の建築士ボランティアに協力を要請する。

1 市内の状況把握及び被災建築物応急危険度判定実施の必要性の判断と被災建築物応急危険度判定士の要請

災害対策本部	①地震発生後の概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定実施の必要性の検討を行う。 ②被災建築物応急危険度判定を実施する必要があると判断したときは、災害対策本部長は県に対し被災建築物応急危険度判定士(応急危険度判定が可能な建築技術者)の派遣の要請を行う。
建設部 現地情報班	被災建築物応急危険度判定に係わる調整を実施する。

2 被災建築物応急危険度判定作業の準備

【建設部現地情報班】

被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを下記に基づき準備する。

3 被災建築物応急危険度判定作業の広報

【建設部現地情報班】

被災建築物応急危険度判定の実施に係わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を広報班に依頼する。

1	被災建築物応急危険度判定結果標識を事前に広報する。
2	被災建築物応急危険度判定結果の市民への理解 ① 広報紙等により、被災建築物応急危険度判定結果の意味を市民に周知する。 ② 被災建築物応急危険度判定士は、市民の求めに応じて、被災建築物応急危険度判定結果を現地において説明する。

4 被災建築物応急危険度判定作業の実施

【建設部現地情報班】

被災建築物応急危険度判定を実施するに当たり、判定実施計画を作成し実施する。

第2 建築物等の倒壊対策

1	被災建築物応急危険度判定の結果に基づいて、倒壊が起ころうな建築物等の調査を発災後早急に実施する。
2	危険な建築物等がある場合は、立入禁止等の措置をとるとともに、民間業者に委託して二次災害防止の措置をとる。

第3節 被災宅地の二次災害防止計画

【目的】

災害等により、被災を受けた擁壁・のり面等を含む建築物の敷地等（以下「被災宅地」という。）において、余震又はその後の降雨等に対して二次災害を防止する。

【方針】

建築又は土木技術者等を活用して、被災宅地に対する危険度判定を速やかに行い被害の状況を的確に把握し、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策及び立入禁止等の措置並びに二次災害防止のための応急措置を行う。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	建設部	(1) 被災宅地危険度判定調査の必要性を判断する。 (2) 被災宅地危険度判定調査を実施する。 (3) 被災宅地の擁壁やのり面等が崩壊しそうな場合は、二次災害が発生しないよう、迅速に対応する。
	統括部	広報班は、被災宅地危険度判定調査の実施区域及び趣旨内容等を広報する。
県災害対策本部		被災宅地危険度判定調査に協力する。

第1 被災宅地危険度判定の実施

兵庫県被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアルに基づき、建設部が地震発生直後に実施する。調査の実施に当たっては、県に登録された被災宅地危険度判定士（危険度判定が可能な土木技術者）に協力を要請する。

1 市内の状況把握及び被災宅地危険度判定実施の必要性の判断と被災宅地危険度判定士の要請

災害対策本部	①災害発生後の概括的被害情報等に基づき、被災宅地の危険度判定実施の必要性の検討を行う。 ②被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、災害対策本部長は県に対し被災宅地危険度判定士の派遣の要請を行う。
建設部 現地情報班	被災宅地危険度判定に係わる調整を実施する。

2 被災宅地危険度判定作業の準備

【建設部現地情報班】

被災宅地危険度判定作業に必要なものを下記に基づき準備する。

資料編参照

応急 E5-14

被災宅地危険度判定作業の判定資機材一覧

3 被災宅地危険度判定作業の広報

【建設部現地情報班】

被災宅地危険度判定の実施に係わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を広報班に依頼する。

1	被災宅地危険度判定結果標識を事前に広報する。
2	被災宅地危険度判定結果の市民への理解 ①広報紙等により、被災宅地危険度判定結果の意味について市民に周知する。 ②被災宅地危険度判定士は、市民の求めに応じて、危険度判定結果を現地において説明する。

4 被災宅地危険度判定作業の実施

【建設部現地情報班】

被災宅地危険度判定を実施するに当たり、宅地判定実施計画書を作成する。

第2 被災住宅の応急措置

被災宅地危険度判定の結果に基づいて、崩壊が起こりそうな擁壁・のり面のある宅地内の危険な建築物又はその宅地に接し危険な建築物等がある場合は、立入禁止等の措置をとるとともに、二次災害防止のための応急措置をとる。

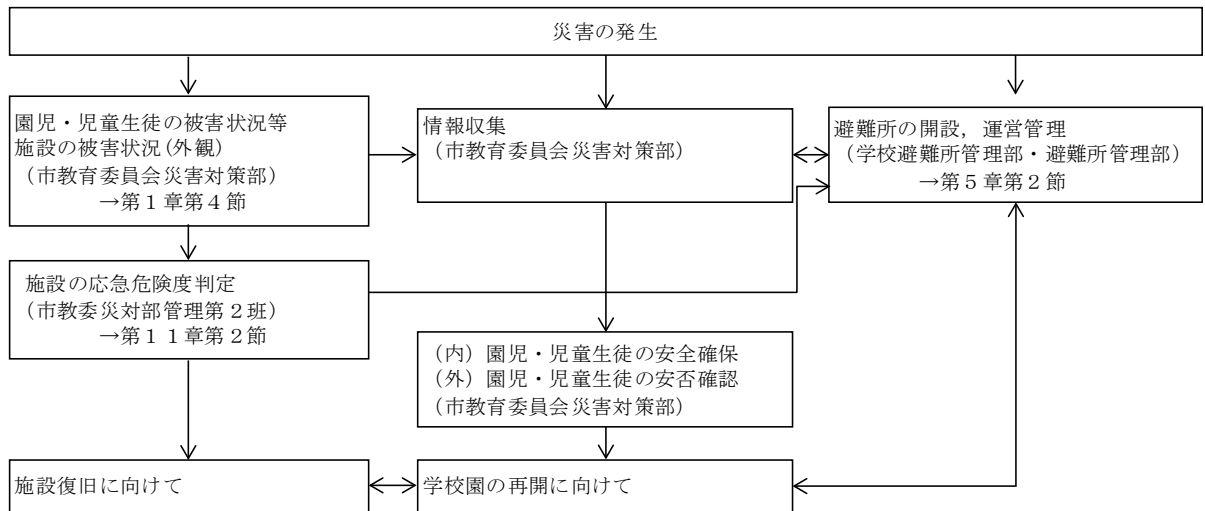
第12章 応急教育対策活動

第1節 応急教育対策活動計画

【目的】
 災害の予防，応急対策，復旧を通じて教育効果の達成を図る。

【方針】
 幼稚園児及び小中学校児童生徒の教育を中断することなく教育目的を達成する。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	教育委員会災害対策部	(1) 園児・児童生徒及び教育施設の被害状況の調査に関すること。
		(2) 園児・児童生徒の安全確保に関すること。
		(3) 教育施設の応急復旧対策に関すること。
		(4) 応急教育の実施に関すること。
		(5) 教材，学用品等の調達及び給付に関すること。
		(6) 就学奨励費の給付等，園児・児童生徒の教育援護に関すること。
		(7) 給食等の措置に関すること。
		(8) 教育施設の被害状況の調査に関すること。
		(9) 県教育委員会等関係機関との連絡・調整に関すること。
		(10) その他応急教育対策に関すること。
		(11) 文化財産の被害調査及び応急手当に関すること。

第1 教育委員会防災計画

1 教育施設及び園児・児童生徒の被害状況の調査

応急復旧計画の策定のため、次の項目について被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に連絡報告する。

1	園児・児童生徒の罹災状況
2	教育関係職員の罹災状況
3	学校園施設の被害状況
4	その他の教育施設の被害状況
5	応急措置を必要と認める事項

2 教育施設の応急復旧対策

1	軽易な校舎・園舎の被害については、速やかに応急修理を行い、教室に不足が生じたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学・通園の危険がなくなったときは、直ちに授業を開始できる体制をつくる。
2	被害が甚だしく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時学校園を閉鎖し、復旧が終わるまで管理者を置く。
3	運動場の被害は、危険のない程度に応急修理し、校舎・園舎の復旧完了をまって復旧する。
4	破損、冠水等によって使用不能となった園児・児童生徒用机、椅子の補充には万全を期し、授業の支障のないようにする。
5	避難所の設置等で、体育館・ホールを中心として使用することとするが、校舎・園舎の被害の程度を考え、関係機関と協議のうえ、措置する。
6	学校園以外の教育施設については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとる。

3 応急教育の実施場所

1	校舎の著しい被害、避難者の収容、通学路の遮断等により、通常の授業ができないときは、近隣の学校園又は、その他の教育施設を使用して授業を実施する。
2	市教育委員会は事態に即応して、授業の場所、連絡方法、実施方法等について適切な措置をとる。

4 応急教育の実施方法

応急教育の実施に当たっては、園児・児童生徒の状況、学校の教育機能の回復状況、交通機関の復旧状況等にあわせて登校・下校時刻、授業時数、授業時間、休憩時間等を決定する。また、その後の状況変化に応じ、段階的に改定していく。

5 災害救助法の実施基準

災害救助法を適用する場合は同法による。同法によらない部分及び同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。

災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

法令-第1-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

6 就学奨励費の給付，その他必要な補助

被災により，就園学することが著しく困難になった園児・児童生徒が相当数に達し，就学奨励費（通学用品費，給食費等）の給付，授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められる場合は，関係機関と協議のうえ措置をする。

この場合においては，学校園長の申請に基づき措置する。

7 給食の措置

1	次の場合には，園児・児童・生徒に対する給食を一時中止する。 ①災害の程度が甚大で，学校給食施設が災害救助のため使用されている場合 ②給食施設が被災し，給食が不可能な場合 ③伝染病，その他の危険の発生が予想される場合 ④給食用物資の入手が困難な場合 ⑤その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
2	その他災害発生時においては，特に衛生に留意し，施設，設備の消毒，調理関係者の健康管理等を充分に行う。

8 教育実施者の確保の措置

教員の罹災等により通常の授業が行えない場合，次の方法によって教員を確保する。

1	市教育委員会は，各学校の教員不足等の状況により，応急的な教員組織を考え，出務等を指示する。
2	状況によっては，あらかじめ，県教育委員会において用意された教員の補充を受ける。

9 その他必要とする事項

1	学校園以外の教育機関の応急復旧期間中は，市民の利用を一時停止することがある。
2	災害時の市教育委員会事務局と学校園との連絡は，常時規定されている相互連絡の方法によって行うものとし，またこれらによらない連絡方法についても別に定めておく。
3	その他緊急事態発生による特別の措置については，その都度関係者が協議のうえ，速やかに応急措置をとる。

第2 学校関係防災計画

1 児童生徒の避難誘導に関する指示

管理者（校長・教頭・園長）は，災害が発生した時間等により，次のとおり対応する。いずれの場合においても，児童生徒の安全確保及び安否の状況を整理し，逐次市教育委員会災害対策部に報告する。

なお，管理者不在時の指揮体制についても各学校園で明確にしておく。

(1) 勤務時間外の場合

県費職員	校長から職員連絡網で出勤を指示する。 ①1号体制……校長・教頭 ②2号体制……校長・教頭・他3名 ③3号体制……全教員
市費職員	本市、西宮市、神戸市東灘区において地震が発生したとき、テレビ・ラジオで震度を確認し、次の基準に従い自主的に出勤する。 ①震度4又は5弱……校長・教頭、園長 ②震度5強以上……校長・教頭、園長、市費職員全員

(2) 園児・児童生徒の場合

在校中	①揺れがおさまるまで机の下等で安全を確保し、揺れがおさまり次第校庭に園児・児童生徒を誘導し、人数確認をする。 ②校区内の被害状況を把握する。
登校中又は下校中	状況に応じて、園児児童生徒の安全確認に地域に出向く。

<校区内の被害状況>

被害の状況	下校の方法
地域の被害が少ない場合	教員による誘導下校を原則とする。
地域の被害が大きい場合	幼稚園・小学校においては、保護者又は、地域の児童関係者が学校まで迎えに来ることを原則とし、中学校は安全確認後下校させることを原則とする。

(3) 園児・児童生徒の対応

災害発生の時期	園児・児童生徒の対応
園児・児童生徒が在宅中のとき	学校園からの指示があるまで自宅で待機する。
〃 登校中のとき	原則として自宅の方が近ければ自宅に帰る。
〃 下校中のとき	原則として学校園の方が近ければ学校園に引き返す。

2 被災園児・児童生徒の応急教育指導に関する対応

応急教育指導のための準備	災害発生日を基準として、被災園児・児童生徒の名簿を作成する。 市教育委員会に不足教科書・文具類の依頼をする。
学校再開の手順	①市教育委員会により開かれる「緊急校園長会」において、情報を整理し、学校園再開の方途を探る。 ②市教育委員会により開かれる「緊急校園長会」において、授業再開計画（授業日程）、また教職員の確保について検討する。 ③早期授業再開のため、市有施設、近隣小中学校、県立芦屋高等学校などの一部施設の借用について検討し、市教育委員会より依頼する。 ④被災状況及び避難状況に応じて、早期に2部授業及び分散授業などが開始できるよう、市教育委員会と対応を相談する。
幼稚園再開の手順	学校再開の手順に準じる。

3 緊急時に地域住民に対応できる体制づくり

1	<p>学校園施設を避難所として使用する場合は、「第5章 第2節 避難所計画」によるが、学校園施設管理者としては、次の点に留意する。</p> <p>①校門及び体育館等のスペアキーは、防災BOXに収納。</p> <p>②大規模災害において、交通手段が困難なときに備え、全教職員の出勤方法・出勤時間を確認しておく。</p> <p>③地域住民に避難所として開放できる使用施設については、市教育委員会作成の「いのち」を守る防災マニュアルに従い、全職員が確認しておく。</p> <p>④学校園内で避難所開設に向けての職員の体制を組織しておく。</p> <p>⑤緊急避難生活物資の所在を全職員が確認しておく。</p> <p>⑥緊急物資を保管するスペースを確保する。</p>
2	PTAは、各学校園の防災活動に関わる組織を確立しておく。

4 避難所の開設と運営に関する基本的事項

1	緊急避難が生じた場合は、校長の判断で、避難者の受入れを第一に考え、学校の施設を状況に応じて順次開放する。
2	各避難所の責任者は学校避難所管理部・避難所管理部が派遣する避難所担当者代表者（係長級）が務め、避難者に関わること及び災害対策本部との連絡調整にあたる。施設管理に関することは、当該学校園長があたる。
3	避難所運営については、1週間を目途に避難者を班分けし、できる限り避難者による自主運営が図れるよう努力する。
4	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期1週間をめやすとして、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で市教育委員会災害対策部長の要請により協力するものとする。

第13章 非常時優先業務

第1節 通常業務からの非常時優先業務の選定

緊急事象の発生時においても、市民生活や地域経済活動に重大な影響を与える行政サービスの継続を行い、市の組織機能を維持する上で不可欠な業務も含めて、非常時優先継続業務として、52業務を選定した。以下に選定した業務を記載する。また、通常業務における復旧の優先度ランクの業務件数を示す。

部	課	係	分掌する事務	業務内容	人員	発生時期
企画部	市長室	管理係	市長及び副市長の秘書に関すること。	市長・副市長のスケジュール管理・調整	1	通年発生
			危機管理に関すること。	発生する事象に対する迅速な対応・調整	1	一定期間で 時期未定
	情報政策課	情報政策係	情報ネットワークシステムに関すること。	ネットワークシステム・クライアントの監視・稼働確認・運用管理	2	通年発生
				認証機器の運用管理	2	通年発生
				グループウェアの運用管理	2	通年発生
			住民情報システムの調整に関すること。	住民情報系システム稼働監視	2	通年発生
				住民情報系システムネットワークの運用管理	2	通年発生
				被災者支援システムの運用管理	2	通年発生
	広報国際交流課	広報係	広報に係る計画及び調整に関すること。	広報掲示板の維持管理	2	通年発生
			広報紙、市勢要覧その他広報刊行物に関すること。	・広報あしやの発行 ・記録用写真の撮影	5	通年発生
			CATV 広報チャンネルの番組制作に関すること。	・広報番組の制作・送出 ・文字データ放送の配信	2	通年発生
			ホームページの制作に関すること。	ホームページの作成・更新・公開	2	通年発生
報道機関に関すること。			報道機関の対応	1	通年発生	
総務部	文書法制課	文書統計係	情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。	各課間での個人情報目的外利用の調整	1	一定期間で 時期未定
			庁内印刷及び複写機の管理に関すること。	庁内印刷	2	通年発生
	課税課	管理係	市税等に係る各種証明書の交付及び閲覧に関すること。	証明発行業務	2	通年発生

第1部 災害応急対策計画
第13章 非常時優先業務
第1節 通常業務からの非常時優先業務の選定

部	課	係	分掌する事務	業務内容	人員	発生時期
市民生活部	市民課	住民登録係	住民基本台帳に関すること。	・異動入力（死亡・出生・転入転出など） ・異動受付（転入・転出など）	3	通年発生
			在留関連に関すること。	・異動入力（死亡・出生・転入・転出など） ・異動受付（転入・転出など）	1	通年発生
			特別永住許可に関すること。	・異動入力（死亡・出生・転入・転出など） ・異動受付（転入・転出など）	1	通年発生
			印鑑登録に関すること。	登録業務	2	通年発生
			所管事務及び市税等に係る各種証明書等の交付に関すること。	証明申請 受付・作成・点検・交付 業務	7	通年発生
			就学関係の受付に関すること。	・異動入力（転入・転居） ・異動受付（転入・転居）	3	通年発生
		戸籍係	戸籍に関すること。	死亡届などの戸籍受付業務	3	通年発生
			埋火葬の許可に関すること。	死亡届に伴う埋火葬許可証の発行業務	3	通年発生
			死産届の受付に関すること。	死産届に伴う埋火葬許可証の発行業務	1	通年発生
		年金係	国民年金に関すること。	加入届・転入届・免除申請・裁定請求受付	2	通年発生
			国民年金に関すること。	障害基礎年金現況届受付	1	7月～9月に発生
			住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービスに関すること。	・住民基本台帳カード 申請・交付・廃止等 ・公的個人認証申請等	1	通年発生
	保険課	保険係	被保険者の資格審査及び被保険者証に関すること。	被保険者証の交付（再交付を含む）	2	通年発生
			保険給付に関すること。	限度額適用認定証や高齢受給者証など医療にかかる際に被保険者証と併せて必要な証の交付（再交付を含む）	2	通年発生
		徴収係	短期被保険者証及び資格証明書に関すること。	短期被保険者証等発行業務	2	通年発生
		後期高齢者医療係	後期高齢者医療に関すること。	被保険者証（短期被保険者証を含む）や限度額適用認定証等の発行業務等、医療を受ける際に必要な証の交付（再交付を含む）	2	通年発生
	環境課	管理係	感染症に関すること。	・発生事象に対する迅速な連絡・調整 ・発生地での消毒	3	一定期間で時期未定
		霊園・火葬場係	霊園及び火葬場の管理及び運営に関すること。	・施設・設備の管理運営 ・災害、事故等事象発生時の対応と調整	6	通年発生

第1部 災害応急対策計画
 第13章 非常時優先業務
 第1節 通常業務からの非常時優先業務の選定

部	課	係	分掌する事務	業務内容	人員	発生時期
都市建設部	住宅課	住宅係	市営住宅，改良住宅及び従前居住者用住宅に関すること。	入居者の安否確認，被災状況の確認	3	通年発生
			県公社住宅に関すること。	入居者の安否確認，被災状況の確認	2	通年発生
			特定優良賃貸住宅に関すること。	入居者の安否確認，被災状況の確認	2	通年発生
上下水道部	水道管理課	管理係	文書，公印及び統計に関すること。	公印の管理	1	通年発生
	水道工務課	浄水係	水質検査に関すること。	水質検査用の採水，運搬	2	一定期間で 時期未定
			応急取水に関すること。	水源の切替えに伴う点検確認・操作	1	一定期間で 時期未定
			浄水場の維持管理に関すること。	被害調査，対策工の検討，応急復旧業者の手配等	3	一定期間で 時期未定
会計管理者	会計課	会計係	現金（現金に換えて納付される証券及び基金に属する現金を含む），有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む）及び担保物の出納保管に関すること。	活動原資の根拠ともなるため，現物の被災状況（状態を含む）に合わせた保全対策	2	通年発生
			小切手の振出しに関すること。	災害の状況に合わせて，必要な資金準備	2	通年発生
芦屋病院事務局	総務課		物品の調達，処分及び出納保管並びにたな卸に関すること。	薬品，診療材料の調達	1	通年発生
			現金及び有価証券の出納保管並びに運用に関すること。	小口現金，窓口収納金の出納管理	1	通年発生
			出納取扱金融機関に関すること。	小口現金，窓口収納金の出納管理	1	通年発生
	医事課		患者の受付，診察券及び診療録の発行に関すること。	患者の受付，診察券及び診療録の発行	1	通年発生
			料金の請求及び徴収に関すること。	料金の請求及び徴収	1	通年発生
			電子計算機の運用に関すること。	電子計算機の運用	1	通年発生
消防本部	警防課（通信担当）		消防緊急情報システムその他通信施設の運用に関すること。	発生する事象に対する迅速な対応・調整	3	通年発生
教育委員会管理部	管理課	管理係	教育委員（教育長を含む）の服務及び秘書に関すること。	教育長のスケジュール管理，教育委員（教育長を含む）との連絡調整	1	通年発生
			広報に関すること。	市民への情報の迅速な発信と周知	2	一定期間で 時期未定

第1部 災害応急対策計画
 第13章 非常時優先業務
 第1節 通常業務からの非常時優先業務の選定

部	課	係	分掌する事務	業務内容	人員	発生時期
学校教育部	学校教育課	管理係	学校（幼稚園を含む）の組織、編制、教育課程、教科指導、生徒への（児童及び園児を含む。）指導及び進路指導に関すること。	幼児児童生徒の安否確認	3	通年発生
	打出教育文化センター		学校園の情報ネットワークシステムに関すること。	災害時における児童生徒の情報収集、並びに情報交換、情報発信	2	通年発生
市議会事務局	議事調査課		議会運営に必要な会議に関すること。	災害に対する議会対応協議その他の議会運営は除外	2	一定期間で 時期未定

第2節 非常時優先業務の活動資源の確保

第1 庁内の活動資源

1 業務継続に必要な活動資源

非常時優先継続業務を実施していくために必要となる活動資源は、下記の通りである。

分類	資源項目	内容
物的資源	庁舎	活動場所，執務環境
	設備	専用システム，専用端末
	ライフライン	電気，ガス，上水道，下水道
	通信網	電話，インターネット
	備品・消耗品	専用品若しくは大量に必要な備品・消耗品
人的資源	職員	
	応援の人材	国・県・他自治体等の派遣職員

2 物的資源【活動場所】の確保

(1) 活動場所の確保

事業継続においては、市役所を活動場所として本部と対応部を設置して実施する。市役所は、阪神淡路大震災においても発災後、災害対応拠点施設として対応できたものの、想定外の緊急事象（火災、有毒ガス等）においては市役所が利用できないケースも想定される。

そのため、市役所が使用不能と判断された場合の代替拠点を市内、市外など段階的な順位を庁舎整備に合わせて設定していくものとする。

(2) 執務スペースの確保

非常時優先継続業務に関する執務スペースは、市役所での活動が継続できる場合は通常時に執務していたスペースを基本とする。

ただし、上記のように市役所が使用不能となった場合には、代替拠点において最低限必要となる執務面積を算定し、今後作成する「代替拠点移転マニュアル」に執務面積を記載していくものとする。

3 物的資源【活動場所以外の資源】の確保

非常時優先継続業務における必要な物的資源の設備、ライフライン、通信網、備品・消耗品について、業務ごとに下記の通り示す。

必要な物的資源の確保については、災害予防計画における備えの一環として対応策を講じていくものとする。

部	課	係	業務内容	確保すべき資源										
				電気	ガス	水道	電話等	郵便	庁内システム	インターネット	端末PC	その他必要なもの		
企画部	市長室	管理係	市長・副市長のスケジュール管理・調整				○					○		
			発生する事象に対する迅速な対応・調整				○							
	情報政策課	情報政策係	ネットワークシステム・クライアントの監視・稼働確認・運用管理	○			○			○		○		
			認証機器の運用管理	○			○			○		○		
			グループウェアの運用管理	○			○			○		○		
			住民情報系システム稼働監視	○			○			○		○		
			住民情報系システムネットワークの運用管理	○			○			○		○		
			被災者支援システムの運用管理	○			○			○		○		
	広報国際交流課	広報係	広報掲示板の維持管理				○							・ 公用車 (広報用)
			・ 広報あしやの発行 ・ 記録用写真の撮影	○			○	○	○	○	○	○		・ 工具 (軽微な破損対応)
・ 広報番組の制作・送出 ・ 文字データ放送の配信			○			○			○	○	○		・ J:COM (事業者) ・ テレビ ・ ビデオカメラ	
ホームページの作成・更新・公開			○			○			○	○	○			
報道機関の対応			○			○			○	○	○			

第1部 災害応急対策計画
 第13章 非常時優先業務
 第2節 非常時優先業務の活動資源の確保

部	課	係	業務内容	確保すべき資源										
				電気	ガス	水道	電話等	郵便	庁内システム	インターネット	端末PC	その他必要なもの		
総務部	文書法制課	文書統計係	各課間での個人情報目的外利用の調整				○							
	課税課	管理係	庁内印刷 証明発行業務	○			○	○	○				印刷機, 用紙	
市民生活部	市民課	住民登録係	・異動入力（死亡・出生・転入・転出など） ・異動受付（転入・転出など）	○			○		○					
			・異動入力（死亡・出生・転入・転出など） ・異動受付（転入・転出など）	○			○		○					
			・異動入力（死亡・出生・転入・転出など） ・異動受付（転入・転出など）	○			○		○					
			登録業務	○					○					
			証明申請 受付・作成・点検・交付 業務	○					○					
			・異動入力（転入・転居） ・異動受付（転入・転居）	○					○					
		戸籍係	死亡届などの戸籍受付業務	○			○	○	○					
			死亡届に伴う埋火葬許可証の発行業務	○			○		○					
			死産届に伴う埋火葬許可証の発行業務	○			○		○					

部	課	係	業務内容	確保すべき資源								
				電気	ガス	水道	電話等	郵便	庁内システム	インターネット	端末PC	その他必要なもの
市民生活部	市民課	年金係	加入届・転入届・免除申請・裁定請求受付	○			○		○			
			障害基礎年金現況届受付	○			○		○			
		・住民基本台帳カード申請・交付・廃止等 ・公的個人認証申請等	○			○	○	○	○	○	住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービス専用回線及び端末	
	保険課	保険係	被保険者証の交付（再交付を含む）	○					○	○		
			限度額適用認定証や高齢受給者証など医療にかかる際に被保険者証と併せて必要な証の交付（再交付を含む）	○					○	○		
徴収係		短期被保険者証等発行業務	○					○	○			
	後期高齢者医療係	被保険者証（短期被保険者証を含む）や限度額適用認定証等の発行業務など、医療を受ける際に必要な証の交付（再交付を含む）	○					○	○	兵庫県後期高齢者医療広域連合標準システム		
	環境課	霊園・火葬場係	・施設・設備の管理運営 ・災害、事故等事象発生時の対応と調整	○	○	○	○		○	○	車両	
都市建設部	住宅課	住宅係	入居者の安否確認，被災状況の確認	○			○		○	○		
上下水道部	水道管理課	管理係	公印の管理									
	水道工務課	浄水係	水質検査用の採水，運搬	○		○	○				公用車，ガソリン	

第1部 災害応急対策計画
 第13章 非常時優先業務
 第2節 非常時優先業務の活動資源の確保

部	課	係	業務内容	確保すべき資源										
				電気	ガス	水道	電話等	郵便	庁内システム	インターネット	端末PC	その他必要なもの		
会計 管理者	会計課	会計係	活動原資の根拠ともなるため、 現物の被災状況(状態を含む)に 合わせた保全対策									○	場合によ ってセキ ュアな輸 送手段	
			災害の状況に合わせて、必要な 資金準備										○	指定金融 機関等の 支援
芦屋 病院 事務局	総務課 医事課		薬品、診療材料の調達	○									薬品卸業 者、SP D	
			小口現金、窓口収納金の出納管 理	○									現金出納 金融機関	
			患者の受付、診察券及び診療録 の発行	○									○	委託業者 従業員
			料金の請求及び徴収	○									○	委託業者 従業員
			電子計算機の運用	○									○	
消防 本部	警防課 (通信装備担当)		発生する事象に対する迅速な対 応・調整	○			○				○	指令シス テム及び 無線設 備、県フ ェニクス 防災シ ステム、 兵庫県医 療情報シ ステム		
教育 委員会 管理部	管理課	管理係	教育長のスケジュール管理、教 育委員（教育長を含む）との連 絡調整				○				○	○		
			市民への情報の迅速な発信と周 知				○		○	○	○			
学校 教育部	学校教育 課	管理係	幼児児童生徒の安否確認	○			○					○		
	打出教育 センター		災害時における児童生徒の情報 収集、並びに情報交換、情報発 信	○			○		○	○	○			
市議会 事務局	議事調査 課		災害に対する議会对応協議 その他の議会運営は除外	○			○					○		

4 人的資源の確保

非常時優先継続業務の実施体制を確立するため、事前に非常時優先継続業務に最低限必要な人員数を把握し、配置すべき人材を特定する。

ここでは、非常時優先継続業務に必要とする人員数のみを記載するものとし、今後作成する「非常時優先継続業務実施マニュアル」に具体的に配置を予定する人員を記載していくものとする。

第2 外部調達による活動資源

1 物的資源の外部調達

物的資源に関しては、民間事業者との支援協定を活用して調達を図るほか、協定を締結していなくても、通常業務において納入実績のある民間事業者との信頼関係を活用して調達を行う。

また、緊急事象の発生時には、通常の決裁や発注ができない場合も想定されるため、通常業務時の信頼関係と行政の与信を活用して、柔軟な対応による調達ができるように権限委任も含めた代替的な手段を事前に検討しておく。

2 人的資源の外部調達

人的資源に関しては、他市町村等からの応援による受援の人員や市の職員であったOB、OGの活用なども視野に入れて事前に準備を進める。また、非常時優先継続業務として選定した中に、通常時から外部への委託を行っている業務については、委託先との契約の見直しや委託先の事業継続計画を確認するなど緊急事業が発生時においても外部調達が可能な環境づくりに努める。

分類	資源項目	準備すべき項目
物的資源	民間事業者との協定を活用	協定済みの民間事業者リスト
	民間事業者の納入実績による信頼関係を活用	納入実績のある民間事業者リスト
人的資源	他市町村等からの応援による受援の人員	他市町村との応援協定リスト
	OB、OGの活用	OB、OGによる支援の仕組みづくり
	委託先事業者の活用	契約内容の見直し 委託先の事業継続計画の確認

第3 活動資金（会計処理）

1 活動資金への方針

緊急事象に対応するためには、応急業務や非常時優先継続業務などを実施するための資金（予算）について財政的な根拠を与える必要がある。

緊急事象の発生時には、通常の契約行為による対応ができず、現金による取引が求められる場合も生ずるため、緊急事象に対応した代替手段による活動資金（会計処理）を行える体

制を整える。また、現場での判断が求められる課長以上の職員については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律や災害救助法など災害関連の法律を理解し、国等から資金的な支援が得られる項目を踏まえ、指揮命令を行う。

2 会計処理の対応

緊急事象に対して現場が円滑に対応できるように、活動資金に現金が必要な場合は、地方自治法施行令第161条の資金前渡、対応する部署が直接実施することが適当な場合は、地方自治法第171条第4項による会計の事務委任、支払事務の委託を行う必要がある場合は、地方自治法施行令第165条の3などを活用し、適切な措置を講じる。

3 受援計画に基づく効率的な資源調達

人的・物的資源の迅速・円滑な確保のため、事前からの取り決め事項及び受援体制等を示した「芦屋市災害時受援計画」に基づいた効率的な対応に努める。

対応すべき事項	活用する法令
【資金前渡】 活動資金に現金が必要な場合	地方自治法施行令第161条
【会計の事務委任】 対応する部署が直接実施することが適当な場合	地方自治法第171条第4項
【支払事務委託】 支払事務の委託を行う必要がある場合	地方自治法施行令第165条の3

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	236
第2章 災害対策本部の設置等	244
第3章 地震発生時の応急対策等	248
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	253
第5章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	268
第6章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	277

第1章 総則

第1節 計画の趣旨

第1 推進計画の目的

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③時間差をおいて二つ以上の巨大地震が発生する可能性があること等があげられる。このため、これらの特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進する必要がある。特に津波災害対策については、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、推進するものとする。

また、総合的な津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

この計画は、平成25年11月に改正された、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日中央防災会議作成）等を踏まえて、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。また、国、県等の被害想定見直しや中央防災会議における南海トラフ巨大地震の防災対応に関連するワーキンググループ・検討部会等の動向にも注視し、必要があると認められるときはこれを修正するものとする。

第2 推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項に基づき指定された兵庫県内の推進地域の区域は、下表のとおりである。

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域

※平成26年3月31日内閣府告示第21号

第2節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

指定地方行政機関，県，市，指定公共機関，指定地方公共機関等は，防災に関し，概ね次の事務又は業務を処理する。

第1 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
近畿中国 森林管理局	災害対策用復旧用材の供給
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）
近畿地方測量部	防災関連情報の把握及び提供
神戸地方気象台	気象・地象・水象に関する観測，予報，警報及び情報の発表並びに伝達
第五管区 海上保安本部	全対策指導 <ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者，救援物資等の緊急輸送 7 海上における流出油等事故に関する防除措置
近畿地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援

第2 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊	人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施

第3 県及び市

機関名	事務又は業務
兵庫県	県の地域に係る災害応急対策の総合的推進
芦屋市	市の地域に係る災害応急対策の総合的推進

第4 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
西日本旅客鉄道株式会社 (神戸支社)	1 災害時の緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の災害応急対策
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時の医療救護 2 こころのケア (看護師等による心理的・社会的支援) 3 赤十字救援物資の配分
日本通運株式会社 (神戸支店)	災害時における緊急陸上輸送
関西電力株式会社 (兵庫支社)	電力供給施設の応急対策の実施
関西電力送配電株式会社 (兵庫支社(神戸))	
大阪ガス株式会社 (ネットワークカンパニー兵庫導管部)	ガス供給施設の応急対策の実施
日本放送協会 (神戸放送局)	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
日本郵便株式会社 (神戸中央郵便局)	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策

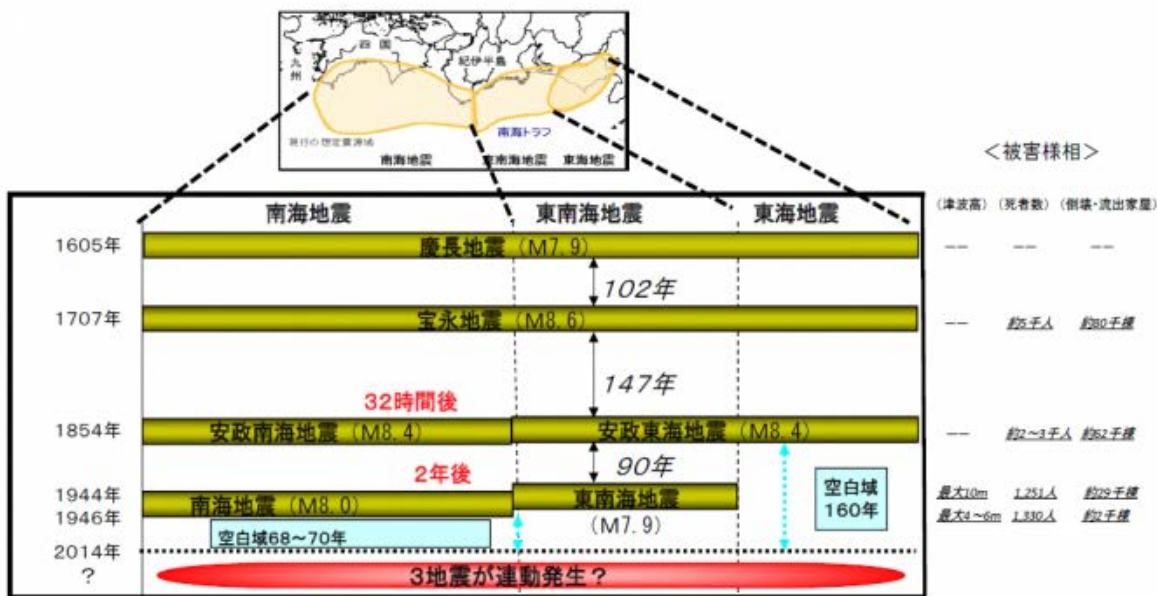
第5 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施
阪急バス株式会社 阪神バス株式会社	災害時における緊急陸上輸送
株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
芦有ドライブウェイ株式会社	有料道路(所管)の応急対策の実施
芦屋市医師会	災害時における医療救護
一般社団法人 芦屋市歯科医師会	1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別
芦屋市薬剤師会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の供給 2 調剤業務及び医薬品の管理

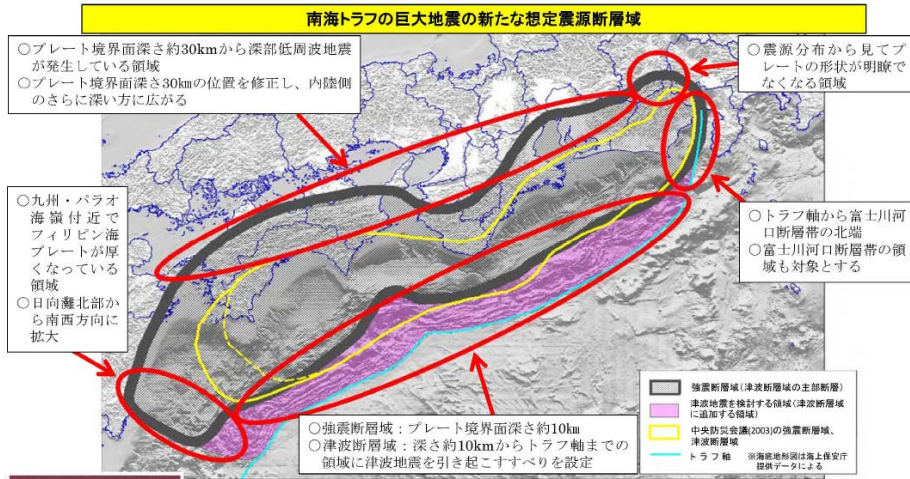
第3節 南海トラフ地震(M9クラス)の被害の特性

南海トラフで発生する地震に関しては、起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を講じることとする。最大クラス（M9クラス）の地震・津波が発生した場合の被害想定は、下記とおりであるが、被害の特性は、次のとおりである。

(参考) 南海トラフにおける過去の地震



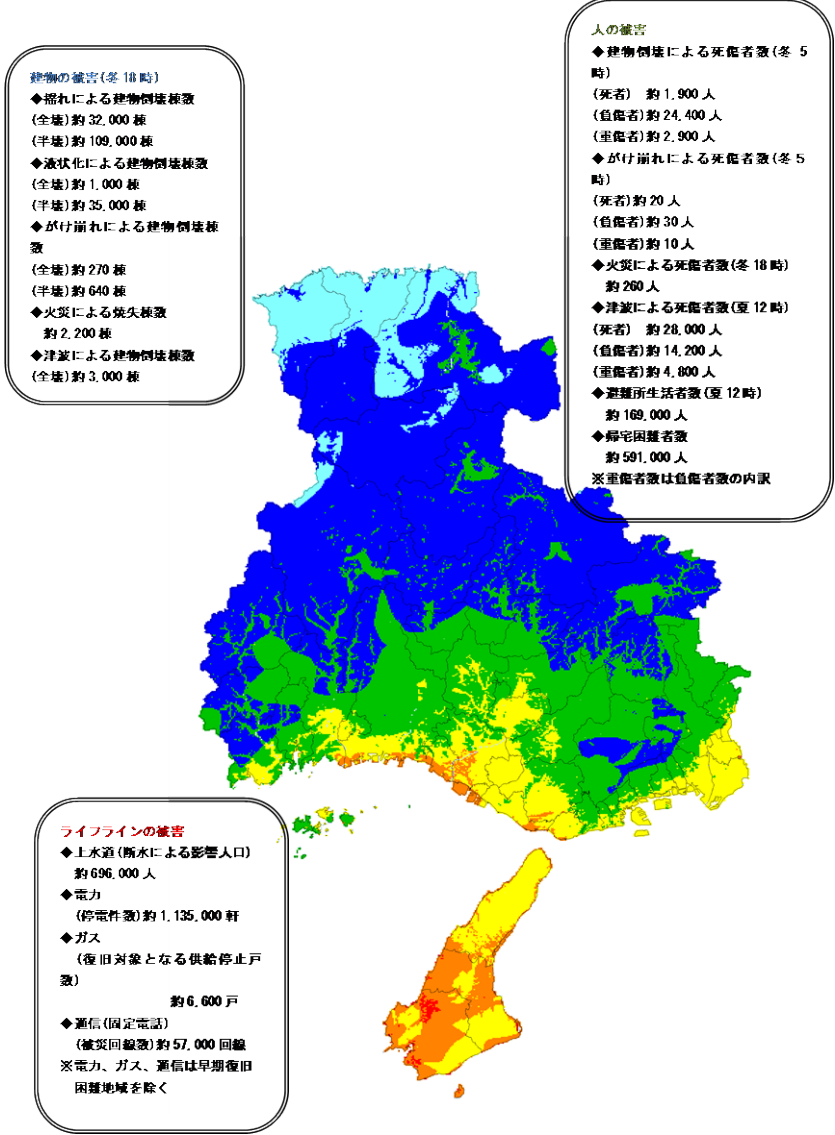
「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による想定震源断層域



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約8.1万km ²
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0(気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005)[9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press)[8.8(理科年表)]	8.7

(出典:南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ:最終報告(平成25年5月28日公表)、南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震像、p1)



第1 兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（平成26年6月）

平成26年6月3日に兵庫県が作成した「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」が公表された。

兵庫県の兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定は、平成24年8月と平成25年3月に国による被害想定を踏まえつつ、県独自の浸水想定を基礎にするなど地域特性を考慮した県独自の被害想定をとりまとめたもので、主な計算条件と、本市の被害想定を次に示す。

1 主な計算条件

項目	計算条件			
想定するシーン	発災季節・時刻	特徴		
	冬の早朝5時	多くの人々が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害発生の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。		
	夏の昼間12時	木造建物内の滞留人口が一日の中で最も少ない時間帯。就業中や在校中の人が多く、海水浴客等海浜利用者も存在する。		
	冬の夕方18時	最も火気の使用が多く、火災の危険が高まる季節・時間帯。		
地震動	国の検討会が設定した地震動のケースの中で、兵庫県内各市町の最大震度が最も大きくなる「陸側ケース」を採用。			
津波	本県独自の津波浸水シミュレーション結果のうち、ケース1（越流時破堤・門扉開放）を採用。			
	防潮堤・河川堤防 あり（沈下あり）	防潮門扉・水門 あり（一部閉鎖）	越流の影響 越流時破堤	備考 被害想定に使用

※一部閉鎖：耐震性があり自動で閉鎖可能な施設が閉鎖

2 主な芦屋市の被害

項目	被害想定
建物被害	全壊棟数は最大時（冬の夕方18時）が52棟で、半壊棟数は発生時刻に関わらず1,176棟である。
人的被害	死者は最大時（冬の早朝5時）が262人で、負傷者は最大時（冬の早朝5時）で723人である。このうち、津波による割合が多数を占める。
ライフライン被害	断水（4,813人）や下水道支障（1,766人）、停電（371軒）、電話の不通（固定電話326回線）などライフラインの支障が生じる。
避難所生活者	避難所生活者数は最大時（冬の早朝5時）が4,208人で発災当日ピークとなる。発災から1週間後で682人まで減少する。
帰宅困難者	公共交通機関の停止により8,141人（夏の昼間12時）の帰宅困難者が発生する。

3 芦屋市の被害想定

外力情報				
震度別面積率 (%)	震度 7	0.0	震度 5 強	43.5
	震度 6 強	0.0	震度 5 弱以下	7.5
	震度 6 弱	49.0		
最大津波水位 (T.P.(m))	3.7			
1m津波の到達時刻 (分後)	111			
浸水面積 (ha) 津波ケース I (越波時破堤あり)			1m以上	12
	5m以上	0	0.3m以上	49
	3m以上	微少	0.3m未満	30

被害情報		発災時刻		
		冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
原因別建物全壊棟数 (棟)	計	51	51	52
	揺れ	21	21	21
	液状化	17	17	17
	火災	0	0	1
	土砂災害	0	0	0
	津波	13	13	13
原因別建物半壊棟数 (棟)	計	1,176	1,176	1,176
	揺れ	283	283	283
	液状化	593	593	593
	土砂災害	1	1	1
	津波	299	299	299
原因別死者数 (人)	計	262	142	186
	揺れ	1	0	0
	(うち屋内収容物落下等)	(0)	(0)	(0)
	火災	0	0	0
	土砂災害	0	0	0
	津波	261	142	186
	ブロック塀等の転倒, 落下物	0	0	0
	交通 (道路)	0	0	0
原因別負傷者数 (人)	計	723	409	525
	揺れ	57	21	33
	(うち屋内収容物落下等)	(2)	(1)	(1)
	土砂災害	0	0	0
	津波	666	388	490
	ブロック塀等の転倒, 落下物	0	0	2
交通 (道路)	0	0	0	
原因別重傷者数 (人) (負傷者数の内数)	計	228	133	169
	揺れ	2	1	1
	(うち屋内収容物落下等)	(0)	(0)	(0)
	土砂災害	0	0	0
	津波	226	132	167
	ブロック塀等の転倒, 落下物	0	0	1
交通 (道路)	0	0	0	
避難者数 (人)	当日	4,208	2,535	3,147
	1 日後	4,208	2,535	3,147
	1 週間後	682	774	743
	1 ヶ月後	351	399	383
	帰宅困難者数 (人)	当日	-	8,141
断水人口 (人)	1 日後	4,813	4,813	4,813
下水道支障人口 (人)	1 日後	1,766	1,766	1,766
停電 (軒)	1 日後	371	371	371
通信支障回線 (回線)	1 日後	326	326	326
復旧対象となるガス供給停止(戸)	1 日後	0	0	0
災害廃棄物等 (千トン)	計	43~60	43~60	44~61
	災害廃棄物	14	14	15
	津波堆積物	29~46	29~46	29~46

第2 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。本市は市外及び県外からの十分な応援を必ずしも期待できない。

第3 地震による被害

1 揺れによる被害

揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

2 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

3 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大構造物で相当の被害が懸念される。

4 土砂災害の発生

急傾斜地の崩壊等が発生する。

5 通勤・通学・帰宅困難者の発生

通勤・通学・帰宅困難者が発生することが想定される。

第4 津波による被害

1 浸水被害

沿岸で津波による浸水被害の発生が想定される。避難が遅れた場合は、人的被害が生じることが想定される。

2 船舶による被害

係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物や建築物の破壊、道路の封鎖等が生じるおそれがある。タンカー等の場合、火災、爆発の危険性もある。

3 瓦礫等の大量発生

津波で浸水した地域では、揺れによる家屋の倒壊に伴う瓦礫に加え、海底から打ち上げられたヘドロに埋まる。また、海域では浮流物が生じるおそれがある。

4 津波火災の発生

津波によって堆積した瓦礫などの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

〔実施機関：指定地方行政機関，県，市，指定公共機関，指定地方公共機関〕

第1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部等を設置する。なお、芦屋市の災害対策本部等の設置については、「第1部 第1章 第2節 災害対策本部等の設置」に基づき実施する。

また、気象庁による「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の発表時は、国及び県等からの情報収集を行い、必要な体制を設置し、対応にあたる。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、「第1部 第1章 第2節 災害対策本部等の設置」に基づく。

【参考】

○異常な現象の観測から防災対応までの流れ

- ・気象庁は、南海トラフのため想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。
- ・その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下、評価検討会）を開催し、発生した現象について評価を行い、その評価結果を発表する。
- ・その内容は、発生した異常な現象と発生場所によって、「各ケースの防災対応の考え方」の3つのケースのうちのいずれかに該当する現象、若しくは、そのどれにも該当しない現象と評価し、
 - (1) 「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生」した場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表する。
 - (2) 「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生」、「南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生」、又は、「ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測」した場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表する。

各ケースの防災対応の考え方

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度 南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生 世界の事例では、M8以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度 南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない 世界の事例では、M7以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフでは前例のない事例 現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会の状況	<ul style="list-style-type: none"> 被災地域では、応急対策活動を実施 被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難 	<ul style="list-style-type: none"> 震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民の対応	<p>沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 	<p>地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施） 	<p>地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の対応	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設の点検を確実に実施 大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等 <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認する等 <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨</p>
最も警戒する期間	<ul style="list-style-type: none"> 1週間を基本 その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間を基本 	<ul style="list-style-type: none"> すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

情報発表までのフロー



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2節 災害応急対策要員の動員

第1 職員の参集・配備計画

芦屋市の職員等の動員体制については、「第1部 第1章 第1節 応急対策の実施体制」に基づく。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

第1 情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

市の情報の収集・伝達については、「第1部 第1章 第5節 地震・津波の情報収集・連絡」に基づき実施する。

なお、当該災害が本市の対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

2 避難のための指示

[全般]

- ① 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をすることとする。
- ② 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

[津波災害]

- ① 強い地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と認める場合、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示することとする。
- ② 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は、避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

災害時の通信手段の確保、避難指示等の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事

項については、「第1部 第1章 第5節 地震・津波の情報収集・連絡」及び「第1部 第5章 第1節 避難誘導計画」に基づき実施する。

第2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、堤防、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

第3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、「第1部 第2章 消火、救助・救急及び医療活動」による。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第4 物資調達

- (1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
- (2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。
- (4) その他、物資の調達については「第1部 第6章 第1節 応急物資等の調達・搬送活動」に基づき実施する。

第5 輸送活動

- (1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。
- (2) その他、輸送活動については、「第1部 第3章 第2節 緊急輸送活動計画」に基づき実施する。

第6 保健衛生活動・防疫活動

保健衛生活動・防疫活動は、「第1部 第8章 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動」に基づき実施する。

第7 通勤・通学・帰宅困難者対策

市は、通勤・通学・帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。

その他、通勤・通学・帰宅困難者対策については、「第1部 第5章 第6節 通勤・通学・帰宅困難者対策」に基づき実施する。

第8 二次災害防止等

1 陸域

市、関係事業者等は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

また、市は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、県からの指示を受け実施する。

具体的には、「第1部 第1章 二次災害の防止活動」に基づき実施する。

2 海域

市等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海洋汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

物資等の調達手配は、「第1部 第6章 第1節 応急物資の調達・搬送活動」に基づき実施する。

第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

市は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。

第3節 他機関に対する応援要請

第1 応援協定の運用

「第1部 第1章 第3節 防災関係機関との連携計画」及び「第1部 第2章 第1節 第9 応援協力計画」に基づき実施する。

第2 自衛隊の災害派遣要請の求め等

「第1部 第1章 第3節 第3 自衛隊の派遣要請」に基づき実施する。

第3 受援体制の整備

市は、「災害時受援計画」等の策定をはじめとする、受援体制の整備を図ることとする。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 地震・津波に対する体制整備

第1 津波避難計画の作成

市は、県の作成する市町津波避難計画策定の手引きを参考に、平成25年度に県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水想定に対応した津波避難計画を作成する。

第2 地震・津波に対する体制整備

市は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図ることとする。

第3 情報伝達体制の整備

情報伝達体制の整備については、「第1部 第1章 第5節 地震・津波の情報収集・連絡」に基づき実施する。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

第1 施設整備の方針

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づき、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。

第2 実施内容

市は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努めることとする。

第3節 建築物等の耐震化の推進

第1 長周期地震動への対応

南海トラフ地震の地震動は、長周期で継続時間が長いため、国（独立行政法人防災科学技術研究所）や県と協力し、助言を受けながら、高層建築物や免振建築物の所有者に対し、構造安全性の検証の実施等の構造躯体の対策や家具類等の転倒や移動、落下防止対策等の室内等への対策を講じるよう対応を図る。

第4節 津波に関する情報の伝達等

第1 防災関係機関相互の情報の伝達

市は、津波警報等及び避難指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

第2 津波の発生等に関する情報

1 津波警報等と津波予報の発表

(1) 津波警報等の内容

気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し、津波による災害の発生が予報される場合に、大津波警報・津波警報又は津波注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直に高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<予想高さ ≤10m	10m		
		3m<予想高さ ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	1m<予想高さ ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直に海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波予報の内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報と内容)

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

※1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 地震及び津波に関する情報の発表

神戸地方気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや報道機関の協力による住民への周知など、一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

(地震情報・種類と発表基準及び内容)

地震情報	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報)
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表※1。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な維新の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、いずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本やが国外への津波の影響に関しても記述して発表。

※1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」→「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」→「震度4以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度4又は3」→「震度3以上」を観測した市町村名を発表

(出所：気象庁地震津波業務規則)

(津波情報の種類と内容)

情報の種類		情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表[発表される津波の高さの値は、60ページ(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(最大波の観測地の発表内容)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値はなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（最大波の観測値及び推定値の発表内容【沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点】）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

第3 居住者・観光客等への情報の伝達

「第1部 第1章 第5節 第3 1 居住者等への情報伝達」に基づき実施する。

第4 船舶に対する伝達

「第1部 第1章 第5節 第3 2 船舶に対する情報伝達」に基づき実施する。

第5 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

「第1部 第1章 第5節 第3 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握」に基づき実施する。

第5節 避難対策等

第1 津波に強いまちづくりの推進

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所や津波避難ビルの整備等による津波一時避難場所（指定緊急避難所）の指定を図り、津波に強いまちの形成を図ることとする。

第2 市の避難対策

避難対策については、「第1部 第5章 第1節 避難誘導計画」に基づき実施する。

第3 避難対象地域の明示

市は、「防災情報マップ」を作成し、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示し、市民等の避難行動が迅速かつ正確に避難できるよう、津波ハザードマップの周知を徹底する。

第4 迅速な避難のための備え

1 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域について、次の事項を定めた津波避難計画を作成する。

1	津波からの緊急避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）
2	避難路、避難経路の設定
3	津波情報の収集、伝達
4	避難指示等の伝達手段・方法
5	避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
6	その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等

2 緊急避難場所、津波一時避難施設（指定緊急避難場所）の指定

市は、津波発生時における緊急避難場所及び津波一時避難施設（指定緊急避難場所）について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととする。指定においては、「第1部 第5章 第1節 第5 指定緊急避難場所」に基づき実施する。

津波一時避難施設（指定緊急避難場所）については、避難対象地域外の施設等に加え、状況に応じて避難対象地域内にある堅牢な高層建物の中・高層階など、いわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。また、市は、津波避難ビルの管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくこととする。

なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、緊急避難場所及び津波一時避難施設（指定緊急避難場所）等を見直していくこととする。

3 避難路、避難経路の設定

市は、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強を進め、土砂災害のおそれのない安全性や機能が確保されている道路を避難路として設定するよう努めるとともに、カラー舗装などにより、避難路の安全性の向上を図る。

4 避難の方法

避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。

具体的には、「第1部 第5章 第1節 第3 避難システム」に基づき実施する。

5 住民の対応

避難対象地域内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

6 観光地等の利用者への対応

市は、観光客や海水浴客等、地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておく。

7 日本語が不慣れな外国人への対応

市は、日本語に不慣れな外国人が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等を定めるよう指導する。

具体的には、「第1部 第5章 第5節 外国人支援対策」に基づき実施する。

8 船舶・漁船等の港外退避等

海上保安本部等は、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶及び船舶所有者や漁業協同組合等の関係者に周知する。

第5 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準としては、「第1部 第5章 第1節 第1 避難のための立ち退きの指示」に基づく。

2 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達方法としては、「第1部 第4章 第1節 被災者への情報伝達活動計画」に基づく。

3 避難指示等の解除

避難指示等の解除は、大阪管区気象台による津波警報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努める。

4 伝達方法

避難指示等の解除の伝達は、「避難指示等の伝達方法」によることとする。

5 警戒区域の設定

警戒区域の設定については、「第1部 第5章 第1節 第2 警戒区域の設定」に基づいて実施する。

第6 避難誘導等

1 避難経路の確保

1	市は、避難対象地域において、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。
2	避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

2 地域住民の避難誘導

避難誘導については、「第1部 第5章 第1節 第3 避難システム」に基づいて実施する。

第7 避難所等の維持・運営

避難所等の維持・運営については、「第1部 第5章 第2節 避難所計画」に基づいて実施する。

第8 要配慮者の避難支援

要配慮者の避難支援としては、「第1部 第5章 第2節 第5 要配慮者等への支援」に基づき実施する。

また、「第1部 第5章 第4節 避難行動要支援者への配慮計画」に基づき、避難所での生活等を支援する。

第6節 消防機関等の活動

市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置として、次の事項を重点として定めることとする。

1	津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
2	津波からの避難誘導
3	土嚢等による応急浸水対策
4	救助・救急等
5	緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

第1 消防機関等による津波警報等の的確な収集及び伝達

津波警報等の的確な収集及び伝達については、「第1部 第1章 第5節 地震・津波の情報収集・連絡」に基づいて実施する。

第2 消防機関等による津波からの避難誘導

津波からの避難誘導については、「第1部 第5章 第1節 第3 避難システム」に基づいて実施する。

第3 消防機関等の土嚢等による応急浸水対策

消防機関等は、堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢作成、運搬、積み込み等を実施する。

第4 消防機関等による救助・救急活動等

消防機関等による救助・救急活動等については、「第1部 第2章 第2節 救助・救急活動計画」に基づいて実施する。

第5 津波災害対応時における消防機関等の安全管理

市は、津波災害対応時の消防職員、消防団員等の安全確保に関する計画やマニュアルを作成し、次の対応を基本に安全管理を徹底することとする。

1	消防職員・消防団員等も身に危険が迫れば退避する。
2	津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容と退避のルールを定める。
3	訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
4	安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。

第7節 水道、ガス、電気、通信、放送関係

第1 水道事業者が行う措置

水道事業者が行う措置については、「第1部 第10章 第2節 第2 水道施設の復旧計画」及び「第1部 第10章 第2節 第3 下水道施設の復旧計画」に基づいて実施する。

第2 ガス事業者が行う措置

ガス事業者が行う措置については、「第1部 第10章 第2節 第4 ガス施設の復旧計画」に基づいて実施する。

第3 電気事業者が行う措置

電気事業者が行う措置については、「第1部 第10章 第2節 第5 電力施設の復旧計画」に基づいて実施する。

第4 電気通信事業者が行う措置

電気通信事業者が行う措置については、「第1部 第10章 第2節 第6 電気通信施設の復旧計画」に基づいて実施する。

第5 放送事業者が行う措置

- 1 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- 2 放送事業者は、県、市町その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意することとする。
- 3 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めることとする。

第8節 交通対策

第1 交通対策

交通対策については、「第1部 第3章 第1節 交通確保活動計画」に基づいて実施する。

第2 乗客等の避難誘導等

鉄道事業者その他一般旅客運送に関する事業者は、列車等の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第9節 市が管理又は運営する施設等に関する対策

第1 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理する庁舎，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，美術館，図書館，病院，学校等においては，それぞれの施設の管理者が，次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお，津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては，職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場，映画館，飲食店，百貨店等店舗，旅館・ホテル，病院，図書館・博物館・美術館，公衆浴場，車両の停車場，船舶の発着場，神社・寺院・教会，駐車場，地下街，文化財として指定された建造物等

1 各施設に共通する事項

	津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達 <留意事項>
1	① 来場者等が極めて多数の場合は，これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること ② 避難地や避難経路，避難対象地域，交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること なお，施設が海岸近くにある場合には，強い地震を感じたとき，また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは，津波警報等が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し，伝達する方法を明示すること。
2	応急対策を実施する組織の確立
3	入場者等の安全確保のための退避等の措置
4	施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置
5	出火防止措置
6	水，食料等の備蓄
7	消防用設備の点検，整備
8	非常用発電装置の整備，防災行政無線等，テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入力するための機器の整備
9	防災訓練及び教育，広報

2 個別事項

①庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの	その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずる。
②病院、療養所、診療所等	重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じる。
③学校、研修所等	次の措置を講じることとする。 (ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置 (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置 (ウ) 地域住民の避難場所となる施設については住民等の受入れ等
④社会福祉施設	重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講じる。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、第1 1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。

1	自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
2	無線通信機等通信手段の確保
3	災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 市は、屋内避難に使用する建物の選定について、県の協力を得て、県有施設の活用等を図る。

第3 工事中の建築物等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第5章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

【都市建設部，各部，各機関】

市民相互の助け合い隣保協同の精神に基づく防災組織の整備充実は，防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図る上で重要なことであり，これらの育成強化について，整備を行う。

また，多数の者が出入りし又は利用する施設，危険物を製造若しくは保有する工場，事業所等においても，法令等に基づく事業所等自らの防災組織を編成し，大規模な災害，事故等に備える。

第1 市民による自主防災組織

【都市建設部，消防本部】

1 自主防災組織の設置

地域住民が自主的な防災活動を行う上で，概ね自治会を基本として組織の設置を図る。

2 自主防災組織の内容

自主防災組織は，市と十分協議の上，それぞれの組織において規約及び防災計画を定める。

地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け，必要があると認めるときは，市地域防災計画に地区防災計画を定める。

(1) 地区防災計画の内容

1	対象地区の被害想定や特性等の把握に関すること
2	要配慮者の状況把握と支援訓練に関すること
3	活動主体の編成と任務分担に関すること
4	避難路及び避難所等に関すること
5	出火防止・初期消火及び救出・救護に関すること
6	指定避難所等の開設及び運営に関すること
7	給食・給水及び飲料水・資機材等の備蓄に関すること
8	近隣の地区居住者・地域団体等との連携に関すること
9	その他市長が特に認めたもの

(2) 自主防災組織の編成

自主防災組織内の編成	情報班，消火班，救出・救護班，避難誘導班，給食・給水班等
編成上の留意事項	①昼夜別々の組織編成の検討 ②水防班，がけ崩れの巡視班等 ③事業所の自衛消防組織や従業員の参加 ④地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動

平 常 時	①地震防災に関する知識の普及 ②防災関係機関・隣接の自主防災組織との連絡 ③地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ，危険物施設等） ④地域における消防水利の確認（消火栓，川，井戸等） ⑤地域における防火・防災等予防上の措置 ⑥地域における情報収集・伝達体制の確認 ⑦避難地・医療救護施設の確認 ⑧防災資機材の備蓄 ⑨防災訓練の実施等 ⑩自主防災組織連絡会議を通じた市内他自主防災組織や市との連携
災 害 時	①出火防止及び初期消火 ②負傷者の救助 ③地域住民の確認 ④情報の収集伝達 ⑤避難誘導，避難生活の指導 ⑥給食・給水 ⑦地域の要配慮者への援助 ⑧他地域への応援等

4 育成強化対策

市及び消防本部は，自主防災組織率を100%とするため，その育成を促進するとともに，適宜，指導を行い活動の活性化を図る。

このため，防災安全課は，以下のような対策等を実施することにより，自主防災組織の設立支援及びその育成，指導を推進する。

1	啓発資料の作成
2	各種講演会，懇談会等の実施
3	情報の提供
4	各自治会等への個別指導・助言
5	各自治会等別の訓練，研修会の実施
6	顕彰制度の活用
7	活動拠点施設の整備
8	防災士養成講座及び研修会の開催

第2 企業等の地域防災活動への参画促進等

【都市建設部，消防本部】

大規模災害が発生した場合，多数の者が出入りし，又は利用する施設及び危険物施設においては，火災の発生，危険物類の流出，爆発等により，大規模な被害発生と混乱が予想される。これらの被害防止と軽減を図るため，法令等に基づく事業所等が自ら防災組織を編成し，地域の自主防災組織等と連携を図りながら，あらかじめ自衛防災計画を策定しておく。

1 企業の役割

災害時に企業が果たす役割	①従業員、顧客の安全 ②経済活動の維持 ③ボランティア活動への支援、地域への貢献等
企業の平常時対策	①自衛防災組織の育成 ②防災訓練の実施 ③地域の防災訓練への参加 ④防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成 ⑤防災体制の整備 ⑥物資の備蓄

2 自衛防災組織設置対象施設

1	中高層建築物、百貨店、旅館、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設
2	危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設
3	多数の従業員がいる事業所等で自衛防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
4	雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛防災組織を設置することが必要な施設等

3 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織作りを行い、それぞれの施設において適切な規約及び防災計画を策定する。

4 自衛防災計画

防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成するものとする。

予 防 計 画	①予防管理組織の編成 ②火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理 ③消防用設備等の点検整備
教 育 訓 練 計 画	①防災教育 ②防災訓練
応 急 対 策 計 画	①応急活動組織の編成 ②情報の収集伝達 ③出火防止及び初期消火 ④避難誘導 ⑤救出救護

5 自衛防災組織の活動

平 常 時	①防災訓練 ②施設及び設備等の点検整備 ③従業員等の防災に関する教育の実施
災 害 時	①情報の収集伝達 ②出火防止及び初期消火 ③避難誘導

	④救出救護
--	-------

第2節 防災訓練計画

市及び関係機関等は、密接に連携をとりながら、防災訓練及び防災要員の教育を実施することにより、災害への備えを充実する。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。

第1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施【都市建設部、各部、各機関】

「共通編 第2部 第2章 災害応急活動への備えの充実」に基づいて災害応急対策の完全な実施を図るため、関係機関の緊密な連携の下に訓練を実施する。

また、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施することとする。

1 防災総合訓練

防災関係各機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び他の防災機関にも参加を要請し、また、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を行う。

また、県の地域合同防災訓練により、他の地方公共団体間と密接に連携をとりながら、広域訓練を実施する。

なお、実施時期、災害想定、訓練内容等については、参加関係各機関と協議して決定することとする。

2 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれが所管する業務に関し、防災訓練を実施することにより、職員に対して防災体制の周知等を図るとともに、積極的に他機関あるいは市民の参加を求めて、地域の防災体制の確立に資する。

3 市民、事業所等の訓練

市民、事業所等は、「自らの命は自らで守る、自らの地域は自分たちで守る」という防災の基本にたって、災害時に地域の住民すべてが安全に避難できるよう地域ぐるみで、初期消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練、図上訓練など実践的な訓練実施計画を立案し、「みんなで逃げよう」をテーマに減災防災の訓練を実施する。

防災安全課及び消防本部は、自主防災組織、事業所等に対して、防災訓練の実施を呼びかけるとともに、指導、相談に当たる。

4 防災訓練の実施計画

防災訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

1	訓練を行うに当たっては、地震、津波など災害と被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も必要とする実践的な訓練となるよう工夫すること。
2	毎年、地震、津波をテーマにした防災訓練を行うよう努めること。
3	訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

訓練に関する実施計画は、下記のとおりである。

資料編参照

予防-11

訓練に関する実施計画一覧表

第2 学校における津波防災訓練の実施

1	各教育施設において、地震災害に対応した防災訓練、避難訓練を実施する。
2	地震災害に対応した、幼稚園、小学校、中学校、(幼児、児童生徒及び保護者)を対象にした避難訓練を実施する。
3	発災時別対応(在校園時、登下校園中他)の計画を作成する。
4	学校における津波防災訓練を実施する。 ①芦屋浜に所在する学校は、念のため、避難訓練の一部を津波警報発表と想定した訓練とし、3階以上の建物への避難訓練を進めることとする。 ②自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、学校で学習している津波防災学習を想起させると共に、訓練が実施できればこれを行うこととする。 ③地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害についてふれることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。

第3 住民などへの普及啓発活動

【都市建設部、各部、各機関】

「災害の発生に備え、各自・各家庭等で自らが対策をとること」(自助)が被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、自主防災思想の普及、徹底を図る。

1 防災知識普及の推進

1	市民に防災に関する知識啓発のため、市民向けのパンフレット等を作成し、それらを活用して防災知識の普及を図る。
2	土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険個所など土砂災害(特別)警戒区域の情報を市民向けのパンフレット等により周知するとともに、土砂災害(特別)警戒区域の指定情報を得るため、市民自らが県や市のホームページ等に常に関連できるようにサイト情報などについても周知を図る。

3	災害に備え，防災訓練を通して避難，救護など防災の基本となる自助，共助など適切な行動が取れる自主防災意識の向上を図る。
4	地域防災の視点を生かし，地域における防災知識の周知を図る。
5	市民の円滑な避難のため，広域避難場所，避難所及び避難経路についての情報をハザードマップ等に記載し，情報提供を図る。

<作成済の市民向けパンフレット>

防災情報マップ（土砂災害・津波）
あしや防災ガイドブック

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 【都市建設部、各部、各機関】

第1 住民等に対する教育及び広報

- 1 市は、域内外の居住者等が地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- 2 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。
- 3 市は、県と協力して、地震に係る防災住民等に対する教育を実施するとともに市が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を受ける。
- 4 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。

1	南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
2	地震及び津波に関する一般的な知識
3	地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とすべき行動に関する知識
4	正確な情報入手の方法
5	防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
6	各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
7	各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
8	情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底
9	平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
10	住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- 5 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。
- 6 市等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が、地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても、留意することとする。
- 7 市は、県による津波シミュレーション等をもとに、避難場所等を盛り込んだ津波ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

第2 学校園防災教育の推進

1	幼児、児童生徒に防災に関する知識を修得させるため、手引書等を活用して防災教育の推進を図る。
2	災害に備え、防災訓練を通して、災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動が取れるよう指導する。
3	地域防災の視点を生かした防災教育の推進を図る。
4	小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。 ①過去の地震及び津波災害の実態

②津波の発生条件，高潮，高波との違い ③地震，津波が発生した場合の対処の仕方 ④ハザードマップの作成を保護者，地域住民と共に取り組み，自分の家や学校，地域の様子を知ること

第3 防災上重要な施設の職員等に対する教育

「防災上重要な施設」とは，災害のおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは，被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい，その管理者に対しては，災害対策基本法第48条により，防災訓練の実施が義務づけられている。

1 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は，職員に対し，講習会や防災訓練等を通して，防災学習の徹底を図る。

2 防災関係機関が行う防災教育

消防本部及び他の防災関係機関は，施設管理者及び防災要員に対し，法令に定める保安講習・立入検査，地域における防災講習会等を通じ，防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第4 職員に対する教育

市は，災害応急対策業務に従事する職員を中心に，その果たすべき役割に応じて，地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため，必要な防災教育を行うこととする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものこととする。

1	南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
2	地震及び津波に関する一般的な知識
3	地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
4	職員等が果たすべき役割
5	地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
6	今後地震対策として取り組む必要のある課題
7	家庭内での地震防災対策の内容

第5 相談窓口の設置

市は，地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに，その旨周知徹底を図ることとする。

第6章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について、調査を開始する旨を示す情報。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿い想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報。

第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施することとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について、確認を行うこととする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 防災組織の設置

市は、南海トラフ巨大地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定めるものとする。

(4) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。

(5) 交通対策

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

その他交通対策に関わる防災関係機関は、津波災害に備えて必要な対策を講じるものとする。

(6) 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 防災組織の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて災害対応室等を設置する。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定しんげん域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3) とるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。